

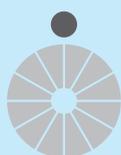


学校防災のための参考資料
「生きる力」を育む防災教育の展開



文部科学省

学校防災のための参考資料
「生きる力」を育む防災教育の展開



文部科学省

まえがき

平成23年3月に発生した東日本大震災により、多数の学校、児童生徒等に甚大な被害が生じたことは、平成7年の阪神・淡路大震災及びそれ以降の地震の教訓を踏まえ、防災教育・防災管理、学校の施設整備を進めてきた学校現場に対し、津波による被害という新たな課題を提示しました。

学校現場における防災を含む学校安全については、これまでも学校保健安全法に基づき、学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、地域の関係機関等との連携など、様々な措置が講じられ、また、平成20年及び平成21年に改訂された学習指導要領及び幼稚園教育要領において、安全に関する指導の充実が図られてきたところです。

文部科学省においては、東日本大震災を契機として、改めて防災教育・防災管理等を見直すため、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、平成24年7月に最終報告が取りまとめられ、さらに、国においても、平成24年4月には、防災を含む学校における安全に関する取組を総合的かつ効果的に推進するための「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定しました。

この「学校安全の推進に関する計画」において、「国は学校における安全に関する指導が系統的・体系的になされるよう、各教科等における安全に関する指導内容を整理し、学校現場に対してわかりやすく示す」ことや「安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う」ことなどが示されていました。

本資料は、このような状況を踏まえ、平成10年に作成した防災教育のための参考資料『「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開』を、新たに学校防災のための参考資料『「生きる力」を育む防災教育の展開』として改訂したものです。

各学校におかれては、本資料を活用し、児童生徒等の発達の段階や地域の実情に応じた効果的な防災教育を実践していただくようお願いいたします。

末尾となりましたが、本書の作成に当たり多大な御協力をいただいた作成協力者並びに関係の方々に、心から感謝申し上げます。

平成25年3月

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公人

「『生きる力』を育む防災教育の展開」作成協力者【平成24年度】

(平成25年3月現在)

	阿南恒明	気象庁札幌管区気象台技術部地震火山課地震津波防災官
	荒川早月	東京都立大塚ろう学校副校長
	今村文彦	東北大学大学院工学研究科教授
	江原信之	東京消防庁防災部副参事兼消防司令長
	及川美香子	岩手県釜石市立釜石小学校教諭
	大平秀明	栃木県益子町立益子中学校教諭
	桶田ゆかり	東京都文京区立明化幼稚園長
	貝瀬佳章	静岡県教育委員会教育総務課主幹
	菊池国浩	岩手県釜石市立釜石小学校教諭
	澤野次郎	災害救援ボランティア推進委員会委員長
	中村弘	鹿児島県霧島市立宮内小学校教諭
	納口恭明	独立行政法人防災科学技術研究所総括主任研究員
	原本憲子	聖徳大学大学院教職研究科教授
	藤井紫央里	兵庫県立淡路高等学校教諭
副座長	藤岡達也	上越教育大学大学院学校教育研究科教授 兼 上越教育大学附属中学校長
	松井謙太	新潟県新発田市立赤谷小学校長
	宮田龍	高知県高知市立潮江中学校長
	守屋新一	東京都立久我山青光学園主幹教諭
	矢崎良明	東京都板橋区立志村第一小学校長
	安武正太郎	東京都立矢口特別支援学校副校長
	山口裕之	宮城県立光明支援学校教諭
	山本美苗	埼玉県立草加南高等学校教頭
座長	渡邊正樹	東京学芸大学教授

なお、文部科学省においては、次の関係官が編集に当たった。

大路正浩	スポーツ・青少年局学校健康教育課長
和田勝行	スポーツ・青少年局学校健康教育課企画官
河村雅之	スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐
佐藤浩樹	スポーツ・青少年局学校健康教育課安全教育調査官
高塚秀和	スポーツ・青少年局学校健康教育課防災教育係長
堤菜穂子	スポーツ・青少年局学校健康教育課防災教育係

目 次

第1章 学校防災の意義とねらい	1
■1 学校防災の意義	1
■2 災害の発生と学校防災推進上の課題	2
(1) 大規模な自然災害の教訓と課題	2
(2) 近年の自然災害と課題	3
(3) 地域の特徴を理解し、地域と連動した学校防災の取組	4
■3 学校安全の構造と学校防災	5
(1) 防災教育	6
(2) 防災管理	7
(3) 災害安全に関する組織活動	7
第2章 学校における防災教育	8
■1 安全教育と防災教育	8
■2 防災教育のねらい	8
■3 防災教育推進上の留意点	11
■4 教科等における指導の機会	11
■5 家庭、地域社会と連携した指導の機会	12
■6 防災教育に関する指導計画の作成	13
(1) 防災教育に関する指導計画の基本的な考え方	13
(2) 防災教育に関する指導計画の作成に当たっての配慮事項	13
(3) 学習指導要領等における主な防災教育関連記述	15
■7 防災教育の評価	25
(1) 防災教育に関する指導計画の評価	25
(2) 指導方法や指導過程の評価	25
(3) 指導の成果の評価	26
第3章 学校における防災管理	27
■1 災害発生に備えた安全管理（事前の危機管理）	27
(1) 学校の立地環境と予測される災害	27
(2) 施設・設備等の安全点検及び改善措置	27
(3) 情報連絡体制の整備	28
(4) 非常用物資の備蓄管理	28
(5) 災害発生時の緊急措置を講じる体制等の整備	28
■2 災害発生時の対応（発生時の危機管理）	30
(1) 基本的な対応例	31

(2) 生活の場面ごとの対応例	32
(3) 災害別の対応例	33

■3 災害発生後の対応（事後の危機管理）	41
(1) 児童生徒等の心のケア	41
(2) 教育活動の再開に向けた対応	42
(3) 避難所としての対応	42
■4 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成	43
(1) 盛り込む内容	43
(2) 作成の手順	44
(3) 見直し・改善のポイント	44

第4章 災害安全に関する組織活動 45

■1 校内推進体制の整備	45
■2 組織的な教職員研修の充実	45
(1) 校内における研修	45
(2) 外部の機関における研修	46
(3) 児童生徒等や保護者との合同研修	46
■3 家庭、地域社会との連携	46
(1) 地域の防災力を活かした防災教育	47
(2) 保護者、地域関係機関等との連携による安全確保	47
(3) 避難所の開設や運営の協力・支援	48

第5章 学校における防災教育の展開例 49

■1 幼稚園防災教育年間計画例及び授業展開例	52
■2 小学校防災教育年間計画例及び授業展開例	80
■3 中学校防災教育年間計画例及び授業展開例	120
■4 高等学校防災教育年間計画例及び授業展開例	143
■5 特別支援学校防災教育年間計画例及び授業展開例	159

付 録 189

1 学校防災の意義

平成23年3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震の発生による災害）が学校現場に与えた衝撃は大きく、我が国において、改めて学校防災の在り方を考え直す機会となっているとともに、今後の復興に向けて心身ともにたくましい人材の育成が求められている。また、学校施設が周辺地域に果たすべき役割等についても一層重視されてきている。

今までも都道府県、市区町村の教育委員会などの教育行政や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教育現場は、発達の段階に応じた防災教育・防災管理等に取り組んできた。最近では、様々なケースを想定した危機管理として防災マニュアルやそれに則った訓練が策定・試行、改善され、学校内外の教職員研修の中でも取り組まれている。

しかし、学校における危機管理は、地震や津波、台風などの自然災害、火災や原子力災害だけでなく、交通事故、活動中の不慮の事故、侵入者、熱中症、さらには学校内の個人情報管理、いじめ等に関する問題なども含むと多岐にわたる。これらを意識しながらも、自然災害に対する危機管理は学校安全の基礎的・基本的なものになると考えられる。各学校においては、学校安全をどのように捉え、学校防災にどう対応し、いかに幼児・児童・生徒（以下、児童生徒等とする）を守るかについて、近年の学校の現状と課題から検討する必要がある。

学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、関係機関等との連携など、学校安全に関して各学校において共通に取り組むべき事項が規定された「学校保健安全法」が平成21年から施行された。各学校においては、この「学校保健安全法」の趣旨を踏まえ、防災の観点も取り入れた施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導や、教職員の研修等について、学校安全計画を立て実施することが義務づけられている。同時に、自然災害等発生時において教職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（マニュアル）を作成するなど、防災教育と防災管理を一体的にとらえ、学校防災の充実を図ることが求められている。

東日本大震災を受けて、各学校においてはマニュアルの見直しや改善が行われている。平成24年3月には、文部科学省から「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」が配布され、この中では学校の全職員が参加し、地域性を反映した学校独自のマニュアルづくりから避難訓練の実施・評価、改善まで、その作成手順が示されている。

また、近年の児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害等の発生及びその対応を踏まえ、学校保健安全法や学習指導要領に即した内容に改訂した学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校

での安全教育」を文部科学省が平成22年に作成し、各学校に配布している。内容としては、学習指導要領の改訂に準じる以外にも、評価の観点やボランティア活動、不審者侵入防止、地域学校安全委員会など、今日の現状を反映したものとなっている。さらに、小学校教職員用研修資料（映像、DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」、中学校・高等学校教職員用研修資料（映像、DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」並びに防災教育教材「災害から命をまもるために」（小学生用、中学生用、高校生用）を作成し、学校安全参考資料と同様に各学校に配布している。これらを参考としながら、各学校の現状に応じた学校防災の一層の充実が望まれる。

2 災害の発生と学校防災推進上の課題

(1)大規模な自然災害の教訓と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、児童生徒等や教職員等の学校関係者の死者・行方不明者が700名を超え、その規模が甚大であり被害が広範囲に及んだ。特に沿岸部の被害の大きかった学校では教育活動再開までに長い時間を要している。この災害の教訓と課題について検証や研究が行われているところであるが、平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震の発生による災害）の特徴と併せ、課題について考えてみたい。

阪神・淡路大震災では、発生が早朝で、断層型の瞬間的な強い揺れが発生した。他の時間帯であれば学校や通学路、活動場所において児童生徒等に多大な被害が出た可能性が高いと考えられている。そのため、大地震など大きな自然災害発生時において児童生徒等の安全をいかに確保するかという防災管理について大きな課題となった。一方、東日本大震災では、平日午後の地震発生であったため、発生時刻には多くの児童生徒等が在籍していたが、日常の避難訓練の成果や教職員の適切な避難誘導により、地震発生時の揺れによる児童生徒等・教職員の死者は発生せず、沿岸部の学校においても多くの児童生徒等が津波から避難している。しかし、津波によって人的被害を受けた学校もあり、特に、石巻市立大川小学校では、避難の判断が遅れ、津波によって全校児童108名のうち70名が死亡、4名が行方不明、教職員13名のうち10名が死亡（平成25年2月末現在）している。さらに、学校外施設で部活動中の高校生や下校途中、保護者への引き渡し後に津波の被害にあった例もみられた。このような災害が、長期休業中や児童生徒等が学校外にいる時間帯に発生していたら、児童生徒等はどのように行動していただろうか。東日本大震災により、防災管理の課題とともに、防災教育の課題も浮き彫りになったと言える。

さらに、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の共通した特徴の一つとして、多数の被災者が学校に避難したことが挙げられる。これらの大震災に限らず、大規模な自然災害が生じた時は学校が避難所となることが多い。その場合、行政担当者の組織的な避難住民への対応が始まるまで、その学校の教職員が避難所の運営協力にあたることがこれまでも見られた。学校が避難所となった場合に、

その運営から食料の配給等の適切な指示まで、教職員の献身的なはたらきに対する評価は高かった。東日本大震災での教職員の対応や復旧に向けての活動の辛苦は筆舌に尽くしがたい。復興、復旧に向けての取組はもとより、精神的に不安定な状態にある避難者への対応能力、集団のまとめ方などの能力は日常の教育活動から培われたものと考えられる。言い換えると、教職員に対する社会的な信頼が、むしろ、このような危機管理のときに大きな意味を持つと言える。

しかし、一方では、それらの対応のため、児童生徒等の安否確認や教育活動の再開に向けた業務に支障をきたしたとの報告もあり、災害時における学校の役割、学校・教育委員会等の防災体制、学校施設の防災機能・耐震性、地域住民の防災教育等の在り方等について、大きな課題となっている。

(2)近年の自然災害と課題

日本列島においては、平成7年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）から平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の間に、平成12年鳥取県西部地震、平成13年芸予地震、平成15年十勝沖地震、平成16年新潟県中越地震、平成19年能登半島地震、平成19年新潟県中越沖地震、平成20年岩手・宮城内陸地震（いずれも気象庁が命名した地震）など、人的被害を伴う震度6弱以上の地震が18回発生している。

また、地震防災対策特別措置法に基づき設置された「地震調査研究推進本部」（文部科学省所管）が、主要活断層帯、海溝型地震について地震規模や発生確率等を公表しており、「東海地震」「東南海・南海地震」など重大な地震災害の発生が懸念されている。平成24年12月に地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した「今後の地震動ハザード評価に関する検討」によれば、プレート（境界）型地震の生じやすい太平洋側だけでなく、日本国土の多くの地域において、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の高いことが報告されている。

東日本大震災では、犠牲者のほとんどが津波によるものであったが、阪神・淡路大震災では、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であった。平成16年新潟県中越地震や平成20年岩手・宮城内陸地震などにおいては、建物やブロック塀の倒壊などのほかに斜面崩壊等が原因で亡くなっている人が多い。また、これらの災害後の長期間に渡る避難所生活によるストレス等が原因で死亡している人もいる。

阪神・淡路大震災後は、各学校においても防災教育や防災管理の検討と改善が進められてきた。特に、地震や津波の甚大な災害を経験した地域、近年災害が多発している地域、あるいは、今後災害の切迫性が高い地域等を中心に、積極的な取組が行われている。しかし、その一方で、避難訓練が火災発生時の対応に関する指導のみとなっているなど、児童生徒等の災害に適切に対応する能力を高めるような取組が十分に行われているとは言えない地域も見られ、防災教育の取組が地域によって大きな差異があることも懸念される。

津波への対策については、東北地方太平洋沖地震の発生以前から、懸念されていたことが多かつ

た。例えば、平成22年のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波において、津波警報（場所によっては大津波警報）が発表された市区町村の中で、避難指示または避難勧告が発令された地域での避難率が37.5%という調査結果があった（出典：チリ中部沿岸を震源とする地震による津波避難に関する緊急住民アンケート調査結果【平成22年4月】／内閣府、総務省消防庁）。日本近辺で地震が発生した場合は当然ながら、海外等遠隔地で発生した場合でも津波による被害が生じるおそれがある。学校においては、海岸近くに立地するなど津波被害が予想される地域だけでなく、海岸周辺等で校外学習や課外活動等を行う際には、気象情報や自治体の避難勧告等の情報収集体制等を確立するとともに、高台等への避難経路を確認し、津波情報を入手した時の対応を事前に定めておくことが必要である。平成19年10月から気象庁によって緊急地震速報がテレビ放送等などを通じて一般に提供されるようになったが、学校においても、児童生徒等に周知を図るとともに、学校の特色や児童生徒等の状況に応じた緊急地震速報の利活用についても検討されたい。

地震・津波以外の災害として、特に目立つのは気象災害である。近年では平成23年7月新潟・福島豪雨、平成23年台風第12号、平成24年7月九州北部豪雨で甚大な被害が生じた。台風、低気圧、集中豪雨などがもたらす風水害は、ある程度予測が可能であるため、気象情報等を確認し事前の対応をとることで被害を軽減させることが可能である。また、自治体が発令する避難勧告等と連動した対応も必要となる。竜巻等突風災害としては平成18年に宮崎県延岡市、北海道佐呂間町での竜巻災害がある。平成24年につくば市で発生した竜巻では中学生が犠牲となった。校内においても運動会や体育祭、球技大会など屋外運動場での活動では、不安定な気象条件下で発達する積乱雲による雷の発生、竜巻、突風、急な大雨には備えておかななくてはならない。これらの現象は局地的であり範囲も限定的であるため正確な予測が難しい。そのため、学校や教職員は気象情報を活用しつつも、積乱雲が接近する兆しを感じたら、落雷や竜巻突風等に備えて、速やかに活動を中止し、児童生徒等の安全を確保する必要がある。また、予期せぬ風等に備えて、常にテントやサッカーゴール等を固定しておくことが必要になる。

また、北海道や本州日本海側など、国土の50%近くが豪雪地帯に属しているため、雪害も無視することができない。近年では、平成18年豪雪等によって大きな被害が生じた。教職員は児童生徒等が雪かきや雪下ろし等の作業中に事故に巻き込まれないように指導するとともに、スキー等の野外活動や修学旅行などの機会に豪雪地帯で教育活動を行う場合も情報収集や危険性への配慮が必要である。

火山災害では平成12年の有珠山噴火、三宅島噴火がある。我が国の国立公園の80%以上は火山活動に関連する。学校周辺に火山がなくても修学旅行等で訪れる場合もあり、その際には現地情報の収集とともに過去の災害事例等も熟知しておくことが大切である。

(3)地域の特色を理解し、地域と連動した学校防災の取組

学校は、地震・津波による直接の被害の他にも、地域の特質に応じて自然災害に対しての様々な

安全対策が求められている。例えば、地形や地質の特性によっては、地震に伴って大規模な斜面崩壊が生じる可能性もあり、学校の立地場所、通学路の状況を把握しておくことが必要である。

また、大雨等によって中山間地域では崖崩れや土石流が発生するおそれもある。多くの人口や資産が集中する都市部では、繰り返し洪水や浸水の被害を受け、そのたび河川の拡幅や浚渫、築堤、下水道の整備など様々な対策がとられてきた。しかし、近年、都市部を中心として、コンクリートやアスファルトによる大地の被覆が進み、土地の遊水機能が著しく減少している。さらに、このような場所では地表と上空との間に温度差が生じやすくなるため上昇気流が発生しやすくなり、湿潤な状況であると集中豪雨が生じる。地域の排水機能がこれに追いつかなくなると、浸水被害が生じることになる。

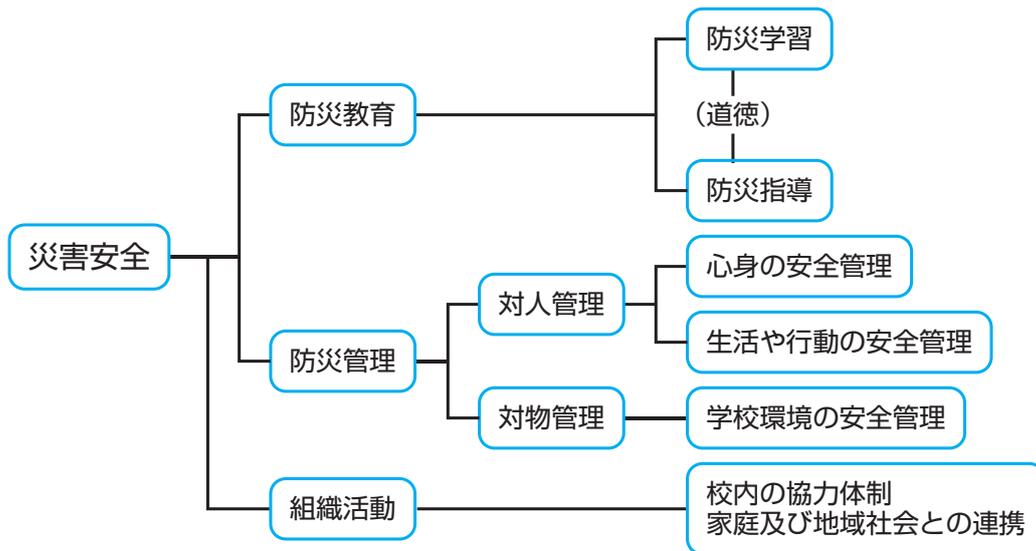
学校においては、自治体が発行したハザードマップなどで日常から地域の危険な箇所や生じる可能性がある自然災害の特色を知り、学校の立地状況や通学路、活動場所などを掌握しておく必要がある。ただし、ハザードマップは、過去の災害履歴など一定の災害規模を想定して作られており、場合によってはその災害規模を超えることがあることも考えておかなければならない。学校から離れて教育活動を行う場合も、現地の情報を収集したり、あらかじめ活動周辺地域における警察や医療機関等の関係機関との連携も重要である。

災害が生じた場合の学校の復旧や再開には地域と一体となった取組が求められる。自然災害が生じたとき、低年齢者や高齢者等のいわゆる社会的な弱者への被害が精神的なダメージも含めて大きくなりがちである。そのため、復興作業等の物理的支援だけにとどまらない児童生徒等への心のケア等について専門家との連動も求められている。さらに災害後、幼稚園や小学校では、休日であっても学校を開放したり、比較的年齢の近い中学生や高校生・大学生と関わったりする機会を設定することも重要な意味を持つ。

災害時やその後では、児童生徒等の心身の保護は大切なことであるが、児童生徒等は、単に地域や大人達から守られたり、支援を受けたりするだけではない。学校周辺での清掃活動や避難所等での合唱などへの取組を通して、自分たちと社会との関わりに気付いたり自己効力感を高めたりすることにもつながる。児童生徒等の働きかけが地域の大人を励ますこともあることが過去の事例から報告されている。また、高齢者に対しても子どもたちとの接触が相互に意味を持つことも多い。

3 学校安全の構造と学校防災

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなっている。学校安全の一領域である災害安全は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができる。



(1)防災教育

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に切り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

このことを、教育課程の領域に即して考えてみると、主として、前者は体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事などで取り上げられることが多い。なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤としての意義をもつ。

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、開かれた学校づくりや家庭や地域社会と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災教育を推進することも重要である。

(2)防災管理

防災教育を効果的に推進することと併せて、防災管理の徹底を図ることが重要である。学校における防災管理は、学校長のリーダーシップの下、自然災害の発生を想定し、事故の原因となる学校環境の危険を速やかに除去したり、災害発生時や事後に適切な応急手当や安全措置がとれる体制を確立したりするなど、児童生徒等の安全を確保することを目指して行われるものである。平常時からの児童生徒等一人一人の心身の状態の把握や個に応じた安全に関する指導、想定される被害等を踏まえた避難経路の確保並びに施設・設備等の安全点検及び改善措置を行うとともに、危険が予想される場合に教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、災害発生時や事後の体制整備等について、研修等により教職員の共通理解の徹底を図ることが大切である。

(3)災害安全に関する組織活動

防災教育及び防災管理を円滑に行い、その充実を図るために重要となるのが、災害安全に関する組織活動である。校内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明らかにするとともに、平常時及び災害発生時の防災体制の確立を図る必要がある。大きな災害の後には専門家と連動した心のケアにも配慮しなくてはならない。

また、すべての教職員の安全に関する意識や知識・技能を向上させるため、学校安全計画に校内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した研修を行うことが必要である。

さらに、地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、教育委員会や防災担当部局、消防署や自主防災組織など地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、計画的な防災教育や防災管理の充実に努めることが重要である。



地域住民との合同避難訓練
(高知県)

1 安全教育と防災教育

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月）では、今後における教育の在り方の方向として、引き続き「生きる力」が位置付けられた。答申では、「生きる力」として、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力が挙げられている。これらは東日本大震災後の被災地での復興、復旧に向けての学校教育を考えた場合、改めてその重要性が意識される。この答申を踏まえた平成20年の小・中学校、平成21年の高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂において、その総則に安全に関する指導について新たに規定されたほか、関連する各教科等においても安全に関する指導の観点から内容の充実が図られている。学校における防災教育は災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育の意味も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育で目指している「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ということは、「『生きる力』を育む」とことと密接に関連している。今日、各学校等においては、その趣旨を活かすとともに、児童生徒等の発達の段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災教育の展開が必要とされている。

2 防災教育のねらい

防災教育は様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。したがって、防災教育のねらいは、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文科省、2010）に示した安全教育の目標に準じて、次のような3つにまとめられる。

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって、児童生徒等が迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校途中や在宅中に被害に遭った児童生徒等がいた。自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付けさせることが極めて重要である。その際には、人間には自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理的特性（正常化の偏見（バイアス））があることにも注意が必要である。

また、自然災害が多い我が国においては、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。より良い社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されており、このことは、学校における安全教育の目標の一つである、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながるのである。



ボランティア活動の推進（岩手県）

これらの防災教育として必要な知識や能力等を児童生徒等に身に付けさせるためには、その発達段階に応じた系統的な指導が必要である。現在も各学校においては防災教育が実践されているが、年数回の避難訓練時の全体指導であったり、その前後の学級活動等で行われることが多い。防災教育は、各教科等のように発達の段階に応じた目標や内容が示されておらず、各学校においては指導の体系化が求められていた。

そこで、本参考資料では、幼稚園児から高校生まで、児童生徒等の発達の段階に合わせた防災教育の目標を設定するとともに、指導する内容の整理を行った。（校種ごとの年間計画例、授業展開例は第5章を参照）

次ページの「発達の段階に応じた防災教育」は、前述した防災教育のねらいに迫るため、各校種ごとの目標とねらいの項目ごとの目標を示している。校種間の‘つながり’や‘学習の発展性’を考慮し、児童生徒等の発達の段階に応じ身につけさせたい知識や能力の基本となる考え方である。この体系は、第5章の各校種ごとの防災教育年間計画（例）とリンクしており、各教科等の学習を通して防災教育の目標に迫る授業展開例も掲載している。

発達の段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び被災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア 知識、思考・判断

・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。

ウ 社会貢献、支援者の基盤

・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア 知識、思考・判断

・災害発生メカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

ウ 社会貢献、支援者の基盤

・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア 知識、思考・判断

・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる

ウ 社会貢献、支援者の基盤

・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア 知識、思考・判断

・教師の話や指示を注意して聞き理解する。
・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。

イ 危険予測・主体的な行動

・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見付けた時、身近な大人にすぐ知らせる。

ウ 社会貢献、支援者の基盤

・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

3 防災教育推進上の留意点

防災教育には災害の直接の原因となる自然について知ることが必要であるが、自然は人間に対して多くの恩恵を与えていることも忘れてはならない。例えば、豊富な水量が稲作農業等に欠かせなかったり、火山活動や地殻変動が優れた景観や温泉などをつくり地域の活性化に結びついたりもしている。また降雪はスキーなどのレジャーやスポーツにも関係している。自然と人間との関わりは、体験型学習や問題解決型学習と連動した教科学習や総合的な学習の時間、修学旅行などの学校行事、その他の特別活動など、様々な教育活動を通して学ぶことができる。実際、地域の自然に根ざした実践的な教育活動が各地で展開されている。このような機会を利用して、自然は人間にとっていつも都合よくできているわけではなく、自然には恩恵と災害の二面性があることを児童生徒等が意識するようになることを期待したい。

自然災害についての教育は自然と人間との関係を考える点で環境教育とも大いに関連している。また、自然災害による被害は発展途上国で大きくなりやすく、国際理解教育等とも関連して取り扱うことも考えられる。例えば、治水・利水等については、日本だけでなく、稲作農業を中心とする東アジア全体の課題でもある。また、地震、津波や火山活動によって生じる災害は環太平洋の国々にとっても共通の関心事である。日本は戦後、膨大なエネルギーと費用をかけ、治水事業に取り組んできた。その成果として洪水による被害は激減することになった。しかし、逆に、これが、大人も含めて水害の危険性を有する河川に対する認識の弱さにつながる可能性もある。自然災害や防災を考えるためには、自然科学の知識を社会的文脈や日常生活との関連から考えた教育の展開も望まれる。

また、道徳教育とも関連して、中等教育段階で自然に対する「美しさ」、「感動」さらには「畏れ」を知ることは、人間の環境へのはたらきかけとともに、自分の生き方を考えるきっかけになるとも言える。

4 教科等における指導の機会

幼稚園教育要領並びに特別支援学校幼稚部教育要領においては、領域「健康」のねらいを「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」としている。

また、内容として「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」と示しており、留意事項として「各領域に示すねらいは、幼稚園（幼稚部）における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。」としている。

さらに、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校（小学部・中学部及び高等部）学習指導

要領の総則において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動、自立活動などにおいてそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」としている。

これらのことから、学校における安全教育の一環として行う防災教育は、関連する教科等の内容の重点の置き方を工夫したり、有機的関連を図ったりするなどして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育活動全体を通じて適切に行うよう努める必要がある。

防災教育の推進にあたっては、災害発生時には自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、災害発生後自分たちに何ができるのかなど、発達の段階に応じて正しく判断し行動できる児童生徒等を育てていくという視点で目標を掲げ、実践に取り組んでいく必要がある。さらに家庭・地域の人たちとの連携を密にし、家族、地域の人たちと関わり合いながら活動していくことにより、地域の防災力を高めることも可能である。また、教育活動の様々な場面で行われている縦割り活動を防災学習に生かし、小学校であれば高学年が学んだことを下級生に教えるなど共に学ぶ活動を行うことで、生命の大切さ、思いやりの心を持った児童生徒等を育てることができる。

なお、児童生徒等に防災に関する知識・理解を深めさせ、行事や避難訓練、防災管理等の計画の見直しを行うにあたっては、教職員の防災意識・知識の向上を図る取組や、地域に向けた情報発信、家庭・地域の防災組織と連携した活動を積極的に取り入れていくことが重要であり、その実践が災害に強い学校・地域づくりに進展していくことになる。

5 家庭、地域社会と連携した指導の機会

学校における防災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、計画的・組織的に進めることが必要である。しかしながら、生涯にわたり災害に適切に対応できる能力を育て、生きる力を育むためには、家庭や地域における実践的な教育が重要である。

そこで、学校で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力を育成する必要がある。

例えば、家庭における家族会議、緊急地震速報放送時の訓練、災害時伝言ダイヤルの利用体験、防災センター等における体験学習の実施、地域の消防署や公民館等による防災に関する講座や体験

学習、地域と学校の合同防災避難訓練の実施等などが考えられる。さらに、児童生徒等が地域の一人として役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えることも重要である。このような地域社会や家庭における多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき児童生徒等の災害に適切に対応する能力の向上及び防災への自立を促すものと考えられる。

6 防災教育に関する指導計画の作成

(1) 防災教育に関する指導計画の基本的な考え方

防災教育に関する指導計画を作成する際には、防災教育の教育課程への位置付けを明らかにし、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の重点の置き方や相互の関連を工夫したり、児童生徒等の発達段階を考慮したりすることが重要である。その際、「生活安全」「交通安全」の内容とともに学校安全計画の内容に含め、相互の関連性を踏まえ作成することも大切である。（『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月／文部科学省）別表P114-P123参照）

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級（ホームルーム）活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成することが大切である。

(2) 防災教育に関する指導計画の作成に当たっての配慮事項

- ① 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- ② 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を相互に関連付けるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。例えば、各教科等の知識、思考・判断や態度を習得する学習を、道徳の時間、特別活動の自主的、実践的な学習、総合的な学習の時間の教科等の枠を超えた学習と関連付けたりするなどが考えられる。
- ③ 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための指導計画であるが、年度途中で新しく生じたり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性をもたせることが必要である。その際には、「朝の会」や「帰りの会」などにおける指導を活用することも考えられる。

- ④避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、津波など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるように配慮する。また、学級（ホームルーム）活動等との関連を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生のメカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- ⑤防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心をもって積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピュータや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。（指導資料等については付録参照）
- ⑥児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- ⑦障害のある児童生徒等について、個々の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど、地域と一体となった防災教育を検討する。
- ⑧防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- ⑨学校は保護者参観等の機会をとらえ、学校安全（防災）に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するよう促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。
- ⑩教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し、実施する。
- ⑪学校は防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力が身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用することも考えられる。

(3) 学習指導要領等における主な防災教育関連記述

防災教育を教科等の指導と関連付けると、学習指導要領や、教科等の解説には、例えば次のような防災教育に関連する記述がある。ここでは、主なもののみを記載しており、防災教育に関する内容は、この記載に限るものではない。なお、間接的な内容を含めた指導展開例を第5章に示している。

①幼稚園【幼稚園教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

2 内容

- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

②小学校【小学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

〔第5学年〕

2 内容

- (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択

して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

第4節 理科

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

2 内容

B 生命・地球

(3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。

ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土の様子が大きく変化する場合があること。

(4) 天気の変化

1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。

ア 雲の量や動きは、天気の変化と関係があること。

イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。

〔第6学年〕

2 内容

B 生命・地球

(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

第5節 生活科

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目 標

- (1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心を持ち、地域のよさに気づき、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。

2 内 容

- (1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内 容

〔共通事項〕

- (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

〔学校行事〕

2 内 容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

③中学校【中学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社 会

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内 容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関

する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。

(ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。

第4節 理科

第2 各分野の目標及び内容

[第2分野]

2 内容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き
地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震

に伴う土地の変化の様子を理解すること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

(7) 自然と人間

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(イ)については、地震の現象面を中心に取扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の動き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ ウの(イ)については、地球を取り巻く大気の動きにも触れること。また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

[保健分野]

2 内容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

第8節 技術・家庭(家庭分野)

第2 各分野の目標及び内容

2 内容

C 衣生活・住生活と自立

(2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。

イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫すること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学級活動]

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

[学校行事]

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

④高等学校【高等学校学習指導要領（抄）】

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2 世界史B

2 内容

(1) 世界史への扉

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

2 内容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切である

ことなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的スキルを身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理科

第1 科学と人間生活

2 内容

(2) 人間生活の中の科学

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ (中略) (イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自

然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内容

(2) 変動する地球

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) (イ)の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

イ 地球の歴史

(ア) 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について理解すること。

(3) 地球の大気と海洋

ア 大気の大気と運動

(イ) 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

イ 海洋と海水の運動

(イ) 海水の運動

海水の運動や循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) イの(ア)については、段丘や海底堆積物も扱うこと。

ウ (中略) (イ)の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(中略) (イ)の「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(1)のエについては、二輪車及び自動車を中心に取り上げるものとする。また、自然災害などによる障害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

ある習慣の確立
〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律

⑤特別支援学校

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における指導内容に準ずるとともに、児童生徒等一人一人の障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて指導する。

なお、知的障害特別支援学校においては、次の例を参考にして指導する。(「 」は学習指導要領上の表記を示し、・は具体的指導例を示している。)

〈小学部〉

ア 生活科

(1段階)

「教師と一緒に健康で安全な生活をする。」

・教師と一緒に避難訓練に参加し、騒いだり、走り回ったりせずに机の下に隠れたり、教師と手をつないだりして、避難場所に移動をする。

(2段階)

「教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。」

- ・ガスの栓、ライター、マッチにはむやみに触れない等危険なものについて知る。
- ・避難時に、教師等の指示により、友達と一緒に行動する。
- ・「火事」、「地震」、「避難」などの言葉の意味を理解する。

(3段階)

「健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするよう心掛ける。」

- ・電気器具、ガス栓、ライター、マッチなどを安全に取り扱う。
- ・火災報知器や消火器にはむやみに触れない。
- ・避難時には、教師等の指示を適切に理解し、自分で安全な体勢をとったり、移動時には集団として行動したりすることが求められる。さらに、避難訓練等を通して、適切な行動の必要性を知る。

「身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。」

・警察署（派出所）、消防署、郵便局、病院などを実際に利用したり、見学したりしておよその仕事の様子が分かる。

〈中学部〉

ア 社会科

「日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。」

・警察署（派出所）、消防署、病院などの働きと自分たちの生活との関係を知る。

イ 理科

「人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。」

・主な病気やけがなどの原因やおよその症状を知る。

「日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。」

・よく使う道具や機械、電気器具などの働き・仕組みに関心をもち、使用する。アルコールや灯油の性質や使い方に関心をもつ。

・ガスの性質や器具の仕組みに関心をもち、使用する。

・地震や火山活動などに関心をもつ。

ウ 保健体育

「自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。」

エ 職業・家庭科

「道具や機械、材料の扱い方などが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」

・道具や機械などの簡単な手入れをする。危険な場所や物に注意して作業をする。機械の故障や危険な状態に気付いたらすぐに教師等に知らせる。

「家庭生活に必要な衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。」

オ 道徳

「個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。」

カ 総合的な学習の時間

「体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び協同学習を行うように配慮すること。」

キ 特別活動

「社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び協同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。」

〈高等部〉

ア 社会科

「公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。」

- ・警察署、消防署、病院などの働きを知り、利用する。

イ 理科

「人の体の主なつくりや働きを理解する。」

- ・主な病気やけがなどの原因、症状を知り、予防に関心をもつ。

「生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。」

- ・よく使う道具や機械、電気器具などの働き・主な仕組みを知り、正しく安全に使用する。
- ・アルコールや灯油の性質や使い方を知り、安全に取り扱う。
- ・地震や火山活動などは生活に大きな被害を与える場合があり、被害を少なくするための方策が必要であることを理解する。

ウ 保健体育

「生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。」

エ 職業科

「道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習を行う。」

- ・道具や機械など操作に慣れ、正しく使う。危険な場所や物に注意して作業をする。機械の故障や危険な状態に気付いたら適切な処理をする。現場実習中の健康と安全に注意する。

オ 家庭科

「家庭生活で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。」

「被服、食物、住居などに関する実習を通して、実際的な知識と技能を習得する。」

カ 道徳

「個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。」

「保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。」

キ 総合的な学習の時間

「体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うように配慮すること。」

ク 特別活動

「社会性や豊かな人間性をはぐくむために集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。」

7 防災教育の評価

教育活動の評価は、指導計画の評価、指導方法や過程の評価、指導の成果の評価の3つの観点から行われるものである。これらは、相互に深い関連をもつものであるが、それぞれの観点を明確にした上で評価し、その評価を総合的にとらえて指導の充実・改善を図ることが大切である。

したがって、防災教育の評価は、基本的には学校経営評価の一環として行われることとなるが、併せて、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等においては、それぞれの特質やねらいに即して具体的な観点を設け、多様な方法を用いて実施するように配慮することが大切である。

また、その際に留意すべき点は、学校における防災教育が家庭や地域社会との連携を図りながら実施されるものであり、評価についても、保護者や地域住民等の参加を考慮するなど、家庭や地域社会との連携を図る必要がある。

(1) 防災教育に関する指導計画の評価

防災教育に関する指導計画の評価の観点としては、次のようなものが考えられる。

- ア 防災教育を進めるための全校的な指導体制が確立されているか。
- イ 防災教育の特質を踏まえ、指導のねらいが明確になっているか。
- ウ 防災教育を充実させるための指導時間が確保されているか。
- エ 各教科における防災教育にかかわる指導内容と学級（ホームルーム）活動や学校行事等における防災教育との有機的な関連が図られ、指導の成果が一層高められるように工夫されているか。
- オ 児童生徒等の行動や災害・事故の実態、地域の特性等に即して防災教育に関する適切で具体的な内容を取り上げているか。
- カ 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- キ 障害のある児童生徒等に対して適切な配慮がなされているか。
- ク 家庭・地域や関係機関・団体等との有機的な連携が図られているか。

(2) 指導方法や指導過程の評価

防災教育の指導方法や指導過程の評価は、指導のねらいと内容、指導の場、児童生徒等の実態等によって多様であるが、その観点としては次のようなものが考えられる。

- ア 防災に関する知識の理解にとどまらず、児童生徒等が日常生活における様々な危険を予測し、的確な判断の下に安全に行動できるようにするために指導方法が工夫されているか。
- イ 児童生徒等の防災意識や行動の実態に即して、ねらいを明確にするとともに、指導内容の精選や重点的な取り扱いなどの工夫をしているか。

- ウ 指導の効果を高めるために、ビデオ、DVDやICT教材等を利用するなど、視聴覚教材等の活用について工夫されているか。
- エ 防災に関する体験学習や避難訓練などを指導過程の中に適切に位置付けるなど、主体的な学習となるよう工夫されているか。
- オ 児童生徒等の自主的、実践的な活動を助長し、自らの安全を守るのみならず、進んで他の人々や地域に対して役立つことができるような態度、能力を養えるよう指導方法を工夫しているか。
- カ 児童生徒等の自己評価・相互評価を積極的に取り入れ、児童生徒等が主体的に自己の行動を反省し、安全な行動ができるよう指導方法を工夫しているか。
- キ 児童生徒等の行動特性に即して、個に応じた行動目標を設定できるよう工夫されているか。
- ク 家庭や地域社会との連携・協力を図り、児童生徒等に自分の地域の自然環境や過去の災害の特性、地域防災の仕組み等について理解を深めさせるような工夫をしているか。

(3)指導の成果の評価

指導の成果の評価は、指導目標に照らして児童生徒等がどのように変容したかを測定するものであり、その観点としては次のようなものが考えられる。

- ア 児童生徒等が日常生活を安全に営むために災害発生時の事故原因、安全な行動の仕方を理解して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようになったか。
- イ 児童生徒等が災害発生時の様々な危険を予測して、的確に判断して安全に行動できるようになったか。
- ウ 児童生徒等が自分のみならず、幼児、高齢者、障害のある人など他の人の安全を考えて行動できるようになったか。
- エ 児童生徒等が学校、家庭及び地域社会の安全に進んで協力し貢献できるようになったか。

以上のように学校における防災教育の評価を適切に行うためには、防災教育の内容に即した具体的な視点が必要になる。これらは、各学校において検討し計画された防災教育の内容を基に、様々な場面における児童生徒等の安全に関する態度や能力がどのように定着しているかを検討することになる。その際、避難訓練や通学路の安全点検等についても、教職員はもとより保護者や専門家の協力を得て評価を受け、学校としての評価に活かすことが望ましい。

学校における防災管理とは、安全管理の一環として行われるものであり、火災や自然災害による事故の要因となる学校環境や通学を含む学校生活における危険を予測し、それらの危険を速やかに除去するとともに、災害の発生時及び事後に、適切な応急手当や安全な措置が実施できる体制を確立して、児童生徒等の安全を確保することである。また、被災後に心のケアに配慮したり、授業再開を図ったりすることなども含まれる。

これらの防災管理と、計画的な防災教育、両者を円滑に推進するための組織活動によって通学路を含む学校における安全が確保できるのである。そのためには、各学校で作成する学校安全計画、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に基づいて、災害への「事前の危機管理」、災害が発生した場合の「発生時の危機管理」、発生後の「事後の危機管理」を適切に行う必要がある。

なお、防災管理を行うに当たっては、学校が所在する市区町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の避難所に指定されている場合の対応等についても十分協議・検討し、対策を講じておく必要がある。

1 災害発生に備えた安全管理（事前の危機管理）

(1) 学校の立地環境と予測される災害

起こりうる災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件などから予測できる場合もある。各自治体がハザードマップなどを作成し、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害、火山などに分けて、過去に発生した災害状況、河川の氾濫や高潮、津波による浸水想定区域、土砂崩れの危険箇所、火砕流等の災害に関する資料を備えているところもあり、学校においても積極的に利用することが望まれる。その際、資料はあくまでも過去のデータに基づいたものであり、それを上回る災害が発生することについても考慮しておかなければならない。

(2) 施設・設備等の安全点検及び改善措置

学校等は、児童生徒等の学習の場として、また、集団生活の場として常に安全な環境でなければならない。そのために、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

東日本大震災では、天井や照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながるおそれが大きく、同震災では天

井材等の落下により生徒が負傷する事態が生じたことなどから、文部科学省では、平成25年4月「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」を作成し、全国の教育委員会等に配布することとしている。当該手引きにある点検フローチャートやチェック項目等を踏まえて教育委員会等が実施した点検結果を学校も共有し、施設の安全性について校内で共有しておくことが必要である。

学校安全計画に基づいて毎学期1回以上実施する定期の安全点検では、対象が多岐にわたるため、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。また、災害発生が予測されるような場合には、臨時的に点検を行うことも考えられる。さらに、児童生徒等が日常的に使用する箇所についてはその使用前に点検を行い安全な環境の確保に努めなければならない。

(付録参照 ①安全点検表例・地震対策チェックリスト例(地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構想部材の耐震化ガイドブック))

(3)情報連絡体制の整備

災害時又は災害が発生する恐れがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。特に児童生徒等の下校や引き渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく必要がある。児童生徒等の在宅中(休日・夜間等)に災害が発生した場合や災害に関する警報が発表された場合、もしくは避難勧告等が発令された場合の登校についても同様に基本パターンを決めて保護者に周知する。

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)に連絡先と連絡内容等を盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

(4)非常用物資の備蓄管理

学校施設が避難所となった場合などのために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食料、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合の食料等の物資は、それらとは別に備蓄または調達する方法を考えておく必要がある。

(5)災害発生時の緊急措置を講じる体制等の整備

ア 災害発生時の応急対応体制の整備

各学校においては、災害の発生、又は発生のおそれがある場合において、学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成することとされている。学校及び周辺で起こりうる様々な災害について、様々な場面・状況（授業中、休憩時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保、防火・防災体制および保護者への連絡体制を整えると共に、その内容を保護者に対しても周知しておくことが必要である。

災害発生時には、学校防災本部等を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、防災体制の役割分担はもちろんのこと、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。教職員の出張や休日中の非常配備の場合などでは、あらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、当初人数が少ない場合には複数班に所属していくつかの役割を兼務させるなど、対応可能な教職員の数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な緊急の応急的指揮システムの整備を図る必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在の場合でもできるように、代行順位を明らかにしておくことが必要である。

避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日ごろから自治体や自主防災組織等と話し合い、避難所となる場合の運営方策（運営体制、初動体制、施設の使用制限について等）に関して確認しておく。その際、学校に教職員が不在の時間帯に起こる災害に対しては、地域住民が避難所を開設できる体制を整備しておく必要がある。（学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き参照）

実際に災害が起こっている最中に危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を確認する余裕はない。事前に危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておく必要がある。避難の際に必要な物品等（関係機関連絡一覧表、ハンドマイク、児童生徒等の名簿・連絡先、救急セットやAED、その他の非常持ち出し物等）は、すぐに携行できるようにカゴ等に入れて準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に周知できるよう体制を整えておく。

イ 災害別の事前の準備

（ア）火山災害

火山噴火が予想される場合等には、「警戒が必要な範囲」を明示した「噴火警報」などの火山に関する情報が発表される。地域防災計画には、火山活動の推移に伴い「警戒が必要な範囲」がどのように拡大されるのか定められているので、「警戒が必要な範囲」と学校の所在地等との位置関係を平常時から事前に把握し、噴火警報の発表に応じて、適切な退避・避難行動がとれるように、教職員等の行動の仕方を事前に決めて理解しておくことが重要である。

※「警戒が必要な範囲」とは、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に襲来し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象から逃げる必要がある範囲を示している。

(イ) 風水害

大雨警報等は市区町村に発表されるため、児童生徒等が複数の市区町村から登校する場合はその対応についても決めておく。また、テレビ・ラジオ等では複数の市区町村をまとめた地域の名称（〇〇地方など）で伝える場合があることから、気象庁ホームページ等で市区町村ごとの発表状況を確認するよう保護者に周知しておく。（自校ホームページに、自校に関わる各種気象情報へのリンクを張っておくのも良い。気象庁ホームページは、各コンテンツへの直接的なリンク（ディープリンク）が許されている）

(ウ) 原子力災害

学校の近隣に原子力関連施設がある場合、その設置状況や事故災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておくことが必要である。さらに、災害発生時における自治体の対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて理解しておくことも大切である。登下校中に原子力災害が発生したときは、防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞いて指示に従うよう児童生徒等及び保護者に対して周知徹底を図っておく。

なお、校外活動やクラブ活動等の対外試合等参加を行う場合、当該地域の気象的な特徴や過去の災害について調べるとともに、下見を行うなど、安全面の点検を行い、想定される災害や対応方法、危険箇所及び避難場所等について確認し、児童生徒等や保護者に周知しておくことも重要である。

2 災害発生時の対応（発生時の危機管理）

自然災害などが発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置する。災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。

以下、参考として、災害発生時の教職員の対応例等を示す。(1)で災害時の基本的な対応の流れの例を示したあと、(2)で学校生活における様々な場面における対応例を、(3)で災害（「火災」「地震・津波災害」「火山災害」「風水害」「原子力災害」）別に特徴的な対応を補足して示すこととする。

(1) 基本的な対応例

ア 初期対応（児童生徒等の安全確保、災害初期情報収集、安全確認、避難指示）

・火災や地震などは突然起こることから事前の対応は難しいが、風水害や火山災害では事前の予測がある程度可能な場合があり、気象情報等や噴火警報を確認することによって、早めに対策を講じることができる。

・災害の種類に応じて、身を守るための適切な指示を行い、児童生徒等の安全を確保する。

→授業中においては、教職員が児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。

（火気使用中であれば消火の指示、実験中であれば危険回避の指示）

→休憩中や放課後など教職員と児童生徒等が別々にいる場合は、教職員が手分けして児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。

・ラジオやテレビ、インターネット等や関係機関との連絡で災害の情報を収集する（災害の内容及び規模、地域の被害状況等）。

・避難経路の安全確認を行い、避難が必要な場合は避難指示を出す。

イ 避難（安全な避難、人員確認、携行物品）

・集団で素早い行動がとれるよう全体を掌握する。

・教職員の誘導により児童生徒等を安全な場所に避難させる。

その際、防災ずきんやヘルメット、防寒具等、避難時に身に付けるものについて指示を出し、落ち着いて、素早く安全に避難できるように配慮する。

・非常持出し物（避難先で必要となる物品等）を運搬する。

・校内を巡回して残留者の有無を確認する。

・避難場所で人員確認と安否確認（残留者の有無確認）を行い、行方不明者がいる場合は捜索や救出救助を行う。

・避難場所や周囲の安全点検を行い、必要があれば二次避難、三次避難を行う。

ウ 応急手当（けがへの対応、心肺蘇生とAED、心理的なケア）

・負傷者の確認と応急手当を行う。心停止の場合、すぐに心肺蘇生を行うとともにAEDがある場合には速やかに使用し、救急車を手配する。

・児童生徒等の不安への対応を行う。

エ 二次対応（災害情報収集、二次避難、被災状況把握、管理下外の児童生徒等の安否確認）

・引き続きラジオ、テレビ、インターネット等、また関係機関からの情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる。

・校舎や校地等の被害状況を把握する。校舎の使用が可能かなど安全を確認し、児童生徒等の校舎内外への移動が可能か判断する。

・学校管理下外の児童生徒等の安否確認を行う（欠席、早退、休日・夜間等）。



初期行動における様々な想定を工夫した訓練（福島県）

オ 事後対応（報告・連絡、下校・引き渡し、避難所対応）

（ア）報告・連絡

- ・教育委員会への連絡を行う（被害の状況、学校内外の状況、指導事項の確認、その他の情報収集、状況に応じて臨時休校の措置）。
- ・消防、警察、医療機関等への連絡を行う（関係機関連絡一覧表を作成し、発生時に携行する）。
- ・外部との連絡窓口を一本化して対応する（保護者等からの問い合わせ、マスコミ対応など）。

（イ）下校・引き渡し

- ・大規模な災害発生時には、通信手段が途絶したり、交通機関が麻痺する場合がある。保護者と連絡が取れない場合や通学路の安全が確認できない場合などについて、引き渡しや待機の判断に関し、学校と保護者との間で事前にルールを決めておく。

（ウ）避難所対応

- ・避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域住民と施設管理者の協力を得て行われる。休日・夜間等に災害が発生した場合は、教職員等が学校に到着する前に被災者が学校に避難してくることも考えられ、地域住民の主体的な開設や運営ができる体制作りが求められる。

カ 留意点（児童生徒等への事前指導など）

- ・情報収集に当たっては、情報の正確性に留意する。
- ・災害時に、教職員や保護者が必ず児童生徒等の身近にいられるとは限らないので、災害時に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるように、事前に指導しておくことが大切である。その際は、例えば家で地震に遭ったらどこに隠れるか、通学路上で竜巻が起こったらどこに避難するかなど、具体的に指導していくことが求められる。
- ・校外学習中は教職員の指示や人員の把握がしにくい状況もあること、また、児童生徒等が個人又はグループで分散していることなどを踏まえ、児童生徒等があらかじめ示された対応や主体的な判断による避難行動ができるよう事前学習の中で指導しておくことが必要である。

(2)生活の場面ごとの対応例

ア 登下校中（徒歩、自転車、スクールバス、公共交通機関、ほか）

- ・学校に避難してきた児童生徒等を保護し、安全を確保する。
- ・教職員は、災害の状況を把握して安全を確認した上で、できるだけ早く登下校中の児童生徒等の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。通学路の途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保については、保護者と学校が連携して当たる。

イ 校外活動中（遠足、修学旅行、臨海学校、林間学校、キャンプ等屋外での活動）

- ・携帯ラジオ等で災害の情報収集を行う（災害が起こったとき、又は起こりそうなとき）。
- ・あらかじめ決めていた最寄りの安全な場所に、児童生徒等を避難させる（早めの判断）。

- ・公共の交通機関や施設内では、係員等の指示に従って行動するよう指導しておく。
- ・負傷者の確認と応急手当、医療機関等への搬送等の対応を行う。
- ・児童生徒等の不安に対する対応を行う。
- ・学校と連絡を取り、児童生徒等及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、指示に従って行動する。

ウ 休日・夜間

- ・配備基準に基づき学校へ参集する。
- ・参集した教職員で役割を分担し、学校の被害状況確認、児童生徒等及びその家族、教職員等の安否確認等を行う。
- ・翌日以降の予定と留意事項等について児童生徒等に連絡する。

(3)災害別の対応例

ア 火災への対応

(ア) 初期対応

- ・火災警報装置が作動した場合は、直ちに現場を確認する。
- ・学校又は学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や児童生徒等に声や火災報知器で火災発生を伝えるとともに、出火場所と状況を職員室（本部）に連絡する。
- ・教職員による初期消火を行う。
- ・消防（119番）へ通報する。
- ・負傷者がいれば直ちに火災場所から搬出し、応急手当を行う。
- ・火災の場所や規模、風向きなども考慮して避難場所を決定する。

(イ) 避難

- ・火災の状況に応じて「水に濡らしたタオルで口を押さえながら、低い体勢で逃げる」などの確かな指示を行い、迅速かつ安全に避難させる。

イ 地震・津波災害への対応

地震は突発的であるため、発生時には児童生徒等の動揺は極めて大きく、室外への飛び出しなど混乱状態を引き起こすことがある。したがって、まず教職員は、冷静さを失わず的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させる必要がある。

地震の場合の一次避難（安全確保行動）としては、机の下に入ったり、太い柱の近くで低い姿勢をとるなど、上からものが「落ちてこない」横からものが「倒れてこない」「移動してこない」安全な場所にいち早く身を寄せることが重要である。

また、地震後に発生する津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものまである。いずれの場合であっても、津波の危険地域の学校や、津波の危険地域で

活動をしている場合においては、対応が遅れることのないよう情報連絡体制を整備するとともに、教職員が避難等に関する事項について共通理解し、適切に児童生徒等の安全を確保する必要がある。

(ア) 初期対応

- ・屋内では落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守ることが大切である。上からものが「落ちてこない」横からものが「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ頭部を保護する、机があればその下にもぐり机の脚を持つように指示する。実験等で火気を使用していたり、工作等で工具を使用していたりした場合は、火傷やけがに注意するよう指示する。(※指示がなくても、これらの身を守る行動ができるようにしておくことが大切である)
- ・屋外運動場では落下物を避けるため校舎等から離れ、運動場の中央に避難させる。(事前に液状化や地割れの可能性について調査が必要)
- ・二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する。
- ・職員室等に在室する教職員は、緊急放送をする。状況に応じて、児童生徒等の安全確保、避難経路の確保、火の元の初期消火を教職員に指示する。



初期行動における様々な想定を工夫した訓練（福島県）

(イ) 避難

- ・揺れが収まった後、校舎の大規模な損壊や火災などの恐れがあり、校舎内が安全でないと判断される場合は、本部の指示により、教職員による誘導で体育館や屋外運動場あるいはその他安全な場所に避難を開始する。その際、余震等による落下物から身を守るため、頭部を保護しながら避難するように指示を出す。(津波の危険がある場合には指示を待たずに避難を開始するよう指導しておくことが必要)
- ・沿岸部や河川周辺など津波の危険地域にある学校では、津波警報が発表されなくても強い揺れや長くゆっくりとした揺れを感じた場合など、あらかじめ決められている避難場所へ避難する。
- ・学校が土砂災害等の危険地域にある場合、学校で待機している児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。

(ウ) 留意点

- ・児童生徒等が在校時だけでなく、登下校中や在宅時に地震が発生した場合など、児童生徒等が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められる。このようなことから、平素より様々な場面を想定した上で、「上からものが落ちてこない場所、横からものが倒れてこない場所や移動してこない場所に身を寄せる」など、児童生徒等一人一人の判断による対応ができるよう指導しておくことが必要である。緊急地震速報の警報音による安全確保訓練は揺れの前に安全確保ができることから有効である。実際に遭遇した場合、まず「カバンや持ち物

- で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸等から離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」「津波が発生するおそれがあるので海からできるだけ離れる」等の指導をしておく。
- ・強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報が発表された時は、津波の可能性があるので、安全な高い場所へ避難するよう指導しておく。
 - ・児童生徒等が登校中、下校中に地震が発生した場合は、原則として自宅か学校のどちらか安全で近い方へ向かう。避難（安全な場所への移動）の途中経路で児童生徒等が互いに助け合うこと、帰宅後できるだけ早く学校へ連絡することを指導しておく。交通機関を利用している児童生徒等は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないよう指導する。（遠距離通学の場合などは通学経路上の避難場所に避難するなど、地域の実状や通学方法等に応じた指導をしておく必要がある。）
 - ・地震の揺れによって、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象など二次災害の原因となる状況が発生し得るので留意する必要がある。余震により建物の損壊が進んだり、建物の外壁などが剥がれて落下するなどの二次災害が発生する可能性があることにも注意する。
 - ・児童生徒等の下校または引き渡しについては、学区内の交通事情や児童生徒等の居住地の被災状況や津波等の二次災害の危険性にも十分配慮した上で行う。

(エ) 場面ごとの対応

○登下校中

- ・学校が土砂災害等の危険地域にある場合や津波警報が発表され浸水被害の危険があるなどの場合、学校で待機している児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。

○校外活動中

- ・携帯ラジオ等で地震規模、地域の被害状況、津波警報の有無等、必要な情報の収集に努める。
- ・津波や土砂崩れなどの二次災害が想定される場合は、すぐに避難を行う。津波の危険が予測される場合は高台等へ避難する。

(オ) 津波の発生が予想される場合の教職員の対応例

- ・沿岸部や河川周辺など津波の危険地域で強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報や避難指示を待たず、直ちに避難する。また、津波警報を覚知した場合も、避難指示を待たずに直ちに避難する。
- ・避難後も携帯ラジオ等で情報を収集し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とする。津波警報や津波注意報、避難指示や避難勧告が出ている状況で、安易に避難を解除して沿岸部に戻らない。
- ・我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについて、避難指示の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できるこ



二次対応における様々な想定を工夫した訓練（福島県）

とがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施することが必要となる。

(カ)「東海地震に関連する情報」が発表された場合の教職員の対応例（該当地域のみ）

○情報の収集と教職員への周知

- ・東海地震注意情報、東海地震予知情報又は警戒宣言が発表される等の大規模地震の発生についての情報が出たことを確認した場合は、教職員に周知するとともに、児童生徒等が在校中の場合は、児童生徒等を教室等に集合させるなどして所在を把握する。

○情報発表後の対応

- ・児童生徒等が在校中の場合、児童生徒等が校外活動中の場合、児童生徒等が登下校中の場合など、事前に決めておいた対応により児童生徒等の安全確保を行う。
- ・非構造部材の転倒落下防止対策等の再確認及び必要に応じて補強等や立ち入り禁止等の措置をとる。
- ・教育委員会へ対応等の報告を行う。

○留意点

- ・東海地震の発生前に必ず予知情報等が出されるとは限らないことに留意する。（付録参照 ③ 東海地震に関する情報 気象庁）

(キ) 緊急地震速報が発表された場合の教職員の対応例

- ・緊急地震速報が発表されてから、強い揺れが到達するまでの時間は長くても数秒から数十秒であるが、この間に適切な行動をすることにより、被害の軽減が可能となる。児童生徒等が授業中であれば、教職員は身を守るよう指示する。また、休憩時間中、登下校中など様々な場面で情報を入手することが考えられるので、平素より様々な場面を想定した上で、児童生徒等一人一人の判断による対応ができるよう指導しておくことが必要である。

ウ 火山災害への対応

(ア) 初期対応

- ・噴火警報等に応じて、また、自治体から発令される避難指示・避難勧告に応じて、児童生徒等の下校又は避難を速やかに検討する。テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集し、噴火警報等の火山防災情報等に基づき、避難開始時期・避難方法を判断する。
- ・火山の噴火等（溶岩流、噴石、火砕流、火山泥流、火山灰、火山ガス等）に伴う災害発生に対しては、教育委員会や関係機関等と連絡を取り合っ、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。

(イ) 避難

- ・教育活動中に噴火が発生したときには、まず屋内の安全な場所に入るなどの避難行動をとることが必要である。
- ・噴火警報が発表された場合、「警戒が必要な範囲」の内側においては、直ちに範囲外に避難す

ることが基本であり、自治体から発令される避難指示・避難勧告に従い適切な避難行動等をとることが必要である。

- ・「警戒が必要な範囲」の外側であっても、風向きによっては遠方までこぶし大の噴石が飛んでくる場合があり、噴火に気づいたら、まずは屋内に退避するなどの行動をとることが必要である。

(ウ) 留意点

- ・登山や温泉地への校外学習などでは、周囲の火山の活動状況や火山ガスの状況を確認する。火山ガスは噴火等の現象が見られなくても噴出している場合があり、登山や冬季の温泉地等で火山ガスによる事故が起こることがある。硫化水素は低濃度では卵の腐ったにおいがあるが、高濃度では臭気を感じなくなるため、において判断するのは危険である。

エ 風水害への対応

地震に比べて、台風や低気圧などがもたらす大雨による水害や土砂災害、暴風、高潮などの危険度は徐々に高まってくる。激しい風雨の中では屋外での活動や移動が危険となることから、大雨警報、暴風警報等の気象情報を活用し、現象が激しくなる前に児童生徒等の安全を確保すること、川、用水路、崖、海岸などの危険な場所に近付かないことが大切となる。状況によっては次善の策として安全な建物に留まることや屋内の2階以上に移動することも有効である。発達した積乱雲がもたらす急な大雨、雷、竜巻等の激しい突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が難しく、台風や低気圧による風水害とは対応が異なる部分がある。発達した積乱雲がもたらす竜巻等突風以外にも、局地的な前線の通過や塵旋風（晴天時に校庭等で見られるつむじ風）などにより、突風が吹くことがある。このため、天気にかかわらず、テントなどの飛ばされやすいものは常にしっかりと固定することが必要である。

※大雪、風雪の場合も、おおむね風水害の場合に準じて対応する。

(ア) 初期対応

- ・気象情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で収集する。(付録参照 学校防災に活用できる主な気象情報)
- ・大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合、これら警報が発表される可能性がある場合、また、避難勧告等が発令された場合、注意報・警報の内容、気象情報、気象レーダー等を確認した上で、児童生徒等の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。
- ・下校時間や方法については、河川等の状況や天候、交通機関の運行状況などを把握し、教育委員会と相談の上、集団下校、保護者への引渡しなど児童生徒等の安全を考え決定する。早めの対応を心がけ、時機を逸して危険な状況の中を下校させることにならないように注意する。
- ・強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置を行う。

(イ) 避難

- ・大雨による土砂崩れ、洪水、高潮による浸水などの危険が迫ったと判断される場合（避難勧告等の連絡があった場合）は、児童生徒等を安全な場所へ避難させる。すでに道路が浸水しているなど、学校の上層階に滞在する方が安全と判断される場合は、次善の策として待避や垂直移動を検討する。

（ウ）留意点

- ・情報収集に当たっては、大雨、洪水、暴風の各注意報の中で警報の可能性に言及している場合や、時間的余裕を持って警報等が発表される場合があることに留意する。
- ・校外活動を行う場合、出発前に現地の気象情報（天気予報、注意報、警報、都道府県の気象情報等）を確認し、状況によっては、計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずる。（付録参照 学校防災に活用できる主な気象情報）

（エ）場面ごとの対応

○校外活動中

- ・大雨や強風が予想される場合、出発前のみならず現地でも最新の気象情報の入手に努めるとともに、警報等の発表時には、現地の防災関係機関（气象台や市区町村等）からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。
- ・風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き現地の防災機関からの情報等を踏まえて、校長の指示により行動する。
- ・波浪注意報、波浪警報が発表されている状況では海岸での活動は行わない。また、天気予報で「うねりを伴う※」との表現がある場合は、うねりにより浅瀬で急に波が高くなるので注意が必要である。※うねり…遠くの台風などにより作られた波が伝わってきたもので、滑らかな波面を持ち、波長の長い規則的な波。

（オ）発達した積乱雲がもたらす風水害への対応（雷、竜巻、急な大雨）

竜巻、ダウンバースト、ガストフロントなどの激しい突風（以下「竜巻等突風」という）や雷は、発達した積乱雲に伴って発生する局所的・突発的な現象であり、場所と時間を特定して事前に予測することは現状では困難である。

これまでも、校舎外での学校行事実施中など、学校管理下における落雷事故が発生している。また、雷や竜巻等突風を発生させるような発達した積乱雲は、急な大雨ももたらすことが多く、小河川や用水路等が急に増水したり一時的に溢れたりすることにより、川原に取り残されたり水に流されたりするなどの事故も発生している。

屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保することが大切である。

○初期対応

- ・テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を入手する。その際、気象情報に「雷を伴う」「大気の状態が不安定」という表現が使われていないか、雷注意報や竜巻注意情報が発表されていないか確認する。(付録参照 学校防災に活用できる主な気象情報)
- ・積乱雲は急に発達することが多いため、雷や竜巻等突風の発生が予想される場合は、屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、気象情報を入手して状況把握に努める。(付録参照 学校防災に活用できる主な気象情報)
- ・河川敷など川沿いで活動する場合は、急な増水に備えて、すみやかに川から離れられるよう、あらかじめ避難経路を確認する。橋の下での雨宿りは厳禁である。また、自分のいる場所では雨が降っていなくても、上流の雨で増水することがあることにも注意する必要がある。上流にダムがある場合はダム放流を通知するサイレン等にも注意する。

○避難

- ・急に厚い雲が広がり周囲が暗くなる、雷鳴が聞こえる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降り出す等の、積乱雲（雷雲）が近づく兆しがあるときは、落雷や竜巻等突風の危険性があるため、児童生徒等をすぐに安全な場所に避難させる必要がある。
- ・落雷の場合、建物の中、自動車、バス、列車等の中等への素早い避難が求められる。その際、雨が降っていなくても落雷はあること、軒先や外壁は雷の通り道になること等に注意する。また、樹木の下や近くは樹木からの側撃雷のおそれがあるため、絶対に避難先としない。校庭やプールでの活動、平地でのハイキング等、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、屋内に退避することが大切である。雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険があることから安全な場所で待機を続ける。次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する必要がある。その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する。
- ・竜巻注意情報が発表されたときは空の様子に注意し、発達した積乱雲が近づく兆しがある場合は、早めに安全な建物に移動させる。ろうと状の雲、ジェット機のような轟音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化などは竜巻が間近に迫ったときの特徴である。竜巻が間近に迫っている時は、近くの丈夫な建物の中に避難する、窓から離れカーテンを閉めるなど直ちに身を守る行動をとるように指導する。竜巻が発生、または接近を認知したときには、竜巻を見続けることなく直ちに安全確保の措置を講じる。

○竜巻が予想される場合の対処行動

【屋内にいる場合】

- ・窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる
- ・雨戸やシャッターを閉じる
- ・地下室や建物の最下階に移動する
- ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する

- ・ 部屋の隅やドア、外壁から離れる
- ・ 丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る
- ・ 上着や荷物で頭部を覆う

【屋外にいる場合】

- ・ 近くの丈夫な建物に避難する
- ・ (丈夫な建物がない場合は) 近くの水路やくぼみに身を伏せ、頭と首を守る
- ・ 車庫や物置、プレハブを避難場所にしない
- ・ 橋や陸橋の下に行かない
- ・ 飛来物に注意する

【留意点】

- ・ 1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、側溝や下水、小さな川が激しい流れに変わり溢れることもある。都市部で地表がコンクリートで覆われているような場所では、1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨で、地下室に水が流れ込んだり、マンホールから水が噴き出しふたが外れることもある。このような短時間強雨の場合は、川や用水路などの危険なところから離れ、しばらく屋内に待避させる。むやみに外に出ないのが基本である。
- ・ 休日や登下校時等においても、児童生徒等が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、積乱雲がもたらす急な大雨、落雷、竜巻等突風、積乱雲の近づく兆しがある場合のとりべき行動、雷や竜巻等突風の特性、安全な避難場所について、十分理解させておく。
- ・ 校外活動中は教職員の指示や人員の把握がしにくい状況であることを考え、早めの避難開始を心がける。また、テントや樹木等が倒壊したり吹き飛ばされたりする可能性もあるため、飛来物の接近にも注意する。
- ・ 竜巻注意情報は1時間限りの情報であるが、竜巻が起りやすい状況が続くときは再度発表される。
- ・ 下校時刻であっても、児童生徒を校舎内に避難させ、雷雲や竜巻等突風が通過するまで待機させる。

オ 原子力災害への対応

放射線は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。緊急事態においては、国、都道府県、市区町村などの災害対策本部からの指示や情報を積極的に収集し、対応することが重要である。

(ア) 初期対応

- ・ 災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等様々な手段で伝達される情報を入手する。
- ・ 災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受け、児童生徒等に対してとりべき行動の指示を行う。

(イ) 避難

- ・屋内退避の場合、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。出入口にはカーテンを付けて、外気と共に放射性物質が屋内に入らないようにする。さらに、防塵マスク等で放射性物質をできるだけ体内に取り込まないための措置をとる。
- ・避難の際は、自治体の指示に従うとともに様々な情報等を活用して、放出された放射性物質から、より遠くに離れる。

(ウ) 留意点

- ・屋外にいた児童生徒等については、放射性物質による汚染が懸念される場合には、顔や手の洗浄あるいはシャワー等による全身の洗浄を行う。
- ・季節によっては、外気を遮断したことによる室内空気環境（室温、二酸化炭素濃度等）の悪化とそれにとまなう児童生徒等の体調変化に留意する。

(エ) 場面ごとの対応

○校外活動中

- ・原子力施設のある地域で、大会参加や校外学習等の活動中に原子力災害が発生したときは、施設管理者や大会本部及びその地域の市区町村災害対策本部の指示に従って、児童生徒等の安全を確保する。
- ・原子力施設のある地域に学校があり、大会参加や校外学習等で他の地域に行っている場合、原子力災害が発生したときは、学校は引率者に連絡を取り、安全な地域に待機させる体制を整える。

○休日・夜間

- ・休業日の活動等で児童生徒等が登校している場合、市区町村災害対策本部からの指示に従って児童生徒等の安全を確保し、保護者に連絡する。
- ・教職員は自宅が屋内退避対象地域でないときは、可能な限り避難所へ向かい、児童生徒等の所在を確認する。

3 災害発生後の対応（事後の危機管理）

(1) 児童生徒等の心のケア

児童生徒等が災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の症状が現れてくることが懸念される。災害発生時におけるストレス症状のある子どもへの対応は、健康観察等により速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織と連携して組織的に支援に当たるこ

とが重要である。このため、各学校においては、危機発生時の対応が適切に行えるように、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、平常時から訓練やシミュレーションを行い備えておくことが必要である。心のケアの推進に当たっては、「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－（平成22年7月 文部科学省）」等が参考となる。

(2)教育活動の再開に向けた対応

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

ア 児童生徒等、教職員の被災状況把握

- ・児童生徒等、教職員の被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- ・学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

イ 施設・設備等の確保

- ・応急危険度判定士等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。
(応急危険度判定士とは、「応急危険度判定」(地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること)を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等)
- ・ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- ・被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

ウ 教育活動再開の決定・連絡

- ・教育委員会等と児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡する。

エ 教育環境の整備

- ・学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- ・教科書や学用品の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- ・必要に応じて転出入の手続きを行う。

オ 給食業務の再開

- ・施設、設備の安全性を確認する。
- ・保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- ・食材の確保、物資や給食の配送方法等について、自治体等の関係機関と協議する。

(3)避難所としての対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主

防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日ごろから自治体、自主防災組織等と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、初動体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくことが必要である。

ア 児童生徒等が在校している場合の例

児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮のもと避難所の開設に協力するものとする。

イ 児童生徒等が在校していない場合の例

教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される。その業務が終了、または、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる。なお、休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合には、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある。（「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24.3文部科学省）参照）

4 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成の目的は、学校における危機管理の具体的な方法や教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立することであり、作成した危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を周知することで、学校、家庭、地域が一体となった危機管理体制を明確にし、児童生徒等の安全を守る意識を高めることにある。学校の状況は、規模、教職員数、立地環境、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など、様々である。そのため、各学校では、学校や地域の実情を踏まえた、実効性のある、学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を次のような点に留意して作成する必要がある。

(1)盛り込む内容

- 災害が発生した場合、又は災害発生のおそれがある場合の学校の対応方針（地震、津波、台風、大雨、火山噴火等、学校の立地環境と予測される災害等により取り上げる災害を検討する）
- 災害発生時又は発生のおそれのある場合の対応
 - ・学校防災本部等の設置（組織図と担当等）
 - ・措置の内容と手順（災害別・発生時別の避難、安全確認、応急手当等、発生のおそれのある場合の施設・設備等の安全点検等（「第3章 2 災害発生時の対応」参照））
 - ・関係機関電話番号・メールアドレス等一覧、連絡先と連絡内容（119番、教育委員会、保護者等）
 - ・児童生徒等の避難経路、避難場所、誘導方法（図面等）（火災、地震、津波など災害別）
 - ・緊急時に使用する消火器、避難器具等の設置場所（図面等）、操作方法（説明書等）

- ・報道、保護者への対応
- ・下校対応（保護者への引渡し等）
- 災害発生後の対応
 - ・児童生徒等の心のケア
 - ・授業再開に向けた対応
 - ・学校施設が避難所となった場合の協力体制

(2)作成の手順

ア 原案作成

校長等管理職、安全担当者などが中心となり、各学校の立地環境や地域の実情等を踏まえ、地域防災計画との整合性などに留意して、実効性のある原案を作成する。

イ 協議・修正

学校安全にかかわる組織、職員会議等、教職員の意見を求め原案を修正する。

ウ 原案についての意見聴取

地域学校安全委員会等の組織を活用し、関係機関の意見を聴取する。

エ 原案の再修正・協議

全教職員で協議し、共通理解のもと、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）案を完成させる。

オ 学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の決定と周知

校長が、自校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を決定し、教職員に周知する。

(3)見直し・改善のポイント

作成した学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、実際に機能するかどうか訓練等をもとに検証し、定期的に見直し・改善を行う必要がある。その際、次のポイントをチェックしながら、計画的に改善を図ると効果的である。

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。

1 校内推進体制の整備

防災教育・防災管理の活動を推進し、充実するためには、校内体制を整備する必要がある。防災教育の指導計画の作成及び指導方法、教材の作成・活用及び家庭や地域と連携した推進、災害発生時の対応、情報収集・連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への情報提供、心のケアなどについて検討する際には、中核となる教職員を校務分掌に明確に位置づけるとともに、学校内外の委員で構成する委員会等を設けるなどの工夫が必要である。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災及び風水害など過去の教訓を活かした校内体制を整備することも重要である。

各都道府県や市区町村などで災害発生時の被害想定等の見直しが進められる中、関係諸機関と連携し、校内の防災に関する組織体制の見直しや防災教育・防災管理に関する計画の再検討を行い、年度ごとに見直しを図り推進していくための体制の整備が急務である。

2 組織的な教職員研修の充実

校内における防災教育・防災管理の推進は、教職員の災害に対する知識・理解を基盤に、組織的に実施されることにより、一層の効果が期待される。そのためには、防災に関する教職員研修の在り方について十分検討する必要がある。

(1)校内における研修

校内での研修は、教職員が災害に対する知識を得て、素早く適切に対応できる力を身につけるとともに、児童生徒等に対して効果的な指導を行うために実施される。学校の立地状況や地域の実態により、災害発生時の対応は異なり、児童生徒等への指導についても学校独自の内容が求められる。そのためには全教職員が参加し実施することが望ましい。

(内容例)

- ア. 地域の研究者や専門家による研修会
- イ. 災害を経験した方々による体験談等の研修会
- ウ. 防災教育・防災管理に関する計画や防災教育の実践に関する研修会
- エ. 学校防災教育の計画・マニュアル作成の説明会
- オ. 校内防災委員会による研修
- カ. 消防署等災害発生時のけが等による対処法（心肺蘇生、AED等）の講習会（保護者や地域の

参加も含む)

- キ. 総合防災訓練実施（備蓄倉庫の内容確認や防災器具の使用訓練を含む）
- ク. 命の大切さや日本の災害の歴史を理解する研修会
- ケ. 心のケアに関する研修

(2)外部の機関における研修

校内における研修を充実させるとともに、外部機関における専門的な研修の機会を有効に活用し、教職員がより実践的な知識や技能を習得する機会を作ることは重要である。また、他校における避難訓練や防災教育の指導例を参観し、自校化をはかることなども有効である。

(内容例)

- ア. 文部科学省・(独) 教員研修センターが行う学校安全に関する研修
- イ. 地方公共団体による指導者研修等
- ウ. 防災体験施設等での研修
- エ. 防災マニュアル検討委員会等の開催
- オ. 救命救急講習会（AEDを含む）
- カ. 地域の総合防災訓練への参加
- キ. 防火管理者研修
- ク. 災害ボランティアに関する体験学習会

(3)児童生徒等や保護者との合同研修

東日本大震災においても児童生徒等や保護者が日ごろ学んだ知識や体験により災害発生時、重要な役割を果たした例が多く認められている。学校は、児童生徒等や保護者とともに実施する研修について工夫することが重要である。

(内容例)

- ア. 児童生徒等の引き渡し
- イ. 避難所開設
- ウ. 防災マップ作り
- エ. 過去の災害の歴史を勉強できる施設見学
- オ. 災害を体験した人の体験談を聞く会
- カ. 消防署等、地域で安全を守る人の業務内容を知る研修



防災マップづくり（和歌山県）

3 家庭、地域社会との連携

災害が発生した場合、学校は、児童生徒等の生命の安全を守ることに最善を尽くさなければなら

ない。そのためには、家庭や地域や関係機関に協力を求める必要がある。しかし、地震等の災害の被害は、地域全体の広域にわたることが想定される。その場合、地域住民から頼りにされ、避難所としての役割を果たすことになるのも学校である。

学校が避難所となった場合、過去の災害時の例では、事前の連携状況によりその後の教職員の負担や学校の教育活動再開に大きな差が出た。

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告書」によれば、94%の学校等で地震に対する避難訓練を実施しているが、保護者や地域住民、地域防災組織等と連携した訓練はほとんど見られなかった。

防災教育については、80%以上の学校等で災害から身を守る方法を実施しているが、地域で過去に発生した災害、地域で起こるとされている災害についての学習の実施はまだ少なかった。

また、避難所の開設や運営に関して、日ごろから連携している機関としては、「首長部局の防災担当」が44.7%、「警察・消防」が38.7%であり、「地域住民」にいたっては、35.2%という割合であった。

学校施設が避難所となった場合、速やかに運営が当該市区町村に移行され、地域の自治会等が自主的に避難生活を運営できるよう体制を整備しておくことが、早期の学校再開を実現させるために必要である。

(1)地域の防災力を活かした防災教育

学校における防災教育を行うに当たっては、地域の様子をよく知っている住民や消防署、気象台等、防災専門家に協力を依頼することが有効である。地域の複数校が協力して研修会を開催し、教職員の教育力を高める方法も有効である。被災地の経験談や、地域の防災施設での体験学習、映像などの教材、防災体制が整っている地域の先進的な事例などからも学ぶものは大きい。これらの活用を積極的に計画し、指導体制の整備を図る。(例 各都道府県にある管区・地方気象台、防災学習施設等など)

また、各学校の防災施設・設備の点検・確認時に、児童生徒等と一緒に確認作業を行うなども防災意識を高める上で有効である。地域行事へ児童生徒等が参加するなど、「開かれた学校づくり」に努め、非常時の場合も地域との絆が活かせるような基盤づくりを進める。

(2)保護者、地域関係機関等との連携による安全確保

災害は児童生徒等が学校にいるときに起きるとは限らない。また、校外へ避難せざるをえない状況や、保護者に引き渡す状況を想定する必要がある。

東日本大震災では、地域の人が避難する際、近所にいる子どもに声をかけて誘導したり、合同訓練どおり中学生が小学生や幼稚園児をかばったり、高齢者の避難を補助するなどの行動を取ったことが報告されている。

教職員だけでなく、学校と地域のそれぞれが協力・連携して児童生徒等の安全確保に努め、被害

を最小限にする努力が必要である。

ア 行政機関との連携

都道府県及び市区町村等の行政機関は、国が作成した防災基本計画に基づき、それぞれの地域の特性を踏まえた「地域防災計画」を作成するとともに、地域防災の組織を設置し、災害から住民を守るための体制を整えている。

学校は、「地域防災計画」を理解するとともに、行政機関の防災担当部局や教育委員会との連携を密にして、平常時からその管理体制を整えておくことが大切である。

イ 関係機関との連携

学校は、警察署・消防署・保健所等の関係機関に連絡すべき事項、協力を要請する事項などについて、あらかじめ整理し、緊密な連携をとっておく。

例 避難経路（警察署） 救急・救助（消防署・保健所）

ウ 保護者や地域との連携

学校は、「学校安全計画」や「防災マニュアル」における具体的対応について保護者や地域に十分説明し、学校の安全管理体制に協力を得られるようにしておく。

- 例
- ・災害発生時における学校の措置
 - ・児童生徒等の避難場所、避難方法
 - ・児童生徒等の引き渡し方法
 - ・災害時に児童生徒等が学校にいない場合の安否確認方法
 - ・避難所となった場合の体制（鍵の管理、利用区域、開設、運営）



下校時地震発生対応訓練（和歌山県）

(3)避難所の開設や運営の協力・支援

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告書」によると、避難所の開設や運営が円滑に行えた理由として、「町内会長等のリーダー性」「学校と地域住民等関係者が顔見知りであったこと」「町内会主導で訓練を行っていたこと」があげられている。また、地域が締結していた防災協定により、他市から物資が提供された例も注目すべきことである。

一方、「日頃から連携を行っていても、学校がマニュアルを作成し、説明し、地域は常に受け身になっていたために避難所運営に関する地域の意識が低く、学校が運営しなければいけない状況が続いた。」との報告もあった。有効な連携体制は、どちらか一方が受け身である体制では構築されない。両者が協力して災害への備えを主体的に行うことが大切である。東日本大震災を経て防災意識や体制が高まったとはいえ、地域により大きな差があるのも事実である。地域との連携は、人間関係づくりから始まる。地域の行事への参加や、学校行事の公開など、出来ることから地域との絆を深めておくことが有効となる。

本章では、第 2 章 P11 「発達の段階に応じた防災教育」の目標に準じて、各校種ごとの目標及び防災教育年間計画例、具体的な授業展開例を示している。目標の設定にあたっては、学校の立地環境や施設設備の状態、地域との関わりの状況や児童生徒等の実態等に応じ、適切に行われることが重要である。また、「発達の段階に応じた防災教育」の目標は、幼稚園から高等学校までを見据え、知識や技能の習得、意識や行動、態度等について、それぞれの校種の段階による指導が積み重ねられることによって達成されるものとして示されている。例えば、中学校の目標は幼稚園や小学校の目標が達成された上に設定されているのである。このことから、各学校において目標を設定する際には、児童生徒等が前学校段階や地域・家庭において身につけている防災に関する態度や知識・技能の程度（レディネス）を確認し、その実態に応じたものにすることが必要である。また、年間計画を作成する際には、教科等の年間指導計画、学区や都道府県・市区町村の防災に関する行事等との調整を図る必要がある。

各学校においては、本章の例を参考に、学校や地域の実情を踏まえた防災教育が展開されることが望まれる。

1 幼稚園

(1) 防災教育年間計画例	52
(2) 防災教育授業展開例	54
①日常生活の中で安全（防災）に関する意識や態度を高める指導	54
②地震発生時の危険等の理解を深める指導	57
③園外保育（防災の視点を示した計画案）	59
④避難訓練「全園児一斉指導 地震後の引き渡し訓練」	62
⑤避難訓練「全園児一斉指導 地震発生から津波警報発表時の避難訓練」	71
⑥避難訓練「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動における避難訓練（地震想定）」	75

2 小学校

(1) 防災教育年間計画例	80
(2) 防災教育授業展開例	82

①安全なくらしとまちづくり	社会科	82
②洪水の危険について知ろう	理科	84
③もっとまちをしりたいね	生活科	86
④けがを防いで簡単な手当ができるようになろう	体育科	88
⑤わたしにできること	道徳	91
⑥オリジナル防災マップをつくろう	総合的な学習の時間	94
⑦わたしたちの地域の自然災害	総合的な学習の時間	96
⑧わたしたちのくらしと火山	総合的な学習の時間	98
⑨火事になったら	特別活動 学級活動	100
⑩地しんが起こったらどうするの	特別活動 学級活動	101
⑪休み時間に大地震おきたら	特別活動 学級活動	103
⑫どうする？大雨だ、強風だ、かみなりだ	特別活動 学級活動	105
⑬いざという時の備えは	特別活動 学級活動	108
⑭町の中でぐらっときたら	特別活動 学級活動	110
⑮火災を想定した避難訓練	特別活動 学校行事	112
⑯地震を想定した避難訓練（緊急地震速報）	特別活動 学校行事	114
⑰津波を想定した避難訓練	特別活動 学校行事	117

3 中学校展開例

(1) 防災教育年間計画例	120
(2) 防災教育授業展開例	122
①自然と郷土	社会科 122
②自然の恵みと災害	理科 124
③自然災害による傷害の防止	保健体育科 126
④安全・安心な生活のための技術	技術・家庭科 128
⑤過去が光って見えるとき	道徳 130
⑥総合的な学習の時間（防災教育）年間計画の例	総合的な学習の時間 132
⑦くらしの安全を守る（職場体験学習における防災学習）	総合的な学習の時間 134
⑧災害後の暮らし	特別活動 学級活動 136
⑨地震を想定した避難訓練（緊急地震速報）	特別活動 学校行事 138
⑩校内避難訓練（竜巻への対応）	特別活動 学校行事 140

4 高等学校展開例

(1) 防災教育年間計画例	143
(2) 防災教育授業展開例	145
①自然環境と防災 地理歴史科	145
②日本の自然環境 理科（地学基礎）	147
③応急手当の実践（心肺蘇生法を含む） 保健体育科	149
④安全に配慮した住生活 家庭科（家庭基礎）	151
⑤学校が避難所となった時にできること 工業科（課題研究）	153
⑥地域の災害と復興を考える 総合的な学習の時間	155
⑦地域と連携した複合的避難訓練 特別活動 学校行事	157

5 特別支援学校展開例

(1) 防災教育年間計画例及び障害のある児童生徒等の災害時に予想される困難と支援例	159
(2) 防災教育授業展開例	164
①安全に一人通学しよう～災害(地震災害)時も安全に避難帰宅しよう～ 自立活動	164
②地震を想定した避難訓練 特別活動 学校行事	166
③地震を想定した避難訓練 寄宿舎避難訓練	168
④大地震に備えて 特別活動 学級活動	170
⑤地震及び火災を想定した合同避難訓練 特別活動 学校行事	172
⑥防災マップ作り（地域探検） 特別活動 ホームルーム活動	175
⑦地震に強い家にしよう（参観授業） 生活単元学習	177
⑧防災マルチパーティションの作成 美術科	179
⑨災害時の「ほうれんそう」～緊急時のコミュニケーション～ 自立活動	181
⑩全校児童生徒集会～防災をテーマとした地域との交流～ 特別活動 学校行事	183
⑪総合防災訓練 特別活動 学校行事	185
⑫地震・火災を想定した避難訓練 特別活動 学校行事	187

幼稚園 防災教育年間計画 (例)

◆ 5 歳児の目標

- ・安全、危険な場所や行動が分かり、自分で考えて行動できるようになる。
- ・災害時に落ち着いて指示を聞き、素早く避難行動がとれるようになる。

◆ 主な指導内容

安全な場で身を守る姿勢や行動を素早くとる [ア] 災害発生時の危険状況が分かる [イ] 年下の幼児やお年寄りを思いやる気持ちをもつ [ウ]

1 学期	2 学期	3 学期
◇避難訓練 (学年活動や引き渡し訓練を含む) 【展開例⑤⑥】 ◇自分たちが使う新しい場や遊具・用具の使い方や生活の仕方を知る活動 【展開例①】 ◇集団行動の仕方・約束を確認する活動 ◇教職員の話を聞き、理解して取り組む活動 【展開例①】 ◇友達とルールや手順に沿って動く活動 【展開例①】 ◇小動物や植物に関心をもち関わる活動 【展開例①】	◇避難訓練 (引き渡し訓練、煙体験、起震車体験を含む) 【展開例②④】 ◇教職員の話やルールを理解し、友達と力を合わせて一緒に取り組む活動 【展開例②】 ◇季節の変化を感じ、安全に生活する活動 ◇小動物や植物に愛着をもち関わる活動	◇避難訓練 (予告なし) ◇教職員の話を理解し、自分たちで考えて取り組む活動 ◇教職員の話やルールを理解し、友達と団結したり競い合ったりする活動

◆ 4 歳児の目標

- ・安全に生活するための決まりが分かり、気を付けて行動できるようになる。
- ・災害時に教職員の指示を聞き、素早く避難行動がとれるようになる。

◆ 主な指導内容

災害時の避難の約束を守る [ア] 安全な場所や身を守る姿勢、行動が分かる [イ] 周囲の人の様子に関心をもって行動しようとする [ウ] 災害時の危険状況が分かる [イ] 年下の幼児やお年寄りを思いやる気持ちをもつ [ウ]

1 学期	2 学期	3 学期
◇避難訓練 (5 歳児の見学後の学級活動、引き渡し訓練を含む) 【展開例⑤⑥】 ◇幼稚園での生活の仕方 (場や物の使い方、友だちとの遊び方) を知る活動 【展開例③】 ◇集団行動の仕方・約束を知る活動 【展開例③】 ◇教職員の話に興味をもって聞く活動 【展開例③】	◇避難訓練 (引き渡し訓練、煙体験、起震車体験を含む) 【展開例④】 ◇集団行動の仕方・約束を知る活動 ◇教職員の指示や合図が分かって動く活動 ◇教職員の話に集中して聞く活動	◇避難訓練 (予告なし) ◇教職員の話を理解してみんなと行動する活動 ◇ルールを理解し、友だちと動く活動 ◇自然現象に不思議さや驚きを感じる活動

◆3歳児の目標

- ・園生活を通して、安全と危険を意識していくようになる。
- ・教職員と共に避難行動がとれるようになる。

◆主な指導内容

災害時の避難の約束を知る [ア] 教職員の指示を理解して行動する [イ] 教職員と共に避難する [ウ]

1学期	2学期	3学期
◇避難訓練（5歳児の見学後に学級活動引き渡し訓練を含む） 【展開例⑤⑥】 ◇幼稚園での生活の仕方や場を知る活動 ◇幼稚園での遊び方（場や物の使い方、友達との関わり方）を知る活動 ◇教職員に親しみを感じて話を聞く活動 ◇教職員と一緒に体を動かす活動 ◇自然に関わる活動	◇避難訓練（引き渡し訓練を含む） 【展開例④】 ◇学級のみんなの中で話を聞く活動 ◇教職員の合図を聞いて動く活動（集団行動の仕方・約束） ◇自然に関わる活動	◇避難訓練（直前予告なし） ◇学級のみんなと一緒に話を聞く活動 ◇簡単なルールの中で動く活動 ◇自然に関わる活動



視聴覚教材の活用と発達段階に応じた防災教育（岡山県）

幼稚園展開例 1

日常生活の中で安全（防災）に関する意識や態度を高める指導（5歳児・5月）

1 意義

幼児期の防災教育は、遊びや生活を通して命の大切さや防災に関する意識や態度を身に付けていくことが重要である。日常生活の中の様々な活動を通して、安全に関する意識を高めるための指導や援助を行う。

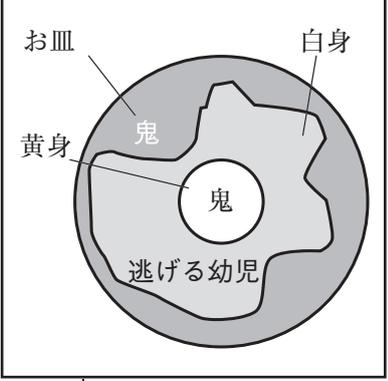
2 ねらい

- (1) 小動物の世話を通して、生き物に親しみ、生命の尊さに気付く。
- (2) 危険な場所や危険な行動について気付き、安全に行動する。
- (3) 自分の体を自分の思うように動かして遊ぶ。
- (4) ルールを理解し、周囲の状況に応じて素早く動く。
- (5) 友達と力を合わせて活動に取り組む。
- (6) 教職員の話を理解し正しく行動する。
- (7) 自分の思いを言葉で相手に伝わるように話す。
- (8) 周りにある物や人の動きを感じ、安全に行動しようとする。
- (9) 危険を感じたら直ちに近くにいる教職員に知らせる。

3 展開

(1日の生活例)

時間	幼児の活動	教職員の援助及び指導	環境構成及び配慮事項	安全教育にかかわる体験
9:00	(登園) ・教職員や友達と朝の挨拶を交わす。	・一人一人と挨拶の言葉を交わす。		挨拶 ・身近な人に親しみを感じ、応答する。 ・自分の気持ちを言葉で伝える。
9:30	○当番活動をする。 ・花の水やりをする。 ・小動物に触れたり声を掛けたりする。 ・餌にする野菜を切る。 ・水を入れ替える。 ・小屋内の掃除をしたりシートを取り替えたりする。	・幼児が見通しをもって生き物の世話を行えるよう手順を丁寧に指導する。 ・けがをしたときや危ないと感じたときは、直ちに教職員に知らせるよう指導する。 ・幼児の興味関心の違いを把握し、一人一人の気持ちに寄り添いながら生き物への愛着が深まるよう援助する。	・幼児が直接手を触れ、関わる場であるので、飼育小屋の衛生面について管理を徹底する。 ・幼児がゆったりとかかわれる場や時間を確保する。	当番活動 ・生命の尊さに気付く。 ・生物への関心を高める。 ・包丁、はさみ、ほうぎの安全な使い方を身に付ける。 ・危険を感じたとき、教職員に伝える。 ・当番活動を通して、友だちと協力や分担をする。

<p>11:00</p>	<p>○好きな遊びをする。 ・登り棒、鉄棒、うんてい、一輪車などの運動遊び ・鬼遊びやサッカーなどの集団の運動遊び</p> <p>・砂場 ・基地ごっこ、おうちごっこ等 ・製作</p> <p>○片付ける。</p>	<p>・友だちと競い合ったり、目的を持って挑戦したりする様子を把握し、一人一人が安全に取り組めるよう援助する。 ・安全な遊び方のルールを確認し、危険を回避できるように気付かせる。 ・ぶつかり合ったり転んだりしないよう、また、非常時の通路確保の必要性などを伝え、他の遊びとの関係を配慮し、場を調整する。 ・遊具・用具の置き場が、災害時を考えた場所、整理の仕方になっているか確認する。</p>	<p>・毎朝、固定遊具の安全点検を行う。 ・衝突等の事故を防止するための通路確保、遊具の配置に気を配る。 ・十分走り回れるスペースを確保できるように他の遊びと調整する。</p>	<p>固定遊具等での遊び ・様々な体を動かし、手足に力を入れたりバランスをとったりする。</p> <p>鬼遊び等 ・ラインや友だちの動き、ボールの動き等に対応して自分も動く。 ・周囲の友だちの遊びや動きを見ながら、場を選んだり、遊具や用具を置いたりして遊ぶ。</p> <p>片付け ・自分が遊んだ場の安全を意識して整える。 ・友達と協力や分担をして、生活の場を整える。</p>
<p>11:20</p>	<p>・トイレに行く。</p> <p>○学級活動「目玉焼き鬼」をする。 ・教職員からルール説明を聞く。(保育室) ・教職員の話聞き、目玉焼きのような複雑なラインを意識して捕まらない作戦を考える。 ・カラー帽子をかぶって園庭に出る。 ・最初は教職員が鬼になり、幼児は捕まらないように白身の中を逃げる。 ・慣れてきたところで幼児が鬼になり、鬼を増やして遊ぶ。 ・鬼の動きや捕まえようとする手を意識したり、目玉焼きのラインから出ないように気を付けたりしながら、素早く走る・止まる・ジャンプする・すり抜ける等の動きをする。</p>	<p>《ルール》 ・目玉焼きの黄身の中は鬼、白身の中は逃げる人、線から出ないように捕まえたり逃げたりする。</p> <p>・ルールが理解しやすいよう、ボードに図示しながら伝える。 ・幼児の提案を受け止めたり認めたりしながら、ルールが共通になったり、他児のルール理解が進むようにしたりする。 ・友達の動きや園庭のラインを意識できるように声を掛けたり、素早く動いている幼児、自分なりに作戦を考えて動いている幼児などの姿を認めたりする。 ・好き嫌いをせず、よく噛んで食べるよう指導する。 ・注意してこぼさずお茶を注ぐよう指導する。 ・後片付けは、周囲を見ながら友だちと協力して行えるよう援助する。</p>	 <p>・事前に他学級担任と場の調整をし、園庭に鬼遊びに使う線を描いておく。 ・幼児の理解や実際の動きを見ながらルールの確認をし、ルールを難しくしてスリル感を味わいながら機敏に動けるようにしたりする。</p>	<p>集団遊び ・教職員の話（ルール）を正確に聞く。 ・教職員の話聞いて、自分のすることを理解して行動する。 ・周囲の状況や大勢の友達の動きを見て、自分の動きを考える。 ・鬼や友だちの動きを見て、瞬時に判断して動く。</p> <p>・新たなルールの提案や指示など、教職員の話に注意して聞き取る。</p>
<p>12:00</p>	<p>○昼食をとる。 ・食事の準備をする。(茶を配る) ・友達や先生と一緒に食事をする。 ・後片付けをする。(机、椅子を片付ける)</p>	<p>・やかんのお茶の量と温度が、幼児にとって適切であるか必ず把握する。</p>	<p>・やかんのお茶の量と温度が、幼児にとって適切であるか必ず把握する。</p>	<p>食事 ・健康に関心をもつ。 ・安全にお茶を注ぐ。</p> <p>後片付け ・周囲に気を付けながら友だちと協力して用具を運ぶ。</p>

<p>14:00</p>	<p>(降園)</p> <p>○絵本を見る。 「ちいさいうち」 ・気付いたことや面白かったことについて話す。</p> <p>○降園の準備をする。 ・交通安全について話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口や廊下に、歩行の妨げになるものが置かれていないか確認する。 ・落下物、転倒しやすいものがないか点検する。 ・細かい描写の変化に関心を持って話を聞くことができるよう援助する。 ・自分なりの表現で話ができるよう指導する。 ・交差点や道路での横断について、飛び出しを行わないよう指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・机の片付けは教職員が共に行い、危険を避けるようにする。 ・一人一人が落ち着いて絵本を見ることができるよう環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物による通路妨害の危険を知る。 <p>絵本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の話を集めて聞く。 ・絵や言葉からイメージして、話の内容を理解する。 <p>降園時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の危険について理解する。
--------------	---	--	---	--

4 評価

- (1) 身近な小動物に親しみをもちかかわることができたか。
- (2) 遊びの中で危険な行動に気づき、安全に行動しようとしていたか。
- (3) 体を動かし遊ぶ楽しさを味わい、敏捷に行動することができたか。
- (4) ルールを理解し、周囲の状況に応じて素早く動くことができたか。
- (5) 友達と声を掛け合い、協力したり分担したりして活動に取り組むことができたか。
- (6) 教職員の話聞き、理解し正しく行動していたか。
- (7) 教職員や友達と話し、自分の思いが相手に伝わるように話すことができたか。
- (8) 周りにある物や人の動きを感じ、安全に行動しようとしていたか。
- (9) 危険を感じたら直ちに近くにいる教職員に知らせる意識をもてたか。

5 その他

日常の安全指導のポイント

- ①体を動かして遊ぶことを通して、危険な場所や事物、状況などがわかったり、危険を回避するにはどうしたらよいか学び取れるようにする。
- ②幼児の個人差、興味関心の方向性を把握し、一人一人に応じた指導を行う。
- ③幼児の行動の中で見られた「ヒヤリとした行動」や「ハッとした出来事」については、時間を置かず指導し、幼児自身の理解を深めるようにする。
- ④安全指導の内容は、幼児が自分のこととして理解を深められるよう、具体的に伝える。
- ⑤生活の様々な場面で、困ったことが起きたとき、危険を感じたときなどには、直ちに教職員に伝えることについて指導を繰り返す。

幼稚園展開例2

地震発生時の危険等の理解を深める指導（5歳児・10月）

1 意義

5歳児は、園生活や安全指導の積み重ねを通して、自分の置かれた状況の安全・危険について理解できるようになってきている。自分で危険を予測し、避けようとする力がさらに付くよう、視覚教材を活用して具体的に地震の怖さ、避難行動の大切さを学び、考える機会をつくることは有効である。

2 ねらい

ミニチュアハウスを見て自分がそこにいることをイメージし、保育室内や通園路で地震が起きた時の危険を理解させ、身の守り方を考えさせる。

3 事前準備

- (1) 保育室の50分の1程度のミニチュアハウス（空き箱など保育室にある材料で作った簡単な模型に室内の戸棚などを配置したもの）
※転倒・落下をイメージしやすいよう、保育室のミニチュアハウスを作成する。
- (2) 幼稚園近隣の建物の模型（空き箱などの材料で作った幼稚園の建物を中心に据えた道路や自動販売機や電柱、看板、塀などのミニチュア）

4 展開

活動 (C:予想される幼児の反応 T:教職員の言葉掛け)	教職員の援助
<p>◎保育室のミニチュアハウスを見ながら、地震が起きたときの危険な場所や物と、それがどうなるかを幼児が考える活動</p> <p>T:「地震が起きたら、このお部屋はどうなるかな」</p> <p>C:「扇風機が落ちてくる」「戸棚が倒れる」「絵本の棚も倒れる」「時計やテレビも」「(重ねて片付けている)イスが崩れる」等、知っていることを言う。</p> <p>C:教職員がミニチュアを動かす様子に興味をもって見る。</p> <p>T:「大きなピアノも、大きな地震のときは動いたり倒れたりします」と動かして見せる。</p> <p>T:「では、どうすればいいですか?」</p> <p>C:「机の下に入る」「机の脚を持つ」</p> <p>T:「そう。机が出ているときは、この子(人形)みたいに、机の下に入って、しっかり脚を持ちましょう」と頭を抱える姿勢の人形を置く。</p> <p>「机が出ていなかったり、机の下が満員だったときは、みんなはどうしていますか?」</p> <p>C:「上見て、何もいないところでダンゴ虫(頭を抱える姿勢)になる」「イスの前はダメ」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児用の机にミニチュアハウスを設置し、幼児の目線で見やすいように机の前に座らせる。 ・ 更に危険に気付いた幼児が、自分でも作れるよう、材料を用意しておく。 ・ 幼児の発言に合わせてミニチュアを揺らし、室内にある戸棚、ピアノなどが倒れたり落ちたりする様子を見せる。 ・ 幼児が気付かないときは、実際に室内にあるものを指し、「これはどうなるかな」と具体的に考えさせ、幼児の考えを引き出す。

<p>T：「では、今度は、みんなが朝、お母さんと来る道のことを考えましょう。これは、幼稚園の前の◇◇屋さんの所です。お店の横の道もありますね。さあ、幼稚園に来るとき地震が起きたら、どこが危ないか考えてみましょう」</p> <p>C：「自動販売機が倒れる」「レンガ（塀）が壊れる」「お店の看板も落ちてくる」</p> <p>T：「そうですね。あと、この電柱も倒れると危ないし、電線も電気が流れているから垂れているときに触ると危ないですね」と、ミニチュアの電柱を倒して見せる。</p> <p>T：「では、外にいるときは、どうやって自分を守ったらいいでしょうか？」</p> <p>C：「上を見て、物が落ちてこないところでダンゴ虫になる」「自動販売機の前はだめ」「レンガも崩れるよ」</p> <p>T：「そう。お部屋の中と同じ。上から落ちてきたり倒れてきたりしないところで、しゃがんでダンゴ虫になって頭を守ってね」</p> <p>T：「幼稚園の中や外の危ないところ、それから自分の守り方がよく分かりましたね。今日は、お部屋の中や幼稚園前の◇◇屋さんの通りのミニチュアを見て、みんなで考えましたが、自分でもお部屋の中や自分のうちの近くのミニチュアを作って考えるのもいいですね。それから、みんなのおうちの中では、どこが危ないかしら。どうしたらいいかしら。おうちのひととお話してみてください」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登降園時に通る道路や店のミニチュアを提示し、園内とは異なる地震時の危険や身の守り方を考えやすくする。 ・幼児の気づきや考えたことを、ミニチュアを実際に動かしながら認め、学級全体で危険への気づきを共有できるようにする。 ・電柱や看板など幼児の目線より上にあるものは、幼児は気づきにくいことが予想されるので、ミニチュアを用意しておき、目の前で少し揺らして見せ、幼児の考えを引き出すようにする。 ・自分でも保育室や通園路、自宅の危険と安全を考えていけるように言葉を掛ける。 ・降園時に、園での活動内容を保護者に伝え、家庭内や通園路の危険と安全、身の守り方について、親子で話す機会をつくることを薦める。
--	--

5 評価

- (1) ミニチュアハウスを見て、保育室や通園路で地震が起きた場合の危険を一人一人がイメージし、危険な状態を考えることができたか。
- (2) 多様な危険に対応して、どのような避難行動をとったらよいか、考えることができたか。

幼稚園展開例3

園外保育（防災の視点を示した計画案）（4歳児・5月）

1 意義

園外での活動は、幼児に豊かな体験の機会を与えるが、普段の生活とは違う園外で災害に遭遇した場合、予想外の被害を受けることが考えられる。園外保育実施計画に安全指導の観点を明確に示し実施する。

2 ねらい

- (1) 集団行動の仕方が分かり守って行動する。
- (2) 天候の変化などが生じたとき、教職員の指示に従い、速やかに行動する。
- (3) 安全な遊び方が分かり守る。

3 想定

4歳児参加 5月実施 ○○公園 大型バス使用（所要時間 片道40分）

4 事前準備

- (1) 実地踏査の実施（参考資料 参照）
 - ・実地踏査には管理責任者が同行し、けが防止や防犯、防災に関して潜在する危険箇所のチェックを行う。天候の変化（雨、雷、竜巻）や災害（地震、火災等）で予想される危険に対応するための避難場所を確認しておく。
 - ・移動中の災害に備えて、バス会社に経路を確認し、その経路途上の避難場所となる学校等の公共の施設の位置も地図で確認しておき、当日は持参する。
- (2) 実施計画検討会議の開催
 - ・実地踏査の情報を基に、天候の変化や地震による経路変更や避難行動について検討し、特に避難場所や保護者への連絡方法を共通にしておく。（引率園長からの一斉メール配信、園長から園の留守番教職員経由の連絡など）
- (3) 保護者への連絡
 - ・現地や移動中で災害にあった場合の保護者への連絡方法は、年度当初や園外保育前に保護者へ紙面で知らせ、理解と協力を仰ぐ。
 - ・連絡内容は、現在の状況、幼児の安否、現在位置（避難場所）などを知らせ、園への到着予想時間や、保護者は、どこ（園・自宅）で待機すればよいのか、現地での引き取りが必要なのかなどの情報を正確に伝える。

5 展開

時間	教職員の動き		幼児の活動	災害安全上の配慮点
	全体指揮者	担任及び引率者		
9:00	(登園) ・参加者の人数の確認・記録	・幼児の様子などを見て、健康状態を把握する。 ・登園時、出欠の確認を行い、園長に報告する。	○担任等に挨拶をする。 ○バスに乗車する。 ○車中より車外を見て楽しむ。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員自身がゆとりをもち持ち物、スケジュール最終確認をする。 ・災害に備え、園から現地までの地図、保存食なども持参する ・トイレに園児を行かせる前に必ず教職員がすべてのトイレ内部の安全を確認する。 ・トイレ引率教職員は声を出し、周囲に知らせ行動する。数名の幼児を連れて行く場合は、クラス名と人数を確認する。 ・各担任が列の先頭を歩き、園長は最後尾に着き、全体を把握する。 ・定時に天気予報を携帯電話で確認する。 ・園長はこまめに移動し全体把握する。 ・携帯電話（無線電話）を全教職員が携帯し連絡を取り合う。 ・単独行動を取らないよう、幼児に声を掛け、安全確認をする。 ・園長は園の教職員に、出発の連絡を入れる。特に到着の遅れが予想される場合、迎えの保護者へ連絡（口頭・掲示・メールなど）するよう指示を出す。
9:20 10:00	・園出発 (公園到着) ・バス降車時の人数確認 ・幼児、教職員の動きの把握	・降車時、人数の確認をし、報告する。 ・担任はトイレ全体が見える位置に立ち、幼児の動きを把握する。 ・所持品の忘れ物がないか確認する。	○バスから降りる。 ○トイレに行く。	
	・目的地まで移動の指示 ・本部を設定	・楽しく歩けるよう声をかける。 ・一人一人の健康状態を確認する。 ・荷物を一箇所にまとめて置かせ、遊びのスケジュール、安全についての確認をする。	○目的地まで2列縦隊で歩く。 ○担任の話を聞き、安全に遊ぶための約束を理解する。	
	・全体把握 ・天気予報の確認	・複数学級で行動する。 ・思い切り体を動かして遊ぶ楽しさを全園児が楽しめるよう、補助教材を準備する。興味関心、運動能力の差が生じた場合でも対応できるよう配慮する。	○教職員が示した範囲内で、走ったり、運動遊具で遊んだりして遊ぶ。	
11:30	(昼食) ・天候の変化、危険行動等を把握 ・出発の合図	・3分の2程度の幼児が食事を終えたら、昼食後の行動について説明	○弁当を食べる。 ○担任の話を聞き、行動の仕方を知る。	
13:00 13:50	・バス乗車 ・園到着	・車内での健康状態を把握する。	○トイレに行く。 ○バスに乗車する。	

6 評価

- (1) 集合の合図や全体への指示を理解し行動できたか。
- (2) 園外で敏捷に行動することができたか。
- (3) 安全な遊び方を守ることができたか。

7 安全な園外保育実施のポイント

- ①園児の服装、所持品等についての理解を深めるため、全家庭に対して園外保育の意図や意味について丁寧に事前説明を行う。

- ② 詳細な行動計画案を早めに作成し、担当教職員で十分検討する。
- ③ 担当者は、実施直前の天候の変化や状況の変化について調査し最新情報を入手する。
その結果を管理責任者に報告し、最終検討を行う。
- ④ 引率責任者は、携帯電話等の機能を使い、定期的に気象情報等を確認する。

8 参考資料

＜園外保育実地踏査報告書案＞

遠足実施日	○月○日			
実地踏査日	○月○日	実踏者：○○副園長、○○教諭、○○教諭		
管理事務所	電話	担当者		
	場所確認チェック	施設全体地図	有	無（略図作成）
休園日	あり（○曜日） なし（管理事務所は 曜日休み）			
トイレ	場所のチェック：		清掃状況等：	
	① トイレ	男子用 個	女子用 個	サイズ・形状・ペーパー有無
	② トイレ	男子用 個	女子用 個	サイズ・形状・ペーパー有無
避難場所	災害時の避難経路（広域避難所）：			
	利用施設周辺の川、池、海、崖等の地形：			
	屋根付きの休憩場所：			
近隣の病院	○○総合病院 ○○—○○○○—○○○○			
その他園内の様子				

幼稚園展開例4

避難訓練「全園児一斉指導 地震後の引き渡し訓練」

1 意義

大地震等発生時、幼児の安全を確保し、幼児の命を守るため、家庭や地域と連携した引き渡し避難訓練を行うことが重要である。

2 ねらい

3歳児：○緊急時であることが分かり、担任や身近な教職員と避難する。

4歳児：○教職員の指示を聞き、約束を意識して行動する。

5歳児：○教職員の指示や状況を理解し、約束を守って敏捷に行動し、自分の身を守ろうとする。

教職員 ○幼児の安全確保・誘導の仕方など自分の役割を各自が判断・理解して動く。

○引き渡しが必要かつ可能な場合は、確実に保護者に引き渡しが行えるようにする。保護者が引き取りに来られない幼児の心身の安全を守れるようにする。

保護者 ○自分の身を守りながらわが子を確実に引き取る方法を理解し、落ち着いて訓練に参加する。

3 想定

震度5弱の地震が11:00に発生し、放送機器や電話等の連絡手段が使用できない状況を想定する。近隣火災による二次避難を決定する。3歳児30名は保育室で一斉活動中、4歳児60名、5歳児60名は園舎内外で学級ごとの一斉活動をしている。地震発生時間や出火方向を事前に決めて保護者に知らせ、引き取りに来た保護者に幼児を確実に引き渡すようにする。預かり保育利用者など、この時間の訓練に参加できない保護者に対しては、降園時を引き取り訓練と想定して訓練に参加してもらう。

4 展 開

時間	教職員の動き			幼児の動き
	全体指揮者の動き	担任の動き	他の教職員の動き	
11:00	地震発生			
	<ul style="list-style-type: none"> 副園長が地震音をならす。 本部（園長・副園長等） 防災頭巾をかぶりながら職員室から廊下に出て、廊下・園庭に幼児がいないか確認し、いた場合は、安全な場所と姿勢を指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「避難訓練です。地震です」と近くの幼児に緊急時であることを大声で知らせる。 ヘルメット等で自身を守りながら、幼児に落下・転倒・移動・飛散物から身を守る姿勢をとるように指示する。 室内では、ドアを開放し、避難経路の確保をする。 危険な場所にいる幼児や避難場所を迷っている幼児に指示を出す。 幼児に短く的確な指示を出し、身を守る姿勢がとれた後は、安心させるような声を掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 近くにいる幼児に身を守る姿勢をとるように指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の声に気が付き、活動を止めて話を聞く。 ○指示に従い、安全な場所で自分の身を守る姿勢をとる。 ○3歳児：担任の指示で机の下に潜り机の脚をつかむ。 ○4歳児：担任や身近にいる教職員の指示を聞き、身を守る姿勢をとる。 ○5歳児：自分で判断し、安全な場所を選んで身を守る姿勢をとる。
11:05	揺れが一旦おさまる（放送機器は使用不可能の想定）			
	<ul style="list-style-type: none"> 副園長はメガホンを持ち、園内を回る。 「揺れはおさまりましたが、子どもたちは防災頭巾をかぶって頭を守っていなさい」 副園長は、各担任へ状況報告の指示をする。 「先生方、幼児の安全確保と人員確認をお願いします」（人数・負傷者・不明者確認） 園長は担任以外の教職員へ指示を出す。 ①残留園児の確認 ②施設等の被害状況の確認 園長はラジオ等で災害情報を収集する。 園長は、本部設営を指示する。 副園長は各保育室を回り、幼児数を調べ、全員の無事を確認する。施設の被害状況と合わせ、園長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災頭巾を渡しながらかがの有无を確認する。 幼児を集め、人数を把握する。 防災頭巾がしっかりかぶられているか、上靴を履いているかを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 園庭や屋上の幼児に、職員室にいる教職員は、職員室や廊下に設置した防災頭巾を渡す。 予め担当しているエリアの残留園児の有無と建物や避難経路の被害状況等を確認する。本部に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災頭巾をかぶる。 ・担任や他の教職員の指示を聞く。

11:15	近隣より火災発生 二次避難場所へ避難				
11:45	二次避難場所へ到着				
12:30	保護者への引き渡しを決定 (本部長＝園長)				

11:15	<ul style="list-style-type: none"> 園長は教職員から近隣火災の報告を受ける。風向きを確認する。 園長は正門から〇〇公園への避難を決定し、副園長に園内周知を指示する。 副園長はメガホンで園内を回り、教職員に「△△方向から出火・正門から〇〇公園へ避難」を伝える。 園長は、担任以外の教職員への指示を出す。 ①3歳児や特別支援児の避難誘導の補佐 ②避難経路の安全確保 ③非常持出の用意 (園児名簿、園児引き取りカード、職員住所録) 拡声器、幼稚園の目印となる小旗、非常食の飴、医薬品、ラジオ等 園長が先頭になり、〇〇公園へ出発する。最後尾は副園長がつく。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児に火災発生と園外避難を伝え、上靴のまま正門から避難する。 室内にいる担任は、出席簿、園児名簿、引き取りカードと、避難リュックを持つ。 5歳児担任は、5歳児が3歳児と手をつながせ、二次避難場所への移動を始める。 5歳児には、「3歳児が転ばない程度に、でも早く手を引く」ように伝える。 担任は自分の学級だけでなく、他学級の幼児や周囲の状況に気を配る。 幼児が不安にならないよう、声を掛けながら避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の△△方向に火災を発見し、本部に報告をする。 3歳児や特別支援児の避難誘導の補佐をする。 廊下・階段・非常用滑り台の下などの避難経路の安全確保をし、通行を邪魔するものは大まかに片付ける。 一人は先発し、避難経路の安全を確認し、先頭の園長に合図を送る。危険な場合は停止の合図を送り、素早く戻って状況を園長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の指示を静かに聞く。 防災頭巾やヘルメットをしっかりとぶり、靴をはく。 担任や近くにいる教職員の指示を静かに聞き、学級ごとに2列に並んで正門に向う。 5歳児2人組→5歳児と3歳児の2人組→4歳児2人組の順に並ぶ。 5歳児は3歳児を気にしながらも手を強めに引く。 	
11:45	二次避難場所へ到着				
12:30	保護者への引き渡しを決定 (本部長＝園長)				
12:30	<ul style="list-style-type: none"> 園長は、幼児を引き取りに来る保護者がいると判断する。幼児引き渡しを決定し、教職員に伝える。 園長は担任以外の教職員に指示を出す。 ①3歳児や特別支援児の避難誘導の補佐 ②保護者誘導 ③周囲の情報収集 				

保護者への引き渡し開始			
<ul style="list-style-type: none"> ・園長は、全体が把握できる位置に立ち、引き取りの様子を掌握する。 ・引き渡し状況の報告を受ける。 ・迎えのない幼児を把握し、移動を指示する。 ・園長は、避難訓練の終了を告げ、預かり保育児など保護者の迎えのない幼児を把握し、担任たちとともに園に戻る指示を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が「引き取りカード」を持参した場合は記述を確認する。幼児名を呼び、一人ずつ確実に保護者へ引き渡す。カードがない保護者には、名簿に記名を促す。 ・保護者には、大きな声ではっきり幼児名を言うように指示する。 ・保護者に引き渡した時刻を記録する。 ・保護者への引き渡しが終了した担任は、本部に終了時間とともに報告する。 ・担任は、保護者の迎えのない幼児が不安にならないよう配慮しながら、預かり保育の教職員と共に保育室内に幼児を誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の門に立つ教職員は、保護者を誘導しながら、保護者名札を確認する。名札のない人は名前を確認し、不審者が紛れこまないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任から名前が呼ばれるまで、座って待つ。 ・名前を呼ばれたら保護者の所に行き、担任に挨拶をする。 ・自宅まで防災頭巾やヘルメットをかぶり、保護者と手をつないで帰る。 ・保護者の迎えのない幼児は、担任と共に幼稚園に戻る。

5 評価

- 3歳児：○緊急時であることが分かり、怖がらずに担任や身近な教職員と避難できたか。
- 4歳児：○教職員の指示を聞き、内容が分かり、約束を意識して行動できたか。
- 5歳児：○教職員の指示や状況を理解し、約束を守って敏捷に行動し、自分の身を守ろうとすることができたか。
- 教職員 ○幼児の安全確保・誘導の仕方など自分の役割を各自が判断・理解して動くことができたか。
- 幼児を保護者に確実に引き渡し、保護者が引き取りに来られない幼児の心身の安全を図ることができたか。
- 保護者 ○自分の身を守りながらわが子を確実に引き取る方法を理解し、落ち着いて訓練に参加できたか。

6 その他

・避難訓練のポイント

- ①日常から、様々な場面での非常事態発生を想定し、教職員が連携行動を取れるよう繰り返し打ち合わせておく。
- ②幼児用防災頭巾やヘルメット、教職員ヘルメット、非常持ち出し用品、拡声器等、災

害発生時に必要となる用品の所在を、全教職員が瞬時に分かるよう、場所を特定し表記しておく。

- ③担任以外の教職員と幼児が触れ合う機会を意図し、日ごろから園内の多様な人と関わり、災害時にはどの教職員の指示も聞ける信頼関係を築けるような体制をつくっておく。
- ④園外の避難場所は、火災など園内に留まれない場合に全園児を連れて行ける場所なのか、教職員で実地踏査をする。地域住民の避難も予想しながら、場所、避難経路の確認をし、災害の種類や発生場所によって選択できるよう複数設定して、年度当初に保護者に知らせておく。

・引き渡し訓練のポイント

- ①年度当初の保護者会等において印刷物及び口頭で、親子の身を守るための共通理解や安全策を具体的に伝える。
 - ・保護者は状況を冷静に判断し、自身の身の安全をまず確保する。その上で、親子ともに身を守ることができると判断した場合に、幼稚園に引き取りに来る。(状況により保護者は早期に迎えに来られない場合も、幼稚園は想定しておく)
 - ・二次避難場所は複数選定し、災害の状況に応じて場所を判断する。緊急の場合は保護者に避難先を連絡できない場合もある。
 - ・保護者が幼稚園に引き取りにきても、災害の状況によっては親子の身の安全のために引き渡しはせず、一緒に避難してもらうこともある。
 - ・保護者の迎えは、原則、徒歩とする。
 - ・歩きやすい靴（サンダルは不可）や、肌を守る長袖で迎えに来る。
 - ・ベビーカーや抱っこ等はせず、保護者の両手が使える状態にする。
- ②保護者への連絡方法は、固定電話の他に、携帯電話やパソコンの一斉情報配信など多様に備える。連絡訓練も行い、園も保護者もいざという時に落ち着いて使えるようにしておく。
- ③「引き取りカード」は年度当初に数枚渡し、緊急時に幼児を引き取る者は常時携帯してもらう。
- ④「引き取りカード」が使用できない状況のときは、幼児の引き渡し状況を物的に残せるものを工夫する
- ⑤年度当初、保護者に「引き取り者確認票」の提出を求め、保護者の引き取り状況を把握したり、通常の送迎者ではない人が引き取る場合に確実に幼児を引き渡せるようにしたりする。
- ⑥管理職は、地域防災委員会等に積極的に参加し、地域の防災訓練時に、幼稚園近辺道路の混乱状況を想定し幼児の安全確保のための支援体制を具体的に検討してもらえよう働き掛ける。

参考資料 < 幼児引き取りカード >

〈 幼児引き取りカード 〉	引き取り票 ○○幼稚園	
	組	幼児名
保護者名		

担任記入欄		

参考資料 < 緊急時引き取り方についてのお知らせ >

<p>保護者の皆様</p> <p style="text-align: center;">緊急時の幼児引き取りについて</p> <p>災害発生時及び緊急時に、幼児を安全・確実に保護者の方にお渡しするため、下記のようにさせていただきます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>1 「幼児引き取りカード」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児引き取りカード」は、年度当初に5枚ずつお渡しします。必要事項を記入して一枚は通常送り迎えている方が常時携帯し、他はご家庭で保管しておいてください。代理人となる父、祖父母などの方にあらかじめ一枚渡しておくのもよいでしょう。 ・引き取り票はクラスカラーになっています。 <p>2 緊急時の引き取りについて ※緊急時は以下のような手順でお子さんをお渡しします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>☆ 「○○組の ○○の母（父・祖母など）です。」と、学級名・お子さんの名前を教職員に告げ、「幼児引き取りカード」を渡し確認を受けて、お子さんを引き取ってください。</p> <p>☆ 本園や小・中学校に兄弟がいる方は、弟妹の疲労や安全を考え、大きいお子さんから引き取ってください。</p> <p>☆ 保護者の方のお迎えを原則とします。やむを得ず他の方に依頼する場合は、依頼する方は必ず「幼児引き取りカード」または身元を確認できる物を持参してください。</p> </div> <p>3 引き取り時のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず徒歩で迎えに来てください。 ・ハイヒールやサンダルなどの履物は危険です。歩きやすい靴で来てください。 ・小さいお子さんは背負うなどして保護者の方は両手が使え、安全に素早く行動できるようにしましょう。ベビーカーや抱っこは危険です。 <p>※ 大地震の場合は、電話や一斉メールも通じなくなります。緊急時には園からの連絡がなくても、保護者の方の判断でお迎えに来てください。幼稚園は保護者の方のお迎えまで、お子さんをお預かりしています。</p>	<p>平成○○年○月○日</p> <p>○○幼稚園長○○○○</p>
--	------------------------------------

〈緊急時引き取り者確認票〉

〇〇幼稚園 緊急時引き取り者確認票

平成 年 月 日

I 引き取り者

記入印

(年少児・年中児・年長児)		組	徒歩通園時間 分		
幼児名		避難所			
引き取り者氏名	続柄	住 所	電話番号	帰宅先	備 考
①					
②					
③					
④					
⑤					

II 兄弟関係（中学生以下）

お名前	続柄	学 校 名	電話番号	学年・組	備 考
.....

参考資料 <緊急時引き取り者確認票依頼のお知らせ>

平成〇〇年〇月〇日

保護者の皆様

〇〇幼稚園園長〇〇〇〇

緊急時引き取り者確認票について

日頃より本園の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

本園では緊急時の対応として、園児を安全かつ確実に保護者の方にお渡しするための必要事項を幼稚園にお知らせいただきたく思います。これは、保護者の方が非常事態発生後、どのくらいの時間で幼児を引き取りに来られるのかを知り、次の避難行動の判断に生かすため、そして、万一、幼稚園外へ避難する場合にお迎えに来られない幼児がどのくらい予想されるかを把握し、二次避難体制を整えるためです。幼児の命を守る重要な資料となります。別紙に正確にご記入・押印の上、〇月〇〇日（〇）までに担任へお渡しください。

【記入の説明】

- ・『徒歩通園時間』は、毎日の送り迎えに徒歩でかかる時間をご記入ください。
- ・『避難所』は、災害時、自宅が倒壊などにより住むことができない場合に避難する地域指定の避難所（小・中学校等）を記入してください。

I 引き取り者

- ・『引き取り者氏名』は⑤まで全員記入する必要はありません。交通機関が止まった場合にお迎えに来られる方をご記入ください。また、枠が足りない方は用紙をお渡ししますのでお知らせください。
- ・『引き取り者氏名』は、通常の送り迎えの方以外が引き取りにいらした時、確認に使用します。住所、電話を正確にお書きください。『続柄』には、お子さんとの関係（母・父・祖母・叔父など）を記入してください。ご近所の方やお友達などの場合、先方に確認の上、ご記入ください。
- ・『住所』（自宅・勤務先他）には、お子さんが幼稚園にいる時間にその引き取り者の方が出発する場所です。住所・電話番号を書いてください。交通機関が止まった場合、その方はお迎えに来られるのか、どのくらい時間がかかるのかの判断に必要です。
- ・『帰宅先』は、その引き取り者の方が園児を連れて帰る場所をご記入ください。特に祖父母宅など園児の自宅でない場合は、所在確認や災害後の連絡などの必要ですので、正しくお書きください。

II 兄弟関係

- ・引き取り時の状況を事前に把握しておくため、また学校同士で連絡をとることを想定して、中学生以下のお子さんの在籍先、学年・学級をご記入ください。保育園、小学校、中学校の場合は、必ず校（園）名をお書きください。他の場合は、さしつかえない程度にご記入ください。

【個人情報について】

- * 別紙は、提出していただいた後、ご家庭の保管用として幼稚園でコピーして一部をお渡します。
- * ご家庭よりお預かりした個人情報は、緊急時のみ使用し、教職員以外は閲覧しません。

【引き取りに関して】

- ・震度5弱以上の場合、園からの連絡がなくても園児の引き取りをお願い致します。また、震度5弱以下でも、保護者の方の判断でお迎えに来ていただいて構いません。
- ・保護者など記入された引き取り者の方が引き取りにみえるまで、園児をお預かりします。
- ・幼稚園は、保護者の了解を得ずに別紙記入の引き取り者以外の方に園児を引き渡すことはしません。
- ・幼稚園以外へ避難する場合、正門の掲示板等に行き先を掲示していきます。

参考資料 <引き渡し訓練のお知らせ>

平成〇〇年〇月〇日

保護者の皆様

〇〇幼稚園長〇〇〇〇

防災訓練（幼児引き渡し訓練）について

日頃より本園の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

〇〇市では、震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者がお子さんを引き取りに来られるまでは、幼児・児童・生徒を学校・園で保護しておくことを原則としました。それにともない、これまで9月1日の「防災の日」にあわせ、各学校・園ごとに実施してきた避難訓練を、今年度は、公立幼稚園・小学校・中学校一斉に「引き渡し訓練」を実施いたします。実際の時、あわてず、安全・確実にお子さんを引き取り、帰宅するための訓練です。下記の事項をよくお読みの上、ご参加ください。

記

- 1 実施日 平成〇〇年9月〇日（〇）
- 2 想定 震度5弱（〇〇市）の強い地震が11時00分に発生
- 3 方法
 - (1) 一斉メール（第一報） 11時の地震発生後、全園児の安全確認ができたことを連絡します。
 - (2) 一斉メール（第二報） 震度5弱。引き渡しを決定したことを連絡します。第二報を受けて、お迎えに来てください。
 - (3) 迎えに来る際は、必ず徒歩で、歩きやすい靴を履いて来てください。ハイヒールやサンダルなどは危険です。
 - (4) 小さいお子さんは背負うなどして保護者の方は両手が使え、安全に素早く行動できるようにしましょう。ベビーカーや抱っこは危険です。
 - (5) 園庭でお子さんをお渡しします。訓練ですので正門、裏門ともに開けます。ご自宅・職場から近い門を使用してください。
 - (6) 園児を引き取る際は必ず、「〇〇組〇〇の母（父、祖母など）です」と教職員につげ、「引き取りカード」を渡し、確認を受けてからお子さんをお引き取りください。
 - (7) 〇〇市では、公立学校・幼稚園に兄弟姉妹のいる方は、年齢の小さいお子さんから引き渡すことを原則としています。小さいお子さんが引き取り時の混雑の中で疲れたり迷子にならないよう、気を付けてください。
 - (8) 家に着くまでが避難訓練です。手をつなぎ、寄り道せずに速やかにお帰りください。
 - (9) 途中で事故などあった場合は、必ず園に連絡してください。
 - (10) 防災頭巾は、翌日持ってきてください。
 - (11) 預かり保育利用の方は、お迎えの時に引き渡し訓練を行います。「引き取りカード」を預かり保育担当職員に渡し、お子さんを引き取ってください。
 - (12) 雨天の場合は、幼稚園内各保育室での引き取りといたします。玄関・園庭側どちらから入っても構いません。

幼稚園展開例5

避難訓練「全園児一斉指導 地震発生から津波警報発表時の避難訓練」

1 意義

大地震が発生した場合、その地域に起こり得る災害は多様であることから、その地域や園の実態にあった二次避難訓練を計画・実施する必要がある。特に津波に関しては、幼児の命を守るため、状況判断・避難場所の決定・避難誘導に迅速さが求められる。津波を想定した避難訓練を通して、園の課題を明確にし、避難訓練を積み重ねることが重要である。

2 ねらい

- 幼 児 (1) 津波警報が発表されたときの園外への避難の仕方が分かり、教職員の指示に従い、素早く行動できるようにする。
 (2) 命を守るために自分ができることやしなければならないことは何かを考え行動できるようにする。
- 教職員 (1) 津波警報発表時の幼児の安全確保・誘導の仕方など自分の役割を各自が判断・理解して動く。
 (2) 幼児に不安を与えないように指示を出し、落ち着いて行動する。
 (3) 地域と協力し、情報の確認・伝達、報告を確実に行う。

3 想定

地震（震度6弱の地震）が発生。地震発生後、津波警報が発表される。
 3歳児20名は保育室で一斉活動中、4歳児60名、5歳児60名は園舎内外で学級ごとの一斉活動をしている。

4 事前準備

- (1) 事前に地域住民とともに全教職員で地域調査を行い、地域としての避難場所や複数の避難経路を共通理解し、いざという時に地域で声を掛け合い、安全で時間短縮となる経路を選択できるようにする。
 (2) 年度当初、津波警報発表時の避難場所について保護者会等で詳細に説明し、理解と協力を求める。
 (3) 同じ避難場所に避難する他の園・校と連絡を取り、避難施設内で混乱のないよう、施設内の避難経路や避難場所を確認しておく。

5 展 開

時間	教職員の動き			幼児の活動
	全体指揮者	担 任	その他の教職員	
9:45	地震発生			
	<ul style="list-style-type: none"> 園長は、各保育室の状況と人員確認の報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 人数とけがの有無を確認し、本部に報告する。 余震に備え、防災頭巾を渡し、靴の確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 残留園児、建物被害を確認し、園長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 揺れがおさまり、防災頭巾をかぶり、靴をはく。
9:50	津波警報発表（地域防災無線・緊急放送）			二次避難場所へ避難決定
	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災無線とラジオの緊急放送で、『津波警報発表』を知る。 園長が二次避難所避難を決定し、副園長に園内周知を指示する。 副園長がメガホンで指示して回る。 「津波警報発表。津波警報発表。大至急、中央公民館3階に避難。」 担任以外の教職員への指示 <ul style="list-style-type: none"> ①3歳児や特別支援児の避難誘導の補佐 ②避難経路の安全確保 非常持出（園児名簿、園児引き取りカード、職員住所録） <ul style="list-style-type: none"> 拡声器、幼稚園の目印となる小旗、ラジオ等 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児に中央公民館避難を伝え、速やかに外に出る。 保育室にいる担任は、出席簿、園児名簿、引き取りカードを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児や特別支援児の避難誘導の補佐をする。 廊下・階段などの避難経路の安全確保をし、通行を妨げるものは大まかに片付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 担任や近くにいる教職員の指示を静かに聞き、急いで外に向う。
9:55	二次避難場所へ避難開始			
	<ul style="list-style-type: none"> 先頭は園長、最後尾は副園長がつく。 人員確認の報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 担任は人数を確認しながら、5歳児に3歳児の手をつながせ、二次避難場所への移動を始める。 5歳児には、「3歳児が転ばない程度に、でも早く歩けるよう手を引く」ように指導する。 担任は自分の学級だけでなく、他学級の幼児や周囲の状況に気を配る。 複数学級で列を作り、先導する教職員と最後尾から引率する教職員に役割 	<ul style="list-style-type: none"> 残留園児の確認をし、本部に報告する。 3歳児の避難の補助をする。 1名は先発し、避難経路の安全を確認し、先頭の園長に合図を送る。危険な場合は停止の合図を送り、素早く戻って状況を園 	<ul style="list-style-type: none"> 5歳児2人組→5歳児と3歳児の2人組→4歳児2人組の順に並ぶ。 5歳児は3歳児の歩調を気遣いながら、手を強めに引く。早く歩くよう励ます。

10:05		を分けて行動し、幼児が素早く避難できるよう、不安にならないよう、声を掛け続ける。	長に報告する。	
	二次避難場所へ到着			
	<ul style="list-style-type: none"> ・園長が、大急ぎで3階まで駆け上がるよう指示する。 ・3階に到着し、担任へ人員確認と報告を指示する。(人数確認、負傷者確認、不明者確認) ・園長の話「全員無事にここに避難することができました」 ・園に戻る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児の避難誘導の援助をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児は3歳児の手を離す。5歳児と4歳児は、それぞれ速やかに階段を3階まで駆け上がる。 ・3歳児は、5歳児と4歳児の後から、担任やその他の教職員と手をつないだりおぶわれたりしながら3階に上がる。

6 評価

幼児 (1) 津波警報が発表されたときの園外への避難の仕方が分かり、教職員の指示に従い、素早く行動できたか。

(2) 幼児なりに津波の怖さを知り、命を守るために自分ができることやしなければならないことは何かを考え真剣に行動することができたか。

教職員 (1) 津波警報発表時の状態を理解し、幼児に不安を与えないよう落ち着いて幼児に指示し、素早く幼児を誘導することができたか。

(2) 地域関係者や教職員間で情報は正確・迅速に伝えることができたか。幼児の命を守るため、安全確保・誘導など自分の役割を理解し、瞬時に判断し、連携して動くことができたか。

7 その他

(1) 津波想定避難訓練のポイント

- ① 日常から様々な活動場面での津波警報発表を想定し、教職員が連携して素早い行動が取れるよう、地域とともに繰り返し打ち合わせ・実践・反省を行う。
- ② 二次避難場所への避難時間と幼児の行動を詳細に記録し、いざという場合の判断の拠り所とするとともに、時間短縮を目指して訓練を積み重ねる。
- ③ 避難訓練の積み重ねだけでなく、日頃の遊びや学級活動の中で運動能力を高め、素早い動きができるようにしておく。

- ④地震発生により保護者が幼児を引き取りに来た場合、津波の可能性がある場合は幼児を引き渡さず、保護者も共に二次避難場所へ避難するようにする。そのことは、年度当初に保護者と共通理解しておく。

(2) 資料

- ・「津波から逃げる」気象庁津波防災啓発ビデオ（H24. 4） 気象庁ホームページ
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html
- ・「津波に備える」気象庁津波防災啓発ビデオ（H25. 2） 気象庁ホームページ
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html
- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省（H24. 3）

幼稚園展開例6

避難訓練「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動における避難訓練（地震想定）」

【その1】降園後の避難訓練（園庭開放と預かり保育実施時間帯）

1 意義

教育課程に係る教育時間の終了後、多様な形態で園児を預かっている。預かり保育や園庭開放など、園独自で実施している運営の時間帯を想定し、避難訓練を実施する。

2 ねらい

- 3歳児：○放送を聞き、緊急時であることが分かり、指導員の指示に従う。
- 4歳児：○緊急放送を聞き、遊びを止めて集中して放送を聞く。
 - 指導員の指示に従い、敏捷に行動する。
 - 避難の約束を意識して行動しようとする。
- 5歳児：○緊急放送を聞き、遊びを止め指導員の指示に従って素早く行動する。
 - 避難の約束を意識し、最後まで守って行動する。
 - 命を守るために自分ができることやしなければならぬことは何かを考え行動する。
- 教職員：○周囲の状況を咄嗟に捉え、室内外で安全な場所を確保し幼児を避難させる。
 - 正確に幼児数を確認する方法を理解し実践する。
 - 教職員間の連絡・報告を確実に行き、幼児の安全確保にあたる。
- 保護者：○園内では幼児を守る協力者としての意識を持ち、緊急放送を積極的に聞く。
 - 速やかにわが子を探し、ガラス、転倒の恐れのある遊具から離れ、指示された場所に集まる。

3 想定

保育終了後、希望する親子が自由に園庭で遊ぶことのできる園庭開放と、希望する家庭の園児を預かる預かり保育を同時に実施している時間帯の地震発生を想定する。

震度5強の地震発生 預かり保育（3歳児3名、4歳児5名、5歳児7名）が利用希望している状況。園庭には、園庭開放利用の30組の親子がいる。

4 展 開

時間	教職員の動き			預かり保育の 幼児の活動	園庭開放利用の 保護者の動き
	全体指揮者の動き	担当教職員の動き	他の教職員の動き		
14:00	<p>(教育課程終了後の運営に切り替える)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任から、預かり保育担当教職員へ引き渡した報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教職員は名簿(日誌)で預かる幼児数と名前を確認し、担任から幼児を引き取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの職務を遂行する 	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育の保育室に集まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放を利用している保護者は、園庭でわが子の行動を監督しながら安全に遊ばせる。
14:30	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急放送 ◎「避難訓練です。地震です、地震です。今、地震が発生しました。預かり保育(〇〇組)の子どもは、〇〇先生の話聞いて自分の身を守りなさい」 ◎「園庭の親子は、すぐ園庭の中央に集まって座り、頭を守りなさい」 ◎「揺れがおさまりました。預かり保育の先生、預かり幼児の人員把握をしてください」 ◎副園長が預かり保育室に行き、報告を受ける。 ◎園長は、残留園児や園舎の被害状況の報告を受ける。 ◎「先生方に連絡します。余震に備え、園児を園庭中央に避難させなさい。」 ◎人数確認の報告を受ける。 ○園長の話(幼児と、園庭開放の保護者に向けて) ○避難訓練終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・身を守る姿勢がとれるよう指示する。 ・預かり保育児名簿を携帯し、集った預かり保育児に防災頭巾を渡しながら人数とけがの有無を確認し、駆け付けた副園長に報告する。 ・不在者があった場合、周囲の教職員に協力を求める。 ・再度、人数を数え、預かり保育児に園庭開放利用の幼児が混在していないか確認する。 ・本部に人数とけが人の有無の報告をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の指導にかかわっていない教職員はすべて、幼児の安全確保のための援助者としての行動に切り替える。 ・残留園児の確認を行うため、教職員同士、声掛けをしながら、園舎内外をチェックする。 ・主事は、担当部分の建物の被害状況を確認し、報告する。 ・残留園児確認の報告をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急放送を聞き、預かり保育担当教職員の近くに集り、身を守る姿勢をとる。 ○年長児は年少児に声を掛け、一緒に行動する。 ○日常の避難訓練を思い起こし、約束を守り行動する。 ○園長(副園長)の話聞き、地震発生時の行動の仕方を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送を聞き、わが子の遊びを止めさせ、側に引き寄せる。 ・わが子が不在の場合は、探し出し、安全を確保する。 ・園児・弟妹を連れて、教職員がいる園庭中央に移動する。 ・教職員から渡された防災頭巾を、弟妹とともにかぶる。

5 評 価

(1) 3歳児は、緊急時であることがわかり、指導員の指示に従うことができたか。

- (2) 4・5歳児は、緊急放送を聞き分け、速やかに遊びを止め積極的に避難行動がとれたか。
- (3) 教職員一人一人が、今いる人数で幼児の安全対策をとるために、効果的な連携行動のとり方について主体的に考え、行動することができたか。
- (4) 預かり保育担当者が、緊急時の自分の役割や行動の仕方を十分理解したか。

6 その他

- ・園庭開放、預かり保育時間帯の避難訓練のポイント
 - ①災害発生時緊急対応マニュアルを、新年度の教職員構成が決定された時点で速やかに訂正し全教職員で確認する。
 - ②短期雇用教職員が、見て分かるマニュアル表を創意工夫して作成する。
 - ③すべての時間帯における幼児引き取り状況確認表が、教職員に分かるよう工夫する。

【その2】入園式前の避難訓練（春休み中の預かり保育の時間帯）

1 意義

就学前幼児施設の多様化により、幼保一体化施設や幼稚園の預かり保育等を実施している園では、入園式や始業式以前に園児が園生活を開始している。教職員と信頼関係もまだできていないことを想定し、また園内に教職員も少ない時期の避難訓練を行うことは重要である。春休みの進級児が多い時期に実施し、進級児が自分の身の守り方が分かり行動できれば、新入園児への対応に教職員の手を回すことができる。

2 ねらい

進級児 (1) 緊急放送の合図を聞き、遊びを止めて指示を聞く。
 (2) 地震発生時の預かり保育室の危険な場所や、身を守る方法を確認する。
 (3) 預かり保育担当者の指示を聞いて行動する。

新入園児 (1) 緊急放送の合図を知る。
 (2) 進級児の姿を見て、自分の身を守る方法を知る。
 (3) 預かり保育担当者の指示を聞いて行動する。

預かり担当職員 ○預かり保育実施時の避難の仕方を理解し、行動する。

その他の教職員 ○預かり保育実施時のそれぞれの役割を確認し、行動する。

3 想定

地震（震度4の地震）が発生し、預かり保育室内で避難行動をとる。

進級児5名（4歳児1名、5歳児4名）、新入児3名が、預かり保育室で自由に活動している。

4 展 開

時間	教職員の動き			預かり保育の幼児の活動
	全体指揮者の動き	担当教職員の動き	他の教職員の動き	
12:40	(弁当終了後) ○進級児担任が事前指導をする。	・進級児担任の指導内容や指導の仕方を、幼児の後ろから見る。	・進級児担任が事前指導をする。 ・事前指導が済んだら、他の教職員が職員室に連絡を入れ、避難訓練を開始する。	○事前指導を受ける。 ・災害発生時には、合図があること ・放送や合図があったら、遊びは止めて話を聞くこと ・地震が起きたら、頭を守ること
12:50	○緊急放送(副園長) 「避難訓練です。避難訓練です。(地震音)地震です。地震です。子どもたちは頭を守りなさい。先生方は、幼児の安全確保をなささい」	・幼児に放送を聞くように指示する。 ・その日のチーフの預かり保育職員は、全員が入れるように出しておいた机の下に入るよう、幼児に指示する。 ・教職員自身もヘルメット等で身を守る。 ・その日のサブの預かり保育職員は、避難経路確保のため、保育室のドアを開ける。 ・リーダーは、名簿(出席簿兼日誌)、非常用持ち出し袋を持ち、幼児が上靴を履いているか確認し、自分の前に集める。	・放送や預かり保育担当職員の指示を聞くように声を掛ける。 ・新入園児の不安を受け止め、できるだけ抱き寄せて安心させる。 ・机の脚をしっかりとるように指示する。	○緊急放送に気づき、活動を止めて放送を聞く。 ○指示に従い、避難行動をとる。 ・机の下に潜り机の脚をつかむ。
13:05	・緊急放送(副園長) 「先生方に連絡します。人員確認の報告をお願いします」 ・緊急放送(副園長) 「揺れはおさまりました。子どもたちは預かり保育の先生の話をお聞きしましょう」	・人員を確認し、室内電話で職員室に報告する。 ・次の事後指導をする。預かり保育担当職員の話 預かり保育室で地震があった時の安全な場所・危険な場所の確認 ・防災頭巾をかぶらせる。	・幼児の後ろに座り、預かり担当職員の話が聞けるように促す。 ・新入園児には教職員が手を貸し、防災頭巾のかぶり方が分かるようにする。	○預かり担当職員から事後指導を受ける。 ・預かり保育室に机が出ていない時にはどうするか、進級児が答える ・進級児が防災頭巾をかぶってみせる。新入園児は、教職員の手を借りながらかぶる。

5 評 価

- 進級児 (1) 緊急放送の合図を聞き、遊びを止めて指示を聞くことができたか。
 (2) 地震発生時の預かり保育室の危険な場所や自分の身を守る方法が分かり、行動できたか。
 (3) 預かり保育担当者の指示を聞いて行動できたか。
- 新入園児(1) 緊急放送の合図が分かったか。

- (2) 進級児の姿を見て、自分の身を守る姿勢がとれたか。
- (3) 預かり保育担当者の話を聞き、行動することができたか。

預かり担当職員 ○進級児担任の様子を見て、緊急時の避難の仕方が分かり、指示を出せたか。

その他の教職員 ○預かり保育実施時の自分の役割を理解し、行動できたか。

6 その他

・避難訓練のポイント

- ①避難訓練担当者が預かり保育担当職員と事前に詳しく打ち合わせをしてから実施する。
- ②4月当初は、新入園児が園生活に慣れていくため、徐々に保育時間を延ばしている時期なので、なるべく新入園児が少ない日・時間帯を選び、進級児がリードすることで新入園児が不安にならないようにする。
- ③地震の揺れの時間（地震音）を短くしたり、全員が机の下に入る体験ができるように、全員が入るだけの机の数を用意したりし、幼児が不安にならず落ち着いて取り組めるようにする。
- ④進級児が今まで通りに安心して訓練に取り組めるよう、また保育に携わっているが避難訓練の指導に不慣れな預かり保育担当職員が学ぶ場となるよう、事前指導は進級児の担任が担当をし、進級児も預かり保育担当職員も指導内容や指導方法が確認できるようにする。
- ⑤事後指導は預かり保育担当職員が幼児の前に立ち、預かり保育の時間は誰の指示に従うことが大切かを分かるようにする。

小学校 防災教育年間計画 (例)

◆ 5・6学年の目標

- ・地域の災害の特性や防災体制について理解できるようになる。
- ・災害により引き起こされる危険を予測し、災害時には、自ら危険を回避する行動ができるようになる。
- ・災害時には、家族や友達、周囲の人々の安全にも配慮し、他の人の役に立つ行動ができるようになる。

◆ 主な指導内容

- ・地域に起こりやすい災害 (ア) 災害発生時の適切な行動 (イ) 災害に備えて自分たちにできること (ウ)

1学期	2学期	3学期
◇快適な衣服と住まい (家庭科56) ◇「わたしにできること」社会的役割の自覚と責任 (道徳6) 【展開例⑤】 ◇「わたしたちの地域の自然災害」(総合) 【展開例⑦】 ◇「避難訓練 (地震想定)」(学校行事) 【展開例⑯】	◇天気の変化 (理科5) ◇「洪水の危険について知ろう」流水のはたらき (理科5) 【展開例②】 ◇「わたしたちのくらしと火山」土地のつくりと変化 (総合) 【展開例⑧】 ◇「町の中でぐらっときたら」(学級活動) 【展開例⑭】 ◇「避難訓練 (津波想定)」(学校行事) 【展開例⑰】	◇情報産業と国民生活の関連 (社会科5) ◇人々の安全を守るための諸活動 (社会科5) ◇「けがを防いで簡単な手当ができるようになろう」(体育5) 【展開例④】 ◇我が国の政治の働き (社会科6) ◇「いざという時の備えは」(学級活動) 【展開例⑬】 ◇「避難訓練 (火災想定)」(学校行事) 【展開例⑮】

◆ 3・4学年の目標

- ・災害について基本的な理解ができ、災害を防ぐための工夫について考えることができるようになる。
- ・災害により引き起こされる危険について関心をもち、自ら危険を回避する方法を考えられるようになる。
- ・災害時には、家族や友達、周囲の人々と協力して危険を回避できるようになる。

◆ 主な指導内容

- ・日常生活の安全と災害時の備え (ア) 災害発生時の適切な行動 (イ) 思いやり・公德心 (ウ)

1学期	2学期	3学期
◇「安全なくらしとまちづくり」地域の人々の安全を守るための諸活動（社会科4）【展開例①】 ◇どうする？大雨だ、強風だ、かみなりだ」（学級活動）【展開例⑫】 ◇「避難訓練（地震想定）」（学校行事）【展開例⑯】	◇「休み時間に大地震がおきたら」（学級活動）【展開例⑪】 ◇「避難訓練（津波想定）」（学校行事）【展開例⑰】	◇「オリジナル防災マップを作ろう」（総合）【展開例⑥】 ◇地域の古い道具、文化財や年中行事、地域の発展に尽くした先人の具体的事例（社会科） ◇「避難訓練（火災想定）」（学校行事）【展開例⑮】

◆1・2学年の目標

- ・災害に関心をもつことができるようにし、災害時の安全な行動について考えることができるようになる。
- ・災害により引き起こされる危険を感じ、大人の指示に従うなどして適切な行動がとれるようになる。
- ・災害時には、自分で危険を回避し、大人と連絡ができるようになる。

◆主な指導内容

- ・災害時の行動ルール（ア） 災害時の適切な行動（イ） まちの安全を守るしくみ（ウ）

1学期	2学期	3学期
◇「火事になったら」（学級活動）【展開例⑨】 ◇「もっとまちをしりたいね」自分と人や社会のかかわり（生活科2）【展開例③】 ◇「避難訓練（地震想定）」（学校行事）【展開例⑯】	◇「地しんがおこったらどうするの」（学級活動）【展開例⑩】 ◇「じぶんでできることをしよう」自分と人や社会のかかわり（生活科1） ◇「いってみようつかってみよう」自分と人や社会のかかわり（生活科2） ◇「避難訓練（津波想定）」（学校行事）【展開例⑰】	◇「もっとなかよしまちたんけん」自分と人や社会のかかわり（生活科2） ◇「避難訓練（火災想定）」（学校行事）【展開例⑮】

小学校展開例 1

安全なくらしとまちづくり

1 教科等名

社会科（4年）

【第3学年及び第4学年 内容（4） 地域社会における災害及び事故の防止】

2 ねらい

災害に備え、市役所や消防署と自治会等地域の人々が協力して取り組んでいることを調べ、身近な地域の防災の活動に関心を持ち、自分にできることを考えられるようにする。

3 指導計画

21時間 展開例19～21 / 21)

- (1) 火事から人々をどう守る（消防署の働き） (9時間)
- (2) 自然災害から安全を守る地域の協力活動 (3時間)
- (3) 事故や事件から人々を守る（警察署の働き） (9時間)

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援等	資料
<p>1 地域でこれまでに発生した地震や洪水など自然災害の状況や災害について概要をつかむ。</p> <p>◇市役所や消防署の人の話を聞きましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然災害の歴史 ・災害時の救助活動、事後対応に大変な努力や苦労があること。 ・災害に備えて、まちの人たちの協力の仕組みや訓練が進められていること。 <p>◇自分たちの住むまちで行われている、災害に備えた取組について調べて、自分たちにもできることを考えましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○写真や地図など災害の様子が分かる資料を提示する。 ○署員の話から、災害時の様子や日常からの備えの大切さを感じ取らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真、地図、ハザードマップ等 ・ゲストティーチャー（消防署員等） ・防災学習施設等の利用も考えられる。
<p>2 わたしたちのまちでは、どのように災害に備えているのか調べる。</p> <p>◇地域の人々が自治会、自主防災組織などで行っている活動にはどのようなものがありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の備えについての呼びかけ。 ・消防署や消防団等と協力した防災訓練。 ・地域の防災倉庫の管理や整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の案内や写真、避難所の標識、防災倉庫等の写真を提示する。 ○地域の防災活動に関心が持てるように、自治会などの人より日常からの防災への取組について話を聞かせてもらう。 ○実際に災害を経験した人から、「自助・共助・公助」について具体的な話を聞かせてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャー（防災教育推進委員会、自治会、被災経験者等）

<p>3 分かったことをもとに、自分にできることを話し合う。</p> <p>◇自分たちにも何かできることはありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の行動について、あらかじめ家族と話し合い、わが家のルールを決めておこう。 ・防火ポスターや標語、学習をまとめた新聞等を地域に掲示し、まちの人たちに伝えよう。 	<p>○安全なまちづくりについての自分たちの考えを新聞などにまとめ、まちの人たちに提案することを通して、地域の一員としての自覚をもって行動しようとする態度を養う。</p>	
--	---	--

5 評価

- (1) 地域の防災活動に関心をもち、自分たちにできる取組を考えることができたか。
- (2) 身近な地域での災害に備えた取組について理解することができたか。

小学校展開例2

洪水の危険について知ろう

1 教科等名

理科（5年）

【第5学年 内容B生命・地球（3）流水の働き】

2 ねらい

雨の降り方によって、流れる水の速さや量が変わり、侵食・運搬・堆積の働きが変わって土地の様子を大きく変化させることや、上流と下流により河原の石の大きさが違うこと、雨の降り方によっては自然災害をもたらす場合があることを理解させる。また、自然の力の大きさを感じ、災害を防ぐ工夫について興味・関心をもち、進んで調べることができるようにする。

3 指導計画

（11時間 展開例10～11／11）

（1）土山に水を流すモデル実験から水のはたらきを調べまとめる。（5時間）

（2）川の上流・下流の情報を集め、全体の様子や川原の石の特徴を調べる。

（3時間）

（3）増水した川を流れる水のはたらきを調べ、災害を防ぐ工夫について理解する。（3時間）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援等	資料
<p>1 過去に発生した洪水の様子について理解する。 ◇調べてきたことをもとに洪水について知っていることを発表しましょう。</p>	<p>○家族など洪水の被害を体験した人に聞いてきたことを発表させ、身近な地域でも繰り返し発生してきたことや克服するための努力を重ねてきたことを知らせる。</p>	<p>・災害に関する年表、旧河道の地図・航空写真等や地域の言い伝え、遺構等 ・国土交通省水管理・国土保全局HP http://www.mlit.go.jp/river/</p>
<p>2 洪水の発生原因やその影響について考える。 ◇どのようにして洪水が起こるのか資料をもとに考えましょう。</p>	<p>○大雨等により河川が増水し洪水が発生する。河川の水量が増えることにより、水の流れが速くなり、流す力が強くなることに気づかせる。また、川の流れの様子と地面や川原・川岸の様子とを関連づけて調べ、流れる水は流れの速さや水量の違いによって地面や土地を変化させるはたらきが違うこと、流れの速さや水量は、降水量等によって変化していることをとらえさせる。</p>	<p>・「災害から命を守るために」（文部科学省・防災教育教材 平成20年3月）</p>

<p>3 洪水の被害を知り、その危険性について考える。 ◇洪水が起こるとどのような被害を受けるのでしょうか。私たちが地域の地域で考えてみましょう。</p> <p>4 洪水に対しての工夫や安全な行動について考える。 ◇洪水による被害を減らすために私たちにどんなことができるのでしょうか。</p>	<p>○洪水の種類や原因について整理する。 集中豪雨・台風・都市部低地の堤防決壊や春先の融雪等</p> <p>○地域によって洪水の種類や被害の受け方は様々であることを具体的な事例をもとに考えさせる。</p> <p>・台風による大雨や、梅雨などで雨が降り続くと大きな被害がでることを理解させる。集中豪雨では、短時間に強く降り、雨の降る範囲も限られるが、(川の上流部で大雨になると、その下流で)大きな被害がでる場合もあることを理解させる。</p> <p>・被害は人的なもの、家屋、交通、通信、産業等広い範囲に及ぶことを理解させる。</p> <p>・水害につながる気象の例を具体的に挙げ、自分たちの地域の特性と関連付けて考えさせる。</p> <p>○川に設置された護岸用の蛇かご、水力を弱めるブロック、砂防堰堤、分水路などの役割について理解する。</p> <p>○正しい情報を知り、安全に行動することをおさえる。</p> <p>・避難の際には川には近寄らず、テレビ、ラジオ、広報等により、正しい情報を知ることや自治体からの避難勧告等にも留意することを知らせる。</p>	<p>・増水で決壊した川や増水による被害の様子などの写真資料</p> <p>・国土交通省土砂災害映像(動画)ライブラリ http://www.mlit.go.jp/river/sabo/movie_library.html</p> <p>・国土交通省 ハザードマップポータルサイト http://disapotal.gsi.go.jp</p>
--	---	--

5 評価

- ・洪水の危険性と地域に発生しやすい洪水について理解し、安全な行動の仕方が分かったか。
- ・川の水量が増えると土地を削り、削った土を運ぶ力が大きくなり、崖くずれや洪水などの災害を起こすことがあることを理解できたか。

6 その他

参考資料

- ・「災害から命を守るために」(文部科学省・防災教育教材 平成20年3月)
- ・気象庁参考資料「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」(H25.3予定)
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>
- ・国土交通省 河川局情報ホームページ <http://www.mlit.go.jp/river/>
- ・国土交通省土砂災害映像(動画)ライブラリ
http://www.mlit.go.jp/river/sabo/movie_library.html
- ・国土交通省 ハザードマップポータルサイト <http://disapotal.gsi.go.jp/>

小学校展開例3

もっとまちをしりたいね

1 教科等名

生活科（2年）

【第1学年及び第2学年 内容（3）地域と生活】

2 ねらい

- (1) 自分たちの生活の場である地域の公共施設を訪ねたり、調べたりすることを通して、それを支えている人がいることに気付かせる。
- (2) 地域の公共施設を大切にし、きまりを守って正しく利用することができるようにする。
- (3) まちで見つけたことを、適切に表現して伝えることができるようにする。

3 指導計画

(22時間 展開例11～14 / 22)

- (1) 自分のまちの自慢をしたり、好きな場所について話し合ったりする。 (1時間)
- (2) 好きな場所でできることや楽しいことを紹介する。 (1時間)
- (3) 計画を立て、公共施設を探検する。 (4時間)
- (4) 図書館や児童館などの公共施設を利用する。 (4時間)
- (5) まちの標識や看板を探し、それが何のためにあるか考える。 (4時間)
- (6) 見つけたことや知ったことの発表会を計画し、準備をする。 (4時間)
- (7) まちで見つけたことや学んだことの発表会を開く。 (4時間)

4 展 開

学習内容・活動	◇主な発問等	教職員の支援等	資 料
1 防災に関する表示や標識の写真を見て、それぞれが何を伝えているのかを考え、話し合う。 ◇絵や図、記号や文字などを使って知らせる物が表示や標識です。これらは、私たちに何を伝えようとしているのでしょうか。		○標識の写真や実際の表示などを提示し、関心を高めるようにする。 ○どこで見たことがあるのか、自分の経験を思い起こし考えるように声かけをする。	・標識の写真や本物の標識や表示
2 地域や学校内にある消防設備を探す。 ・「消火器は他の場所にもないかなあ。」 ・「マンションに消火栓があったよ。」 ・「学校の中に防火シャッターがある。」		○発見した喜びを共感するとともに、安全に気を付けながら活動するように指導する。 ○表示を探すだけでなく、その場で誰に何を伝えようとしているのかを考えるように助言する。	・発見カード

<p>・「町内に防災倉庫って書いてある建物がある。」</p> <p>・「道に『消火栓』という看板をみつけたよ。」</p> <p>3 見付けた表示を絵や写真で表し、何を伝えているのかを発表する。</p> <p>◇探検して見つけた設備や看板について発表してもらいます。</p> <p>・「消火栓の看板は赤いです。」</p> <p>・「消火栓のそばの道路は、車を止めてはいけないという線が引いてあります。」</p> <p>・「貯水池は、洪水の時に水をためるのかなあ？」</p> <p>4 友達の発表を聞いて分かったことや感想をワークシートにまとめる。</p>	<p>○見付けた場所、その施設の絵を記録するように学習カードを準備する。</p> <p>○フロアマップを使って、どこにあるのかを示すことや、絵や図を描かせて標識を分かりやすく示すことなどを伝え、児童が工夫できるように指導する。</p> <p>○見付けた施設や看板の役割について話し合ったり、教職員が助言したりする。</p>	<p>・ワークシート</p>
--	---	----------------

5 評価

(1) さまざまな表示は、まちの人の生活に役立っていることに気付いたか。

小学校展開例 4

けがを防いで簡単な手当ができるようになろう

1 教科等名

体育科（5年）

【第5学年及び第6学年 内容G保健（2）けがの防止】

2 ねらい

けがの防止について理解させるとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。

3 指導計画

（4時間4／4）

- （1）身の回りで起きるけがや事故は「人の行動」と「周囲の環境」が原因となっていることを理解する。（1時間）
- （2）学校などの身の回りで起こるけがを防ぐには「危険な場所に気付く」「正しい判断をして安全に行動する」「環境を安全に整える」ことが大切であることを理解する。（1時間）
- （3）災害時も含めて学区や通学路などの身の回りで起こるけがを防ぐには、「危険な場所に気付く」「正しい判断をして安全に行動する」「環境を安全に整える」ことが大切であることを理解する。（1時間）
- （4）けがの悪化を防ぐためにできるだけ早く処置したり、近くの大人に知らせたりすることが大切であることを理解する。簡単なけがの手当の方法を理解し、手当ができるようにする。（1時間）

4 展 開

学習内容・活動 主な発問等（◇）	教職員の支援等	資 料
<p>1 けがをした時の養護教諭と児童の事例について考え、ワークシートに記入する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【事例】 転んで膝をすりむいたAさんが、あわててやってきました。保健の先生は、Aさんの傷をみて困ってしまいました。なぜ困ってしまったのでしょうか。</p> </div> <p>◇この事例を読んで、なぜ保健の先生は困ってしまったのかその原因を考えて、発表してください。 「たくさんの血が出て、大けがだったから。」 「傷口を洗わず、砂だらけだったから。」</p>	<p>○事例を掲示する。</p> <p>○養護教諭が困った原因について考え、学習カードに書き込むよう指示する。</p>	<p>事例</p> <p>学習カード</p>

<p>◇なぜ洗わないといけないのでしょうか。 「ばい菌が入るからかなあ。」</p> <p>2 学習課題を知る。</p>	<p>○養護教諭が困った理由は、傷口を洗うことができない状況だったからということ伝える。</p> <p>○なぜ洗わないといけないのか、理由を考えさせる。</p>	<p>学習カード</p>
<p>けがをしてしまったときの手当の仕方を学ぼう。</p>		
<p>3 けがをしたときの対処の仕方について養護教諭から話を聞き、実習する。</p> <p>◇けがをしたとき、どういう手当をすればよいかを保健室の先生に教えてもらいましょう。</p> <p>◇ペアになって対処方法の実習をしましょう。</p> <p>4 対処方法についてまとめる。</p> <p>・自分でできる簡単なけがの手当には「清潔にする」「止血する」「冷やす」等の方法がある。</p> <p>◇軽いけがの場合は、今日学習した手当を素早く行いましょう。その後、保健室の先生やお家の人に見てもらいましょう。</p> <p>◇近くにいる人が大きなけがをしてしまった場合は、よく観察して、必要に応じて近くの大人や救急機関(119番)に知らせましょう。</p> <p>5 学習をふりかえる。</p> <p>◇今日学習したことを学習カードにまとめましょう。</p>	<p>○すり傷、切り傷、鼻出血、やけど、打撲のうち、3種類程度を扱う。</p> <p>○それぞれのけがの対処法について説明することを養護教諭と事前に話し合う。</p> <p>○災害時だけでなく、普段も含めてどんなときでも対処できるように助言する。</p>	

5 評価

- (1) 簡単なけがの手当ができるようになったか。
- (2) 自分でできる簡単なけがの手当には、「清潔にする」「止血する」「冷やす」などの方法があることを理解できたか。
- (3) けがの悪化を防ぐ対処として状況を速やかに把握すること、近くの大人に知らせることが大切であることを理解できたか。

6 その他

・学習カード

(例)

けがをしてしまったときの対処の仕方を知ろう

1. 次の図鑑までの出来事について考えよう。

2. どうして病院の先生はこうやってしるのでしょうか。病院の先生はふりかえりにてこまわってしることを覚えておきましょう。

けがの種類	けがのときの対処
すり傷・ひきず	
出血	
やけど	
だぼく・つまき	

3. みんなでけがの予防のしる方法を考えよう。

⇒ 活動1で記入

⇒ 学習のふりかえりで記入

・参考 小学校体育指導の手引き
(川崎市立小学校体育研究会H22. 3)

・指導のための資料

やけどのとき
すぐにためた水で冷やす。直接流水をあてない。衣類は脱がずにそのまま冷やす。水ぶくれができていてもつぶさない。



ガラスなどできったとき
きれいな水で洗い、ガーゼなどで傷口をおさえ、血をとめる。



すりむいたとき
きずぐちを水であらい、消毒をしよう。



鼻出血
少し下を向き、鼻を押さえ、鼻の付け根を冷やす。鼻につめものをしたり、首をたたいたりしない。

だぼくなどでいためたとき
氷などで冷やし、動かさないようにする。



参考資料

- ・「eカレッジ」総務省消防庁ホームページ <http://open.fdma.go.jp/e-college/>
- ・防災学習テキスト「自然災害から命を守ろう！」川崎市教育委員会

小学校展開例5

わたしにできること

1 教科等名

道徳（6年）

【内容4主として集団や社会とのかかわりに関すること（3）社会的役割の自覚と責任】

2 主題名

わたしにできること

3 ねらいと資料

- ・相手の立場になって助け合ったり、学級や学校、地域の一員として自分の役割を自覚し、協力して働こうしたりする態度を養う。（4-（3）役割自覚、責任）
- ・資料「新潟県中越地震の避難生活」

4 主題設定の理由

災害後の生活においては、だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って行動することが日常以上に求められる。具体的な災害や避難所の様子から自分の役割を自覚し、取るべき行動をイメージできるようにすることで、集団や社会にかかわっていくことの大切さについて考えさせたい。また、災害後の避難所での不自由な生活を想起させ、日常の生活においても身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たしていく態度を養いたい。

5 展 開

学習内容・活動 ◇発問	留意事項
1 自分たちが所属している集団を想起して話し合う。 ◇ みなさんはどのような集団に所属していますか。 ・学級 ・学校 ・係 ・班 ・委員会 など	○自分が様々な集団の一員であることを想起させることで、ねらいとする道徳的価値への方向付けをする。
2 写真資料「新潟県中越地震の避難生活」を見て話し合う。 ○ 写真1、2を見る。 ◇ 避難した人々はどんな思いで毎日を過ごしていたのでしょうか。 ・ 水道が使えなくなって不安だ。給水所から水を運んでくれる人もいるようで助かる。 ・ ガスや電気も使えない。夜はどうなるのだろう。	○写真3を提示し、ライフラインがストップした状況をつかませる。 ○補助資料として映像を提示したり、体験談をもとにした読み物資料を活用したりして、生活の不自由さを具体的にとらえさせる。また、様々な人たちが一つの場所で共同生活をしなくてはならないことを押さえる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ お年寄りや病気の人はどうなるのだろうか。 ・ 家が壊れた人はどこで生活するのだろうか。 ・ トイレはどうなるのだろうか。 ・ 自分の家のように生活できなくてつらい。 ・ もし大きな災害が起き、その後の生活の中で自分は何ができるのだろうか。 ○ 緊急搬送、食糧供給の写真を見る。 ◇ 多くの支援者が駆けつけてくれたとき、避難している人々はどんな気持ちだったでしょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ありがたい。 ・ これで不安が少なくなる。 ・ 自分たちもできることをやっいてこう。 ◇ 小中学生は、どんな考えで避難所の一員として働いていたのでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な不便さを我慢しなくてはならない。自分より小さい子どもたちもしっかり支えなくては。 ・ 体調が悪い人、手を貸してほしい人が周りにいないか気にかけてみる。 ・ 支援に来てくれる人への感謝や力を合わせて乗り切ろうとする気持ち。 ・ 避難所でたくさんの人と生活するときはルールをしっかり守ることが大切だ。 ・ 自分のことはできるだけ自分でするようにしたい。 ・ 励ましたり声を掛け合ったりしよう。できる手伝いをしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災で小中学生が避難所の一員として自分たちにできることを行った例をあげ、(バケツリレー、清掃、支援品の運搬等)考えさせる。 ○高齢者や乳幼児、体調の悪い人など様々な人が周りにいたときの小中学生の思いを、自分と重ね合わせて考えられるようにする。 ○避難所となった場合の具体的なルールについて教える。
<p>3 今までの自分の生活を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 今まで、地域や学級、学校での自分の役割を考え、協力して取り組んだりしていましたか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今までは地域の一人としてがんばっていなかった。自分も地域の一人として、普段から一緒に活動したり挨拶をしたりしていきたい。 ・ クラブ活動では最高学年としての自覚をもって活動していた。普段から困っている人はいないか周りに気を配ることのできる人になりたい。 ・ 今までは自分のことは自分でしてこなかったが、これからは自分のことは自分でする習慣をつけたい。また自分のことだけでなく自分にできることを進んで行っていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在も自分が地域の一員であることの自覚をもたせる。
<p>4 教職員の説話を聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「主体的に社会の形成に参画する」ことに対して、教職員の体験談を話す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の子どものころの体験を交えて分かりやすく語り聞かせる。

6 評価

- ・ 集団生活において助けられたり、助けたりする人々の思いを想像することで、自分の役割を自覚する大切さについて考えを深めることができたか。

写真1 初期段階の避難所内の生活



写真2 車中生活のようす



写真3 ライフライン（電気、ガス、水道）の停止



写真4 ヘリコプターによる緊急搬送



写真5 避難所の追加開設



写真6 備蓄してある食糧の提供



小学校展開例6

オリジナル防災マップをつくろう

1 教科等名

総合的な学習の時間（中学年）

2 ねらい

防災マップ作りを通して、自分の住むまちの災害による危険性を知り、被害を軽減しようとする意欲を高めるとともに、自分の住むまちの避難場所を確認し、災害時、自主的に避難できるようにする。

3 指導計画

（14時間 展開例7～10 / 14）

- （1） 地域の人のお話を聞く。（地域の過去の災害について） （2時間）
- （2） 地域を歩く。（地域の物的・人的資源を知る） （4時間）
- （3） 自分たちの地域の防災マップをつくる。 （4時間＋放課後）
- （4） つくったマップや活動を通して考えたことを発表し合う。 （2時間）
- （5） 参観会等で発表し、保護者と一緒に話し合う。 （2時間）

地域の様子や過去の災害、防災に関する情報を加えて地図化する。その際、災害図上訓練（DIG）等の手法を使い、家族や近所の友達と一緒に学習し、起こり得る災害と災害時の対応を具体的なものとして捉えるようにする。災害図上訓練（DIG）は、参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練である。【参考：静岡県地震防災センター <http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/>】

4 展 開

（1） 本時の指導

学習内容・活動 ◇発問	教職員の支援等	資料
<p>1 身近な地域で起こる災害について想起する。</p> <p>◇通学中に起きる災害にはどんなものがあるでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、台風、火事、大雨や洪水、大雪…。 <p>◇通学中にこのような災害が発生した場合、どうすればよいのか考えましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所に避難するとよいと思うが避難場所はどこか。 	<p>○「災害発生は平日の午後3時」「季節は夏」「天気は雨」など、日時や天候、季節等の前提条件を設定して提示する。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・広い避難場所のどこに集合するのか。 ・近づかない方がよいところはどこか。 ・家、学校、その他の場所にいる時、自分だけの時は、どうしたらよいか。 <p>2 防災マップ作りを通して身近な地域での具体的な危険性について考える。</p> <p>◇災害が起きても大丈夫なように、自分の通学路を中心とした、オリジナル防災マップをつくろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白地図を用意する。 ・自分の家と学校に印を付ける。 ・避難場所に印を付ける。 ・避難する経路（道）に色を付ける。 <p>3 保護者と自分の家の周辺地域に出てマップの内容を確認する。（放課後）</p> <p>◇まちに出かけて、マップを完成させましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等（落ちてくる・倒れてくる・移動してくる、津波の際危険そうな場所、津波からの避難に適している場所、大雨の際の側溝の状況（蓋の有無）、アンダーパス）を探して地図に書き込む。 ・津波避難場所・避難建物を目で確認する。（可能な限り、避難場所を写真撮影する） ・過去の津波浸水区域や洪水の浸水区域を歩いて確認する。 ・保護者との点検の結果を受けて避難ルートを見直し、自分のオリジナル防災マップにする。 <p>4 自分のマップをもとに、各地区ごとに集まって交流し合い、地区ごとのマップを完成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の時にどうするか、どこに避難するかを話し合えるように学習参観等を利用し、保護者参加型の学習ができるようにする。祖父母の参加もよい。 ○災害に関する危険箇所、危険回避の方法などを防災マップに盛り込ませる。 <ul style="list-style-type: none"> ・撮影した避難場所の写真を地区の地図に貼ったり、過去の浸水域に色を塗ったりする。 ・見つけた危険箇所を付箋紙に書いて、地区の地図に貼る。 	<p>「eカレッジ」総務省消防庁ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害に特に注意が必要な地域では、一時避難場所、広域避難場所や避難路等を、あらかじめ地図上で把握する。 ・津波の発生が予想される地域では、過去の津波浸水区域、津波避難場所・避難建物、避難路等をあらかじめ地図上で把握する。
--	---	--

5 評価

- ・防災マップ作りを通して、自分の住むまちの災害危険性について気付き、考えることができたか。

6 その他

- ・危険箇所のうちで他人の家に関わる物は、対象外とする等の配慮を事前しておく。
- ・ハザードマップの浸水区域や決められた避難場所を確認するだけでなく、自分で危険だと思ふ場所、安全だと思ふ場所を考えたり、確認したりするようにする。

参考資料

- ・「eカレッジ」総務省消防庁ホームページ <http://open.fdma.go.jp/e-college/>
- ・気象庁作成津波防災啓発DVD「津波からにげる」
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html

小学校展開例7

わたしたちの地域の自然災害

1 教科等名

総合的な学習の時間（高学年）

2 ねらい

我が国の国土では、地震や津波、風水害、火山災害、雪害などの様々な自然災害が起りやすいこと、その被害を防止するために国や地方自治体が様々な対策や事業を進めていることなどを調べ、地域の災害の危険性と安全な行動について考えることができるようにする。

3 指導計画

（17時間 展開例1～6 / 17）

- （1）自分たちの地域で発生しやすい災害について調べる。 （6時間）
- （2）調べたことをポスターにまとめる。 （3時間）
- （3）学年の中でポスターを使って発表会を行う。 （2時間）
- （4）作成したポスターを修正し、地域の人に身近な災害と安全な行動の仕方を伝える。 （6時間）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 国内で発生する災害にはどんなものがあるか考える。（資料※スライド1-1～5を提示） ◇被災経験やニュースなどから見聞きしたことを発表しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波 ・台風、洪水、大雨 ・火山の噴火 ・落雷 ・竜巻 <p>2 国内で過去に起こった大きな災害について学習し、どんな地域でも災害が起こることを理解する。（スライド2・3を提示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本中で起こっている。 ・大きな被害が出ている。 ・自分たちの地域は台風の被害をたくさん受けている。 	<p>○経験や身近な人の話のほか、ニュースで見聞きしたことやスライドの写真を手掛かりに児童の意見を引き出す。</p> <p>○災害とは、台風や地震などによって被害や損害を受けることを総称したものであることを説明する。</p> <p>○山でも海でも、まちの中でも、どこでも災害が起こる可能性があることを説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・※防災教育教材「災害から命を守るために」（文部科学省H20.3月）を活用 ・「こどもぼうさいe-ランド」総務省消防庁ホームページ http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/index.html

<p>3 地域で発生しやすい災害について調べる。</p> <p>◇調べ方別にグループを作り、自分たちが住んでいる都道府県で起きやすい災害を調べましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図や年表等の資料から ・お年寄りへのインタビューから ・自治体の防災施設を訪問して ・防災担当者から <p>4 調べたことのまとめ方、活かし方について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターや新聞にまとめ、地域の人に読んでもらえるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震や津波、火山活動、台風や長雨による水害や土砂災害、林野火災、雷、雪害など地域の特徴的な災害とその対策について調べやすい資料を整理しておく。 ○自治体の防災担当者や防災教育推進委員会等の協力を得て、災害を経験した人（語り部）をゲストティーチャーとしてリストアップしておく。 ○特徴的な被害や、その被害を最小限にするために、自分たちの地域が行っている取組を紹介するとともに、自分の考えたことや行動目標を合わせて整理する。 ○まとめ方について見通しをもたせる。 	<p>資料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の移り変わりが分かる地図 ・過去の災害発生や堤防・河川改修の記録等をまとめた年表 ・被災した方の手記 ・被災や復興の様子が分かる写真 ・津波、豪雪等を児童が実感的に理解できる高さや重さの数値 ・国土交通省 ハザードマップポータルサイト http://disapotal.gsi.go.jp/ ・各自治体が作成しているハザードマップ ・地域と災害、防災に関する情報に解説や説明を加えたポスターを例示する。
--	---	---

5 評価

学習を通して、自分の住む地域の災害の危険性について理解することができたか。

参考資料

- ・「ハザードマップポータルサイト」国土交通省
<http://disapotal.gsi.go.jp/>
- ・「こどもぼうさいe-ランド」総務省消防庁
<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/index.html>

小学校展開例8

わたしたちのくらしと火山

1 教科等名

総合的な学習の時間（高学年）

2 ねらい

- (1) 自分たちの生活している地域の火山について調べる学習を通して、自然と密接に関わりながら生活していく大切さに気付かせる。
- (2) 大地の変化について、地震や火山の噴火によって変化してきたことを自分の地域の大地の様子と関連付けながら調べることができるようにする。
- (3) 火山の噴火による恵みや災害について考えさせ、普段から防災に対する意識を高め、安全に生活していこうとする態度を養う。

3 指導計画

(11時間 展開例 7～10 / 14時間)

- (1) 世界や日本の火山について調べる。 (2時間)
- (2) 火山による恵みについて調べる。 (4時間)
- (3) 火山による災害と防災の取組を調べる。 (4時間)
- (4) 火山に対して、学習を通して変化した自分の考えについて話し合う。 (1時間)
- (5) 地域の人に自分たちが調べたことを発表する。 (3時間)

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援等	資料等
<p>1 火山があることよさや、火山の噴火による災害の状況について考える。</p> <p>◇火山があることで、わたしたちはどのような恵みを受けていたでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉が湧いて入ることができる。 ・地熱を利用したエネルギーを得られる。 <p>◇火山が噴火すると、どんな災害が起きることが考えられますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴石、溶岩流、降灰、火砕流、火砕サージ、火山泥流、融雪泥流、火山ガス発生、地震、空振など 	<ul style="list-style-type: none"> ○温泉や地熱発電、火山噴火の写真や映像からイメージしやすいようにする。 ○過去に起きた火山の噴火により、どのような災害が起き、人々にどのような被害をもたらしたか過去の災害資料等をもとに調べさせる。 ○自分たちの地域の近くに活火山がある場合、噴火による大地の変化が見られる場所に見学に行き、観察させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉、地熱発電、火山噴火等の写真や映像 ・火山噴火による災害の様子の写真や新聞記事 ※新聞記事等

<p>2 火山の噴火による大地の変化について調べる。 ◇火山の噴火により、わたしたちが生活している大地にどのような影響をおよぼしたのか実際に調べてみましょう。 ・地層の見学（火山灰やシラス層など） ・火山灰の降灰により建造物が埋もれている所 ・被害に遭った家屋 ・火砕流や火山泥流の跡地 など</p> <p>3 調べたことをまとめ、発表する。 ◇見学したり、調べたりしたことを分かりやすくまとめて発表しましょう。</p> <p>4 火山の噴火による地域の防災の仕組みや取組について調べる。 ◇火山が噴火したとき被害を少なくするために、わたしたちの地域ではどのように防災に取り組んでいるのでしょうか。 ・気象庁が発表する噴火警報や噴火警戒レベルについて ・噴火に関する情報が伝わる仕組みについて ・噴火の際の住民の避難の仕方について ・自治体が行っている避難訓練について ・避難場所、避難経路、避難時の危険箇所等について</p> <p>5 調べたことをまとめ、自分たちにできる取組を考える。 ・避難経路マップの作成 ・日常の備え ・家族との連絡等</p>	<p>活火山が近くでない場合やさらに詳しく調べさせる場合は理科の教科書やインターネットを活用して調べ学習に取り組ませる。</p> <p>○グループごとに調べる視点や方法を決めて活動させる。</p> <p>○活火山の近くでは、火山の活動状況について、常に最新の情報の入手をすること、噴火が起きた場合に、被害を少なくするために行われているいろいろな取組があることを理解させ、その内容について調べ学習に取り組ませる。見学や関係者へのインタビューなども行わせる。</p> <p>○まとめて終わるだけでなくこれからの生活に役立てていこうとする意欲を高める。</p> <p>○地震や火災の避難訓練と同じように、どのようなことに気を付ければよいかを考えさせ、訓練へつなげていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館や ・地元気象台の活用 ・ワークシート ・地元火山の警報レベル ・自治体の防災マップ ・避難訓練マニュアル
---	--	--

5 評価

火山の噴火に対する防災対策について知り、自分でできる防災対策に取り組もうとするとともに、自然と密接に関わりながら生活していこうとする態度を身に付けたか。

小学校展開例9

火事になったら

1 教科等名

特別活動 学級活動（低学年）

【1学級活動（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全

カ心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

2 ねらい

火災による危険やその場に応じた避難の基本的な行動を理解し、特に自分として気を付けることを決められるようにする。

3 展 開

学習内容・活動	◇主な発問等	教職員の支援等	資 料
1 火災のビデオを見て、火災発生時、どんな危険があるか話し合う。また、火災をみた時の経験やテレビ・新聞等で知った火災のことについて発表する。	◇火災発生時の避難の仕方や行動について考えよう。	○火事の恐ろしさを実感としてつかめるようにする。 ○火や煙にまかれ、やけどをしたり、時には死にいたることもあることについて気づく。	スライド映像等
2 避難するときに、どんなことに注意したらよいか考える。 ◇火事が起きたときには、どんなことに注意して避難したらよいでしょうか。		○学校にいるときは、先生の指示をよく聞き、約束を守ることや、避難場所まで、落ち着いてしかも機敏に行動することを確認する。 ○慌てた行動をとるとけがなどの危険性につながることに気づかせる。（二次災害） ○避難するときに必要なものやとるべき行動について気づかせる。 ○火災発生場所・状況等を正確に聞き取らせる。 ・窓を閉める ・カーテンを開ける。 ・ガス・ストーブを消す。	校舎配置図と避難経路図
3 火災発生の非常放送を聞き、的確な判断と落ち着いた行動をとるための話し合いをする。 ・非常放送内容の把握		○突然起こる災害としてとらえさせ、避難に必要なものを確認する。 ・ハンカチや防災ずきん等	
4 実際に避難してみる。		○火災場所や風向によって避難経路や避難場所が変わることもあるということを伝える。	
5 学習してわかったことや、特に自分として気を付けることをワークシートにまとめる。			

5 評 価

- ・火災の恐ろしさを知り、自分の命を守るために、特にどのような行動をとったらよいかを決めることができたか。
- ・諸注意を守り、落ち着いて避難することができたか。

小学校展開例 10

地しんが起こったらどうするの

1 教科等名

特別活動 学級活動（低学年）

【1学級活動（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全

カ心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

2 ねらい

- (1) 学校で地震が起こった時、状況に応じた避難ができるようにする。
- (2) 地震が起こった時や避難するとき、安全に行動するため、特に自分として気を付けることを決められるようにする。

3 指導計画

- (1) 事前指導 地震による被害の写真を提示し、地震で大きな被害がであることを実感することができる。（帰りの会で指導。家庭で地震について話し合ってくるように伝える。）
- (2) 本時の指導
- (3) 事後指導
 - ・道徳（読み物資料等で生命を大切にしようとする心情を育てる。）
 - ・学校行事 避難訓練（地震）（地震のときに、指示に従って素早く安全に行動することができる）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 授業中に地震が起きた場合を想定して、指示を聞き、机の下にもぐる。</p> <p>2 教室で地震が起こったときの危険や自分の身がどうなるか考える。 ・落ちてくる：電灯、テレビなど ・倒れてくる：本棚、ドアなど ・移動してくる：机、椅子など</p> <p>3 昼休みに地震が起こった場合、どうすればよいのか考える。（昼休みの教室では、机が後ろに固めて置いてある。） ◇昼休みに地しんが起こったとき、どうしたらよいのか考えよう。</p>	<p>○以前に学習した避難の仕方を思い出させ机の下にもぐることを確認する。</p> <p>○いつ、どこで起こるか分からないことをおさえる。</p> <p>○このような危険から身を守るために、机の下にもぐったり、頭を抱えたりすることをおさえる。</p>	<p>・「落ちてくる」「倒れてくる」「移動してくる」と記載されたカード</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・物が落ちてこない場所を探す。 ・倒れそうなものから離れる。 ・移動してくるものから離れる。 ・頭を守りながらしゃがむ。 ・近くの机の下にもぐる。など <p>4 実際に机を後ろに下げてロールプレイを行う。</p> <p>5 学校で地震が起こった場合の避難場所への避難の仕方を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送（教職員の話）をよく聞く。 ・指示に従う。 ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。 <p>6 地震が起こったときに、特に自分がとるべき行動について、ワークシートを記入する。</p> <p>7 感想を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の机の下に、他の人がもぐっていた場合には、どうしたらよいかも考えさせ、場所や状況に応じて安全の確保の仕方が変わることをおさえる。 ○テレビの模型を使って危険な様子をイメージできるようにする。 ○揺れがおさまった後の避難場所への避難の仕方を確認する。 ○地震で停電になった場合は、放送機器が使用できないこともあるので、その時は、教職員の指示を聞いて行動することも確認する。 ○中間休みなどに地震が起こった場面を取り上げ、どうしたらよいかを考えてワークシートに記入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビの模型 ・学校の校舎図 ・ワークシート
--	---	---

5 評価

(1) 状況に応じて、特に自分としてどんな避難の仕方したらよいか決めることができたか。

(2) 安全に行動しようとする意識をもつことができたか。

小学校展開例 11

休み時間に大地震がおきたら

1 教科等名

学級活動（中学年）

【1学級活動（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全

カ心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

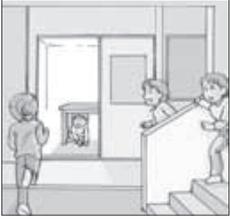
2 ねらい

大地震発生時に学校内の様々な場所で予想される危険を考え、自分の身を守るためにはどのような行動をとればよいかを話し合うことを通して、どのような場面でも安全に避難することができるようにする。

3 展開

（休み時間に震度6弱の地震が発生したことを想定）

学習内容・活動 ◇発問	教職員の支援等	資料
<p>1 教室にいるとき、震度6弱の地震が起きたらどうなるかを予想し、対応の仕方を考える。 ◇震度6弱の地震がきたらどうなるだろう 「ものすごく揺れて、立ってられない。」 「転んじゃうと思う。」 「テレビが倒れて窓ガラスが割れる。」 「蛍光灯が落ちてくる。」</p> <p>◇その時、みんなはどうしたらいいだろう。 「机の下にもぐって頭をしっかりと守る。」 「校内放送や先生の言うことを聞いて運動場へ避難する。」</p> <p>2 震度6弱の地震が起きたとき、教室以外の様々な場所にはどんな危険があるのか考える。 ◇廊下や階段にいる時はどうしたらいいだろう ◇トイレにいる時はどうしたらいいだろう。 ◇運動場や中庭にいる時は？ ◇図書室にいる時は？</p> <p>3 それぞれの場で自分の身を自分で守るためには、どのように行動したらよいか話し合う。</p>	<p>○防災教育教材「災害から命をまもるために」（文部科学省H20.3）を活用し、震度6弱の揺れがどのくらいなのか想像する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○あわててすぐに運動場に出た時の危険についても考えさせる。</p> <p>○休み時間はどこにいるのかを問いかけて、めあてにつなげる。</p> <p>○それぞれの場所ごとに考えやすいように、場所ごとの写真やワークシートを準備し考えを整理しやすいようにする。</p> <p>○頭や体を守るためにはどうしたらよいか、資料を見て確認する。</p>	<p>スライド教材 防災テキスト</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・廊下や階段にいる時 ・トイレにいる時 ・運動場や中庭にいる時 ・図書室にいる時  <p>4 班ごとに話し合った内容を発表した後、実際にその場に行って調べる。</p> <p>5 安全に避難をするためにはどうしたらよいか確認する。 ◇安全に避難するために大切なことはなんでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「落ちてこない・倒れてこない」場所に避難すること ・「先生や上級生の指示に従う。」 <p>6 学習してわかったことや特に自分として気を付けることをワークシートにまとめる。</p>	  <p>○大切なキーワードを児童の発言から拾い上げて板書し、印象づける。 「危険から離れる」 「頭を守り 落ち着いて行動」 「ものが『落ちてこない』場所へ避難」 「ものが『倒れてこない』場所へ避難」 「ものが『移動してこない』場所へ避難」</p> <p>○自分で正しく判断することが大切であることを知らせる。 ○揺れが落ち着いたら運動場へ避難することを確認する。</p>	<p>ワークシート</p>
---	---	---------------

4 評価

- ・大地震の恐ろしさを知り、自分の命を守るためにどのような行動をとったらよいか理解できたか。
- ・大地震が発生したときに特に自分としてどう行動したらよいかを決めることができたか。

5 その他

参考資料

- ・防災教育教材「災害から命を守るために」文部科学省（H20.3）
- ・防災学習テキスト「自然災害から命を守ろう！」川崎市教育委員会

小学校展開例 12

どうする？大雨だ、強風だ、かみなりだ

1 教科等名

特別活動 学級活動（中学年）

【1学級活動（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全

カ心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

2 ねらい

- (1) 大雨や強風、雷などの気象災害がもたらす大規模な災害によって、自分の身の回りに起こる災害の危険について理解できるようにする。
- (2) 大雨や強風、雷などの気象災害から、自分の命を守るための方法について理解し、特に自分として気を付けることを決められるようにする。

3 展開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援等	資料
<p>1 大雨や強風、雷などによる気象災害について学習することを知る。</p> <p>◇大雨や強風、雷について考えてみましょう。激しい雨や風、雷を経験したことはありますか。（スライド1を提示）</p> <p>2 大雨や強風、雷によってどんな危険があるか、どのように身を守ればよいか考える。</p> <p>◇大雨が降っているとき、どんなところが危ないと思いますか。</p> <p>◇けがをしないために、自分だったらどうしますか。（スライド2を提示）</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・むやみに外に出ない。 ・一緒にいる大人の指示に従う。 <p><まちの中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水しているときは足元に気を付ける。 <p><山の近く></p> <ul style="list-style-type: none"> ・がけや山肌など危ないところに近づかない。 <p><川や海の近く></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近づかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで経験した大雨、強風、雷について話し合わせ、それらが気象災害につながることを説明する。 ○地域で最近起こった大雨、強風、雷などがあれば思い出させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害につながる気象の例を具体的に挙げる（集中豪雨、台風、寒冷前線による大雨、強風、落雷など） ○スライドの絵をヒントに、どんな身の守り方があるか意見を引き出すようにする。 ○状況や場所を具体的に示して想像させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や家の近く、通学路 ・地下など ・地域の山、崖、海、川など ○ワークシートを配布し、記入させる。 ○丸を付けたところとその理由を発表させる。 ○スライドを見せて、主な危険を説明する。 	<p>防災教育教材「災害から命を守るために」（文部科学省H20.3）</p> <p>「eカレッジ」（総務省消防庁ホームページ）</p>

<p>◇絵を見て、強風が吹いているとき、どんなところが危ないかワークシートを使って考えてみましょう。危ないと思うところに丸を付けてみましょう。</p> <p>◇けがをしないために、自分だったらどうしますか。 (スライド3を提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むやみに外に出ない。 ・一緒にいる大人の指示に従う。 ・落ちてくるもの、飛んでくるものに気を付ける。 ・(雨と風のとぎ) 雨合羽を着る。 <p>◇雷が鳴っているとき、どんなところが危ないと思いますか。</p> <p>◇けがをしないために、自分だったらどうしますか。 (スライド4を提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むやみに外に出ない。 ・一緒にいる大人の指示に従う。 ・建物の中に避難する。 ・電化製品に触らないようにする。 <p>◇雨が上がった後、どんなところが危ないと思いますか。</p> <p>◇けがをしないために、自分だったらどうしますか。 (スライド5を提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むやみに外に出ない。 ・一緒にいる大人の指示に従う。 ・川や水路に近づかない。 ・ぬかるんだ道や路肩などに気を付ける。 <p>3 災害に応じて、特に自分として身を守るために気を付けることを決める。</p> <p>◇大雨、強風、雷のとき、どのようなことに気を付けて行動するか決めましょう。 (スライド6を提示)</p>	<p>○スライドの絵をヒントに、どんな身の守り方があるか意見を引き出すようにする。</p> <p>○スライドの絵をヒントに、どんな身の守り方があるか意見を引き出すようにする。</p> <p>○状況や場所を具体的に示して想像させる。 ・学校の近くや通学路 ・公園、広場 など</p> <p>○スライドの絵をヒントに、どんな身の守り方があるか意見を引き出すようにする。</p> <p>○状況や場所を具体的に示して想像させる。 ・学校の近くや通学路 ・地域の川、水路 など</p> <p>○災害に応じた対応を確認する。</p> <p>○気象の変化に気付いた場合は、安全に行動できるように指導する。</p>	
--	---	--

4 評価

- (1) 気象現象がもたらす大規模な災害の危険について理解できたか。
- (2) 気象災害から、自分の命を守るための方法について理解し、特に自分として気を付けることを決めることができたか。

5 その他

参考資料

防災教育教材「災害から命を守るために」小学校低学年・高学年用（文部科学省、H20.3）



[スライド 1]



[スライド 2]



[スライド 3]



[スライド 4]



[スライド 5]



[スライド 6]

小学校展開例 13

いざという時の備えは

1 教科等名

特別活動 学級活動（高学年）

【1学級活動（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全

カ心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

2 ねらい

日常生活の心構えや非常持ち出し品などの備えについてまとめるとともに、特に自分として心がけておきたいことを「我が家の防災ルール」として作成できるようにする。

3 展 開

学習内容・活動	◆主な発問等	教職員の支援等	資 料
<p>1 大地震に備えて、日常的な備えを考える。</p> <p>◇大地震の発生に備えて、普段からどんなものを準備しなくてはならないでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震が起きた場合を予想し、どのような備えが必要になるか考え、ワークシートに記入する。 	<p>◇主な発問等</p> <p>いざという時の備えとして、自分の家ではどんな準備や心がけが必要か考えよう。</p>	<p>○大地震が発生した場合の状況を予想できるような資料（映像や写真など）を準備し、子どもたちに提示する。</p> <p>○地震などの自然災害に備えて、どんなものが必要なのかを考えるように助言する。</p>	<p>大地震の映像や写真 ワークシート</p>
<p>2 いざという時の備えとして、自分の家の中の対策や避難場所など、家族で話し合って、心がけておきたいことを発表し合う。</p> <p>◇皆さんの家では、どんな備えをしていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の家の備えを家族の人に協力してもらいながら調べてまとめたものを発表する。 	<p>○事前に各家庭にも学習内容を周知し、協力依頼の文書を配布しておく。</p> <p>○大地震が起こった時を想定し、自宅での備えや非常持ち出しについて考えさせておく。</p> <p>○地域の広域避難場所や避難所になる場所、備蓄倉庫等について調べ、学区図に記すよう助言しておく。</p>	<p>○互いの家の状況にあった備えについて、助言し合えるようにする。</p>	<p>学区図 ワークシート</p>
<p>3 発表し合ったことを参考にして、特に自分の家の場合、どんなことが大切かをグループごとにアドバイスし合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具の点検は？連絡方法は？ ・避難場所は？その道順は？ ・避難に必要な物は？その保管場所は？ ・近所の人との助け合いは？ 	<p>○互いの家の状況にあった備えについて、助言し合えるようにする。</p>	<p></p>	<p>ワークシート</p>
<p>4 災害用伝言ダイヤルなどいざというときの家族との連絡をとる方法について知る。</p>			
<p>5 自分の家にあった「我が家の防災ルール」を作成し、それをもとに家族で話し合う</p>		<p>○家族での話し合いは事後の活動とする。</p>	

4 評価

- ・防災に関する身近な公共施設や防災倉庫などに関心をもてたか。
- ・大地震の恐ろしさを知り、自分の家として普段からどういうことを準備しておかなくてはならないかなどについて、「我が家の防災ルール」を作成することができたか。

5 その他

参考資料

- ・防災学習テキスト「自然災害から命を守ろう！」川崎市教育委員会
- ・災害用伝言ダイヤル「171」については巻末の付録を参照。

用意するものリスト（例）

- 貴重品
印かん・預金通帳・保険証・現金 など
- 携帯ラジオ（予備の電池も用意しよう）
- 懐中電灯（予備の電池も用意しよう）
- 非常食
缶づめ・ビスケット・チョコレート・水
火を通さなくても食べられるものなど
- 救急医薬品
胃薬・かぜ薬・持病薬・きず薬・目薬
鎮痛解熱剤・ガーゼ・包帯など
- 着るもの
下着類・セーター・タオル・軍手 など

小学校展開例 14

町の中でぐらっときたら

1 教科等名

特別活動 学級活動（高学年）

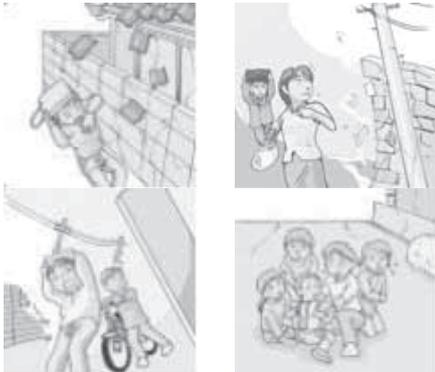
【1学級活動（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全

カ心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

2 ねらい

学校の周囲を観察し、地震が起きたとき町にはどんな危険があるか、またそれを避けるためにはどのような行動を取ればよいかを話し合うことを通して、災害時に自分として気を付けることを決められるようにする。

3 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援等	資 料
<p>1 阪神淡路大震災のビデオを見て、「大地震が来たら、町がどうなるか」を話し合い、本時のねらいをつかむ。</p> <p>◇自分たちの町に大地震が発生したらどうなってしまうだろう。</p> <p>「大きなビルや家がたくさん崩れる。」 「町の道路や高速道路も崩れる。」 「〇〇城も倒れるんじゃないかな」</p>	<p>○地震の被害の大きさに気付くことができるように、震災直後の神戸市内を写したビデオを提示し、自分たちの町でも起こった時の様子について考えさせる。</p>	<p>V T R</p>
<p>町にいる時に地震がおきたらどうすればよいか、考えよう。</p>		
<p>2 学校周辺の通学路の画像を提示して、その場所で地震が起きたらどんな危険があるかを考え、話し合う。</p> <p>◇大地震が発生したとき、それぞれの場所はどんな状況になっているでしょう</p> <p>【住宅地】 「ガラス窓が割れてふってくる。」 「屋根瓦が落ちてくる。」 「塀が崩れてくる」</p> <p>【商店街】 「自動販売機が倒れる。」 「電柱が倒れる。」 「看板が落ちてくる。」</p> <p>【公園やあきちにいたら】 「地面が割れることがある。」</p>	<p>○学校周辺の通学路で住宅地・商店街・川沿い等の画像を提示する。場面を思い起こしやすくするために、あらかじめ学区図も準備し、画像の場所を記しておく。</p> <p>○大地震が起こった時を想定し、それぞれの場所がどのようになるかを予想するよう声かけをする。</p> 	<p>学区映像 学区図</p>

<p>【海や川沿い】 「堤防が崩れて川が氾濫する。」 「海では、津波が発生する」</p> <p>3 町の中で地震が起きたとき、どのようにして危険を回避しなくてはならないかを知る。 ◇でかけている時に、地震にあったらどうしたらいいでしょう。 ◇おとなの人がまわりにいないときは、どうしたらいいでしょう。 「落ちてくるものから頭を守らないとならない。」 「倒れる物や移動してくる物、崩れる物から離れないといけない。」 「浸水被害が心配される場合、川の近くに行かない。」 ◇町の中で地震が起きた時、具体的にどのように行動すればよいでしょう。 「ガラス窓から離れる。」 「塀や家の下から離れる。」 「自動販売機や電柱など倒れやすい物から離れる。」 「頭を守る。」 「川から離れて高いところに逃げる。」 「広いところに集まりしゃがんでゆれがおさまるのをまつ。」 「からだの不自由な友達や小さい子どもなどにみんなで声をかけあい、助け合う。」 「地面が割れることがあるので気をつけて避難する。」</p>	<p>○川の増水による浸水が予想される区域を学区図に記す。</p>  <p>○図を見ながら、倒れてくる物から身を守るためにはどうしたらよいか、問いかける。</p> <p>○内容を認め、話し合いで発表するよう声かけをする。</p>	<p>ワークシート</p>
<p>キーワードを板書する。 ・町にいる時に地震がおきたら、落ちてこない、倒れてこない、物が移動してこない場所に身を寄せる。 ・川沿いの低いところにいる時は、浸水を予想し、なるべく高いところに逃げる。</p> <p>5 学習してわかったことや自分として特に意識したい身の守り方を決めてワークシートに記入する。 ◇学習したことを友達やおうちの人とでかけた時に、実際に確かめたり調べたりしてみよう。</p>	<p>○あわてることなく、自分のまわりを確認して、素早く危険を判断し、安全な場所に避難する。</p>	<p>ワークシート</p>

4 評価

- ・町の中で大地震が発生したときの状況をイメージし、それぞれの状況によって、自分として特に意識したい身の守り方を決めることができたか。

5 その他

参考資料

- ・防災学習テキスト「自然災害から命を守ろう！」川崎市実行委員会

小学校展開例 15

火災を想定した避難訓練

1 教科等名

特別活動 学校行事

【4 学校行事 (3) 健康安全・体育的行事】

2 ねらい

- (1) 避難経路を確認し、覚えさせる。
- (2) 避難の約束を理解し、実行できるようにする。
- (3) 緊急放送の意味を知り、適切な避難をできるようにする。

3 指導計画

- (1) 事前指導 ・火災の恐ろしさを知り、自分たちの避難経路を知る。
- (2) 本時の指導 ・緊急放送の意味を知り、適切な行動をする。
・担任の指示に従い避難をする。
- (3) 事後指導 ・自分たちの身を守るために、避難経路を知っておくこと
や避難の約束の大切さを知る。

※梅雨時や積雪時など季節や天候等により避難経路が変わることもあるため、実施時期や回数などは各学校の現状により決定する。

4 展 開

	児童の活動 ◇主な発問等	教職員の指導・指示 ※評価
事前指導 10分	1 火事の恐ろしさを知る。 ◇火事が起こったら、どうなるでしょう。 2 避難経路を知る。 3 避難時の守るべきことを知る。 4 緊急放送と避難について知る。 ◇緊急放送が流れてもあわてて行動せず、先生の指示に従います。	○火事が起こったらどうなるか考えさせる。 ○火ばかりでなく、煙の恐ろしさを知らせる。 ○避難経路図を使い、教室からの避難経路を確認させる。 ○地震に伴う二次災害としての火事もありうる。地震の避難訓練（一次避難）と組み合わせたり、地域住民との合同練習も適宜計画的に実施する。
避難 25分	5 警報・避難の放送を聞く。 ◇あわてずしゃべらないで放送を聞きなさい。 ◇窓側の人は、窓を閉めて下さい。 6 教職員の的確な指示で避難する。 ◇防災ずきんを被り、ハンカチで口鼻を覆い、避難します。廊下に並びなさい。 7 運動場に避難する。 8 運動場に整列し、待機する。	○静かに放送を聞かせる。 ○窓を閉めさせる。 ○防災ずきんを被らせ、ハンカチ等で口鼻を覆わせる。 ○廊下に並ばせる。 ○外へ出たら駆け足で集合させる。 ○速やかに整列させ、人員確認をする。 (教頭へ報告)

事後指導 10分	<p>9 消防士や防災担当部局の方の話を聞く。</p> <p>10 校長の話を聞く。</p> <p>11 教室への移動。</p> <p>12 訓練の反省をする。</p>	<p>○今回の訓練のねらいを再確認させる。</p> <p>○命を守ることの大切さを理解させる。</p> <p>○クラスごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の約束は守れたか。 ・避難経路を覚えたか。
-------------	--	--

5 評価

- ・避難訓練に積極的に取り組み、適切な避難行動ができるようになったか。

小学校展開例 16

地震を想定した避難訓練（緊急地震速報）

1 教科等名

特別活動 学校行事

【4 学校行事（3）健康安全・体育的行事】

2 ねらい

- (1) どのような状況でも、上からものが落ちてこない・横からものが倒れてこない・ものが移動してこない場所に素早く身を寄せて安全を確保することができるようにする。
- (2) 教職員の指示を待たずに児童が自ら判断し行動できるようにする。

3 指導計画

(2時間)

- (1) 学級指導（事前指導1時間 事後指導0.5時間）
- (2) 避難訓練（0.5時間）

想定は、「授業中に震度5強の地震発生。緊急地震速報後10秒後に揺れ」とする。発達に応じて、教室ではなく、机がない場所にいる場合（特別教室）等での地震発生を想定する。

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
(1) 事前指導 1 具体的な災害時の様子を想起させる。 ◇地震が起こったらどうなるか考えましよう。 2 緊急地震速報と避難経路を知る。 3 避難時の守るべきことを知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・資料をもとに、地震の怖さと、様々な状況に応じた自身の安全確保の仕方を理解させる。 ・地震に伴う津波、土砂崩れ、雪崩、火災などについて学年に応じて知らせる。 ・緊急地震速報について知らせる。 ・避難経路図を使い、教室などからの避難経路を確認させる。 ・教職員の指示がない場合でも自分で判断し、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」安全な場所に身を寄せることを確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育教材「災害から命を守るために」文部科学省（H20.3） ・「その時、あなたはどようする！緊急地震速報のしくみと心得」気象庁ホームページ

<p>(2) 避難訓練</p> <p>4 報知音（避難の放送）を聞いて、一次対応する。</p> <p>5 教職員の指示で避難（二次対応）する。</p> <p>6 運動場等に避難する。</p> <p>7 運動場等に整列し、安全確認後、待機する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静かに放送を聞かせる。揺れが収まるまで机の下に入り脚をもたせるなど、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せて、二次対応の指示が出るまで自身の安全を確保させる。（学校の立地条件により、津波災害が想定される場合には、素早く上階や高台などあらかじめ決められた避難場所に避難する。） ・ 出入り口を開けさせる。 ・ 防災頭巾を被らせ、廊下に並ばせる。 ・ 建物のエキスパンション部や屋外に出る個所には落下物や段差、あるいは通路に転倒物があることを想定し、落ち着いて移動させる。 ・ 外へ出たら駆け足で集合させる。（運動場が液状化や地割れで危険な場合があることも理解させ、安全な避難場所を確認することが重要である。） ・ 速やかに整列させ、人員確認をする。 	
<p>(3) 事後指導</p> <p>8 防災担当の話を聞く。</p> <p>9 教室への移動。</p> <p>10 訓練の反省をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分で判断して身を守ることの大切さを再確認させる。 ・ 学年に応じて指導する。【低】避難のルールは守られたか。報知音、あるいは揺れそのものを、一人一人が察知した段階で、素早く身の安全を確保すること。【中】休み時間、通学中等だったらどうするか。【高】下級生等への配慮ができたか。校外活動や家庭生活で発生した場合の対応や、災害時伝言ダイヤルの使い方について知らせる。 	

5 評価

- ・ 上からものが落ちてこない、横からものが倒れてこない、ものが移動してこない場所に素早く身を寄せて安全を確保することができたか。
- ・ 教職員の指示を待たずに児童が自ら判断し行動できたか。

6 避難訓練実施上の留意点

（二次対応）揺れが収まった後、慌てて建物の外へ飛び出すような行動はかえって危険である。運動場が液状化で使用不能な状況や、津波等の被害を想定した集合場所を設定して訓練を行う

ことも重要である。また、大きな余震に対する注意喚起も必要である。

(災害の想定) 学校の地域性を考慮し、想定すべき二次災害からの避難についても計画的に訓練する。(例 津波、余震、出火・延焼・類焼、建物の倒壊、土砂災害、液状化、堤防等決壊による水害、原子力災害、雪害、非構造部材の落下・転倒・移動、避難者、帰宅困難者の対応等)

(実施期日) 季節や天候による適切な場所の設定についても考え実施する。また、日時は、学級指導や教科等との関連指導を念頭に、適切な時期に実施する。

(連携) 可能な場合は近隣学校間、地域防災組織、自治体等の関係機関と一緒に訓練させて自分も地域の一員である自覚をもたせたり、保護者や学童保育への引き渡し訓練を行ったりして、防災意識の高揚を図り、災害時にも落ち着いて行動ができるようにする。

(学年に応じた指導) 児童の実態を考えながらできることをとらえ、「報知音が鳴っても大きな声をださない」→「机の下にもぐることができる」→「落ちてこない、倒れてこない、移動してこないところを見つけて身を寄せる」のように、段階的な指導をし、活かせる技能となるようにする。

資料

- ・「災害から命を守るために」文部科学省・防災教育教材（H20.3）
- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省（H24.3）
- ・「その時、あなたはどうする！緊急地震速報のしくみと心得」気象庁ホームページ
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/sokuho_dvd/index.html

小学校展開例 17

津波を想定した避難訓練

1 教科等名

特別活動 学校行事

【4 学校行事 (3) 健康安全・体育的行事】

2 ねらい

- (1) 地震後の津波に対して、児童と教職員が安全に避難できるようにする。
- (2) 津波に対しては、命を守るためには素早く避難することが重要であることを理解させる。

3 指導計画

(2時間)

(1) 事前指導 学級指導 (1時間)

- ・地震発生時の場所に応じた安全確保ができるようにする。
- ・いざという時のため、繰り返し訓練し、避難方法を「身につけておく」ことが重要であることを理解させる。
- ・防災頭巾の着用など避難の際、命を守るための具体的な方法を理解する。
- ・津波発生の仕組みを知らせ、高所に避難する意味を理解する。

(2) 本時の指導避難訓練 (0.5時間)

- ・避難先を放送でよく聞き行動させる。建物に生じた段差や転倒・落下している障害物に注意して安全に避難させる。

(3) 事後指導 学級指導 (0.5時間)

※日時は、学級指導や教科の関連内容の指導時期に合わせて実施する。

想定例 授業中に震度6強の地震発生、揺れが収まり10分後に6mの津波来襲。

4 展 開

(1) 事前指導

児童の活動	教職員の指導・指示	資料
1 地震の後に発生する津波の様子を想起する。 ◇地震、そして津波が起こったらどうなるか考えてみましょう。 2 過去に発生した地震や津波の様子と、津波の特徴を知る。	・資料をもとに、津波の怖さと、様々な状況に応じた自身の安全確保の仕方を学習することを把握させる。 ・過去の被害状況などから具体的に地震や津波の恐ろしさを理解させる。 津波の特徴（速く、高く、何度も、川もさかのぼる）を知らせる。	・各自治体のハザードマップ等

<p>3 地震発生後の身の守り方や避難する場所、避難時に注意すべきことを話し合う。</p> <p>4 緊急放送と第1次避難の仕方について知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生した場合の身の守り方を理解させる。 避難経路図を使い、教室からの避難経路を確認させる。また、避難時に注意すべきこと（建物に生じた段差や転倒・落下している障害物に注意等）を理解させる。 速やかな高所への移動などが生命を守ることにつながることを指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害から命を守るために」（文部科学省・防災教育教材 平成20年3月）
---	--	---

(2) 本時の指導

児童の活動	教職員の指導・指示	資料
<p>5 警報・避難の放送を聞く。 「地震が発生。机の下に入りなさい。」</p> <p>「津波発生の危険あり。全員直ちに3階へ避難。」 (揺れが納まる前に放送)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 静かに放送を聞かせる。教職員は出口を確保する。 地震発生後、放送で津波発生を想定しての避難指示をする。 地震の規模により放送が使えない場合もあるので、拡声器で職員室の担当が知らせる場合もあることを知らせておく。 	
<p>6 教職員の的確な指示で避難する。 7 上層階に避難し、整列する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災頭巾を被らせる。 廊下に並ばせ、教職員が避難経路を確保しながら先導する。 時期によって、寒いときには避難後を考え防寒着を着せることもある。 速やかに整列させ、人員確認をする。(教頭へ報告) 	

(3) 事後指導

児童の活動	教職員の指導・指示	資料
<p>8 防災担当の話を聞く。 9 校長の話を聞く。 10 教室へ移動し、避難訓練の反省をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の訓練のねらいを再確認させる。 命を守ることの大切さを理解させる。 学年に応じて指導内容を確認したり、発展的な内容を指導したりする。 低・避難場所（高いところ）を覚えたか。 中・通学時に発生した場合について考えさせる。 高・地域の指定避難所や家族との連絡について考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校区地図 各自治体のハザードマップ等

5 評価

- 地震後の津波に対して、児童と教職員が安全に避難できる方法を理解できたか。

- ・地震と津波災害の意味を知り、適切な避難をすることができたか。

6 その他

- ・地震の規模によっては、放送が使えない場合がある。拡声器で避難指示を出すことがあることも考えて訓練に入れることも必要となる。
- ・訓練時期によるが、寒い時期の場合には、避難後を考え、ジャンパー等の防寒着を着せて避難することも必要になる。
- ・上層階でなく学校の裏山に避難するなど、耐震性や地震による被害状況により避難経路や避難場所が変わることがあるため、学校の実態に応じた訓練となるように配慮する。また、地震により火災が発生する場合も想定し、実状に応じた避難計画の複線化を図る。
- ・避難の途中に大きな余震に見まわれることも考慮する。
- ・学校の立地条件、地震の発生状況によっては、津波の第一波が到達するまで数分しかない場合もあるので、特に沿岸部に立地している学校においては考慮する必要がある。

資料

- ・「災害から命を守るために」文部科学省・防災教育教材（H20.3）
- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省（H24.3）
- ・「津波から逃げる」気象庁津波防災啓発ビデオ（H24.4）
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html
- ・「津波に備える」気象庁津波防災啓発ビデオ（H25.2）
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html
- ・「自分の命は自分で守る～津波災害への備え～」内閣府（H25.2）

中学校 防災教育年間計画 (例)

◆ 3 学年の目標

- ・ 災害時等の非常時にも、地域社会の一員として、自主的に地域の活動に参加できるようになる。

◆ 主な指導内容

- ・ 災害に応じた安全な避難、日常の備え (ア) パニックの防止と安全な行動、避難所の役割 (イ) 地域防災訓練への参加、自主的な組織活動 (ウ)

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 私たちと国際社会の諸課題 (社会科) ◇ ボランティア活動などの社会参加 (生徒会活動) ◇ 「避難訓練 (竜巻想定) (学校行事) 【展開例⑩】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「災害後の暮らし」ボランティア活動の意義の理解と参加 (学級活動) 【展開例⑧】 ◇ 緊急地震速報を活用した訓練 (学校行事) 【展開例⑨】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自然の恵みと災害 (理科) 【展開例②】 ◇ 「クリーン作戦・全校美化活動、地域ボランティア活動」(高齢者配食サービス) (生徒会活動)

◆ 2 学年の目標

- ・ 応急手当の技能を身に付け、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できるようになる。

◆ 主な指導内容

- ・ 災害の特徴、傷害の防止 (ア) 災害時の初期対応、安全な行動の仕方、応急手当 (イ) ボランティア活動の意義と理解 (ウ)

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 身近な地域の歴史 (社会科) ◇ 気象と変化 (理科) ◇ 自然と郷土 (社会科) 【展開例①】 ◇ 「くらしの安全を守る」職場体験学習における防災学習 (総合的な学習の時間) 【展開例⑦】 ◇ 「避難訓練 (竜巻想定) (学校行事) 【展開例⑩】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自然災害による傷害の防止 (保健体育科) 【展開例③】 ◇ 衣生活・住生活と自立 (技術・家庭科) ◇ 「緊急地震速報を活用した訓練」 (学校行事) 【展開例⑨】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現代の日本と世界 (社会科) ◇ ボランティア活動の意義の理解と活動時の安全 (学級活動) ◇ クリーン作戦・全校美化活動、地域ボランティア活動 (生徒会活動)

◆ 1 学年の目標

- ・ 防災に関する日常の備えを見直し、災害に対して適切な行動ができるようになる。

◆ 主な指導内容

- ・ 災害の発生とメカニズム、自然体験教室 (ア) 情報収集の仕方、防災避難訓練 (イ) 通学路の確認、地域の活動に参加する (ウ)

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇世界の様々な地域（社会科） ◇「地域ボランティア団体による講話」（学級活動） ◇「避難訓練（竜巻想定）」（学校行事）【展開例⑩】 ◇「遠足・宿泊学習」（学校行事） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇大地の成り立ちと変化（理科） ◇安全・安心な生活のための技術（技術・家庭科）【展開例④】 ◇「緊急地震速報を活用した訓練」（学校行事）【展開例⑨】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「過去が光って見えるとき」人間愛、思いやりの心（道徳）【展開例⑤】 ◇「クリーン作戦・全校美化活動、地域ボランティア活動の体験」（資源ごみの回収等）（生徒会活動）

* 3年間を見通した総合的な学習の時間での防災教育計画の例【展開例6】

中学校展開例 1

自然と郷土

1 教科等名

社会科（2年）

【地理的分野（2）日本の様々な地域

ウ日本の諸地域（ア）自然環境を中核とした考察】

2 ねらい

自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや地域の自然災害に応じた防災対策が大切であること等について考えさせる。

3 指導計画

（6時間 展開例5～6／6）

- （1）テーマ設定：何を中核に、私たちの住む「〇〇」地方の特色を捉えるか。
（1時間）
- （2）自然と生活：自然環境が、そこでの生活にどのような影響を与えているか。
（1時間）
- （3）自然と産業：自然環境は、地域の産業とどのような関わりがあるか。
（1時間）
- （4）自然と防災：自然環境は、地域の防災対策にどのような影響を与えているか。
（1時間）
- （5）自然と郷土：自然環境を中核に、この「〇〇」地方の地域的特色をまとめよう。
（2時間）

本単元「(ア) 自然環境を中核とした考察」を、「ウ日本の諸地域」の学習のまとめとして位置付け、「郷土」をキーワードとして、次時以降で展開する、地理的分野の集大成となる「エ身近な地域の調査」に結び付けるねらいをもたせている。

それとともにここでは、地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考えさせることもねらいとしている。

4 展 開 (2時間配当)

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 自分たちが住んでいる地方の産業の特色を白地図にまとめてみよう。</p> <p>2 産業と自然や、暮らしと自然との関わりについて整理しよう。 ◇それぞれの産業は、○○地方の自然とどのような関わりをもっているだろう。 ・第一次産業は自然と直結している産業であり、地域ならではの産業として、第二次産業、第三次産業の地域的特色に結びつくものであり、第一次産業あつての、第二次、第三次産業であることなど、自然と産業の結び付きは非常に強い。</p> <p>◇わたしたちの暮らしと自然とはどのような関わりがあるだろう。 ・わたしたちの住む街も、自然が形作った地形の上に広がっており、生活全般において大きな影響を与えていることなど、強い結び付きをもつ。</p> <p>3 自然の営みをもたらす恵沢と脅威について考察する。 ・自然災害の動画を視聴。</p> <p>4 自然とともに生きるわたしたちが、その恵沢を受けながら安心して生活していくために必要なことを考える。 ◇郷土と自然を大切にしつつ、安心して暮らしていくためにどんなことが必要だろうか。</p>	<p>○既習内容の復習により想起させる。</p> <p>○各地の産業が、自然と深い関わりがあることに気付かせる。 ○輸入に頼っている産業等については、必要に応じて、補足する(なぜ輸入に頼らざるを得ないか)。</p> <p>○自然現象が作り出す偶然の上に、私たちの生活が成り立っていることに気付かせる。 ○短絡的な「環境決定論」に陥らぬよう留意させる。</p> <p>○自然現象に人間の営みが巻き込まれると「災害」となることを理解させる。</p> <p>○自然現象からは逃れられないが、災害から命を守ったり、被害を最小限にとどめたりする(減災)ことに気付かせる。 ○次時以降学習する「身近な地域の調査」の予告として位置付け、郷土を愛する態度についても意識付ける。</p>	<p>・ノート、地図帳 ・都道府県、市区町村の統計資料、Webページなど</p> <p>自然環境を生産面だけでなく、運搬、流通、消費等幅広い観点から捉えさせる。 歴史的な資料もあれば活用する。 第三次産業としては特に観光(自然景観、歴史景観だけでなく、温泉、スキー等のレジャーも)を取り上げる。</p> <p>地形図や旧地形図等 気象庁のデータ等</p> <p>・総務省消防庁「チャレンジ!防災48」「東日本大震災」等の映像</p> <p>自分たちの地域の歴史・伝統や、他地域とのつながりも意識することができると資料の取扱いを行い、環境保全や安全・安心なまちづくりに参画できる姿勢を養う。</p>

5 評 価

地域の自然環境と生活や産業との関係に基づき、地域にあった防災対策を考えることができたか。

6 その 他

参考

・総務省消防庁「チャレンジ!防災48」

<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>

中学校展開例2

自然の恵みと災害

1 教科等名

理科（3年）

【第2分野（7）自然と人間 イ自然の恵みと災害（ア）自然の恵みと災害】

2 ねらい

- (1) 自然がもたらす様々な恵みや災害を調べ、自然の変化の特徴を理解し、自然を多面的、総合的にとらえ、自然と人間のかかわり方について考察させる。
- (2) 自然から受ける様々な恵みと地域の自然災害や地球規模の自然災害のようすを調べさせる。
- (3) 広く情報を収集して様々な視点から考察させ、自然と人間のかかわり方について適切に判断する能力や態度を身に付けさせる。

3 指導計画

（3時間 展開例2 / 3）

- (1) 自然がもたらす恵みや災害～地震・火山災害～ (1時間)
- (2) 自然がもたらす恵みや災害～気象災害～ (1時間)
- (3) 自然とともに歩む～防災対策～ (1時間)

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料等
1 過去に日本でどのような風水害があったか、話し合う。 ・平成24年九州北部豪雨など ・VTR1視聴（1分20秒）	○生徒の経験から振り返らせ、VTRで補足する。	・「災害から命を守るために～防災教育教材(中学生用)～」(文部科学省、H21.3) VTR1「台風・大雨・竜巻による被害」 ・同上VTR2「台風・大雨・竜巻の発生メカニズム」 気象庁がこれまでに命名した気象災害等(気象庁Webページ)
2 台風、大雨、雷、竜巻などはどのようにして発生するか、メカニズムを既習内容から考える ・積乱雲が発達 ・熱帯の海上で台風は発生 ・VTR2視聴（1分30秒）	○2年次「天気とその変化」で学習した低気圧や前線を思い出させ、VTRで補足する。	平成24年竜巻被害の例 ・ワークシート
3 災害からの身の守り方を考える。 ◇台風、大雨、雷、竜巻などが起こったときには、どのような危険が予想され、どのように身を守ればよいのだろうか。	○ワークシートを配布し、個人で記入させ、災害の特色や対応などグループで話し合う。	地域の過去の災害記事など。

中学校展開例3

自然災害による傷害の防止

1 教科等名

保健体育科（2年）

【保健分野（3）傷害の防止 ウ自然災害による傷害の防止】

2 ねらい

- (1) 自然災害による傷害は、例えば地震が発生した場合に家屋の倒壊や家具の落下・転倒などによる危険が原因となって生じること、また、津波・土砂崩れ・地割れ・火災などによる二次災害によっても生じingことを理解させる。
- (2) 自然災害による傷害の防止には、日頃から災害時の安全の確保に備えておくこと、周囲の状況を的確に判断し、冷静・迅速・安全に行動すること、災害情報を把握する必要があることを理解させる。

3 指導計画

(2時間 展開例2 / 2)

- (1) 自然災害発生による傷害と二次災害による傷害 (1時間)
- (2) 自然災害への備えと傷害の防止 (1時間)

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等◇	教職員の支援	資料等
<p>1 自然災害における被害や傷害について考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 自然災害（地震）への対応と備えについて学習しよう </div>	<p>○前時の復習をし、自由に発表できるよう配慮する。</p>	
<p>2 過去の大地震から、地震で予想される被害を考える。</p> <p>・各自で予想される被害を付箋紙に記入した後、グループで発表する。</p>	<p>○各自が考えた予想される被害を付箋紙に書かせる。</p> <p>○グループをつくり、出された被害を分類させる。</p> <p>○東日本大震災に関する資料を提示し、予想した被害を確認させる。</p> <p>○資料やVTRを視聴することにより、不安を感じる生徒に配慮する。</p>	<p>ワークシート 付箋紙</p> <p>東日本大震災に関するVTRや資料</p>

<p>3 被害を最小限にとどめるための行動を考える。 ①とるべき行動 ②何を備えておくのか ③情報の収集方法</p> <p>4 「自然災害に対する心得」をまとめる。</p>	<p>○災害発生時と二次災害の発生時の両面から考えるよう助言する。 ○グループで、①②③について話し合いをさせる。 ○避難時に優先することを考えさせる。 ○非常持ち出し袋等についても考えさせる。 ○ライフラインが断たれている状況も予想させる。 ○これらの行動や備えが、被害の拡大や傷害を防ぐ大きなカギとなることを理解させる。</p>	<p>「災害から命を守るために～防災教育教材(中学生用)～」(文部科学省 H21. 3)</p> <p>ワークシート</p>
--	--	--

5 評価

- (1) 自然災害による傷害は、家屋の崩壊や家具の落下・転倒などによって生じること、また、津波・土砂崩れ・地割れ・火災など二次災害によっても生じることが理解できたか。
- (2) 自然災害による傷害の防止には、日頃から災害時の安全の確保に備えておくこと、周囲の状況を的確に判断し、冷静・迅速・安全に行動すること、災害情報を把握する必要があることを理解できたか。

6 その他

参考資料

- ・総務省消防庁ホームページ「地震による家具の転倒を防ぐには」
<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagul.html>
- ・気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときには」
<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/knowledge/index.html>

中学校展開例 4

安全・安心な生活のための技術

1 教科等名

技術・家庭科（1年）

【技術分野 内容A 材料と加工に関する技術

（2）材料と加工法 ウ 材料と加工に関する技術の評価・活用】

2 ねらい

建物に利用されている技術の、安全性の向上等を含めた社会に果たしている役割について理解を深め、それらを適切に評価し活用する能力と態度を育成する。

3 指導計画

（3時間）

（1）建物に利用されている技術と社会との関わり （1時間）

（2）出入口・窓に利用されている技術の評価と活用 （2時間）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料等
<p>1時</p> <p>（1）住宅や学校等で利用されている様々な技術を探そう 材料（木材、コンクリート、アルミ、鉄…） 加工法（切断、接合、曲げ…）</p> <p>（2）なぜその場所にその技術が利用されているのかについて話し合おう</p> <p>2～3時</p> <p>（1）出入口や窓に使用されている技術の評価しよう！ a 教室の木製の引き戸 b アルミサッシの窓 c 非常口やマンションの金属製のドアに使用されている材料と加工に関する技術を確認し、安全性、経済性の視点から長所と短所をまとめる。</p>	<p>○これまでの材料と加工に関する技術に関する学習を基に見付けさせる。</p> <p>○グループで考えさせた上で、全体に発表し、各技術が様々な役割を担っていることを理解させる。</p> <p>○これまでの学習や経験から長所・短所を考えさせる。</p>	<p>・校舎の様々な場所の写真 ・住宅販売会社のパンフレット ※自分の家に関しては宿題として調べさせてきてもよい。</p> <p>・各製品の写真 ・評価シート</p>

<p>(2) 出入り口や窓に使用されている技術の活用について考えよう！ a～cの地震発生時の状況、防犯性能、室内環境の保全性能について知る。 先の情報を踏まえて、安全・安心な生活のために、a～cを「ア 使うのか使わないのか」「イ 使うとしたらどう使うのか」「ウ よりよいものとするためにはどうしたらよいか」を考える。</p> <p>(3) 学習のまとめ 様々なアイデアの中から具体的に実践できるものについて話し合う。 この学習を通して感じたことをワークシートにまとめる。</p>	<p>○ア、イについては、防犯性能を高めると災害時に避難しにくい等の、相反する状況を想定させ、どのような使い方をしたらよいか考えさせる。 ○ウについては、より丈夫にするための材料・構造の変更等、これまでの学習に基づき考えさせる。</p> <p>○飛散防止フィルムを見せ、価格や実践するのに必要な期間など、経済性の視点から検討することも大切であることに気付かせる。 ○何人かの感想を発表させ、安全・安心な生活のために、技術の適切な評価・活用について考えるとともに、できることから実践することが大切であることを意識させる。</p>	<p>・活用シート ・災害時の写真、防犯ビデオ</p> <p>・飛散防止フィルムとその効果の映像 ・授業評価シート</p>
--	---	---

5 評価

- (1) 建物に利用されている技術が、安全性の向上を含めて社会等に果たしている役割と影響について説明できたか。
- (2) 出入り口や窓に利用されている技術の安全面からの課題を見付け、社会的、環境的及び経済的な側面などから比較検討するとともに、適切な解決策について考えているか。

中学校展開例5

過去が光って見えるとき

1 教科等名

道徳（1年）

【2主として他の人とのかかわりに関すること（2）思いやりの心】

題材 「過去が光って見えるとき」（防災教材『幸せ運ぼう』中学校用 神戸市教育委員会）

2 主題について

（1）主題 思いやり【2－（2）】

（2）主題設定の理由

思いやりの心とは、他人の立場に立って考えることができる心であり、人間が助け合い協力し合って生きていく上で大切なものである。この心を育てるためには、地域社会において、その社会の一員として、他者とのかかわりや地域とのかかわりを積極的に持ち、自分より弱い立場の人や困っている人に対して、感謝と思いやりの心を持って生活するという、温かい人間愛の精神を深めていくことが重要である。災害時のような非常時には、このことは「生きる」ことへと直結する。阪神・淡路大震災時、神戸市の中学生のアンケートでいちばん心に残ったのは「人のやさしさ」だったというアンケート結果もある。災害時の中学生が感じたことを書いた資料を通してこのことに触れ、普段から思いやりの心を大切にする態度を養う。

3 ねらい

温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対して思いやりの心をもとうとする道徳的態度を育てる。

（災害時のような非日常の中でも、自他の命を守り、地域社会の一員として他者とのかかわりや地域社会とのかかわりを積極的にもとうとする姿勢を育てる。）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料等
<p>1 過去の日本の災害で、大規模な避難所となったところではどんなことが大変になったか、写真から気付くことを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭くて息苦しそう。 ・寝るところもない。 ・プライバシーもなさそう。 ・トイレや食べ物が困りそう。 <p>2 資料「過去が光って見えるとき」を読む資料から感じたことや意見を発表し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大変な環境の中でも助け合って生活していたことに感動した。 ・自分のことだけで精一杯になってしまいがちなのに、弱い立場の人のことを考えられるなんてすばらしい。 <p>3 体験を未来に語り継ごうとしている人たちの思いや活動を映像で知る。</p>	<p>○阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害における避難所の写真を数枚見せ、イメージを膨らませる（動画があれば、それを視聴させる）。</p> <p>○資料を配布し、範読する。</p> <p>○個人で感想を書かせ、小集団で発表し合わせる。</p> <p>○ビジュアル版「幸せ運ぼう」「共に生きる－1.17を語り継ぐ」など、体験者が語りかける映像を視聴させる。</p>	<p>・写真</p> <p>「幸せ運ぼう(中学校用)」読物資料</p> <p>「ビジュアル版幸せ運ぼう」映像資料</p>

5 評 価

温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対する思いやりの心の大切さについて考えを深めることができたか。

(災害時のような非日常の中でも、自他の命を守り、地域社会の一員として他者とのかかわりや地域社会とのかかわりを積極的にもとんとする意識をもてたか。)

6 その 他

参考資料

- ・読物資料「幸せ運ぼう（中学校用）」神戸市教育委員会
- ・映像資料「ビジュアル版 幸せ運ぼう」神戸市教育委員会

中学校展開例6

総合的な学習の時間（防災教育）年間指導計画の例

1 総合的な学習の時間における防災教育に関わるねらい

- (1) 災害についての正しい知識と、防災の在り方について理解を深める。
- (2) 災害発生時、発生後に必要とする知識・技能を身に付ける。
- (3) 災害発生時、発生後に大切な社会性や公德心などを養い、地域の一員としての責任を自覚する。

2 学習テーマ

大規模災害に備え、「自助」「共助」「公助」を各学年のテーマとし、系統立てて実施する。(3年間で1サイクル)

- 自助：自分自身の身を守り、被害を最小限にするためにできることを考え、実践する。
- 共助：地域の防災について、その役割を知り、中学生としてできることを考え、地域の一員として責任を自覚し、実践する。
- 公助：災害時に対応する公的機関の働きや役割、情報通信網などについて理解を深めるとともに、災害発生時に自分ができることについて考え、実践する。

3 学習対象・学習事項

第1学年（自助）「災害の種類」「災害のメカニズム」「救助器具の使い方と初期消火」「簡易耐震診断」「緊急地震速報」「ハザードマップ」等

第2学年（公助）「消防署、防災施設見学」「災害時伝言ダイヤル」「応急手当」「心肺蘇生」「AED」「家庭での防災」等

第3学年（共助）「地域防災マップ」「避難所での生活」「ボランティア活動への参加」「地域防災訓練への参加」等

*各学年の内容を学ぶにあたっては、関係機関との連携や外部講師の活用、各教科の学習内容との関連を図るなどして取り組む。

4 指導計画

各学年20時間設定(次ページ参照。その他の時間は防災教育以外の内容を扱う)

	1 学 期	2 学 期	3 学 期	関連教科・領域
1 年 (自助)	<p>災害時の種類について知る⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火災、地震、津波、火山、台風、雷などの災害について調べる。 ・それぞれの災害の特徴 ・過去の被害・災害のメカニズム ・自分たちの地域の災害等 	<p>実践してみよう⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の身を守るための方法を実践する。 ・救助器具の使い方や初期消火・緊急地震速報を活用した避難訓練 	<p>まとめ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活に生かせるようまとめる。 ・救助器具の使い方 ・家庭(家族)の安全 ・外出中、交通機関等 	<p>[理科] ・大地の変化</p> <p>[技術] ・材料と加工</p>
ポイント	<p>関係施設見学、地域のガス トティーチャー、ICT活用</p>	<p>関係機関の外部講師 (防災専門家、消防署等)</p>	<p>保護者会などでの発表により 家庭での防災意識高揚に発展</p>	<p>[学校行事] ・校外学習</p>
2 年 (公助)	<p>災害時の公的機関の働きを知る⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の行政の対応や情報通信について調べる。 ・防災担当課の役割 ・過去の被害での対応 ・災害時伝言ダイヤル等 	<p>実践してみよう⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に自分ができることを実践する。 ・応急手当や心肺蘇生、負傷者搬出等を組み入れた避難訓練 	<p>まとめ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活に生かせるようまとめる。 ・身近にあるものでできる応急手当や負傷者搬出についてまとめる。 	<p>[社会] ・日本の様々な地域</p> <p>[保健体育] ・応急手当</p> <p>[学校行事] ・校外学習 ・ボランティア体験</p>
ポイント	<p>関係施設見学、地域のガス トティーチャー、ICT活用</p>	<p>関係機関の外部講師 (消防署、日本赤十字社等)</p>	<p>保護者会などでの発表により 家庭での防災意識高揚に発展</p>	
3 年 (共助)	<p>地域防災について知る⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災の役割と働きについて調べる。 ・地域の避難所(場所) ・地域防災の組織 ・住民としての責務等 	<p>実践してみよう⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に自分ができることを実践する。 ・避難所での生活やそこでのボランティア活動を組み入れた避難訓練 	<p>まとめ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活に生かせるようまとめる。 ・地域防災の一員としての心構えや自分の役割についてまとめる。 	<p>[家庭] ・調理実習</p> <p>[学校行事] ・修学旅行 ・ボランティア体験</p>
ポイント	<p>関係施設見学、地域のガス トティーチャー、ICT活用</p>	<p>関係機関の外部講師 (社会福祉協議会、日本赤十字社ボランティアセンター等)</p>	<p>家庭での防災チェック 地域防災訓練への参加</p>	<p>[その他] ・地域防災訓練への参加</p>
	<p>3年間の系統性・発展性を持たせた内容としての例示であり、1年生では、自分自身の身を守ることに、2年生では、家庭・学校での防災、3年生では、地域防災へと、活動や視点を広げていく内容としている。</p>			

中学校展開例7

くらしの安全を守る（職場体験学習における防災学習）

1 教科等名

総合的な学習の時間（2年）

2 ねらい

職場体験学習をとおして、各事業所など地域社会における災害（主に地震・津波 以下同じ）への備えについて理解させる。

3 指導計画

（6時間 展開例5～6／6）

- （1）災害への備え ～職場体験学習での聞き取り～ （1時間）
- （2）事業所の備えをまとめよう ～レポート作成～ （2時間）
- （3）事業所の備えを発表しよう （1時間）
- （4）わかったことをまとめよう ～事業所の備え・まとめ～ （2時間）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料等
<p>1 各事業所の災害への備えを復習する。 ◇職場体験先の事業所では、災害に対してどんな備えをしていただろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・従業員の研修や講座 ・防災マニュアルの整備 ・関係機関（組織）との連携 	<p>○さまざまな事業所に、それぞれの備えがあることを、前時の復習により想起させる。</p>	<p>各事業所の案内と防災マニュアル等</p>
<p>2 くらしの安全を守るためにある機関や組織について調べる。 ◇事業所の備えでも出てきた、くらしの安全を守るためにある機関や組織には、どんなものがあるだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署 ・消防局 ・病院 ・市役所 ・電気事業者 ・ガス会社 ・通信事業者 ・新聞社 ・テレビ局 ・自治会（自主防災会） <p>◇これらの機関や組織はどこにあり、どんな役割を担っているだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこにあるのか（所在地） ・どのような役割を担っているのか ・どのような場面で有効に機能するのか ・自分たちの生活との接点はどこにあるのか 	<p>○前時の発表内容からわかるものから挙げさせる。</p> <p>○職場体験先の事業所になっていない関係機関や組織についても考えさせる。</p> <p>○地図などで確認しながら進める</p> <p>○平時と災害時で働きが異なる機関があることに気付かせる。</p>	<p>ワークシート</p> <p>各事業所のWebページ等</p> <p>・市広報課等発行の市街地図や2万5千分の1地形図など</p>

<p>3 これらの機関や組織の活動の中で、自分たちが参加できるものはないかを考察する・</p> <p>◇これらの機関や組織の活動の中で、自分にもできることはないだろうか。また、災害発生時にできることはないだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当法や心肺蘇生法の技能講習 ・地域の自主防災訓練への参加 ・自力避難困難者への手助け 	<p>○災害時の自助・共助の必要性に気付かせる（必要な場面設定をしながら進める）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DIG※マップや校区防災マップなど ・地域の防災イベント等の案内
--	---	--

5 評価

事業所ごとに、さまざまな災害への備えがあることがわかったか。

6 その他

(1) 本展開例は、キャリア教育として行われることの多い職場体験活動等の一部として想定している。本展開例に示す指導計画の前には、事前指導として、「事業所調べ」「職業人からの講話」「社会人としてのマナー」等の活動が考えられる。

(2) 参考 「災害図上訓練DIG」

静岡県地震防災センター <http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/>

中学校展開例8

災害後の暮らし

1 教科等名

特別活動 学級活動（3年）

【1学級活動（2）適応と成長及び健康安全

カ ボランティア活動の意義の理解と参加

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

2 ねらい

(1) 災害への備えの重要性について理解させ、進んで日ごろから備えようとする態度を育てる。

(2) 学校や地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせ、進んで参加しようとする態度を養う。

3 指導計画

(1時間)

(1) 事前の指導

- ・災害に備え、自分の家庭で行っていることについて調べ、学級活動カードに記入する。

(2) 本時の指導

- ・災害後の暮らしについて、映像をもとに話し合うことで、備える習慣の必要性を感じさせるとともに、自らの生活だけではなく、中学生としてボランティアなど地域に貢献することの大切さを感じさせ、実践的な態度を養う。

(3) 事後の指導

- ・（一定期間後）各自が決めた「災害時の備え」の整備状況について報告し合う。

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料等
1 災害をイメージさせるVTR 1. 2. 3を視聴し、災害後の暮らしについてどのような状況が起こり得るか、話し合う。 ・電気、ガス、水道などが使えなくなる。 ・道路や鉄道が寸断され、移動が制限される。	○ライフラインが使えなくなったり、避難所での生活が余儀なくされたりする場面を映像を使って理解させ、切実感をもたせる。	・中学生用防災教育教材「災害から命を守るために」（文部科学省、H21. 3）VTR1「変わる生活」、VTR2「使え

<p>・家で生活できなくなり、避難所で共同生活をできるようになる。</p> <p>2 災害後の暮らしについて考える。 ◇災害後の暮らしをよりよくするためには、中学生として家庭や地域でどのようなことができるだろうか。</p> <p>〈家庭〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懐中電灯やロウソク、ラジオや電池を準備しておく。 ・飲料水や簡易トイレを準備する。 ・連絡先や集合場所を家族で決めておく。 ・災害用伝言ダイヤル171を使えるようにしておく。など <p>〈地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所のルールを守る。 ・避難所で災害時要援護者を助ける。 ・荷物を運んだり、食事の配給を手伝ったりする。 ・自分たちより小さな子どもたちの面倒をみる。 など <p>3 心のケア(VTR4)及び中学生がボランティアの人たちと一緒に活動した事例(VTR5)を視聴する。 ・災害時要援護者の避難も助けることができそう。</p> <p>4 本時の活動を通して学んだことをふまえ、次の点について自分の考えをまとめる。 ・自分の家庭において「災害時の備え」として行うべきこと。 ・災害が発生した際、地域や社会の一員として実践したいこと。</p> <p>5 教職員の話聞く。</p>	<p>○ワークシートに、地域と家庭、発災前と発災後に分けて考えさせ、グループで話し合わせる。自分を守るだけでなく、自分たちが助ける側にもなれることに気付かせる。</p> <p>○実際に中学生が行なった事例を紹介することで、話し合いで出なかったことなど視野を広げさせる。</p>	<p>なくなるライフライン」、VTR3「避難所の生活」</p> <p>・同上VTR4「心のケア」</p> <p>・同上VTR5「自分ができること」</p>
---	--	---

5 評価

- (1) 災害時の備えを理解したか。
- (2) 学校や地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深め、進んで参加しようとする態度を身につけたか。

6 その他

参考資料

- ・「災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用）～」(文部科学省 H21.3)

中学校展開例9

地震を想定した避難訓練（緊急地震速報）

1 教科等名

特別活動 学校行事

【3学校行事（3）健康安全・体育的行事】

2 ねらい

- (1) 地震のメカニズムや緊急地震速報システム等を理解させ、日頃から地震への備えをしておこうとする態度を育てる。(1年)
- (2) 地震によって起こる危険と安全な避難の仕方について理解させ、適切な行動がとれるようにする。(2年)
- (3) 地震発生時に、校舎内で起きる落下や破損を具体的に予測し、安全な対応を考えさせるとともに、日常における整理・点検励行の態度を育てる。(3年)
- (4) 地震発生時の適切な避難行動について訓練を通して理解させる。(1. 2. 3年)

- * 各学年毎の目標を取り入れた避難訓練を実施する。以下保健体育科「傷害の防止」応急手当の学習後に避難訓練を行う2年生の例。
- * 火災を想定した避難訓練では、安全な場所に速やかに避難することが求められるが、地震想定の場合には、学校施設の耐震化が図られていることもあり、安全な避難場所や避難経路を確認した上での行動が求められる。学年毎の避難訓練を実施するなどの工夫により、目標に合わせた具体的な行動訓練が可能である。
- * 各学年毎、総合的な学習の時間と組み合わせるなどして、地域防災や避難所開設時のボランティア活動等に発展させることも考えられる。

3 想定

授業中に、緊急地震速報が発表され、その後、震度6弱の地震が発生。負傷者が発生し、応急手当が必要。安全を確保しながら、避難場所に移動する。

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料等
<p>1 本時の目標を確認する。</p> <p>①初期避難行動について理解する。</p> <p>②負傷者への応急手当と安全な場所への搬送の仕方について理解する。</p> <p>2 活動内容を知る。</p> <p>①緊急地震速報発表直後の対応行動。</p> <p>②負傷者への応急手当。</p> <p>③負傷者を搬送しながら安全な場所への避難行動。</p> <p>3 訓練活動を行う。</p> <p>①速報発表後、ものが「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、安全を確保する。</p> <p>②揺れが収まった後、負傷者への応急手当を行う。</p> <p>③移動が困難な負傷者を搬送しながら安全な場所に移動する。</p> <p>4 まとめ</p> <p>活動を振り返り、本時の目標①②について理解できたか確認する。</p>	<p>○前年時の学習を想起させる。</p> <p>○保健体育の学習内容との関連を意識させる。</p> <p>○訓練ではあるが、実際に起こる事実としてとらえ、過去の被害や今後の地震動予測地図を示す。</p> <p>○危険を伴う行動であると同時に、中学生として災害時には家庭や地域でその責任を負うことを意識させる。</p> <p>○前年時の学習から、行動時の留意点について確認させる。</p> <p>○ペアで行う軽傷を想定したものや、グループでの重傷者への対応等を組み合わせる。</p> <p>○教室内で代用できる用具を使って取り組ませる。その際、安全に十分留意させる。</p> <p>※津波の襲来が予想される地域は、速やかに高台等への避難を行う。</p> <p>○学校内だけでなく、家庭や地域社会で自分ができることを再確認させ、地域防災への関心を高めさせる。</p>	<p>・災害時の写真や映像</p> <p>・国内地震発生分布や地震動予測地図</p>

5 評 価

- (1) 緊急地震速報の発表後の初期避難行動について理解し、実践することができたか。
- (2) 保健体育科での学習内容と関連させ、応急手当や負傷者搬送の方法を理解し、安全に行うことができたか。

6 その他

参考資料

- ・「地震動予測地図」

地震調査研究推進本部 <http://www.jishin.go.jp/main/index.html>

中学校展開 10

校内避難訓練（竜巻への対応）

1 教科等名

特別活動 学校行事

【3学校行事（3）健康安全・体育的行事】

2 ねらい

- (1) 災害安全に関する意識を高め、防災訓練に対する積極的な態度を養う。
- (2) 竜巻等突風によって起こる危険を的確に判断し、避難の仕方を理解させ、安全な行動をとれるようにする。

3 想定

竜巻注意情報が発表された後、積乱雲が見られ、竜巻が発生。学校方向に近づく兆しを察知したため、安全を確保しながら、対処行動をとる。

4 展開

学習内容・活動	教職員の支援	資料等
<p>1 緊急校内放送を聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻が急接近しているという緊急放送を聞く。 <p>2 避難準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帽子などをかぶる。 ・いすを移動する。 ・机を壁側によせ、シェルターを作る。 ・シェルターの下にもぐり、机の脚を両手でしっかりと持つ。 ・カバンなどで頭を覆う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送をする。 『緊急放送。学校付近に竜巻が発生。窓の鍵をかけカーテンを閉めなさい。先生の指示に従って安全を確保しなさい。』 ○教室内教職員の指示（例） <ul style="list-style-type: none"> ・頭を覆うものを用意して、窓から離れ黒板の近くに集まりなさい。 ・机を移動してシェルターを作り、その下にもぐりなさい。  <ul style="list-style-type: none"> ○校庭等建物外の教職員の指示（例） <ul style="list-style-type: none"> ・近くの校舎に走って避難しなさい。 ・ガラスから離れて姿勢を低くしなさい。 	<p>※〈事前指導〉状況を想定しやすくするため、事前に竜巻の映像を視聴する。</p>

<p>3 校内放送を聞く。 ・竜巻が過ぎ去った放送を聞く。 ・状況を教職員に報告する。 (怪我の有無、周辺の状況)</p> <p>4 まとめ ・講評：校長の話を聞く。(校内放送) ・教室を復元し、訓練の反省を行う。</p>	<p>○理科室等特別教室内教職員の指示(例) ・飛散するものから離れて、机の下にもぐりなさい。 ・火を消し、薬品や実験器具に注意しなさい。</p> <p>○校内放送をする。 『竜巻は去って、状態は安定しました。先生方は児童生徒の状況を確認して、報告してください。』</p> <p>○担当教職員は、生徒の安否と怪我の有無、周辺の状況を確認、学年主任に報告する。 ※学年主任→教頭→校長</p> <p>○必要に応じて、緊急体制に入る。 ○外部機関・教育委員会へ報告する。</p> <p>○話を真剣に聞かせる。 ○本当に安全だったか、他の方法はないかなど、考えさせる。 ○避難の様子をVTR等で録画し、その様子を見ながら振り返らせる。 ○家庭や地域で、自分ができることを理解させ、地域防災への関心を高めさせる。</p>	<p>ワークシート VTR</p>
---	--	-----------------------

5 評価

- (1) 災害安全に関する意識を高め、積極的な態度で防災避難訓練に参加できたか。
- (2) 竜巻等突風によって起こる危険を的確に判断し、避難の仕方を理解して、安全な行動ができたか。

6 その他

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、その発生が稀な上に、影響範囲が小規模で発現時間も短いため、一人ひとりがこれに遭遇する可能性は極めて小さい。一方、竜巻注意情報は比較的広い範囲(概ね一つの県)を対象に発表され、しかも必ずしも竜巻が発生するとは限らない。したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払うことや、気象庁ホームページの「竜巻発生確度ナウキャスト」等から詳細な情報の把握に努めることが必要である。そして、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとることが重要である。本展開例は、このような身の安全を確保する行動の一例である。

なお、竜巻注意情報が発表されていない又は発表されたことを把握していない場合でも、積乱雲が近づく兆候を確認したときは、落雷、突風、急な大雨に備えて安全な建物に待避し、さらに竜巻を目視したときは本訓練と同様の対応

行動となる。竜巻の避難訓練は、移動距離が比較的短く、短時間で訓練を行うことができることから、様々な場面や時間帯で複数回訓練することが望ましい。

気象庁Webページ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>

- ・気象庁参考パンフレット「竜巻・雷・強い雨」
- ・気象庁参考パンフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」
- ・気象庁参考パンフレット「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」

高等学校 防災教育年間計画 (例)

◆3学年の目標

- ・支援者としての役割を自覚し、防災活動や災害時のボランティア等支援活動に積極的に参加できるようになる。

◆主な指導内容

- ・自然環境と人類のかかわり、地震と地殻変動、大気の運動と気象、被災地のボランティア活動の実態 (ア) ボランティア活動の体験 (イ) 現代に生きる人間の倫理、専門知識と防災知識を活用した地域貢献、生徒の創意を生かした自発的・自治的な活動 (ウ)

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇自然環境と人類のかかわり (世界史B) ◇現代に生きる人間の倫理 (公民科) ◇地震と地殻変動 (地学) ◇「学校が避難所になったときにできること～習得した専門知識と防災知識を活用した地域貢献～」(工業) 【展開例⑤】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇大気の運動と気象 (地学) ◇地域の災害と復興を考える (総合的な学習の時間) 【展開例⑥】 ◇「地域と連携した複合的避難訓練」(学校行事) 【展開例⑦】 ◇生徒の創意を生かした自発的・自治的な活動 (ホームルーム活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア活動や社会奉仕の精神を養う体験をとおし、支援者としての視点をはぐくむ活動 (学校行事)

◆2学年の目標

- ・災害時の危険を理解し、応急手当、心肺蘇生法の技能を身につけ様々な場面で活用できるようになる。

◆主な指導内容

- ・火山活動と地震、エネルギーとその利用、住生活の設計と創造、日本の自然環境、応急手当 (ア) 地域の災害の歴史調査、防災対策と地域住民の役割 (イ) ボランティア活動の意義の理解と参画 (ウ)

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇火山活動と地震 (地学基礎) ◇エネルギーとその利用 (物理基礎) ◇安全に配慮した住生活 (家庭科) 【展開例④】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本の自然環境 (地学基礎) 【展開例②】 ◇応急手当の実践 (心肺蘇生法を含む) (保健体育科) 【展開例③】 ◇地域の災害の歴史を調査し、防災対策を知る (総合的な学習の時間) ◇地域と連携した複合的避難訓練 (学校行事) 【展開例⑦】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア活動や社会奉仕の精神を養う体験をとおし、支援者としての視点をはぐくむ活動 (学校行事)

◆1学年の目標

- ・自然環境と防災のかかわりを知るとともに要援護者への配慮ができるようになる。

◆主な指導内容

- ・ 自然環境と防災、身近な自然景観と自然災害、食生活の設計と創造、地域の自然環境（ア）生活圏の地理的諸課題に関する調査（イ）子どもや高齢者とのかかわりと福祉（ウ）

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇身近な自然景観と自然災害(理科) ◇子どもや高齢者とのかかわりと福祉(家庭科) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇自然環境と防災(地理A) 【展開例①】 ◇食生活の設計と創造(家庭科) ◇地域の自然環境を知る(総合的な学習の時間) ◇地域と連携した複合的避難訓練(学校行事)【展開例⑦】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活圏の諸課題と地理的考察(地理A)

高等学校展開例 1

自然環境と防災

1 教科等名

地理歴史科（地理A）

【地理A 内容（2）生活圏の諸課題の地理的考察 イ 自然環境と防災】

2 ねらい

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対策が大切であることなどについて考察させる。

3 指導計画

（10時間 展開例3～5 / 10）

- （1）日本各地の自然環境の地域差を概観し、国内の自然災害の典型的な事例について学習する。 （2時間）
- （2）身近な地域の自然災害を事例に、地域の新旧地形図の読図を通して、災害時の避難計画を立案する。 （3時間）
- （3）作成した避難計画等を基に、学校独自のハザードマップを作成し、学校周辺地域における災害・減災対策案をまとめる。 （5時間）

4 展 開

（3時間配当）

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 身近な地域の災害について知る。 ◇学校周辺ではどのような自然災害の危険があるか。</p> <p>2 地図から災害予測をする。 ◇身近な地域の新旧地形図を比較して変遷を読み取り、災害が発生しやすい場所を推測してみよう。</p> <p>3 災害時の避難経路を考える。 ◇ハザードマップと自分たちが予測した危険箇所から、安全な避難経路を作成し、発表しよう。</p>	<p>○①地震・津波災害②火山災害③豪雨や洪水等による水害④暴風や竜巻等による災害等、自分の地域ではどの被害に注意が必要か考えさせる。</p> <p>○以降グループごとに作業させる。 ○埋め立て等での宅地造成や、海拔等に注意し、危険箇所を着色させる。 ○治水堤防や砂防ダムなど災害を防ぐ工夫に気付かせる。 ○危険箇所を把握し、災害時の安全な避難経路を想定させる。 ○危険箇所と判断した理由、迂回路設定の理由を具体的に考えさせる。</p>	<p>・「災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用～）」（文部科学省、H22.3）</p> <p>・地元地域の新旧地形図</p> <p>・自治体作成のハザードマップ</p>

5 評価

(中項目「自然環境と防災」として)

- (1) 学校周辺の地形の特徴を理解し、減災に関心をもつなど自然環境と防災に対する課題意識を高め、意欲的に追究することができたか。
- (2) 我が国の自然環境の特色と自然災害との関わりを基に多面的・多角的に考察するとともに、地域性を踏まえた対応の大切さを考察し、その過程や結果を適切に表現することができたか。
- (3) 地形図やハザードマップなど自然環境と防災に関わる諸資料の読図等により、有用な情報を選択し読み取ったり、図表などにまとめたりすることができたか。
- (4) 我が国の自然環境の特色と自然災害との関わりとともに、学校周辺で災害に遭ったときに、安全な避難経路を選べるようになるなど、地域性を踏まえた対応の大切さへの理解が深まったか。

6 その他

参考資料

- ・「災害から命を守るために～防災教育教材(高校生用)～」(文部科学省、H22. 3)
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disapotal.gsi.go.jp/>
- ・気象庁パンフレット「大雨や台風に備えて」(気象庁、H24. 5)
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>

高等学校展開例2

日本の自然環境

1 教科等名

理科（地学基礎）

【地学基礎 内容（2）変動する地球 エ 地球の環境（イ）日本の自然環境】

2 ねらい

- （1）日本の自然環境の特徴を理解させ、その恩恵や災害など自然環境が人間生活とかかわっていることを考察させる。
- （2）地域を事例として自然災害の予測や防災について理解させる。

3 指導計画

（5時間 展開例4／5、5／5）

- （1）多様な自然景観、豊かな水、温泉、地下資源など自然の恩恵について （1時間）
- （2）気象災害（台風や豪雨など）、地震災害（地震動や津波など）、火山災害（降灰や火砕流など）等の自然災害について （2時間）
- （3）地域の自然災害の予測や防災 （2時間）

4 展 開

（4／5）

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 地域の自然環境の特色をまとめる。</p> <p>①これまでの学習を基に地域の気象や地質・地形などを整理する。</p> <p>②国立・国定公園など自然景観や温泉等観光などに利用されている地域の特徴を探る。</p> <p>2 地域の災害の歴史を調べる。</p> <p>①地域の災害史をまとめる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の種類、発生した時期、被害の状況を整理する。 ・現在にも地域に残る災害の痕跡や記念碑等を探る。 <p>②被害が生じた原因を自然条件、社会条件の両面からとらえ、その後の対策などを整理する。</p> <p>3 地域で今後生じる可能性のある災害を予測する。</p> <p>①過去の地形図を基に現在の市街地の変遷や地形改変等を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の持つ特殊性と一般性を明確にする。 ○地学の知識が身近な地域の実情と結び付くことを認識させる。 ○自然環境や条件とのかかわりが深い産業なども紹介する。 ○地域で過去に特に大きな災害があった場合は、取り上げる。 ○日本の代表的な災害例も紹介する。 ○災害のイメージがつかみやすいように映像を活用する。 ○3以降はグループごとに話し合わせ、次時の演習を視野に入れた指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形図、地質図等 ・理科年表 ・DVD等 ・市史等の文献 ・ビデオ、DVD、写真、新聞報道等 ・過去の地形図

<p>②現在のハザードマップを確認し、地学的な知識から危険性を予測する。 ③災害の発生が地域や自分達に与える影響を考える。</p>	<p>○ハザードマップは完全ではないことに気付かせる。 ○グループごとのまとめ、発表を行う。</p>	<p>・行政等が発行したハザードマップ</p>
---	--	-------------------------

展 開 (5 / 5)

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 グループ分けを行ない、DIGの準備をする。</p> <p>2 グループごとにDIGを進める。 ①地域の自然条件（地質・地形等）を地図上で確認する。 ・市街地の分布 ・河川や湖沼などの水域 ・山地と平野との境界部 ・かつての地形（水域等） ②災害が生じやすい地域を想定する。 ・津波の被害が生じそうな地域 ・斜面災害が生じそうな地域 ・軟弱地盤等で被害が拡大しそうな地域 ・延焼火災の危険が予想される地域 ③町の構造を確認する。 ・鉄道、道路等 ・広場、公園、学校、防災施設等 ・狭隘道路、延焼火災の焼け止まり線 ④①～③の作業を踏まえ、地震等の災害が発生したときの対応や日常からの減災を話し合う。</p> <p>3 グループごとに発表を行い、他のグループ、自分達の取組について相互評価や自己評価を行う。</p>	<p>○DIG^{*1}についての説明をし、地域において「対象とする災害は何か」を最初に考えさせる。 ○理科室の実験テーブル全体に広がる地図を用意し、その上にビニルシートを敷き、前授業で整理した知識をもとにシートの上書き込んだり、付箋を貼ったりさせる。 ○これまで学習した地学的な知識をもとに危険性を話し合わせる。 ○公共施設や交通路等が②の地域に含まれていないか考えさせる。</p> <p>○通学や生活範囲等でグループごとにフィールドワークを行う機会を持ち、確認することも重要であることを指示する。 ○お互いの気づきを大切にさせ、グループの成果を共有し合う。</p>	<p>・対象とする地域の地図、地形図、ハザードマップなど。 ・ビニルシート、油性ペン、付箋、セロテープ ・5万分の1地質図幅等 ・実体鏡、空中写真（航空写真） ・市街地図等</p>

5 評 価

- (1) 「地域の自然環境はどうなっているのか」、「災害の視点から見たとき、地域にはどのような特徴があるのか」、「防災や減災に必要なものはどこにあるのか」等に興味関心をもつようになったか。
- (2) 自然と地域を見直し、自分の住むまちの災害に関する危険性を理解できたか。

6 その 他

DIG^{*1}（ディグ）は、参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練である。

【参考：静岡県地震防災センター <http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/>】

高等学校展開例3

応急手当の実践（心肺蘇生法を含む）

1 教科等名

保健体育科

【保健 内容（1）現代社会と健康 オ 応急手当】

2 ねらい

- （1）災害発生時に起こりうる事態を把握させ、一人一人が適切な応急手当の手順や方法を身につけることの必要性を理解させる。
- （2）実習を通して、連絡・通報や搬送の手順と心肺蘇生法のおこない方について学び、災害発生時等に必要に応じて実践できるよう実技を習得させる。
- （3）災害発生時において、的確に状況を把握し行動することの必要性を知り、協調性を持って行動できるようにする。

3 指導計画

（3時間 展開例2／3）

- （1）応急手当の重要性と手順・方法について （1時間）
- （2）心肺蘇生法のおこない方及び応急手当の方法について （1時間）
- （3）日常的な応急手当について （1時間）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
1 この授業の意義、展開を確認する。 2 災害時における心肺蘇生法が必要な状況について理解する。 3 心肺蘇生法の手順について学習する。 4 傷病者（打撲、出血、骨折、心肺停止状態の傷病者等）が出た場合を想定し、応急手当の手順・方法を身に付ける。 ①傷病者が出た場合の注意すべき事例を考える。 ②非常事態時においても迅速かつスムーズに動くための方法を考える。 →集団での対応方法や対応順序などについて話し合い、模造紙等を活用してまとめ作業をする。	○実技実習全体の流れをイメージさせる。 ○人形を活用し、必要な状況を理解させる。 ○実際に体験させ手順・方法を理解させる。 ○様々な条件を設定し、的確な応急手当の手順で心肺蘇生法をはじめとする応急手当を実践し、迅速かつスムーズに動ける行動力を身に付けさせる。	・教科書 ・心肺蘇生訓練人形 ・AED ・心肺蘇生訓練人形 ・担架（担架となりうる物） ・毛布（布など） ・ペン ・模造紙 ・紙（模造紙を含む） ・テープ

<p>③災害時に起こりうる状況（打撲、出血、骨折、心肺停止状態の傷病者等）を設定し、応急手当の実習をする。 →②で考えた迅速かつスムーズな方法により実技実習を实践する。応急手当では、代用できるものを活用した応急手当を考えさせ実践する。</p>	<p>○実際の作業を通して学習内容の理解を深める。 ○傷病者の負傷状態をわかりやすく示し、対応させる。 (※起こりうる状況については、高校生が対応可能な内容とする。)</p>	<p>・応急手当に代用できる物(ストッキング、ラップ、傘、タオルなど)</p>
---	---	---

5 評価

- (1) 心肺蘇生法をはじめとする応急手当の必要性について理解できたか。
- (2) 実習において、積極的に参加し、手順や方法を身に付けることができたか。
- (3) 災害時に起こりうる対応可能な状況について、まわりと協力して行動する力を身に付けることができたか。

6 その他

参考資料 心肺蘇生法ガイドライン2010(数年ごとに見直されるため、最新の情報を参照する。)
<http://www.qqzaidan.jp/jrc2010.html>

高等学校展開例4

安全に配慮した住生活

1 教科等名

家庭科（家庭基礎）

【家庭基礎 内容（2）生活の自立及び消費と環境 ウ 住居と住環境】

2 ねらい

- (1) 安全性や健康に配慮した住空間について、住宅の耐震化や家具の転倒・落下防止等、身の回りの安全性を高めることが重要であることを認識させる。
- (2) 耐震・防火などに関わる基本的な知識と技術を理解させる。

3 指導計画

(2時間 展開例2 / 2)

- (1) 地震発生時に想定される家の中の被害と防止策 (1時間)
- ・DVD等の映像で室内の被災状況について理解する。
 - ・減災のための工夫や手段について考える。
- (家具の配置、室内の整理の仕方、転倒防止や固定のための器具や装置)
- (2) 我が家の診断と被害防止策 (1時間)

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 自分の家の家具の配置等の状況について把握する。 ◇自分の家の寝室またはリビングなど、一部屋を選定して平面図を描いてみよう。</p> <p>2 地震発生時の家の中の被災状況について前時の映像を思い出す。 ◇地震が発生した際に、家の中がどのような状況になっていたか、前時の映像を思い出してみよう。 ・家具の転倒 ・本や食器の落下 ・ガラスの飛散</p> <p>3 自分の家について、防災の観点から被災状況を想定する。 ◇どのような被害が想定されるか、平面図(方眼紙①)に書き込んでみよう。</p>	<p>○ドアや窓、家具の配置を平面上に記入させる。</p> <p>○前時に映像等で確認した被災状況について思い出しながら作業ができるよう助言する。</p> <p>○記入例を提示し、被害想定が行えるように助言する。</p>	<p>・方眼紙①</p> <p>・平面図記入例</p>

<p>4 自分の家の、減災対策について考える。 ◇被害を減らすための家具の配置や固定、収納方法について考え、方眼紙②に新たな配置図を描き、留意すべき減災のポイントを書き込んでみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重いものは上に乗せない。 ・出入口近くに家具を置かない。 ・寝場所に倒れないよう家具の配置に配慮する。 ・家具や扉を転倒防止金具やバンドで固定する。 ・ガラス飛散防止フィルムを活用する。 ・非常時に役立つ物品の収納場所を工夫する。 <p>5 自分の家をより安全な住環境とするための工夫についてまとめる。 ◇グループ内でメンバーの減災対策について話し合ってみよう</p>	<p>○減災のためのポイントを確認させる。</p> <p>○グループでそれぞれの対策について発表させ、相互評価させる。</p>	<p>・方眼紙②</p>
--	---	--------------

5 評価

自宅ですぐにできる減災対策や、将来自分で住居を選択したり購入したりする際の基本的な内容を理解したか。

6 その他

参考資料

防災科学技術研究所ホームページ（E-デフェンスを用いた耐震実験などの動画を配信）
<http://www.bosai.go.jp/index.html>

高等学校展開例5

学校が避難所となった時にできること

1 教科等名

工業科（課題研究）

【課題研究 2 内容 (1) 作品製作】

2 ねらい

工業の基礎的・基本的な学習の上に立って、工業に関する課題を生徒自らが設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決に向けて意欲的に取り組む能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。また、これまでに各科目で習得した知識や技術を活用し、さらに新しい知識や技術を学びながら作品を完成させる。

3 指導計画

(24時間 展開例4～9 / 24)

- | | |
|---|-------|
| (1) 地域防災と避難場所について | (1時間) |
| (2) 学校が避難所となった場合の共助について
(防災設備「かまどベンチ」の活用についても触れる。) | (1時間) |
| (3) 設置・製作及び全体計画作成 | (1時間) |
| (4) 設計（形状、構造、設置数の決定、図面製作） | (6時間) |
| (5) 製作準備活動（材料の準備、使用器具の準備、運搬） | (3時間) |
| (6) 製作活動 ・基礎型枠、基礎コンクリートづくり | (3時間) |
| ・レンガ積み | (3時間) |
| ・鉄網製作と座板製作 | (3時間) |
| ・仕上げ作業（型はずし、整地等） | (3時間) |

※地域社会の理解と貢献の意識を深めるため、連携・交流を通じた実践的な展開を図る。

※計画～製作、使用時において、地域住民との交流や協働の機会の設定を工夫する。

※文化祭や避難訓練で実際に活用するなどして発表する。

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 かまどベンチの形状について考える。(1時間)</p> <p>◇ICTを活用してかまどベンチの形状について調べてみよう。</p> <p>◇調べたことから、非常時における困難な状況を具体的にイメージして、形状のスケッチを完成させよう。</p>	<p>○グループで話し合った意見をワークシートにまとめ、発表させる。</p> <p>○非常時にかまどベンチが、地域住民の食に関する生活を守ることを認識させる。</p> <p>○安全な形状であるか確認する。</p>	<p>・「かまどベンチづくり」活動の手引き</p> <p>・かまどベンチ写真</p> <p>・ワークシート</p>
<p>2 かまどベンチの構造について考える。(1時間)</p> <p>◇使用する燃料、調理器具や製作材料等から構造を考える。</p> <p>◇非常時に火を取り扱うには、どのような構造が安全であり、安定した火力がえられるか考えよう。</p>	<p>○グループで話し合った意見をワークシートにまとめ、発表させる。</p> <p>○安全な構造であるか確認する。</p> <p>○通風口があるか確認する。</p>	<p>・ワークシート</p>
<p>3 かまどベンチの設置数の決定(1時間)</p> <p>◇前回の授業で、校内のどの場所に設置しておく効果的か考えた。</p> <p>実際に避難してくる人数を想定して、設置数を考えよう。</p>	<p>○グループで話し合った意見をワークシートにまとめ、発表させる。</p> <p>○学校の地形、避難者の動線を具体的にシミュレーションさせる。</p>	<p>・ワークシート</p> <p>・地形図等</p> <p>・校内マップ</p>
<p>4 かまどベンチの図面製作(3時間)</p> <p>◇1から3までの学習活動を踏まえ、CADを活用して、図面を製作しよう。</p>	<p>○安全や環境に配慮し、ものづくりを合理的に計画された製作物であるか確認する。</p>	

5 評 価

- (1) 地域防災における学校及び地域公共施設の役割や災害時における困難な状況を具体的にイメージして形状・構造を考えているか。
- (2) 安全・安心に活用できるかまどベンチであるかを適切に判断して設計し、図面が製作されているか。

6 その他

参考資料 かまどベンチの写真

(左) かまどとして使用時



(右) 通常は座板を被せ、ベンチとして使用できる。



高等学校展開例6

地域の災害と復興を考える

1 教科等名

総合的な学習の時間

2 ねらい

- (1) 災害についての正しい知識と地域の防災の在り方について理解を深め、災害発生時、発生後に必要な知識・技能を身に付けさせる。
- (2) 高校生ができる支援活動等を考え、地域の一員としての責任を自覚させる。

3 指導計画

(14時間 展開例10 / 14)

- (1) 災害の種類について調べる (2時間)
- (2) 地域で発生した災害を調べる (3時間)
(班で聞き取り調査やアンケート調査を行う)
- (3) 地域の防災について調べる (5時間)
(災害の未然防止、個人の防災対策、地域の防災計画、負傷者の救助方法、ボランティア活動、災害からの復興等を班で調べる)
- (4) 地域防災訓練に参加する (4時間)

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 災害復興時にできる高校生のボランティア活動について考える ◇被災地では、どんな援助を必要としているのか考えてみよう。</p>	<p>○グループごとに考えさせる。 ○短冊に記入させ、黒板等に貼り付けさせる。</p>	<p>・「災害から命を守るために～防災教育教材(高校生用)～」(文部科学省 H22.3) ①総論「災害から命を守る」、⑥「地域社会で支え合う」 ・インターネットによる被災地情報掲示板など</p>
<p>2 被災地で必要な援助を把握する方法を知る。 ◇東日本大震災の支援に関して、課題となったことは何だろうか。 ◇被災地が本当に必要としている物資は何だろう。物なのか、人手なのか、どのように調べればよいのだろうか。</p>	<p>○支援が被災者のニーズに合わない例、義援金の活用の遅れなどがあること等を示唆する。</p>	
<p>3 自分たちにできる援助を考えてみる。 ◇被災者のニーズを把握したところで、自分たちにできる支援にはどんなものがあるだろうか。</p>	<p>○文化祭などの学校行事や、授業、部活動等個人や集団があらゆる活動の場でできることを考えさせる。</p>	

4 グループごとに発表する。	○各グループの意見を尊重しつつ、実現の可能性について他のグループにも検討させる。	
----------------	--	--

5 評価

- (1) 復興活動を支援できる方法について学ぶことができたか。
- (2) 高校生として社会に貢献する意識を高めることができたか。

6 その他

参考資料

「災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用）～」(文部科学省、H22. 3)

高等学校展開例7

地域と連携した複合的避難訓練

1 教科等名

特別活動 学校行事

【学校行事 内容（3）健康安全・体育的行事】

2 ねらい

- (1) 緊急地震速報が発表された場合や地震や火災が発生した場合に、自分の安全を確保する適切な避難行動がとれるようにする。
- (2) 科目「保健」で学んだ傷害の防止や応急手当の知識を活用させる。
- (3) 災害時の自助・共助の基本的行動について確認を行ない、高校生としてのリーダーシップや支援活動など、自分たちにできることを考えさせ、防災意識の向上を図る。

3 指導計画

(3時間 展開例2／3)

- (1) 緊急地震速報について・地震、火災発生時の安全行動について (1時間)
- (2) 避難行動訓練・災害体験 (1時間)
- (3) 避難行動の振り返りと学校が避難所となった場合の状況について (1時間)

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料等
<p>1 緊急地震速報への対応行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業中（校舎内・グラウンド等それぞれで活動）に緊急地震速報が入った。 <p>◇直ちに安全体勢をとりなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入り口を開け、避難路を確保する。 ・カーテンを閉め、窓ガラスの飛散に備える。 ・「落ちてこない」「倒れてこない」を念頭に、速やかに安全体勢をとる。 <p>2 地震発生時の対応行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まもなく震度6弱の揺れが到達した。 ・揺れは収まったが、3階実験室から出火。 <p>3 火災発生時の避難を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内にいる生徒は指示に従い避難する。 ・避難経路または誘導に従い、迅速な判断と避難行動をとる。 ・避難後の確認点呼を速やかに行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送で速報が発表されたことを周知する。 ○落ち着いて揺れに備えるよう指示する。 ○避難を指示、誘導する。 ○確認点呼を迅速に行わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報音声 ・生徒名票または出席簿（点呼等安否確認用）

<p>4 各学年で体験学習を行う。</p> <p>1年 起震車・煙体験ハウス・消火体験</p> <p>2年 応急手当と心肺蘇生法訓練</p> <p>3年 避難所開設等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テント設営 ・避難所受付、誘導體験 ・物資運搬、配布体験 	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの体験を安全に行わせる。 ○学校が避難所となった場合のレイアウトを提示する。 ○避難者役とボランティア役に分けて行わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起震車等（消防署と協力） ・AED等（消防署や医療機関等と協力） ・避難所開設マニュアル ・テント等（市区町村等と協力）
--	--	--

5 評価

- (1) どんな場所においても、災害発生時に自分の身を守る安全行動がとれたか。
- (2) 災害時に自分にできることを考え、社会貢献意識をもつことができたか。

6 その他

各関係機関だけでなく、近隣自治会の役員や住民、自治体担当者にも参加してもらい、より実践的な訓練とすると同時に、関係者同士の協力体制を確認する機会とする。

障害のある児童生徒等については、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を行うとともに、障害があることによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るための教育が行われている。個々の児童生徒等の実態把握を踏まえ、個別の指導計画を作成してきめ細かな指導を行うことが求められている。

防災教育を進めるに当たっては、個々の障害の状態や発達の段階等に応じて、災害時に安全に避難することやその後の生活に関する指導だけでなく、必要に応じて周囲の人に支援を求めることができるようにすることが重要である。さらに、障害者の視点から防災に関するニーズを地域社会に発信するなどの学習活動も考えられる。また、児童生徒等にとって安全な環境を整えることも重要である。

以下は、防災教育の年間計画の一例（特別支援学校（知的障害）の例）を示しており、次頁以降には12の授業展開例を示しているが、各学校においては個々の児童生徒等の障害の種類や程度、学校の環境等に応じた指導を展開することが求められる。

特別支援学校（知的障害） 防災教育計画（例）

特別支援学校（知的障害）の防災教育で身に付けさせたい力

一人一人の命の大切さを知り、健康で明るい学校生活を送ることができる児童生徒等になる。

ア 知識、思考・判断

- ・命を守るための身体の部位を理解するとともに衣服の調節等の体調管理ができる。
- ・火災、地震、津波、液状化、風水害等の災害について理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

- ・命を守るための健康な身体づくりの方法を理解し主体的に取り組む。
- ・災害時の指示（言葉、カード等）を理解し行動に移すことができる。

ウ 社会貢献、支援者の基盤

- ・名前を覚え挨拶から始まるコミュニケーションを図ることができる。
- ・災害時に報告や相談等のコミュニケーションを図ることができる。

◆高等部の目標

- ・自分の気持ちを伝え、災害時にもコミュニケーションを図ることができるようになる。

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇「災害時の『ほうれんそう』～緊急時のコミュニケーション～」(自立活動) 【展開例⑨】 ◇訓練の事前事後学習(学級活動) ◇防災リュックや節電対策製品の作成、被災地に届ける寄せ植え作り(作業学習) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「全校児童生徒集会～防災をテーマとした地域との交流～」(学校行事) 【展開例⑩】 ◇防災マルチパーティションの作成(美術) 【展開例⑧】 ◇防災クイズの作成(情報) ◇「地域連携した総合防災訓練」(学校行事) 【展開例⑪】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇防災劇(総合的な学習の時間) ◇防災安全マップの作成(情報) ◇保存食を活用した調理実習(家庭) ◇災害後の衛生(保健) ◇地震に強い家にしよう(参観授業)(生活単元学習) 【展開例⑦】

◆中学部の目標

- ・言葉やサインを見聞きして行動できるようになる。
- ・安全に注意した生活を送り、集団生活のルールを理解できるようになる。

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇訓練の事前事後学習（学級活動） ◇言葉やサインの理解（国語）（自立活動） ◇友だちと協力して身体を動かす（体育） ◇約束や決まりを守る（学級活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇防災キャンドル作り（生活単元学習） ◇「全校児童生徒集会～防災をテーマとした地域との交流～」（学校行事）【展開例⑩】 ◇災害に備えよう～自分の身を守るためにできることは～（非常持ち出し袋の中身の買い物、消防署の見学等）（生活単元学習） ◇「地域連携した総合防災訓練」（学校行事）【展開例⑪】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ぼうさいダンス（音楽） ◇保存食を活用した調理実習（家庭）

◆小学部の目標

- ・遊びや音楽の中で十分に身体を動かすことができるようになる。
- ・帽子や靴の着脱ができるだけ早くできるようになる。

1学期	2学期	3学期
<ul style="list-style-type: none"> ◇訓練の事前事後学習（特別活動） ◇帽子や靴の着脱（日常生活の指導） ◇コミュニケーションボードの読み取り（国語） ◇十分に身体を動かす（体育） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇固形燃料作り（生活単元学習） ◇「全校児童生徒集会～防災をテーマとした地域との交流～」（学校行事）【展開例⑩】 ◇「地域連携した総合防災訓練」（学校行事）【展開例⑪】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ぼうさいダンス（音楽） ◇ルールや集団を意識して身体を動かす（体育）

障害のある児童生徒等の災害時に予想される困難と支援例

障害のある児童生徒等は、自分の身を守り、安全な場所に避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。学校においては、一人一人の予想される困難を理解し、必要な支援体制と対応計画を検討しておく必要がある。

ここでは、障害ごとの避難行動時等に予想される困難と支援を例示的にまとめたので、避難訓練等の計画を検討する際の参考とされたい。

[障害ごとの避難行動時等に予想される困難例と支援例]

障害種	特 徴	避難行動時等に予想される困難例	支 援 例
視覚 障害	<ul style="list-style-type: none"> 視覚による、異変・危険の察知が不可能な場合や瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 落下物に対する対応ができてにくい。 日常と異なる床や路面等の状況把握ができず、安全な避難経路の選択ができてにくい。 視力や視野等の状況が一人一人異なるので、個別の対応がないと移動しにくい。 火災は遠くから見て把握することが困難である。煙の匂いや炎の熱等を感じてから避難するのでは遅くなってしまうことが予想される。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震時に室内の落下する可能性があるものを日ごろから確認しておく。身を隠す場所を室内に確保しておく。 防災頭巾やヘルメット等を身近に備えておく。 安全な経路を確認するための介助が必要となる。弱視者の場合も非常時は移動援助が必要な場合が多い。 火災時は、避難経路を、誘導装置等を用いて音声で知らせると安心感が増す。(移動援助は必要である。) できる限り早く放送などで出火場所等の状況を知らせる。移動援助の際も、情報を言葉で伝えると予測して安心して行動できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
聴覚 障害	<ul style="list-style-type: none"> 音声のみでは避難・誘導の指示が認識できない場合がある。補聴器を使用している場合も多い。大きな声で話をする等のほか、手話、筆談など視覚的なコミュニケーション手段を用いるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 何が起きているのか、どこに避難したらよいのか、どこが危険な場所なのか等について、音声のみの情報ではわかりにくい。 自分の伝えたいことを理解してもらえない場合が多い。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 点滅フラッシュ、ディスプレイ等を使用するなど、文字や地図等の視覚情報を用いて、どんな災害がいつ、どこで起こったのか、またどのように行動したらよいか等が察知できるようにする。 日ごろから、災害時にはどうすればよいかをよく話し合っておく。 筆談ができるような筆記用具を携帯したり、避難場所等に設置したりする。 <p style="text-align: right;">など</p>

<p>知的 障害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異変や危険の認識が不十分な場合や災害による精神的な動揺が激しくなる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何が起きたのか理解しにくく、自分で判断して行動することができにくい。 ・自閉症など、障害によっては、予定が変わってしまったことで、見通しがもてなくなり、パニックに陥ったり、集団で行動できなくなったりする場合がある。 ・音に敏感だったり、持ち物へこだわったりして、元いた場所に戻ってしまったり、動けなくなったりするケースもある。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろから一人一人の児童生徒等の状況を十分に把握し、環境の変化に対応できる人間関係を確立する。 ・避難後の行動など、次の見通しを早い段階で伝えることができるような配慮をする。 ・重度の障害のある児童生徒等の場合、一人一人に対応する。 ・日ごろの避難訓練の積み重ねが、スムーズな避難につながる。 <p>など</p>
<p>肢体 不自由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体幹や下肢が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。 ・障害が重度の場合、自力での移動が困難なことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子や歩行を補助する杖などを使って移動する際、床面や道路の状況等で移動が困難になる場合があり、さらに介助者がいない場合は、身動きができない状態になる。 ・医療的ケアに使う機器が故障したり停電したりした場合、ケアを行うことができなくなる。 ・障害が重度の場合、大きな音や振動に「びっくり反射」と呼ばれる姿勢反射が現れ、座位や立位を保てずに倒れてしまうことがある。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等一人一人の状態に応じて、災害時の移動や避難の方法を検討し、車いす、担架、リヤカー等の移動用具と移動援助者が確保できるようにしておく。 ・非常時の校内の電源確保について対策を講ずるとともに、災害時に保護者に引き渡すまでの間に必要となる医療的ケアの器具や対応方法、実施体制等を保護者や医療機関と確認し、災害時の対応マニュアルとして作成する。 ・突発的な動きや衝撃から頭部や手足を保護するクッション、カーペット、マットなど、日ごろから安全な環境づくりに努める。 <p>など</p>
<p>病弱・ 身体虚弱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で歩行できなかったり、素早い避難行動が困難だったりする。常時使用する医療機器や薬、ケア用品を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の児童生徒等については、病院との連携により対応できるが、通学している児童生徒等については、服薬している薬の確保や生活規制がある場合の対応に困難が生ずることが想定される。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に保護者に引き渡すまでの間に必要となる対応方法等について保護者や医療機関と確認し、災害時の対応マニュアルとして作成する。 <p>など</p>

<p>発達障害</p>	<p>ADHD：指示を最後まで聞き取ることが苦手である。また、衝動的に行動してしまうことがある。</p> <p>広汎性発達障害：状況の理解が難しく、急な行動の切り替えが苦手である。他者にとってはささいな事でも、パニックを起こす場合がある。コミュニケーション能力に障害がある。</p> <p>LD：掲示物などの文章を読めない場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合、状況や指示の理解が難しく、適切な行動を選択することができない場合がある。 ・パニックを起こす場合もある。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の状態に応じて、児童生徒等に近づいて指示を出したり、常に大人が手を取って共に避難したりするなどの配慮や、衝動的行動の要因となるような、刺激（けむりや火災、サイレン等）から遠ざけ、あるいは排除する等の配慮をする。 ・口頭による指示に従えないときは、メモなどにして文字によって掲示することが効果的な場合もある。 ・災害時には、避難した後の安全確保と同時に、その後の見通しを具体的にもたせる。 ・避難後、掲示物や印刷物によって通知する場合、読むことができていないこともあるので、口頭で伝え、確認する。 など
-------------	---	---	--

※ 児童生徒等の中には、複数の障害をもっている場合もあり、対応には十分配慮が必要である。

特別支援学校展開例 1（視覚障害）

安全に一人通学しよう～災害（地震災害）時も安全に避難帰宅しよう

1 教科等名 自立活動（中学部）

【自立活動 内容（4）環境の把握】

2 ねらい

- (1) 一人で登下校の途中に突然襲ってくる大地震の被害と、視覚に障害があることによる状況把握と移動の困難さを理解させる。
- (2) 登下校の途中に地震が起こった時に、どうすればよいかを知り対応できるようにする。

3 指導計画

（4時間展開例 1 / 4）

- (1) 地震災害の様子を知り、発災した時の対処法を確認する。 （1時間）
視覚障害者が災害時にどんな対応をしたらよいか、またどのような備えをしたらよいか考えさせる。また、適切な援助依頼の方法を身に付けさせる。
- (2) 大地震等の災害時に家族や学校と連絡ができるようにする。 （1時間）
確実な連絡先を確認し、連絡方法を身に付けさせる。
- (3) 登下校中に大地震が起こった時の対処法を身に付けさせる。 （2時間）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 地震災害について知る。 ◇大地震の被害について知っていることをまとめよう。 ◇交通機関はどのようになるだろうか。 ◇周囲の人々の様子はどのようになるだろうか。</p> <p>2 通学途中に大地震が発生した時の対処法を知る。 ◇視覚障害者が大地震にあったとき、どうすれば安全を確保できるか考えよう。</p>	<p>○大地震の写真やビデオ・DVDなどの資料をもとに過去の大震災被害を知らせる。体験した人の話から交通機関や人々の様子を考えさせる。(周囲の状況把握が困難、通常経路での移動が困難、援助依頼が通常より困難など)</p> <p>○通学途中に可能な安全確保方法を考えさせる。 ○準備しておくの良いものを考えさせる。 ・携帯電話を身に付けておく。弱視生も白杖を携帯する。</p>	<p>・「災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用）～」(文部科学省、H21.3)</p> <p>・写真など</p> <p>・体験談（拡大又は点字など留意）</p>

<p>3 次回の学習内容を知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や学校と連絡をとり家族や教職員と合流する方法をあらかじめ考え決めておく必要があることを確認する。 ○通学経路上の避難場所の存在を知り地図上での場所を知らせる。 ○「指導計画（3）」において実際の通学路に確かめに行き場所を確認する。 ○安全な場所まで誘導してもらうための援助依頼の練習をする。 ○家族との連絡方法や合流場所について家庭で話し合ってくるようにさせる。 ・家族に協力を依頼し、連絡の練習をする機会を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学かばん ・白杖 ・経路図（拡大図又は触図）
----------------------	---	--

5 評価

- (1) 過去に起こった大地震災害における交通機関の様子がわかり、視覚障害者に予想される困難や、その対処法を理解できたか。
- (2) 登下校中に大地震が起こった際の援助依頼の方法を身に付けることができたか。

6 その他

指導のポイント等

- ・白杖歩行や通学経路の確認などを学習した生徒に上記内容の指導を行う。この段階では通常の状態での学校や家庭への連絡手段は学習済みである。
- ・交通機関使用中（電車・バス等）に火災がおきた場合の対処法も上記の流れで指導する。特に避難場所や経路等が地震時と異なる場合は、実際に現場に行き確認することが必要である。通常学級の中学生より通学距離が長く時間がかかる場合があるので、何回かに分けたり実際の下校途中に確認や練習することも想定する。

特別支援学校展開例2（視覚障害・知的障害）

地震を想定した避難訓練

1 教科等名

特別活動 学校行事

【(小学部) 特別活動4 学校行事 (3) 健康安全・体育的行事】他

2 ねらい

視覚障害

(1) 放送や教職員の指示を聞き安全に行動できるようにする。

(2) グラウンドへ安全に避難させる。

知的障害

(1) 放送や教職員の指示を聞き安全に行動できるようにする。

(2) グラウンドへ安全に避難させる。

3 指導計画

年間避難訓練実施計画に沿い、年3回合同訓練を行う。今回は3回のうちの1回目。

(1) 事前指導 地震が起きた場合の避難経路について学習する。(学級指導)

(2) 本時の学習 教職員の指示と放送に従い避難する。(1時間)

(3) 事後学習 今回の訓練について(学級指導) (4時間展開例1/4)

4 本時の活動

○視覚障害幼児・児童・生徒

地震発生後、グラウンドへ避難。点呼後、各教室に戻り、事後指導。

・1階児童生徒等は、各教室南側出入口よりグラウンドへ。

・2階、3階児童生徒等は、各階段を使って1階へ行き、非常口からグラウンドへ。

○知的障害児童・生徒

地震発生後、グラウンドへ避難。点呼後、各教室へ戻り、事後指導。

・1階児童生徒は、各教室南側出入口よりグラウンドへ。

・2階、3階児童生徒は、各教室最寄りの登下校時の階段を使用し、西側非常口ドアを使ってグラウンドへ。

○誘導等の配置：階段移動等を安全に行うために担任以外の教職員も応援に入る。

・視覚障害部門避難補助：幼稚部、小学部、中学部に寄宿舍職員が入る。(各部1名計3名)

・視覚障害部門巡視及び誘導：1階2階誘導・巡視は、事務職員(各階各1名)

3階誘導・巡視は、理解推進職員（1名）

・知的障害部門巡視及び誘導：1階2階誘導・巡視は、事務職員（各階各1名）

3階誘導・巡視は、理解推進職員（1名）

○安否確認：理解推進職員、講師、寄宿舍指導員

5 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 地震発生を知る。 ・(放送) 「訓練地震、訓練地震。ただいまかなり大きな地震が発生しました。幼児、児童、生徒は速やかに机の下など安全な所に避難しなさい。」</p> <p>2 机の下にもぐるなど安全を確保する。</p> <p>3 グラウンドへ避難する。 (地震発生放送約1分後) 「余震や火災のおそれがあるので、幼児、児童、生徒はグラウンドに避難しなさい。」(2回繰り返し返す)</p> <p>4 グラウンドへ集合・整列する。</p> <p>5 校長の講評を聞く。</p>	<p>○児童生徒等に机の下など安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>○頭部を自分で保護できない児童生徒等は、教職員が介助する</p> <p>○防災ずきん、ヘルメット等をかぶらせ、避難させる。</p> <p>○誘導、巡視担当は、各校内を点検する。</p> <p>○各担任は、児童生徒等の安否を確認し各部門副校長に報告する。</p> <p>○点呼「○学部△年□組、(幼児、児童、生徒) ○名中○名欠席、○名避難完了(○○が不明です)。教職員は、A,B,C無事です(Aが不明(出張、年休)です)。」</p> <p>学部主任は、担任外教員、講師等の安否を副校長へ報告する。経営企画室、厨房、寄宿舍職員の安否を副校長へ報告する。</p> <p>○両部門副校長が校長に点呼報告を行い、全員点呼を完了する。</p> <p>○管理職不在の場合は、視副校長>知副校長>生活指導主任の順で全体集約。</p>	<p>・ヘルメット・防災ずきん</p> <p>・本部旗</p> <p>・メガホン</p>

6 評 価

(1) 地震を想定し、場面に応じたやり方で身体の安全を確保することができたか。

(2) (視覚障害部門) 周囲の状況を理解し、安全に注意しながら速やかに集合場所へ避難することができたか。

(知的障害部門) 周囲の状況を把握し、落ち着いて安全に注意しながら速やかに集合場所へ避難することができたか。

7 その 他

(1) 雨天の場合は下記のように実施する。

視覚障害部門：視覚部門棟玄関に集合点呼後、解散。

知的障害部門：知的部門棟2階ホールに集合点呼後、解散。

(2) 今回の放送は視覚障害部門副校長が行う。また、非常ベルは使用しない。

特別支援学校展開例3（視覚障害）

地震を想定した避難訓練

1 活動名

寄宿舎避難訓練

2 ねらい

- (1) 地震に際しての身の守り方、避難の仕方を身に付けさせる。
- (2) 指導者の指示に従って、安全に避難させる。

3 指導計画

- (1) 事前指導 防災オリエンテーション：全員を対象に避難訓練のねらい、諸注意を説明する。（急に動き出さずに、静かに行動すること。放送又は口頭での指示をしっかりと聞き、次の行動に移ること等。）
- (2) 避難訓練 想定：夕食後（18：55～19：05頃）に地震発生、夜間の避難。居室から玄関への避難とする。
- (3) 事後指導 訓練終了後引き続き行う。

4 展開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<p>1 放送①：担当係 ・緊急地震速報の音。 ・音のあと放送。 「避難訓練。大きな地震が発生しました。身の安全を守り、先生の指示に従いなさい。」</p> <p>2 放送②：担当係 「避難訓練。地震が収まりました。大きな余震が来るかもしれないので、舎生は玄関前に集合しなさい。」</p> <p>3 避難</p> <p>4 点呼：担当係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生の放送を聞くように促す。 ○緊急地震速報発表と同時に教職員ならびに舎生は防災ずきんをかぶらせ、窓とドアを開け、机の下にもぐらせる、部屋中央で布団をかぶらせるなどして身体の安全確保を図る。 ○避難の放送を聞かせ、避難開始。 ○靴を履き、防災ずきんをかぶる等させて玄関に避難集合させる。 ○教職員は舎生を静かにさせながら安全に誘導する。 ○点呼は誘導職員の報告により行う。 ○舎生名簿で確認。逃げ遅れ等の児童生徒等がいた場合、教職員に指示をし、搜索誘導する。 ○避難開始から全員の避難が終わった時点まで時間計測する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理・用務の方に連絡。舎監へは、事前に泊まり当番と打ち合わせておく。 ・防災ずきんは居室の他、娯楽スペースなどにも常備しておき、即時装着できるようにしておく。 ・ストップウォッチ、非常持ち出し袋、舎生名簿

5 事後指導	○今回の避難に要した時間、他の舎生の様子を聞かせる。講評、注意点を発表する。	
--------	--	--

5 評価

- (1) 地震に際して場面に応じたやり方で身を守ることができたか。
- (2) 指導者の指示に従って、安全に避難することができたか。

6 その他

- (1) 防災用品は月1回安全点検日に点検確認、年1回薬品等交換する。

①寄宿舎生名簿②舎生住所③防災用カード（寄宿舎保管用）④常備薬（丸1日分）④応急用医薬品⑤非常用ラジオ（懐中電灯付）⑥笛・軍手・タオル・石鹼・ロウソク・マッチ・懐中電灯・おぶい紐⑦携帯電話・テレカ⑧小銭⑨学校機戒警備用カード⑩児童生徒等緊急対応マニュアルプリント

- (2) 指導のポイント等

宿泊舎生はサイレンや揺れに対し敏感で、過剰反応してしまうケースがある。実際に近隣からサイレン等の大きな音や声が複数聞こえることも想定される。誘導介助者が状況を説明してサイレン等の音の意味を十分理解できるようにするとともに、日ごろから信頼関係に基づいて、普段と違う状況の中でも急に動き出さずに落ち着いて対応できるよう、また、訓練の中でも多様なケースを想定して指導する必要がある。

特別支援学校展開例4（聴覚障害）

大地震に備えて

1 教科等名

特別活動 学級活動（小学部高学年）

【特別活動1学級活動（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全
 カ心身ともに健康で安全な生活態度の形成】

2 ねらい

- (1) 突然発生する大地震に対し、万一に備えることの必要性について意識を持たせる。
- (2) 大地震が起こった時に、どうすればよいかを知り、対応策を考えることができるようにする。

3 指導計画

（3時間 展開例2／3）

- (1) 地震災害について調べる。（1時間）

聴覚障害者が災害時にどんな苦労があったのかを調べ、どのようにしたらよいか、またどのような備えをしたらよいか話し合う。

- (2) 登下校中に大地震が起こった時に、どうすればよいか考え話し合う。

大地震に備えて、準備することや連絡方法など家族でどのような話し合いをすればよいか考える。（1時間）

- (3) 家族で話し合ってきたことについて発表する。（1時間）

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料等
1 地震災害について学習したことを思い出す。 2 大地震が発生したときにどうすればよいか話し合う。 ◇大地震が起こったとき、どうしたらよいのか考えよう。 ・学校にいる時 →教師の指示に従って避難する。あわてないで落ち着いて行動する。	○前時に学習した内容を振り返り、災害時にはどのような困難や苦労があるのか具体的に思い出させる。 ○学校にいる時、登下校時など具体的な場面を想定させる。 ○あらかじめ日ごろから準備しておくの良いものを具体的に考えるよう促す。（メモ、筆記用具など） ○災害時、携帯メールはつながりにくいことを確認する。また、災害時の伝言板があることを知らせる。	・調べ学習で使用した資料、写真等

<p>・登下校の時 → 駅員や周りの大人に様子を 確認する。あわてないで行 動する。情報が伝わりにく いときは筆談やメールなど 文字情報を活用する。</p> <p>3 大地震に備えて、何を準備した らよいか、家族との連絡方法はどう したらよいか等について話し合 う。 ◇ 家族が離れ離れになっていると き、どうしたらよいか家族で 話し合おう。</p>	<p>○ 劇化するなどして、場面がイメージしやすい ようにする。</p> <p>○ 在校中に大地震が発生したときに家族は何を しているか考えさせる。 ○ 地域の避難場所の存在やその場所について調 べるとよいことをおさえる。 ○ 家族との連絡方法や備えについて話し合っ てくるようにさせる。(後日発表する。) ○ 災害時、家族それぞれがどのような行動をと るのか、状況に応じて想定し、それらをお互 いに知り合っておくことが大切であることを 確認する。</p>	<p>・ ワークシート (家族で の話し合いの例) ・ 非常持ち出し物品の例 ・ 近隣の避難マップ等</p>
---	--	--

5 評 価

- (1) 過去に起こった大地震災害の様子を調べ、どのような困難がおこるのか理解できたか。
- (2) 登下校中に大地震が起こったとき、どうすればよいか具体的に考えることができたか。
- (3) 大地震に備えて、対応策を考える必要があることを理解できたか。

特別支援学校展開例5（聴覚障害・肢体不自由）

地震及び火災を想定した合同避難訓練

1 教科等名

特別活動 学校行事（高等学校の協力を得た肢体不自由・聴覚障害特別支援学校避難訓練）

【(小学部) 特別活動 4 学校行事 (3) 健康安全・体育的行事】他

2 ねらい

(1) 特別支援学校児童生徒等

- ・災害発生時に、生命及び身体の安全を確保できるよう避難させる。
- ・地域の防災に協力する人々へ感謝の気持ちをもたせる。

(2) 高等学校生徒

- ・特別支援学校の児童生徒等の様子を知り、障害のある人の生活について関心をもたせる。
- ・積極的に地域防災に貢献する意欲と態度を身につけさせる。

3 想定

地震発生後、特別支援学校で火災が発生し、延焼が広がったことから、近くの高等学校へ二次避難する。その際、高等学校に要請し、高等学校生徒の協力による避難訓練を行う。

4 指導計画

- (1) 事前指導 特別支援学校：安全な避難について知る。
高等学校：障害のある人について理解する。
- (2) 本時の指導 地震及び火災を想定した合同避難訓練を行なう。
- (3) 事後指導 合同避難訓練を終えた感想や反省点を、各学校で話し合う。

5 展開

(1) 事前指導

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料等
特別支援学校 1 地震発生後に火事が起きたときの避難について知る。	○火災が起きたときの避難方法を説明する。	

<p>高等学校</p> <p>1 高等学校の総合的な学習の時間や特別活動において、障害に関する内容を取り扱い（車椅子体験や手話学習）、介護に関する知識及び技能について学ぶ。</p>	<p>○車椅子マニュアル、手話辞典、学校紹介パンフレット、DVD等を活用し、具体的に指導を行う。</p>	<p>・車椅子・手話辞典・パンフレット・DVD、プロジェクター、スクリーン等</p>
--	--	--

(2) 本時の指導

学習内容・活動	教職員の支援	資料
<p>1 地震が発生した後、特別支援学校内で火災が発生したという想定で、一次避難場所に避難する。</p> <p>2 初期消火に失敗し、火災の延焼が大きくなってきたため、二次避難場所である高等学校へ避難する。</p> <p>3 特別支援学校幼児・児童・生徒とグループをつくる。</p> <p>4 高等学校グラウンドへ避難・誘導する。</p> <p>5 人員の点呼・確認を行う。</p> <p>6 高等学校生徒と特別支援学校幼児・児童・生徒と交流を行う。</p> <p>7 講評を聞く。(それぞれの校長あいさつ)</p>	<p>肢：緊急時車椅子を活用し速やかに避難できるよう配慮する。</p> <p>聴：災害の状態、及び避難方法について、的確に伝える。(文字情報提示、手話通訳等)</p> <p>○高等学校生徒及び教職員は一次避難場所に向かい、待機している。</p> <p>○円滑に移動できる組み合わせを作る。</p> <p>○本役員及び誘導担当の指示に従って行動する。</p> <p>○グループごとに避難訓練について振り返る中で交流を行う。</p> <p>○教職員が適宜手話通訳に入ったり、筆談したりすることにより、スムーズにコミュニケーションできるように配慮する。</p>	<p>・防災ずきん</p> <p>・ヘルメット</p> <p>・ハンカチ</p> <p>・ストップウォッチ</p> <p>・インカム</p> <p>・緊急用名簿</p> <p>・本部旗</p> <p>・救急セット</p> <p>・ホワイトボード</p> <p>・文字カード</p> <p>・筆記用具</p>

(3) 事後指導

学習内容・活動	教職員の支援	資料
<p>1 それぞれの学校で、合同避難訓練実施後の感想や反省点を話し合う。</p>	<p>○それぞれの発達の段階や障害の状況にあわせて、合同避難訓練について振り返り、その意義について確認するようにする。</p>	<p>・感想文</p> <p>・感想カード</p> <p>・避難訓練時の写真</p>

6 評価

特別支援学校児童生徒等

(1) 教職員や高校生の指示に従って、約束を守って落ち着いて避難することができたか。

- (2) 危険を回避したり、予測したりする力の基礎が培われたか。
- (3) 地域の防災に協力する高校生に感謝の気持ちをもつことができたか。

高等学校生徒

- (1) 障害のある人の生活について関心をもつことができたか。
- (2) 積極的に地域防災に貢献する意欲がもてたか。

教職員

- (1) 合同で実施する意義が深まるよう避難訓練、安全教育等を行うことができたか。
- (2) 児童生徒等の状態に即した内容の訓練ができたか。
- (3) 学校間の交流が進み、合同で行う良さが実感できたか。

特別支援学校展開6（肢体不自由）

防災マップ作り（地域探検）

1 教科等名

特別活動 ホームルーム活動（高等部）

【（高等部）特別活動 ホームルーム活動（2）適応と成長及び健康安全】

2 ねらい

- （1）防災について興味をもたせる。
- （2）災害が起きた時にどのようなものが必要かを考えさせる。
- （3）地域や校内を回り、どのような防災設備があるか理解させる。
- （4）防災に携わっている人たちから話を聞き、防災についての知識を広げさせる。

3 指導計画

（6時間 展開例4～6／6）

事前学習 防災についての話（3時間）

- 災害が起きたらどうするか。どんなものが必要になるか。
- 校内の防災設備と役割（火災報知機、防災倉庫、消火器、消火栓、AEDなど）使用方法について学ぶ。
- 校内地図を見ながら防災設備を3班に分け見学する。（項目ごとに色分けする。例 火を消すもの・・・赤色、身を守るもの・・・桃色など）
- 地域の防災設備や場所（地図）について学び防災マップ作りのイメージをもつ。（消防署の方の話）
- 消防実演（消火器、C級ポンプ実演、はしご車）及び、消火器体験

防災マップ作り（3時間）

- オリエンテーリング及び取材（3班に分けて役割分担する）
- 防災マップ制作（地図に写真を貼ったり、取材のコメントを記載したりする）
- 取組の発表をする。

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料など
1 事前学習で学んだ、災害が起きたらどうするか。学校の防災設備の位置などを確認し、学校周辺の災害設備を調べることを伝える。	○事前に学習した内容を振り返り、校内だけでなく、地域にも防災設備があることを知らせる。消防署の方が各班に1名一緒に来られることを知らせる。	校内で撮影した写真、P C
2 3班に分かれ調査場所（探検場所）の確認をする。	○地図を見せ、調査ルートを確認させる。	地図、シール、カメラ、防災探検隊ジャケット
3 それぞれのコースへ出発する。	○全員車椅子なので1対1対応	
4 事前に調べた防災設備のある場所を確認する。写真を撮る。	○探せないようであれば、言葉をかけて支援しできるだけ自分から探せるようにする。消防署の方と話ができるように支援し積極的に活動させる。	地図、マイク
5 まとめ 各班の発表	○地図など持てない場合は補助し、発表しやすいようにする。	

5 評 価

- (1) 防災について興味をもち考えたり調べたりできたか。
- (2) 地域にある防災設備にどのようなものがあるか知ることができたか。
- (3) 消防署の方と話す中で防災の知識を広げることができたか。

特別支援学校展開例7（知的障害）

地震に強い家にしよう

1 教科等名

生活単元学習（高等部）

2 ねらい

- （1）耐震補強で家が地震に強くなることを理解させる。
- （2）家具の転倒防止の必要性和室内をより安全にするための方法を理解させる。

3 指導計画

- （全4時間・展開例3／4）
- （1）地震が起こったときの身の守り方（家、学校、車内、屋外、店内等）
 - （2）振動実験教材「紙ぶるる※」で家の耐震性を学ぶ
次時の自宅の安全チェックの宿題の説明
 - （3）自宅室内の安全チェック（家具の配置や固定）（本時・授業参観）
 - （4）事後学習 自宅をどのように改造したか発表・単元の復習

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料
<ul style="list-style-type: none"> ・宿題として、事前に自宅の居間及び寝室の間取りと家具の配置図を描いてくる。 1 本時の学習について知る 2 地震で室内がどうなるか <ul style="list-style-type: none"> ・地震時の室内の様子を見る 3 自宅室内の安全チェック <ul style="list-style-type: none"> ・○○先生の自宅チェック ・倒れる家具の固定方法を学ぶ ・参観家族と一緒に危険な場所、改善点、安全な一次避難場所を見つける。 4 発表する 5 次時（1ヶ月後）の予告 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者宛に宿題の依頼文書を配布 ・前時の学習内容を確認し、本時の学習内容について説明する。 ・映像を見せて本時の学習のイメージを持てるようにする。 ・仮想的な部屋を例示し、共通の図を使い安全チェックの仕方を確認する。 ・代表的な家具固定の方法を映像で示す。 ・代表者に発表してもらう。 ・自宅に帰って実際に安全チェックを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・間取りと家具の配置を記入するワークシート ・地震時の室内を写した写真や動画 ・◇◇の自宅室内図 ・写真や図（テレビや家具の固定部分）

5 評価

- (1) 耐震補強によって、家が揺れにくくなることが分かったか。
- (2) 自宅室内の危険なところに気づき、改善方法が分かったか。

6 その他

- ・長期休暇前の参観日に行くと、自宅室内のリフォームを休み中の宿題として出し、長期休暇明けに事後学習を行うことができる（夏休み帳に写真で報告する様式を入れてもよい）。
- ・宿題では居間と寝室を描いてもらうが、授業ではより危ない部屋から取り組み、時間があれば次の部屋もやってみるようになる。
- ・※「紙ぶるる」<http://www.sharaku.nuac.nagoya-u.ac.jp/laboFT/bururu/index.htm>

特別支援学校展開例8（知的障害）

防災マルチパーティションの作成

1 教科等名 美術科（高等部 選択教科）

2 ねらい パーティションの作成を通して、地震の体験や震災後のニュースなどを思い出し、自分たちの身近におこる可能性のある災害に備える等の防災の意識を高めさせる。パーティションのデザインを考えることを通して、色や形が人の心に変化を与えることができることに気づかせるとともに、社会貢献の意識を高めさせる。

3 指導計画 (11時間 展開例7～10 / 11)

- (1) デザイン作成と決定 (3時間)
- (2) 色合いの作成と決定 (3時間)
- (3) 着色 (5時間)



4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料・材料
<p>1 本時の学習内容を確認する。 ◇災害時の避難所をイメージ（明るい、落ちつく、安心、暖かい、好き）して作成してきたことを振り返りながら確認する。</p> <p>2 三つのグループに分かれて、制作する。 ◇グループは、「アイデアを出して、絵や言葉で表現できる生徒」「教職員の支援を受けアイデアを出し、色を塗ることができる生徒」「教職員と一緒に好きなデザインを選んで、色を塗ることができる生徒」に分ける。</p> <p>【下地塗りグループ】 ・板の全面に色を塗る。</p>	<p>○下絵の実物を見ながら説明する。</p>  <p>○塗りやすいように、生徒一人一人に合った道具を用意する。また、塗り残しがないように、重ねて塗るよう言葉をかける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下絵の実物見本 ・避難所の写真  <ul style="list-style-type: none"> ・パーティション（木材・プラダン） ・ローラー ・エッジャー ・シート ・マジック ・下書きシート ・アクリル絵の具 ・筆 ・刷毛 ・マスキングテープ

【下書き、色塗りグループ】

- ・パーティションに、デザイン画を基に色を塗る。



【なぞり、色塗りグループ】

- ・パーティションに、指定された色を塗る。



- 3 片付けをする。
- 4 本時の成果をグループごとに発表する。

- 色を間違えないように、デザイン画とパーティションに番号を振っておき、塗る色を分担するように言葉をかける。
- はみ出さないようにていねいに塗るように言葉をかける。

- 色の名前と番号を振っておき、自分で塗る色を確認できるようにする。
- はみ出してもいいようにマスキングをしておく。

- 分担して片付けをするよう言葉をかける。
- 発表する生徒を決めておくよう言葉をかける。



5 評価

- (1) 自信をもって、色を塗ることができたか。
- (2) 明るい、安心などをイメージしながら色を塗ることができたか。
- (3) 災害時に役に立つ意識をイメージすることができたか。

6 その他

◎平常時には教室や体育の授業で使用し、災害時には避難所の仕切りとして使用する。

○教室で使用するサイズ（高さ115cm 横幅90cm）

- ・机で学習している生徒を上から見て様子が分かる高さ

○体育や行事で使用するサイズ（高さ78cm 横幅180cm）

- ・三輪車等の乗り物に乗った状態の児童の頭が見える高さ



特別支援学校展開例9（知的障害）

災害時の「ほうれんそう」～緊急時のコミュニケーション～

1 教科等名 自立活動（高等部 通学時にスクールバスを利用していない生徒）
【自立活動 内容（4）環境の把握】

- 2 ねらい**
- （1）災害時に自分の身を守るために必要なことを考えさせる。
 - （2）自分の言葉や表現で、意見を発表することができるようにする。
 - （3）他者の気持ちを知ることができるようにする。

- 3 指導計画**（2時間 展開例2／2）
- （1）釜石東中学校の生徒による
 体験発表のビデオ鑑賞（1時間）
 - （2）災害時の「ほうれんそう」（1時間）



4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料・材料
<p>1 緊急地震速報が流れ避難行動をとる。 ◇電灯を避け、その場でかがむ生徒、ドアを開け外へ出ようとする生徒、友だちの手を引き逃げる生徒。どの行動も正解であり、その時の状況により最善が尽くせるように話をする。</p> <p>2 本時の学習内容について知る。 ◇震災時の振り返り話をする。（余震で電車がストップしてしまった時に、すぐに電話連絡をしてくれた生徒の話）</p> <p>3 5名ずつ6グループに分かれる。 ・自由な発言やアイデアを発表する。 ◇設定「朝の通学中」「家で就寝中」「家で入浴中」に地震が起きたら I 自分でどうする？ 次に… II 誰に、どうやって助けを求める？ ・代表者が発表する</p>	<p>○生徒の行動を見守りながら、安全に配慮する。</p> <p>○映像等を用いて分かりやすく伝える。</p> <p>○話がしやすいように、同じ通学方法（自転車、JR）の生徒で集まるようにする。</p> <p>○発表内容を紙に大きく書くようにする。</p> <p>○発表係、紙を持つ係を決めるようにする。</p>	<p>・緊急地震速報音源（緊急地震速報利用者協議会）</p> <p>・プロジェクター</p> <p>・スクリーン</p> <p>・マイク</p> <p>・PC</p> <p>・記入用紙</p> <p>・マジック</p> <p>・役割がわかる名札</p>

<p>4 役割演技をする。</p> <p>◇設定 下校途中に見つけた「倒れている人」「通りすがりの人」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者二名が発表する。 ・感想を聞く。  <p>5 教職員のまとめを聞く。</p> <p>◇今まで教わっていないことに遭遇した時や(火山や竜巻、ゲリラ雷雨)、既成概念にとらわれないで行動しなければならない時(横断歩道青なら渡ってOKか)について、事例を交えて話をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○役割の希望を聞く。 ○役割の名札をつけて行う。 ○それぞれについて感想を聞く(グループ毎)。 ○代表者を決めておく。特に意欲的に取り組んだ生徒や、普段発表する機会が少ない生徒を選ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ○補足が必要な生徒には、個別に対応をする。 	
---	--	--

5 評価

- (1) 災害時に自分の身を守るために必要なことを考えることができたか。
- (2) 自分の言葉や表現で、意見を発表することができたか。
- (3) 他者の気持ちを知ることができたか。

6 その他

参考資料

- ・釜石市教育委員会・釜石市市民部防災課・群馬大学災害社会工学研究室(2010)「釜石市津波防災教育のための手引き」



特別支援学校展開例 10（知的障害）

全校児童生徒集会～防災をテーマとした地域との交流～

1 教科等名

特別活動 学校行事（小・中・高等部）

【(小学部) 特別活動 4 学校行事 (3) 健康安全・体育的行事】他

2 ねらい

- (1) 縦割りグループで協力して避難できるようにする。
- (2) 地域の人々と交流を図りながら防災に関する意識を高めさせる。

3 指導計画

(3時間 展開例 3 / 3)

- (1) 児童生徒会役員による長寿会への招待状作成等 (2時間)
- (2) 全校児童生徒集会（防災集会） (1時間)

4 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援	資料・材料
<p>1 校内放送で集会の始まりのアナウンスをする。(児童生徒会役員)</p> <p>2 体育館に姉妹学級(※)で集合する。 ・各姉妹学級をグループ名で呼び、出欠確認をする。 ・はじめの言葉(児童生徒会役員) ・校長先生の話</p> <p>3 長寿会、ボランティア部会の方々を各姉妹学級の代表者が迎えに行く。自己紹介をする。</p> <p>4 姉妹学級ゲーム(避難グッズを探せ) ・ゲーム説明(児童生徒会役員) ・姉妹学級に分かれ、グループ毎に指令されている教室へ行く。 ・校内放送で緊急放送(地震)が流れたら、安全な場所に避難する。 ・避難解除放送が流れたら、教室より、非常時持ち出しグッズを取って体育館に戻る。 ・体育館に戻り、ステージ下の指示された箇所に持ってきた非常時持ち出しグッズを置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒会役員は早めに体育館に集合し、準備を行う。 ○名札(ガムテープ)を胸に付け、姉妹学級は妹学級を迎えに行き、一緒に体育館に集合する。 ○役員が各姉妹学級のプラカードを持って立たせ、それを目印に集合する。 ○グループ名を呼ぶので、大きな声で返事をさせ、復唱などをして始まりがわかりやすいようにする。 ○各姉妹学級の座る場所に写真カードを置いておき、その写真と同じ色のリボンをつけている方を迎えに行く。 ○児童生徒会役員も姉妹学級に入る。 ○安全な場所で待機する。 ○指令場所にて避難グッズを取り次第、体育館に安全に気をつけ戻ってくる。 ○グループによって体育館に戻ってくる時間に差が出るが、定位置にて姉妹学級で待機している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全員の名札 ・パイプイスとリボン(地域の方) ・プラカード ・指令カード(グッズの場所) ・写真カード(避難グッズ) ・避難グッズ(実物) ・緊急地震速報音源(緊急地震速報利用者協議会)



<p>◇勝敗を競うゲームではなく、交流を図るためのゲームである。移動の際、ペアを作ったり、外部の方と話をしたりして親睦を深めるようにする。</p> <p>5 非常食を食べる。 ・食べている間、児童生徒会役員の質問に答える。</p> <p>6 終わりの会 ・長寿会、ボランティア部会の方から感想を聞く。 ・長寿会、ボランティア部会の退場。 ・次回予告（児童生徒会役員） ・終わりの言葉（児童生徒会役員）</p>	<p>○アレルギー対応等、個別対応が必要な生徒は、担任が用意をする。</p> <p>○緊急放送が流れた際、どこにいたのか、どのように避難をしたかなどに答える（全グループから話しを聞く）</p> <p>○拍手で送る。</p> <p>○姉学級は妹学級を教室まで送る。</p>	 <p>・試食用非常食</p>
--	---	--

5 評価

- (1) お互いの名前を覚え、交流をすることができたか。
- (2) 協力して安全に避難することができたか。
- (3) 防災や安全について考える機会になったか。



6 その他

（実際に実践した学校における行動や感想）

あるグループは、廊下にいる時に緊急地震速報が流れ、その場に座り頭を守った。高等部生徒が小学部児童の頭を守りながら自分の頭を守る姿があった。あるグループでは、中学部の生徒が、「〇〇さん、ここに隠れて！」と机から椅子を引き出して長寿会の方と一緒に机の下に避難する姿が見られた。非常食の試食では、普段、お菓子を食べない小学部の児童が、皆が食べるのを見ながら自分の口へ入れた。緊急地震速報を流すことを事前に伝えておいたことで、気持ちが落ち着かなくなる児童生徒もなく、「また一緒に活動をしたい。」という感想が、児童生徒、地域の方々の双方から聞かれた。

※姉妹学級・・・小学部と中学部、中学部と高等部というように組んだ縦割りグループ

特別支援学校展開例 11 (知的障害)

総合防災訓練

- 1 教科等名** 特別活動 学校行事 (小学部、中学部、高等部)
【(小学部) 特別活動 4 学校行事 (3) 健康安全・体育的行事】他
- 2 ねらい** 大地震等の災害に備え、児童生徒が地域の協力を得て、自らの安全を確保できるようにする。
- 3 想定** 児童生徒が登校後、大地震が発生し、防災委員会が招集され、児童・生徒の保護者への引き渡しを決定したと想定する。
- 4 指導計画** (1) 大地震を想定した避難訓練と自衛防災組織による児童生徒の救出及び保護者への引渡し
(2) 自衛消防組織及び地域の連携による消火訓練実施

5 展 開

学習内容・活動 ◇主な発問等	教職員の支援等	資料
1 緊急地震速報の放送		放送機器
2 地震発生の放送で安全を確保する。	安全確保のできない児童生徒を安全な場所へ避難させる。	
3 揺れが収まったら放送の指示に従って避難開始する。	校内の安全確認 (担当者は職員室管理職へ連絡)	本部設置 (グラウンド) 防災ずきん(ヘルメット)
4 指示された場所に避難集合する。	人員点呼 全員の無事を確認する。	出席簿、救護グッズ
5 行方不明者捜索 協力要請 (町会、近隣老人ホーム)、		
6 不明者の救出が終わるまでその場で待つ。	待てるように指示、支援する	担架 トランシーバー
7 救出の確認		
8 講評	校長の話が聞けるように支援する。	
9 防災委員会の招集 (余震の状況を判断し引渡しを決定) (全校放送にて教職員に通知)	生徒に引き渡し訓練の実施を伝える。(不安定児童生徒の確認と適切な指示)	

<p>10 子ども安全連絡網で家庭へ連絡</p>	<p>随時、連絡確認件数を把握。</p>	
<p>11 消火訓練の実施（見学場所移動） 町会消火隊及び消防団、消防署による合同消火訓練の実施</p>	<p>出火場所の確認 児童生徒の見学場所移動ができるように支援する。</p>	<p>さすまた</p>
<p>12 引渡し開始</p>	<p>受付で保護者を確認し、不審者の侵入を防ぐ 引渡し状況を放送で報告 水消火器、屋内消火栓、消火隊ポンプ さすまた等の位置確認</p>	
<p>13 一人通学者の下校を開始 自宅に到着したら学校に電話連絡を入れる。</p>	<p>最終下校者の確認後 終了</p>	<p>終了の放送</p>

6 評価

- (1) 状況を判断し落ち着いて避難する事ができたか。
- (2) 地域との連携が予定通り行われ、実際の災害が起こったときの協力体制が確認できたか。
- (3) 保護者への引渡しは時間通り混乱なく実施できたか。

特別支援学校展開例 12 (病弱)

地震・火災を想定した避難訓練

1 教科等名

特別活動 学校行事

【(小学部) 特別活動 4 学校行事 (3) 健康安全・体育的行事】他

2 ねらい

- (1) 地震後に火災の発生に際して、児童生徒が身の安全を図ることができるようにする。
- (2) 放送をしっかりと聞き、自ら机の下へ身を隠したり、防災ずきんやハンカチを活用して安全に避難できるようにする。

3 指導計画

- (1) 事前の指導 避難経路について学習する。(学級の時間)
- (2) 本時の指導 放送の指示に従い避難する。訓練について振り返り避難方法について確認する。(1時間)

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料等
1 地震の発生を知る。 ・地震発生の音(1分)を聞く。 ・非常ベルが鳴ったら(30秒)放送を聞いて机の下にもぐる。	○授業を中断、放送に注目するように促し、出口を確保し、机にもぐる指示を出す。	・放送機器 地震用CD
2 避難をする。 ・火災発生の通報。 「ただ今、職員室から火災発生、防災頭巾をかぶり校庭へ避難しなさい。」 ・教職員の指示を聞いてハンカチを口に当て、腰を低くして、校庭に速やかに移動する。	○火災通報を正しく聞けるように指導する。 ○防災ずきんを準備させ、正しく付けさせる。 ○火元を避けて避難する経路を伝え、避難させる。 ○上履きのまま集合するように児童に指示する。 ○初期消火班は、初期消火を行う。 ○校内巡視点検を行う。 ○校庭に本部を設置し、点呼を行う。 ○人数を素早く確認し学級ごとに本部に報告する。集合後は静かに指示を待つようにする。	・防災ずきん、ハンカチ ・本部の旗、救急用具 拡声器
3 講評を聞く。(校長)		
4 避難の仕方についてまとめの学習をする。	○地震発生後の火災の被害のほかに、津波の被害についてもあわせて理解させ、避難の仕方をまとめる。	・DVDセット一式

5 評 価

児 童（１）地震発生時、火災発生時に身の安全を図りながら適切な行動がとれたか。

（２）地震に対する理解が深まり、防災意識が高まったか。

教職員（１）計画及び内容が適切であったか。

付 録

①「安全点検表」「点検チェックリスト例」「学校の地震・津波対策チェックリスト例」	190
②緊急地震速報について（気象庁）	193
③東海地震に関する情報（気象庁）	195
④学校保健安全法、学校保健安全法施行規則（抄）	196
⑤「学校安全の推進に関する計画」（H24.4 閣議決定）	198
⑥「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 中間とりまとめ」及び「同 最終報告」	209
⑦参考情報	217

①安全点検表・点検チェックリスト例

①教室等の安全点検表

場所 ○年○組教室

点検実施日 平成 年 月 日

点検者

点検の観点		点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1	床板の異常、破損はないか		
2	机・いすは破損していないか		
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損や故障はいか		
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか		
5	窓下に足掛かりになるものはないか		
6	カーテン、カーテンレールに損傷はないか		
7	蛍光器具、スクリーン、時計、スピーカーなどが落ちそうになっていないか		
8	戸棚、ロッカーなどの転倒の危険はないか		
9	戸棚、ロッカーなどからの落下物の危険はないか		
10	柱や内壁に剥離や亀裂はないか		
11	天井の破損や雨漏りはないか		
12	防犯用具は取り出しやすい箇所にあるか		
13			
14			

※点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正を行う

※「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省、H22. 3）より

点検チェックリスト（学校用）

《点検結果》	
A	異状は認められない、または対策済み
B	異状かどうか判断がつかない、わからない
C	明らかな異状が認められる

記入者名	
点検日	
点検箇所 (該当に○)	屋内運動場 教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他
階	室名

番号	点検項目	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な 異状箇所・ 状態等)
			脱落	変形	剥離	破損	変質		
I 天井									
(1)	天井	天井材（天井仕上げボード）に破損等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C
II 照明器具									
(1)	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C
III 窓・ガラス									
(1)	窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。	23						A・B・C
(2)	窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	23						A・B・C
(3)	建具	建具に変形（たわみ）、腐食、ガタつきは見当たらないか。	24						A・B・C
(4)	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	24						A・B・C
IV 外壁（外装材）									
(1)	外壁（外装材）	外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C
V 内壁（内装材）									
(1)	内壁（内装材）	内壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C
VI 設備機器									
(1)	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付金物に腐食、破損等は見当たらないか。	26						A・B・C
(2)	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	26						A・B・C
VII テレビなど									
(1)	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	27						A・B・C
(2)	棚置きテレビ	テレビの転倒・落下防止対策を講じているか。	27						A・B・C
(3)	テレビ台	テレビ台の移動・転倒防止対策を講じているか。	28						A・B・C
(4)	パソコン	パソコン機器類の転倒・落下防止対策を講じているか。	28						A・B・C
VIII 収納棚など									
(1)	書棚・ロッカーなど	書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか。	29						A・B・C
(2)	棚の積載物	書棚等の上に重量物を置いていないか。	30						A・B・C
(3)	薬品棚	薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。	31						A・B・C
(4)	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	31						A・B・C
IX ピアノなど									
(1)	ピアノなど	ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。	33						A・B・C
X エキスパンション・ジョイント									
(1)	カバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形または外れていないか。	34						A・B・C
(2)	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	34						A・B・C

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(文部科学省、H22.3)より

学校の地震・津波対策チェックリスト（例）

<input type="checkbox"/>	<p>学校の所在地が地震による津波や土砂崩れの予想される地域にあるか。</p> <p>都道府県や市町村では、ハザードマップなどを作成し、地震、津波、風水害などに分けて、過去に発生した災害状況、河川氾濫・津波の浸水想定区域、土砂崩れ危険箇所等の災害に関する資料を備えているところもあり、災害を予測するのに役立つ。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>学校の所在地が津波や土砂崩れの予想される地域にある場合、避難する場所や経路を決めているか。</p> <p><input type="checkbox"/>避難する場所 <input type="checkbox"/>避難経路</p> <p>避難場所が決まっていない場合には速やかに設置者と協議の上、避難場所や避難経路を設定しなければならない。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>災害発生時における教職員の役割分担を発生時別に明確にしているか。</p> <p><input type="checkbox"/>授業中 <input type="checkbox"/>休憩時間や放課後 <input type="checkbox"/>登下校中 <input type="checkbox"/>校外学習中（部活動含む）</p> <p>各学校においては、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）について再度確認するとともに、学校が避難所となる場合が多いことから、開設準備や初期の運営等の対応分担についても明確にすることが必要である。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>校内での避難訓練等を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>地震 <input type="checkbox"/>津波</p> <p>今回の震災では河口から相当程度上流でも津波による被害を受けている例があることから、海岸や河口付近の学校だけでなく、河口から津波の遡上が考えられる地域においては津波災害に対する訓練が必要である。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>地域と連携した避難訓練等を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>地震 <input type="checkbox"/>津波</p> <p>地域の消防署や市町村の防災担当部局など、地域との連携を図りながら実施することが望ましい。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>登下校中に地震・津波が発生した（発生が予想される）場合の避難の仕方について児童生徒等に指導しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>地震 <input type="checkbox"/>津波</p> <p>「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸から離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」等の初期の安全確保と併せ、最も安全な場所を判断し、避難する能力を身につけさせるよう事前の指導が必要である。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>児童生徒等や教職員への非常時の情報伝達方法、その周知内容は準備されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>情報伝達方法 <input type="checkbox"/>周知内容</p> <p>今回の震災では長い期間、通信網が遮断され、情報収集や連絡ができない状況が続いたことから、あらかじめ学区内の小単位で保護者の連絡担当者を決めておくなど、学校との連絡が取れる体制を整備することなども必要である。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>非常時に情報を知るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えているか。</p> <p>停電が長期化することも考えられることから、乾電池等の備蓄や発電機等の設備充実を図るなどの環境整備をしておくことが大切である。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>安全が確認された場合に、児童生徒等を引き渡す方法などについて普段から保護者に対して周知しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>引き渡し時の条件 <input type="checkbox"/>引き渡しの方法</p> <p>停電や交通網の遮断等を想定したマニュアルが必要である。状況によっては、保護者が来校できない場合もあり、帰宅困難な児童生徒を想定した非常食や毛布等の災害時の備蓄についても準備が必要である。</p>

②緊急地震速報について（気象庁）

いのち
命をまもるおしらせだ
高知県 北岡七海さんの作品

緊急地震速報

地震による強い揺れを事前にお知らせするための
地震動の警報・予報です

1

地震発生！

2

気象庁
緊急地震速報を
発表！

3

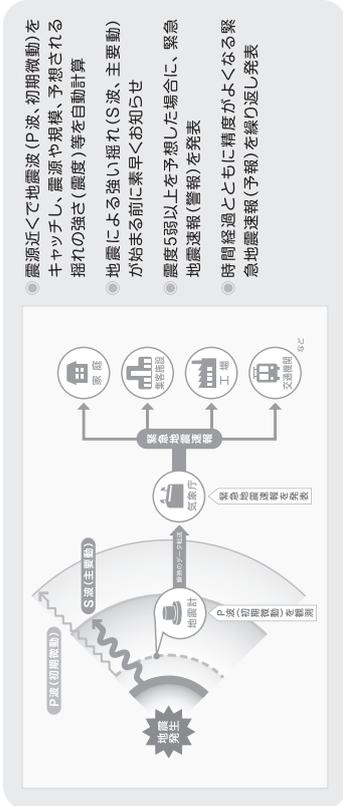
テレビ・ラジオなど
ただちに放送！

緊急地震速報のながれ

はじめにくる弱い揺れを
すばやくキャッチ！

国土交通省
気象庁

緊急地震速報のしくみ



※震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに合いません
※緊急地震速報は、予想震度の誤差などにより、発表が遅れたり、発表がでない場合があります
※予想した震度は±1程度の誤差を伴います

緊急地震速報は、どうやって聞くことができるの？

- テレビやラジオ※1を視聴している時に、報知音※2とともに放送されます
- 携帯電話
● 防災行政無線
● 市町村※1の防災行政無線から報知音※2とともに放送されます
- 受信端末※3などでは、気象庁が発表する警報や予報のほか、独自に個別地点の震度などを予想し、報知します

緊急地震速報を聞いたなら、いつまで身を守ればいいのか？

- 震源から遠い場所では、強い揺れが届くまでに時間がかかりますので、揺れがなくなっても見直しから1分程度は、身を守るなど警戒しましょう
- 地震による強い揺れは、長くても1分程度です。その間は身を守る行動をとり続け、揺れが止まってから落ち着いて行動しましょう

気象庁が、国民のみならず受信端末の設置を義務づけたり、直接設置に向ったりすることはありません！

※緊急地震速報は、財団法人鉄道総合技術研究所と気象庁による共同技術開発と、独立行政法人防災科学技術研究所による技術開発の成果により可能となりました

詳しくは

気象庁 緊急地震速報 検索

気象庁 地震火山部管理課
〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号
電話：(03)3212-8341(代表)
http://www.jma.go.jp/

このウェブサイトは、印刷時の紙ヘリサイズに基きます。

平成23年1月

緊急地震速報 利用の心得

ふだんから、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えましょう！

まわりの人にも声をかけながら

地震の揺れを感じたら…
(緊急地震速報がなくても)

あわてず、まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら…
(地震の揺れを感じなくても)

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れがくるまでの時間は、数秒から数十秒しかありません

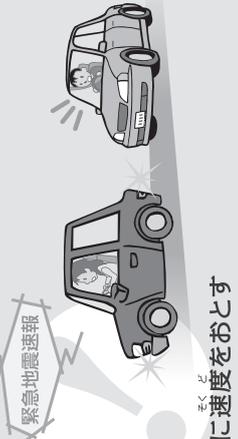
家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない



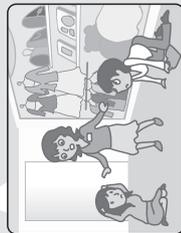
自動車運転中は

- あわててスピードをおとさない
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす



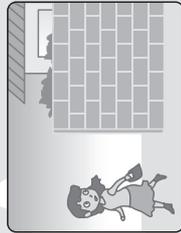
人が大勢いる施設では

- 係員の指示にしたがう
- あわてて出口に走り出さない



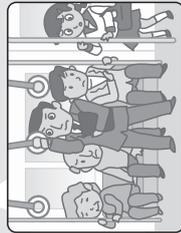
屋外(街)では

- スロッキン倒壊の落下に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意



鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりとつかまる



エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる



周囲の状況により具体的な行動は異なります。日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

③東海地震に関する情報（気象庁）

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

情報名	主な防災対応等				
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>（カラーレベル 赤）</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 				
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>（カラーレベル 黄）</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 				
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>（カラーレベル 青）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="624 1211 646 1534">臨時</td> <td data-bbox="646 1211 1385 1534"> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1541 646 1756">定例</td> <td data-bbox="646 1541 1385 1756"> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p> </td> </tr> </table>	臨時	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>	定例	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>
臨時	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>				
定例	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>				

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

④ 学校保健安全法、学校保健安全法施行規則（抄）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

（学校の設置者の事務の委任）

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

（専修学校の保健管理等）

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

【学校保健安全法（抄）】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他の学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

【学校保健安全法施行規則（抄）】

第六章 安全点検等

（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、随時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

第七章 雑則

（専修学校）

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条、第八条、第九条（同条第一項については、学生に関する部分に限る。）、第十条、第十一条（小学校以外の学校に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日までに」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内」と、第七条第九項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五号」とあるのは「第三十号において準用する第五号」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二十二條の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

⑤ 「学校安全の推進に関する計画」(H24.4閣議決定)

はじめに

子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人の願いである。

学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、学校という場において、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。また、児童生徒等は守られるべき対象であることに留まらず、学校において、その生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。

これまでも大きな事件・事故災害が起きるたびに学校安全の充実が叫ばれ、改善がなされてきた。しかし、学校で起きている事件・事故災害は無くならず、また、事件・事故災害により尊厳を失うことも発生しており、学校安全と危機管理の更なる充実が求められている。

こうしたことから、国は、これまでも学校安全について、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、各般の措置を講じてきたが、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものである。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際には、徹底した津波や防災に関する教育により、想定された避難場所が危険であることを児童生徒自らが発見し、更に安全な場所へ自主的に避難して津波による危険を回避した学校などもあり、学校安全に係る取組を推進する重要性がより一層認識されるようになったところである。

本推進計画は、今後、おおむね5年間（平成24年度～平成28年度）にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものであり、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を検証した上で、適切に見直すことが必要である。

I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

1. 学校における児童生徒等の安全の現状とこれまでの取組

- 生活安全については、日常の学校管理下における事故の状況として、例えば、独立行政法人日本スポーツ振興センターによれば、小学校では休憩時間中を中心に、中学校・高等学校では課外活動などにおいて、負傷などが年間約113万件発生しており、30年前と比較して約3割増加している。また、死亡事故の件数については、減少傾向が続いているものの平成22年度において74件²発生しており、引き続き学校安全に向けた不断の取組が求められている。
- また、近年、学校に不審者が侵入して児童生徒等や教職員の安全を脅かす事件や、通学路で児童生徒等に危害が加えられる事件が発生し、大きな社会問題となっている。
- 交通安全については、昭和46年から政府全体として取り組む方策をまとめた交通安全基本計画に基づき、児童生徒等に対しても同計画を踏まえた対応を行ってきており、平成23年度から第9次交通安全基本計画が実施されている。交通事故は、成人も含め平成23年には約69

1 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付において医療費を支給した平成22年度の災害の発生件数（保育所を含む。）
2 同センターによる災害共済給付において死亡見舞金を支給した平成22年度の件数（保育所を含む。）

学校安全の推進に関する計画

平成24年4月27日

目次

はじめに

I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

1. 学校における児童生徒等の安全の現状とこれまでの取組
2. 本推進計画を含む今後の学校安全の方向性

II 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策
 - (1) 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
 - (2) 教育手法の改善
 - (3) 安全教育に係る時間の確保
 - (4) 避難訓練の在り方
 - (5) 児童生徒等の状況に応じた安全教育
 - (6) 情報社会への対応
 - (7) 原子力災害への対応
2. 学校の施設及び設備の整備充実
 - (1) 学校施設の安全性の確保のための整備
 - (2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実
3. 学校における安全に関する組織的取組の推進
 - (1) 学校安全計画の策定と内容の充実
 - (2) 学校における人的体制の整備
 - (3) 学校における安全点検
 - (4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進

①教職員研修の推進

②教職を志す学生への学校安全教育

- (5) 危険等発生時対応要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応
4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進
 - (1) 地域社会との連携推進
 - (2) 家庭との連携強化

III 方策の効果的な推進に必要な事項

1. 国における推進体制の整備
2. 地方公共団体における推進体制の整備

万件発生し、負傷者が約85万人、死者が4,612人（24時間死者数）に上っている。児童生徒等の交通事故による死者数は近年減少傾向にあるが、なお155人（24時間死者数）に上るとともに、自転車乗車中の児童生徒等が加害者となるケースも発生するなど大きな課題となっている。

- 災害安全については、我が国においては、自然災害が多く発生し、地震被害では平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震などが発生するとともに、風水害についても平成23年9月の台風12号などにより多くの被害が発生している。これらを踏まえ、学校の耐震化をはじめとした様々な対策がとられてきている。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、児童生徒等600人以上を含む、約2万人の死者・行方不明者を数えるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害のため、多大な被害が生じており、これらの教訓を活かす学校安全の対策が喫緊の課題である。
 - 児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害に対応して、学校では防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災）のそれぞれの領域について、学校内の施設及び設備の安全点検や交通安全を中心とした通学路における取組など安全管理のための取組を進めるとともに、避難訓練などを含め児童生徒等自身に安全を守るための取組を身に付けさせてきた。また、学校への不審者侵入事件などに対する取組も進められてきた。
 - 特に、平成20年に改正された平成21年から施行された学校保健安全法に基づき学校の安全を確保するため、様々な取組が推進されている。同法の改正により、学校においては、学校安全計画（各校で策定する総合的な学校安全のための計画）の策定・実施、危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル）の作成及びその職員に対する周知、訓練の実施が義務付けられた。また、学校が保護者や警察署等の関係機関や関係団体等との連携を図るとともに、校長が学校環境の安全確保のために必要な措置を講じることとされた。
 - また、文部科学省では、東日本大震災の教訓を踏まえ、学校における防災教育・防災管理等を見直すため、平成23年7月から児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための方向性について検討を行っている。
- ## 2. 本推進計画を含む今後の学校安全の方向性
- これまで見たように、学校管理下における事件・事故災害等による児童生徒等の負傷や障害、死亡事例は依然として多く、特に、学校における負傷については大きく増加しており、本推進計画期間中にこれを減少傾向にすることを目指す。また、死亡事例についてはゼロとなるよう最大限の努力を払う。
 - 成人への安全教育と異なり、子どもへの安全教育は、将来につながる安全意識・能力の基盤を培うものであり、長期にわたる教育の継続によって、次代を担う子どもたちに安全に関する考え方を定着させる効果がある。また、子どもに対する安全教育がなされることにより、適切な指導を受けた子どもが緊急時に率先して避難行動をとり、安全意識が必ずしも高くない大人に避難を促すという効果も期待できる。こうしたことから、中長期的な視点で考えた場合、学校教育において安全に関する指導を行うことは、3次代の安全文化を構築するという意義も担っている。
 - 学校保健安全法では、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関して必要な事項が定められており、

この中で、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が学校安全の推進に関する計画を策定することとされている。

- 学校における安全に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒等の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととされている。具体的には、体育や保健体育などの各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの時間で、事故やけが、自然災害、応急手当などについて指導が行われている。これらは基礎的な内容であるとともに、実践的な知識や技能が含まれており、児童生徒等が内容を理解し、実践できるように、十分に指導することが必要である。
- 学校現場では、学校安全について十分な時間がとりにくい現状があるため、児童生徒等の安全を守る取組を効果的に行うことが求められる。そのため、国は、学校安全のため各学校が行うべきことを検討し、分りやすく学校現場に示していく必要がある。
- 学校が、学校内外で児童生徒等の安全を守るための取組を効果的に進めていくためには、校長等管理職のリーダーシップの下、学校安全計画を策定し、体制を整備することが必要である。そのため、学校保健安全法において学校が策定することとされている学校安全計画を全ての学校が策定するよう徹底することと併せ、その内容の充実を図ることが急務である。
- 自然災害や学校への不審者侵入事件など、学校内外において突発的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故災害の発生時の安全管理に関しては、学校保健安全法において、学校が危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル）を当該学校の実情に応じて作成することとされている。しかしながら、必ずしも全学校で作成されていないため、全ての学校において作成し、これを活用した訓練などを行うことを徹底し、さらには、緊急時に有効に機能するよう適切な見直しを行う必要がある。
- 本推進計画の実施に当たっては、セーフティプロモーションの考え方に則り、科学的な根拠に基づいた施策を進め、評価もできる仕組みが必要である。そのため、学校現場の負担に十分配慮しつつ、学校における事件・事故災害の情報適切に収集し、その分析に基づき、将来の事件・事故災害の減少につなげる実証的な取組がなされることが重要である。また、安全推進に関わる様々な機関が連携し、取り組んでいくことが重要である。
- その際、インターナショナルセーフスクール（ISS）⁴の取組などにも留意すべきである。
- 大学の高等教育機関も学校保健安全法の対象であり、学校安全計画の策定等が義務付けられているが、児童生徒より判断力の高い学生が学ぶ一方、施設規模が大きく、高度な研究施設を有するなど、学校施設の管理等について初等中等教育段階とは大きく異なっており、高等教育機関における取組は各機関がその実態に応じて対策を講じることが必要である。そのため、国は、高等教育機関について学校保健安全法の周知徹底を図り、その取組を促す必要がある。

3 1989年9月に世界保健機関（WHO）から提示された考え方で、障害をもたらず事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。

4 WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連携した施設活動。同センターの指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。

II 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策

○ 学校に求められる役割として第一に挙げられるのは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせることである。

具体的には、

i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること

ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること

iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりに貢献すること
地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

などについて、発達の段階に応じて、児童生徒等の能力を育むことが求められている。

○ 現在、政府において「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定)の改定について検討がなされているが、その基本的考え方においてキーワードとされている「自立、協働、創造」は、学校における安全教育においても踏まえなければならない重要な観点である。

○ 学校安全における生活安全、交通安全、災害安全は、いずれも重要な課題であり、教育活動においていづれかに偏ることのないよう十分な配慮が求められる。

(1) 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点

<課題・方向性>

○ 事件・事故災害に対し、自ら危険を予測し、回避するためには、知識とともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けることが必要である。そのためにも、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育が必要である。このため、安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。

○ 進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける教育を進めていくべきであり、自助だけでなく、共助、公助(自分自身が、社会の中で何ができるのかを考えさせること等も含む)に関する教育も重要である。その上で、家族、地域、社会全体の安全を考え、安全な社会づくりに参画し、自分だけでなく他の人も含め安全で幸せに暮らしていく社会づくりを目指すところまで安全教育を高めていくことが望ましい。

○ 災害安全について、支援者となる視点からの防災教育が非常に重要である。特に、発達の段階に応じて社会に貢献し、災害時に自ら行動するための安全教育を行うことが必要である。
<具体的な方策>

○ 国は、主体的に行動する態度の育成とともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法の開発・普及を行うため、モデル事業などを通じ、各学校や地方公共団体における取組を促す。

○ 国は、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえ安全な教育が学校現場で円滑に

導入されるよう、指導についての教師用参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。

○ 国は、学校や学校の設置者において、発達の段階に応じて被災地でのボランティア活動の経験等を活かして、防災教育を広げていくことを促す。

(2) 教育手法の改善

<課題・方向性>

○ 安全教育を図っていくことは今後にも必要である。講話を聞くことに加え、その知識や態度を定着させ、更に行動にまでつなげていくためには、例えば、実際に学校内での危険箇所を探し、通学途中の危険箇所を確かめる、自転車の点検や安全な乗り方を練習する、地震が起きたことを想定して避難訓練をする、自動体外式除細動器(AED)を実際に使用するなどの発達の段階に応じた体験的な学習が有効である。

○ 学校現場では、既に体験的な学習はある程度行われているが、今後は、地域との連携を一層図り、より効果的に体験的な学習を行うようにすることが必要である。例えば、交通安全教育については警察、自動車教習所等、生活安全教育については地域のパトロール隊やスクーリング・リーダー等、また防災教育については气象台や消防機関などの関係機関の協力を得ることなどによる実技を伴った体験的な学習やロールプレイングなどの活動がある。その際、事前・事後の学習を組み合わせることも重要である。

○ 学校安全に関する調査研究結果を学校安全の向上に役立てるためには、調査研究の内容の充実に加え、分かりやすく学校現場に伝える努力が必要である。

○ 国により良質な教材や参考資料等が作成されているにもかかわらず、学校現場で十分周知・活用がなされていないとの指摘があり、改善が必要である。

○ 地域で語り継がれてきた災害教訓の中には地域特性によらない普遍的内容が含まれているものがあり、それを継承する中から具体的な対策が見い出されることもあるため、例えば、児童生徒等による災害教訓の語り継ぎなどにより、災害教訓の継承を図ることが重要である。その際、中央防災会議においてまとめられる予定の災害教訓の事例集などを児童生徒等の発達の段階などに留意しつつ、必要に応じ、各学校において活用することが望ましい。

○ 児童生徒等に対する自転車の安全教育について、特に、中学生・高校生が加害者となる自転車事故が課題となっており、今後は、例えば自らの自転車の乗り方が安全なのかを理解できるような、自己理解、自己評価型の教育を進める必要がある。また、例えば、デジタル教材を活用し、校区地図を基礎とした危険箇所マップを作成する活動等も有効である。

○ 野外炊飯など、防災教育にも資する自然体験活動の推進方策を学校安全の観点からも検討することが望ましい。その際、火おこしなどの技術的な内容だけでなく、体験を通して得られる危険予測・危険回避能力などを培うための内容も盛り込むべきである。

○ 従前より、子どもたちは異年齢間での遊びを通して、危険を予測したり、危険を回避したりする知識や態度などが伝えられてきた。近年は、異年齢間で遊ぶ機会が減少しており、学校としても、朝や休憩時間等を活用した異年齢交流の機会を工夫し、子ども同士が遊びの中で、伝え合ったり、支え合ったりする体験ができるような環境づくりを行うことが重要である。

○ 豊かな自然環境の中での集団による活動は、自然の恵みを知り、良好な人間関係を構築するとともに、厳しさを困難を体験することができ、これらの体験は、危険を回避する能力

を育む機会でもある。近年、このような体験をする機会が少なくなっており、学校、家庭、地域などで、児童生徒等の自然体験活動が多く行われるよう協働して取り組むことが大切である。

<具体的な方策>

○ 国は、体験的な教育手法を含め、各学校現場で行われている安全教育等について情報共有し、優れた実践事例が全国に広がるよう、関係機関とも連携し、全国的な情報共有や意見交換の機会を設定する。

○ 国は、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、安全教育に関する参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。

○ 国は、その作成する安全教育に関する参考資料等の利用状況を把握するとともに、今後その確実な活用を目指す。そのため、全国的な教員研修の場などで安全教育に関する参考資料等の活用推進に努めるとともに、効果的な活用について併せて学校に周知し、全国的な安全教育の質の向上を図る。

○ 学校内で起こる事故を未然に防ぐという観点から、各学校では、例えば、授業や課外活動等において、けがや熱中症などが起こらないよう、文部科学省が作成した学習教材や各種資料も活用して児童生徒等9に対して適切な指導を行う。

○ 国は、地域で語り継がれてきた災害教訓を取りまとめや学校現場に伝える学習活動が円滑に進むよう、関係機関が連携し、災害教訓の取りまとめや学校現場への提供に努める。

○ 防災教育にも資する自然体験活動がなされるよう、大学等の研究機関や独立行政法人国立青少年教育振興機構、民間団体等により開発された先進的な体験活動プログラムを、全国の公立・民間の青少年教育施設等に情報提供するなど、国において、効果的な取組の全国的な普及・啓発を推進する。

○ 国は、各地域の特性に応じた体験的な防災教育を推進するため、学校等を避難所と想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンパス推進事業」の実施と成果の普及に努める。

○ 学校においては、安全教育の推進とその実践を促すため、各教科を横断する総合的な指導計画及び実践例等を示すことが重要である。そのためには、各教科等の専門的知識を持つ教員が安全教育の事例を持ち寄り、検討する場を設定するなど、学校全体としての取組が期待される。

(3) 安全教育に係る時間の確保

<課題・方向性>

○ 平成20年及び21年に改訂された学習指導要領及び幼稚園教育要領において、安全に関する指導の充実が図られ、「安全に関する指導は学校教育活動全体を通じて適切に行う」、「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにする」ことともに、危険な場所や物事などが分かり、安全についての理解を深めるようにする」こととされているが、系統的な指導を行うための時間は限られている。

○ 体育・保健体育における安全教育の時間は限られており、現在の時間数では主体的に行動する態度の育成には不十分である。国は、各学校において、体育・保健体育をはじめ関連する教科等での安全教育の指導時間が確保できるよう検討できるような必要がある。

○ 我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多いという特徴を踏まえ、学校教育全体における安全教育の重要性について全ての関係者が改めて認識を共有し、学校教育活動全体の見直しの一環として、国、学校の設置者及び学校において、安全教育のための時間の確保に取り組むことが必要である。

○ 教育課程特例校制度を活用し、学校や地域の実態を踏まえ、安全科を新設して、小学校の全学年で週1回の安全等に関する授業を行っている例もある。

<具体的な方策>

○ 学校においては、現行の学習指導要領や幼稚園教育要領の下でも、これまで取り組んできた安全教育を不断に見直し、安全教育として最優先で取り組むべき課題を意識して教育を行うことが求められる。学校における安全教育のための時間は限られているが、例えば、体育・保健体育における安全に関する内容の指導時間を増やしたり、朝の指導の時間やショートホームルームなどの時間、特別活動の時間等を工夫し、安全指導の時間に充てることも考えられる。

○ 国は、学校における安全に関する指導が系統的・体系的になされるよう、学校現場で実際に行われている安全教育の効果を検証するとともに、各教科等における安全に関する指導内容を整理し、学校現場に対して分かりやすく示す。

○ 国は、中長期的には、研究開発学校制度などの活用により各学校における創意工夫を凝らした取組を促すとともに、教育課程特例校制度を活用した取組の成果等も踏まえ、安全教育に関する教育課程の改善を視野に入れた研究を推進する。

○ 例えば、教科等として位置付けられるなど安全について系統的に指導できる時間を確保すること、総合的な学習の時間の学習活動の例示として、福祉・健康・環境と同様に安全を位置付けること、体育・保健体育において安全教育に充てる時間を充実させることなど、安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

○ 国は、研究開発学校制度などの先進的取組について、学校や学校の設置者に適時情報提供をする。

(4) 避難訓練の在り方

<課題・方向性>

○ 学校における避難訓練は、基礎的な訓練を確実に行うことが重要であるが、更に、例えば、管理職以外の教職員や児童生徒等に予告なく行う、地域や保護者の参加を得て行う、警察・消防・救急への通報訓練を行うなど、より実践的な内容にするための工夫も必要である。

○ 学校や学校の設置者は、安全に関する科学技術の発達や実用化の状況に応じて、緊急地震速報を活用した避難訓練など、従来の訓練に加え、創意工夫を取り入れていくことも重要である。

○ 学校における訓練について、指導者が児童生徒等を指導するという前提だけではなく、実際にどのようなように対応するか児童生徒等が自ら考えて行動し、その行動に対して指導をする訓練を繰り返して実施することも必要である。

○ 地域と連携した避難所開設訓練などについては、継続的に調整・訓練を行うことにより徐々に定着し、訓練の効果も高まると指摘されている。

<具体的な方策>

○ 国は、安全に関する科学技術の実用化の状況を踏まえ、緊急地震速報などを活用した防災教育手法の開発・普及のためのモデル事業を行うことにより、学校における創意工夫を凝ら

した防災教育手法の普及促進に努める。

- 学校においては、基礎的な訓練を確実に実施を行うことにより、地域や学校の実情を踏まえたより実践的な避難訓練を行うことが期待される。国は、優良な実践事例の情報が学校及び学校の設置者に共有されるよう努める。

(5) 児童生徒等の状況に応じた安全教育

<課題・方向性>

- 運動能力や判断能力は、個々の児童生徒等によって相異なるため、学校においては、運動能力や判断能力の高い児童生徒だけが逃げられるような避難体制ではなく、全ての児童生徒等が安全に避難できる体制を整備することが必要である。
 - 学校においては、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を確実に作成し、それに沿った適切な対応ができるように加えて、個々の児童生徒等の状況に応じた臨機応変な指導にも留意する必要がある。
 - 児童生徒等は、心身の発育発達面からみると、一生のうちでも極めて大きく変化する時期である。こうした発達の段階における特徴を考慮して、学校安全の内容や進め方を検討することが重要である。
 - 例えば、災害時に落ち着いた行動をとれる児童生徒等は避難や災害後の対応において大きな役割を果たすことが期待される。防災教育では、発達の段階に応じて、避難するだけでなく、災害時に児童生徒等がどのような役割を果たしていくべきである。このことは、社会貢献に対する意識、社会への帰属意識、社会における存在感の醸成にも役立つ。
 - 幼児に対する安全教育では、幼い命をどう守るかを考えると同時に、発達の段階の特性を十分踏まえつつ、遊びを含めた幼稚園における生活を通じ、自らの命を守ることにへの意識を高め、安全に配慮して行動し、集団で迅速な行動が取れるよう繰り返しの体験を計画的に行うことが強く求められる。
 - 障害のある児童生徒等については、一人一人の障害の種類や状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況を把握することが重要であり、それらを踏まえて、安全に関する指導を実施する必要がある。その際、小・中学校等に通学する障害のある児童生徒等への指導に関しても配慮することが必要である。
- <具体的な方策>
- 国は、学校における安全教育を充実するため、安全教育に関する参考資料を作成するに当たっては、学校種や児童生徒等の状況を踏まえた留意点を明らかにする。学校においては、職員会議でこのような参考資料を用いて共通理解を図るなどし、日常における教育や防災訓練などに活かすことにより学校での指導の充実が図られることが期待される。
 - 国は、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及を行うため、モデル事業などを通じ地方公共団体や学校における取組を促す。

(6) 情報社会への対応

<課題と方向性>

- 近年、情報化の急速な進展により、学校においては、情報化社会に対応し、インターネットを活用した効果的な授業実践や児童生徒等の情報モラルの育成等を目指した情報教育が展開されている。一方で、生活の様々な場面で児童生徒等が携帯電話やパソコンを利用する機

会が増加し、違法・有害情報サイトを通じて犯罪等に巻き込まれたり、携帯電話等を使ったりいじめが発生するなどの問題が生じている。児童生徒等をインターネット上の有害情報から守り、また、児童生徒等の情報モラルを育成するためには、学校、保護者のみならず、企業や地域社会が一体となって取り組むことが重要である。

<具体的な方策>

- 国は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）等に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備していくため、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの普及促進その他のインターネットの適切な利用に関する啓発活動について、学校、保護者のみならず、企業や地域社会と一体となって取り組む。併せて、学校において、引き続き児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

(7) 原子力災害への対応

<課題と方向性>

- 学校の設置者は、原子力災害について、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の教訓を踏まえ、学校の近隣における原子力関連施設の設置状況等に応じて、原子力災害時に児童生徒等の被ばくを最小限に留めるために迅速な対応がとれるよう不断に準備を行っておくことが必要である。
 - 学校においては、学習として原子力施設関係者から話を聞く際には、原子力の有効性と負の側面の両面を児童生徒等が適切に認識できるように、事前に十分な打合せを行うなどの工夫が求められる。
- <具体的な方策>
- 国は、関係機関が連携し、必要な情報を整理して提供し、学校や学校の設置者において原子力災害に対する適切な準備が可能となるよう努める。特に、災害時に正確な情報が学校現場にまで迅速に伝達されるよう十分留意する。

- 学校の設置者は、原子力災害について、学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や地方公共団体の定める災害発生時の措置の状況に応じて、原子力安全担当の部署と連携をとりつつ、避難訓練等必要な措置を講じるよう努めることが期待される。

- その際、特に、原子力災害発生時における緊急時対応の在り方については、原子力安全委員会において原子力防災対策を重点的に充実すべき地域範囲（EPZ）を見直す考え方が示されている。また、緊急時環境放射線モニタリング、周辺住民に対する防護対策等の原子力防災対策の技術的、専門的事項等について基本的考え方を示した「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）について、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けた改訂が検討されており、それらの結果に十分留意することが望まれる。

2. 学校の施設及び設備の整備充実

(1) 学校施設の安全性の確保のための整備

<課題と方向性>

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要である。しかしながら、未だに耐震性が確保されていない学校施設も存在している。そのため、安全教育の充実のみならず、一刻も早く全ての学校を耐震化するなどの

施設整備が不可欠である。

- 学校施設については、構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震対策も速やかに実施する必要がある。特に、屋内運動場の天井材等の落下防止対策を進める必要がある。
- 学校施設については、東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、津波による浸水が想定される地域では、各地域の状況に応じて必要な津波対策を講じる必要がある。

< 具体的な方策 >

- 国は、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」（平成18年4月24日文科科学省告示第61号。平成23年5月24日改正）を踏まえて学校の設置者が行う公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化（備蓄倉庫の整備等）を支援する。更に、私立学校、国立学校についても同様に耐震化等防災機能の強化を推進するため、継続的に支援する。
- 学校や学校の設置者は、学校施設の非構造部材の耐震化に関する参考資料等を活用して、非構造部材の点検・対策を速やかに実施することが必要である。
- 学校の設置者は、近隣の高台や裏山など安全な場所へ速やかに避難できるような避難経路の整備、学校の上層階に速やかに避難できるような屋外避難階段の設置など学校施設の立地状況に応じた施設整備を推進することが期待される。

(2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

< 課題と方向性 >

- 学校においては、不審者を侵入させないための対策を設備も含めて考えていくことが望まれる。地域に開かれた学校づくりを進めていく上では、児童生徒等の安全が確保されていることが大前提であり、外部からの不審者等の侵入防止の対策がとられていることが不可欠である。
- 学校の設置者は、災害発生等の非常時において安全を確保できるような、必要となる防災設備、消防用設備、防犯用設備等を整備するとともに、非常時に活用できるような定期的かつ適切に維持管理を行う。学校は、教職員の役割分担を明確にして、そのような施設設備を日常的に点検し、児童生徒等の安全を守ることが必要である。
- 学校設備については、転落事故による死亡事故等も発生しているところであり、安全点検を実施するとともに、点検を踏まえた設備等の必要な改善措置を講じることが重要である。
- 定期の安全点検においては、学校の教職員だけでなく、児童生徒等、保護者、専門家等も参加して点検する機会を設けるなど、適切に点検が行われる工夫が大切である。
- 児童生徒等に関する情報が災害時に散逸する可能性があることを考慮し、クラウド・コンピュテーティング技術等も活用した情報管理を行うことが望まれる。
- 災害時に避難所としての役割も担う学校において、地域住民がICTを活用することにより、安否情報等を円滑に収集・伝達できるようすることが望まれる。
- 被災した児童生徒等が学習の遅れを取り戻すことができるよう、学校のICTを活用した効果的な学習支援を行うことが望まれる。

< 具体的な方策 >

- 学校において災害発生等非常時における児童生徒等の安全を確保するため、国は、例えば、救命処置等のための設備として、自動体外式除細動器（AED）などの整備を行うよう促す。
- 国は、学校における安全対策の徹底を図る観点から、防犯カメラや防犯センサー、インターホン（門や建物の出入り口等への設置）、認証装置などの防犯監視システムや校内緊急通話システム（インターホン等）、警察との連絡システム、警備会社との連絡システム、防犯ベル・

ブザー・非常押しボタン等（普通教室等校内への設置）、携帯型押しボタン（教職員への配布）などの通報システムなど安全対策に資する設備の整備を促す。また、さすま、盾、催涙スプレー、ネット、杖などの安全を守るための器具の整備を促す。学校は、こうしたシステム等を有効活用するため、防犯カメラの監視など教職員の役割分担を明確にするとともに、研修等を行うことが望まれる。17

○ 国は、学校の設置者において学校設備の改善措置が適切に行われるよう必要な情報提供を行う。特に科学技術を活用した設備等については、その円滑な導入を図られるようモデル事業の成果等の必要な情報提供を学校の設置者に対して行う。

○ 学校におけるICTの活用が、学びのイノベーションにつながるだけでなく、災害時において、学校が保有する情報の安全な管理や地域住民による様々な情報へのアクセスに資することを踏まえ、国は、学校及び学校の設置者においてICT環境の整備・活用が着実に推進されるよう促す。

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

(1) 学校安全計画の策定と内容の充実

< 課題と方向性 >

- 学校安全計画を策定している学校は増加しているが、全体では、92.3%（平成22年3月）に留まっており、早急に全ての学校で策定することが必要である。
- 学校安全計画は、避難訓練等の安全指導も含めた安全教育に関する内容や学校の施設及び設備の安全点検、教職員の研修等も盛り込むこととされており、その内容を充実させるため、それぞれの具体的な記述が必要である。
- 学校安全計画を実施するには、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（PDCA）サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させることが必要である。
- 学校ぐるみでの安全確保の取組を促す例として、セーフティプロモーションという概念を提唱するWHO協力センターの指針に基づくISSの認証を取得する取組が挙げられる。取得に向けた取組の中で、①児童や教員などのけがや事故等の減少、②「安全」という同じ目標に取り組みることによる日常的な活動の活性化、③児童生徒等自らが危険を把握、予測、回避し安全な環境を構築する「安全力」の育成、④学校を中心に、児童、教員、保護者のつながりが強化され、地域との連携により安全な「コミュニティ」づくりを推進、⑤安全・安心に対する意識の高まり等様々な効果が見られたとの報告がある。

< 具体的な方策 >

- 国は、早急に全ての学校において学校安全計画が策定され、その内容の充実が図られるよう、学校における安全に関する取組状況など必要な情報を収集するとともに、積極的な情報提供を行う。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターは、災害共済給付事業による事故データを学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、学校現場に分かりやすく提供する。また、学校における事故データの活用を促すため、各学校の安全対策のニーズに即したデータを、学校がオンラインで自ら収集・分析できる災害共済給付システムの利用について広報に努める。
- 国は、学校の作成する学校安全計画のPDCAサイクルを通じた見直しを行うよう学校や

学校の設置者に奨励するとともに、それを促進するために、外部の有識者等から適切な助言を受け、チェックできる体制を整えられるよう都道府県単位で支援を行う。

- 国は、I S S Sなどの優れた取組が各設置者の判断において進められるよう、必要な情報を収集するとともに、積極的な情報提供を行う。

(2) 学校における人的体制の整備

<課題と方向性>

- 学校において、学校安全計画を立案し、実行していく中心となる者を校務分掌において位置付けることは有効な取組である。特に、中学校や高等学校は教科担任制で、教員も専門ごとに分かれています。総合的な安全教育のコーディネートを担当を明確にしておくことが望まれるとともに、幼稚園では小規模な組織を踏まえた工夫が必要である。また、全ての学校において安全の中核となる教職員等が一定水準の知識や資質を備えることが望まれる。

- 学校現場の実情を踏まえると、小学校をはじめとして、校務分掌において学校安全担当となった教員が十分な取組を行うことが困難であることから、管理職が学校全体の業務を適切に見直す等の配慮が不可欠であるとともに、国においても引き継ぎ、教育環境の改善を図る必要がある。

- 学校の設置者によっては、安全主任といった学校安全の中核となる教職員の講習会を開催し、意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かしている例もある。

- 学校や学校の設置者の判断により、警備員を配置し、学校内の児童生徒等の安全を守る取組を進める事例が見られる。また、学校支援地域本部や放課後子ども教室といった地域と学校が連携する取組を通じて、ボランティアなどが学校内を巡回したり、常駐したりするよう取組も見られる。学校や学校の設置者において、地域の実情に応じて、このような外部の人材を活用した人的体制を充実する取組を今後とも進めていく必要がある。

<具体的な方策>

- 国は、地方公共団体において管理職及び学校安全の指導的な役割を担う教職員の研修が行われる体制を整え、全ての学校において学校安全の中心的役割を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。

- 学校や学校の設置者は、事件・事故災害に関するリスク情報（データ）の収集・分析など、学校にとっても非常に重要ではあるが専門性が求められる複雑な事務を効率的に行うとともに、安全教育の実施や安全計画の策定などについて、各学校で教職員が十分な対応がでない場合にも留意し、地方公共団体においてスクールガード・リーダーや学校防災アドバイザー、学校安全に関する外部の専門家（例えば、警察や消防署の職員や安全に関する研究者等）等の協力を得られるよう新たな体制をあらかじめ整えることが期待される。国は、そうした取組を都道府県単位で支援するとともに、学校や学校の設置者に情報提供する。

- 国は、学校や学校の設置者において、地域の実情に応じて、上記のような外部の人材を活用した人的体制を充実する取組を今後とも進めていくことができれば、適切な支援を行う。

(3) 学校における安全点検

<課題と方向性>

- 平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校の事件から10年余が経過し、学校現場では、その教訓が活かされていないという課題が指摘されており、今一度、不審者侵入に対す

る安全点検を各学校において徹底する必要がある。

- 学校においては、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、登下校において児童生徒等の安全が確保されるよう通学路の定期的な点検を行い、必要に応じ道路管理者、警察等に提言することが重要である。

- 校舎からの転落事故、学校に設置された遊具による事故等が発生していることや、地震等の自然災害による被害も想定されるため、学校や学校の設置者は、学校施設・設備の経年劣化等による危険箇所等の点検・確認を法令に基づき確実に実行とともに、支障となる事項があるとして認めたときには、遅滞なく、その補修、修繕等の改善措置を講じることが必要である。
- 学校施設については、学校保健安全法に基づき、安全点検を行うこととされているが、学校施設の安全性を確保するためには、平常時の安全性のみならず、地震や台風などの自然災害に対する構造上その他の安全性を確認することが重要である。そのため、日常的又は毎学期1回以上定期的に安全点検を行うことはもとより、学校の設置者において一層の安全点検が実施されることが有効である。

<具体的な方策>

- 学校の事故の多くは環境と行動の改善で防げるという考え方に立ち、事故が発生した後は、各学校においては、事故事例を踏まえた具体的な改善の取組を行っていくことが必要であり、国はそのための情報提供体制の確立に努めるとともに、地方公共団体においても体制の確立に努めることが期待される。

- 学校や学校の設置者においては、学校や通学路での児童生徒等の安全を確保するため、保護者や地域のボランティアの協力のもと、事件・事故災害の起こりにくい環境を構築していくよう努めることが期待される。

- 学校や学校の設置者においては、必要に応じ道路管理者、警察等と協働して、交通安全、防犯、防災等の観点から通学路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な措置を講じるよう努めることが期待される。

- 災害共済給付事業による事故データは有益な情報であり、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいては、そのデータを学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、学校現場に分かりやすく提供する。また、学校における事故データの活用を促すため、各学校の安全対策のニーズに即したデータを、学校がオンラインで自ら収集・分析できる災害共済給付システムの利用について広報に努める。

- 学校や学校の設置者においては、学校施設、設備、備品について、日常的又は毎学期1回以上定期的に安全点検を行うことはもとより、定期点検を毎月行うことや数年ごとなど中長期的に各学校の設置者により安全点検を行うことなどについてルール化することが強く望まれる。

- 定期的安全点検においては、学校の教職員だけでなく、児童生徒等、保護者、専門家等も参加して点検する機会を設けるなど、適切に点検が行われる工夫が大切である。

(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進

①教職員研修の推進

<課題と方向性>

- 学校現場で実際に安全教育等を中心となって行うのは教職員であり、その知識・技能や意識の向上が求められる。このため、現職の教職員に対する学校安全に関する研修の推進が必要である。

事件・事故災害時に活かせるのか、今一度見直す必要がある。その際、学校のマニュアルが学校単独で完結している側面もあり、より地域と連携した内容にすることが求められる。

- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に保護者等の迎えが不可能な場合の対応や、スクーリングバス乗車中に災害が起きた場合の安否確認など、これまでの各学校のマニュアルを見直すことが求められる。地域の特性を勘案して、起こり得る様々な状況に応じた対策やマニュアルの具体性に欠けていたことが課題である。

- 地域と連携した避難所開設訓練などについては、継続的に調整・訓練を行うことにより徐々に定着し、訓練の効果も高まると指摘されている。

- 実際に災害が発生した際に学校で円滑に事後対応ができるよう、各学校においてあらかじめ十分に検討する。特に、被災地での経験を踏まえ、物質的な被害の回復のみならず、心のケアや授業の再開に向けた対応なども含め、必要な項目を整理しておく必要がある。

- 学校においては、地震災害発生後、安全が確認された後の保護者等への引渡しについては、情報伝達ができないことや保護者等の迎えが不可能な事態を想定し、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておくことが必要である。特に、家庭の状況等を把握した上で、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認を保護者等との間で行っておくことが望まれる。なお、在校時に限らず、登下校中に災害が発生した場合の対応も検討しておくことが必要である。

- 学校においては、地震による津波など、限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引渡さず、学校に留まることや適切な避難場所への避難を促すなどの対応も考えることが必要である。

<具体的な方策>

- 国は、学校や学校の設置者に対し、東日本大震災を踏まえて国において作成したマニュアル作成の手引等を活用し、全ての学校において速やかに危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するよう促す。

- 国は、学校や学校の設置者に対し、作成した危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の適時の見直しを求めていくとともに、それを促進するために、外部の有識者等から適切な助言を受け、チェックできる体制を整えられるよう都道府県単位で支援を行う。その際、学校の設置者においては、学校現場に即した助言ができるよう学校安全に関する外部の専門家と学校教育の専門家（例えば退職した校長等）が連携を図ることも考えられる。

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

(1) 地域社会との連携推進

<課題と方向性>

- 学校内外にかかわらず児童生徒等の安全を確保するためには、学校、家庭及び自治会、商店街組織、大学生など多様な層からなる地域のボランティア等が協力して児童生徒等を守るための活動を行う。学校においては、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全などに関する専門的知識を有し、活動を行っている関係機関や団体、民間事業者（交通安全教育に関する教育所など）と連携して、安全のためのより効果的な取組を進めていくことが必要である。
- 学校においては、地域との連携を進める上で、防災担当部局や気象台、警察などとの連携が求められる。それにより、体験型の安全教育をより充実させることができるとの効果が期待できる。

- 文部科学省の学校安全教室の推進事業の中で都道府県が実施する心師蘇生の実技講習会を受講することにより、救命技能などの認定証が付与される例もあり、受講を促す観点で効果的である。

- 災害安全の取組に資するよう、国において各種の研修や事業実施の機会を活用するなどし、被災地の教職員の経験を非被災地の教職員に伝える取組を実現する必要がある。

<具体的な方策>

- 国は、管理職及び学校安全の指導的な役割を担う教職員の研修を地方公共団体において行う体制を整え、全ての学校において学校安全の中心的作用を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。

- 独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域で指導的な役割を果たしている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育学校及び特別支援学校の管理職及び教員並びに教育委員会員の指導主事等を対象とした研修会を実施する。

- 国は、教員免許更新制における免許状更新講習の必修領域において取り扱うこととされている事項のうち、「学校における危機管理上の課題」の中で、学校安全についてより充実した講習が実施できるよう更新講習を行う機関等に対して、学校安全の現代的課題についての情報提供が行えるよう仕組みを検討する必要がある。

- 国及び地方公共団体においては、関係機関と連携を図ることにより、受講者が何らかの資格を取得できるなど研修の在り方について工夫することにより、受講を促進する。

- 国は、安全課題に応じて、全国の教職員が学校安全に関する一定の知識を持つことができよう、最新の安全知識や優れた取組事例などについて教職員向け参考資料を作成・普及する。

- 国は、教職員の研修等を推進するためにも、学校安全に関する研究者等の指導者を養成するための方策を検討する。

②教職を志す学生への学校安全教育

<課題と方向性>

- 児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことや、児童生徒等に対する指導内容・方法は、教員の資質の基礎として身に付けておく必要がある。

- 教職を志す学生が学校安全に関する知識技能を修得することができるよう、教員養成課程などにおいて、行政や学校現場で行われている安全教育に関する最新の動向を学ぶことができるよう、取組について検討することが必要である。

<具体的な方策>

- 国は、教員養成段階にある学生への学校安全に関する教育について、各大学の自主性を踏まえつつ、教員養成課程で学ぶことが必要な内容を整理するとともに、学校安全に関連する講義の開設や教育実習での学校安全に係る業務の実施など積極的な取組がなされるよう促す。

- 国は、大学の教員養成課程における学校危機に対する予防プログラムの開発や、そのプログラムを研究授業などに活用する取組などについて、引き続き、地域の実情に応じて展開されることを促進する。

(5) 危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応

<課題と方向性>

- 学校においては、学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）について、実際の

- 児童生徒等の安全を守るための活動を推進する。
 - 学校や学校の設置者においては、必要に応じ、警察、道路管理者等と協働して、交通安全、防犯、防災等の観点から通学路を定期的に点検し、その結果に応じた適切な措置を講じるよう努めることが期待される。
 - 学校及び学校の設置者においては、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学路における歩道、自転車道等の交通安全施設等の重点的な整備、幼稚園及び小学校を中心に周囲500メートルを範囲とするスクールゾーン（特に児童生徒等の交通安全の確保を図る特定地域）などの設定及び定着を促すことが期待される。
 - 国は、各地域の特性に応じた体験的な防災教育を推進するため、学校等を避難所と想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンプ推進事業」の実施と成果の普及に努める。
 - 学校における児童生徒等に対する防災教育の推進が図られるよう、学校や学校の設置者と当該地域の防災部局や気象台、消防機関等との連携を促す。

(2) 家庭との連携強化

<課題と方向性>

- 児童生徒等は生活時間の一部が学校におらず、それ以外は地域社会、家庭で過ごしている。そのため、学校だけでなく、地域社会や家庭での安全指導が必要であり、特に、家庭における安全教育は重要である。
 - 交通安全教育については、まず大人が交通ルールを遵守することが重要である。また、学校だけで交通安全教育の全てを実施できるものではなく、保護者や地域も含めて交通安全教育に関わっていくことが必要である。例えば、自転車の乗車前の安全点検などは、自転車を購入した家庭で行うべきであり、そのため保護者など大人への啓発活動が必要である。
 - 自転車事故により児童生徒等が加害者になることが課題となっており、このような点からも、家庭と連携して安全教育を充実させていくことが重要である。また、機会を捉えて、保護者等に対する各種保険制度の周知を図ることが望まれる。
 - ほとんどの保護者や地域住民は、学校の安全計画や安全教育等の学校安全に関する情報が十分に把握していない。学校安全に関する情報を保護者等が得て、それを地域に活用していくことが重要である。そのため、学校は、保護者等が来校する機会等を捉えて、学校の安全計画や安全教育等の学校安全の取組を周知することが期待される。
- <具体的な方策>
- 国は、学校における安全活動や学校外における見守り活動を行う地域のボランティアに最新の警備情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など専門的な指導を行うため、スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修を促進する。
 - 学校及び学校の設置者においては、学校安全に関する取組の情報を共有し、P T A等の協力を得ながら、家庭と連携した安全対策について必要な方策を検討し、実施することが期待される。

- 公立学校は地方公共団体との情報ネットワークが機能しているが、私立学校や国立学校には情報が入らないこともある。各学校においては改めて地域との連携をとりながら、情報ネットワークの多層的な在り方について考えていく必要がある。
 - 校区における防犯や防災などの地図の作成等を通じ、学校・家庭・地域が、危険な箇所や児童生徒等が駆け込める安全な場所等についての認識を共有することが重要である。
 - 阪神・淡路大震災では、普段から地域住民と連携している学校においても、避難所としての運営が円滑に行われたとは、避難所となった際に混乱が生じたといった調査結果がある。設置されている学校では、地域の絆づくりという視点が必要である。
 - 防災教育においては、学校だけが行うのではなく、保護者や地域住民も参加して行うことが重要である。各学校においては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等をはじめ、地域のパトロールチームやスクールガード（安全ボランティア）、消防団や災害時安全ボランティア等と連携することが重要である。
 - 児童生徒等の安全確保において、例えば、学校を拠点とする総合型地域スポーツクラブとの連携・協働を進めることは重要な視点である。
 - 学校の防災訓練に地域住民の協力を得るだけでなく、地域の一員として児童生徒等が防災訓練に参画して、発達の段階に応じた役割を体験的に学ぶことにより、大人になった時にその地域を守る意識の向上に資することが期待できる。
 - 登下校時における安全確保の観点からは、学校と地域が連携して緊急時に児童生徒等が駆け込める場所を増やし、表示することで、緊急時の安全確保だけでなく、防犯に熱心な地域であることが示されることとなり、犯罪の抑止にもつながる。
 - 「地域に開かれた学校」と学校安全との関係については、学校を地域に開く大前提として、学校の安全が確保されることが必要不可欠である。一方で、校門の管理や来校の際の事前連絡等のルールに従う地域の人々が学校に集まることにより児童生徒等の安全が見守られることになり、学校の安全性を高めることになるといふように、両者は両立し得るものとして考え、対策を講じることが重要である。
 - 児童生徒同士による傷害行為が近年増加していることから、学校においては警察その他の関係機関との連携の強化など安全管理体制を充実させることが重要である。
- <具体的な方策>
- 国は、学校における安全活動や学校外における見守り活動を行う地域のボランティアに最新の警備情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など専門的な指導を行うため、スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修を促進する。
 - 安全教育は、学校だけが行うのではなく、保護者や地域住民も参加して行うことが重要である。この観点からも、各学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等の取組を進めることが望ましい。また、学校を拠点とする総合型地域スポーツクラブや児童生徒等が危険な場所に駆け込める場所づくりなど学校安全の取組について、保護者や地域住民、設置者の異なる学校間など多様な関係者と連携する様々な方策が考えられる。
 - 国は、科学警察研究所などの研究成果をはじめ最新の知見を積極的に取り入れ、見守り活動など学校と地域が連携した安全確保の取組に関し必要な情報提供を行う。
 - 国は、地方公共団体において、学校と警察などの関係機関、団体との意見交換等の場（学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等）が設定されるよう促すとともに、地域社会全体

＜具体的な方策＞

- 地方公共団体は、公立学校について設置者として責任を持つとともに、私立学校、国立学校の設置者との間においても連携を進め、地域における学校の安全対策の充実を図ることが重要である。また、各学校においては、私立学校が私立学校同士のネットワークをつくり、防災対策などを検討している例があり、地元地方公共団体との連携や公立学校等との連携も更に進めていくことが望まれる。
- 地方公共団体は、学校安全を推進する教育委員会等と地域の生活安全や防災を担当する部局間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、民間団体等との連携を一層深めることが期待される。

Ⅲ 方策の効果的な推進に必要な事項

1. 国における推進体制の整備

＜課題と方向性＞

- 関係する機関が連携して安全対策に取り組むというセーフティプロモーションの理念を踏まえ、文部科学省をはじめ関係府省庁が連携して学校安全に関する取組を進めていくべきである。その際、科学的に評価可能な学校安全に関する取組を推進するため、大学等の研究者や独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人防災科学技術研究所など、生活安全（防犯を含む）、災害安全、交通安全の学校安全の領域に関わる研究者や専門機関等との連携を更に進めていくべきである。
- 次代を担う児童生徒等が全国どの学校でも一定の水準の学校安全に関する指導を受けられるようにすることが必要であり、国は地方公共団体の取組が進められるよう努めることが重要である。
- 安全教育を効果的に推進するためには、指導者個人の資質に委ねるのではなく、適切な指導方法が確立されることが重要であり、そのための研究を推進していくべきである。
- 幼児期の学校教育・保育については、現在、政府において幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を目指していることを踏まえ、「総合こども園」などの新たな施設での安全方策についても留意する必要がある。

＜具体的な方策＞

- 学校安全に関する施策を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携を一層深める。
- 国は、学校安全に関する施策が今後より一層実証的に取り組まれるための基礎として、学校の設置者等の理解を得、学校現場の負担にならないよう、既存の調査の活用や調査内容を整理するなど十分に配慮しつつ、学校安全に係る三領域について取組の実態把握を充実させるとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターや研究機関、学会等とも連携して、国内外の取組も含め、調査・分析を強化する。
- 学校安全の取組状況を把握する上で重要な指標として別添の参考指標を国において適切に把握することとし、本推進計画に示された具体的な施策を着実に実施することによって、その改善状況を定期的に進行管理し、結果を公表する。
- 国は、学校や学校の設置者をはじめ関係者の学校安全に関する活動の円滑化を図るため、学校安全を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。
- 国は、学校安全の担当者会議などを活用し、国と地方との役割に留意しつつ、国の施策について十分な理解が得られるよう努める。
- 国は、安全教育を担当する部署の体制を充実し、学校における指導の充実が図られるよう必要な条件整備に取り組む。

2. 地方公共団体における推進体制の整備

＜課題と方向性＞

- 地方公共団体は、地域と連携しながら学校安全の取組を進めていく上で、地域の生活安全や防災等を担当する部局等と教育委員会が積極的に連携を進めるほか、市町村や都道府県幹部を超えた連携を進めることが望まれる。

学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）【概要】

1. 背景

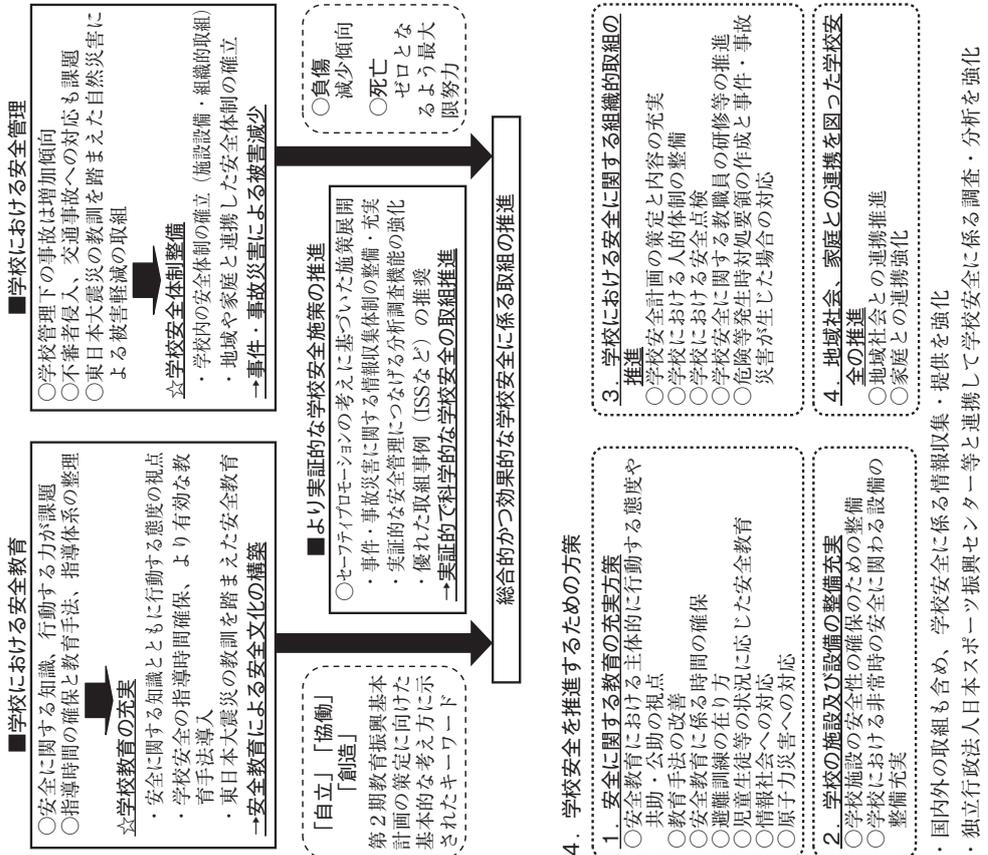
学校保健安全法の制定（旧学校保健法の改正、平成21年4月施行）

→ 「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他の措置を講ずるものとする」（第3条第2項）

2. 期間

平成24年度から28年度までの5年間

3. 概念図



⑥「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議中間とりまとめ」及び「同 最終報告」

今般の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震・津波によって広い地域で甚大な被害が発生し、多くの人命が失われた。岩手県、宮城県、福島県を中心とした東日本の広い範囲の学校においても同様に大きな被害を受けた。

学校の管理下での地震・津波としては、近年の自然災害の中でも突出した規模であった。特に津波については、「津波でんでんこ」といった言い伝えに表されていたが、津波の到来よりも早く高いところに避難することの重要性が再認識された。

我が国においては、これまでも地震・津波による被害が発生してきており、今後もその発生が見込まれる。地域によっては、地震災害等の発生確率が高まっているところもあり、学校における防災教育、防災管理等の諸課題については早急な解決が望まれている。

そのため、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、今般の災害の被害状況等から今後の防災教育、防災管理等の在り方について調査・検証を行い、その課題解決にむけた議論を進めることとした。

津波災害時の避難行動の在り方や、災害発生時の児童生徒等の引渡し等についての課題の他、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の中間とりまとめ（平成23年6月26日）や「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」の緊急提言（平成23年7月）等も踏まえ、児童生徒等の安全確保はもろんのこと、児童生徒等自身が危険を予測し、回避する力を身につけるための指導の在り方についても検討していくこととしている。

また、我が国は、世界でも有数の地震国であり、2005年1月の国連防災世界会議において、「HFA（兵庫行動枠組）2005-2015：災害に強い国・コミュニティの構築」が防災指針として示されるなど、自然と共存しながら災害と向き合っていく視点での防災教育の展開は、先進的な取り組みとして世界でも注目されている。

今回の震災における課題解決を図り、我が国の将来を担う児童生徒等への防災教育等を充実させることは、国としての大きな責務であるとの認識に立ち、今後、さらに議論を深め、基本的な考え方を示すものであるが、これまでの5回の議論について中間とりまとめを行い、公表することとした。

1. 東日本大震災における地震・津波被害を踏まえた課題

- (1) 東日本大震災における地震・津波被害と我が国の防災教育・防災管理等
 - 今回の地震・津波は、想定されていた宮城県沖地震をはるかに超える規模であり、本震のマグニチュード9.0は、国内では記録上最大規模のものである。地震の後に、三陸沖、茨城県沖、日本海溝沿いにマグニチュード7を超える余震が発生した。地震による津波は日本全国で観測され、広範囲に渡り甚大な被害をもたらした。また、大規模火災や液状化、地盤沈下などの被害ももたらした。
 - 児童生徒等及び教職員の死者は625人に上り、学校教育施設等の被害は1万件を超えている。〔文部科学省公表資料：平成23年8月22日現在〕特に津波災害では、沿岸部の学校教育施設にも甚大な被害を与え、児童生徒等にも犠牲者を出した。学校管理下での自然災害としては過去の例に照らしても突出した規模であり、多くの課題が浮き彫りになった。
 - 学校における防災教育等は、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして実施されており、新学習指導要領にお

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議
中間とりまとめ」

平成23年9月
東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

目次

- 1. 東日本大震災における地震・津波被害を踏まえた課題
 - (1) 東日本大震災における地震・津波被害と我が国の防災教育・防災管理等
 - (2) 東日本大震災を踏まえた学校における防災教育・防災管理等の諸課題
 - ①津波災害等からの避難行動に関する課題
 - ②児童生徒等からの引渡しなど被災時の対応に関する課題
 - ③学校と地域防災の関係に関する課題
- 2. 今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性
 - (1) 防災教育
 - ～自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する
防災教育の推進～
 - ①自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進
 - 1) 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成
 - 2) 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導充実
 - ～支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進～
 - ②支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進
 - (2) 防災管理・組織活動
 - ～被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底～
 - ①学校において学校安全の中核となる教職員等への効果的な研修の推進
 - ②各学校における地震・津波に係る対応マニュアルの整備・充実
 - ③自治体の防災担当部局等との学校防災についての連携体制の構築
 - ④防災に関する科学技術の活用促進
 - ⑤地域・家庭と連携した防災訓練等の推進
 - 1) 地域・家庭と連携した実効性のある防災訓練等の実施
 - 2) 児童生徒等の引渡し
 - 3) 学校外活動中の被災対応
- (3) 今後の課題

いても中学校の保健体育や小学校の理科、社会等において防災教育等の充実が図られたところである。各学校においては、教科や特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通じて家庭や地域と連携を図りながら、児童生徒等の発達段階に応じた系統的な指導の充実のため、その体制整備や実施する時間の確保等が必要である。

- 文部科学省では、「防災教育のための参考資料『生きる力』を大きくむ防災教育の展開」(平成10年3月)、防災教育を含む総合的な安全教育のための「学校安全参考資料『生きる力』」を大きくむ学校での安全教育(平成13年11月初版、平成22年3月改訂)、「地震による落下物や転倒物から子どもたちの命を守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(平成22年3月)を作成するなどとして、学校における防災教育、防災管理等の充実を図ってきたところである。
- さらに、防災教育を含む学校安全に係る指導者研修として、各学校の安全担当者を対象とした実践的な講習会や、各都道府県において指導的な役割を果たす教員、教育委員会の担当指導主事を対象とした研修会を実施している。

(2) 東日本大震災を踏まえた学校における防災教育・防災管理等の諸課題

- ① 津波災害等からの避難行動に関する課題
- 津波警報により、被害が予測される海岸付近の学校等においては、教職員の指示・誘導により児童生徒等を避難させた。徹底した津波防災教育により、想定された避難場所が危険であることを児童生徒等自ら判断し、さらに安全な場所に自主的に避難して危険を回避した例があった一方、津波被害が想定されなかった河口上流部の学校では、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者を出した例があった。
- 地震発生直後から、停電等により津波情報の収集ができなくなり、適切な避難行動の判断に支障を来したことから、避難が遅れ、学校が孤立した例があった。
- 津波到達予想時刻までに、避難場所へ避難ができなかったとの判断から校舎屋上に避難した学校では、防災無線や懐中電灯等の緊急用備用品が低層階にあり、浸水により使用できなくなった例があった。
- 学校外の社会体育施設等で部活動をしていた生徒の掌握・指示に時間を要し、津波からの避難行動が遅れ、犠牲者を出した例があった。
- 地震発生後の避難行動について、家庭等が液状化や地割れなどで危険だった例があったことや学校施設の耐震化が図られてきていること等を踏まえ、校庭や体育館等に移動する避難行動について検討が必要である。
- ② 児童生徒等の引渡しなど被災時の対応に関する課題
- 津波による被害を受けた地域では、保護者に引渡し後、犠牲になった児童生徒等の例や教職員が引渡しに対応することで、他の児童生徒等の安全確保に当たることができなくなった例があった。津波が来るまでの限られた時間の中で、引渡しが適当でない場合があると考えられ、対応方法については検討が必要である。
- 地震災害発生後、通信網及び交通網が遮断された状況で保護者との連絡がとれず、児童生徒等の安全な下校、引渡し等が困難になった例があった。
- 地震災害発生後、下校させることができない児童生徒等を学校で待機させた場合の備え(食料や毛布等の備蓄)ができなかった例があった。
- 幼稚園等では地震発生時において、限られた教職員で全ての園児の安全確保を図ることが難しく、また強い余震が続き、怯える園児への対応に苦慮した例があった。また、送迎パス

が津波により被害を受けた例もあった。

- ③ 学校と地域防災の関係に関する課題
- 児童生徒等の安全確保、避難行動への対応と併せ、避難してきた地域住民への対応が重なり、教職員が混乱した例があった。このことは、避難所に指定されていない学校においても同様の例があった。
- 避難所の運営については、本格的には災害対策担当部署がその責任を有するものである。平成8年に文部省(当時)が作成した「学校等の防災体制の充実について(第二次報告)」においても、学校が避難所となる場合の運営方策等については、災害対策本部等に移行するまでの間を想定して、学校内の運営体制や初動体制等を示している。しかし、今回の震災では、被害が広範囲に渡ったことなどから、相当の期間、学校と教育委員会や災害対策担当部署との連絡自体が困難であった事例や、災害対策本部から十分な支援が得られず、教職員が長期にわたる避難所運営に関わった例があった。
- 宮城県内の40校の小・中学校の校長からの聞き取りによると、避難所の運営に当たると自治組織の立ち上げについて、学校支援地域本部が設置された学校(20校)では混乱が見られず、大部分が順調であったと回答したのに対し、学校支援地域本部が設置されていない学校(20校)では4割で混乱が見られ、順調であったと回答したのは3分の1程度であった。
- 学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、いずれ、学校機能を再開させ、本来の教育活動の場に戻るようになる。その際、学校に避難している地域住民の移動先となる学校以外の公的施設の耐震化や受入れ態勢が整っていないことが課題である。
- 浸水しないと想定されていた位置に立地する避難所が津波被害を受け、避難者に被害があった例があった。

2. 今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性

学校安全は、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災と同義)」の三つの領域で構成され、また、その構造として、安全教育、安全管理そしてその両者を円滑に推進するための組織活動がある。

ここでは、「災害安全」について学校安全の構造に沿い、児童生徒等の防災に関する学習や指導を「防災教育」、学校施設や児童生徒等の安全管理を「防災管理」、校内の体制や家庭・地域等との連携を「組織活動」として、それぞれの内容を記すこととする。

なお、「防災管理」と「組織活動」については、相互の関連性が強いことから合わせて「防災管理等」と示す。

また、平成21年4月1日には学校保健安全法が施行され、学校において、学校安全計画や危険発生時対応要領(マニュアル)等の作成が定められたこと等も踏まえ、今後の考え方や方向性を示すものである。

(1) 防災教育

～自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の推進～

- ① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進
- 1) 自らの状況に応じ、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成
- 自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、今回の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る姿勢を重視する教育により危険を回避す

ることができた例があったことから、災害に備えるためのハザードマップ等を有効に活用しながら、さらにその想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを旨として指導することが必要である。

その際、想定を超えた自然災害から児童生徒等が主体的に行動する態度を守り抜く、そのために行動するという「主体的に行動する態度」を身に付けることが極めて重要である。

○ 災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するためには、自然災害に関する知識を身に付けるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることが必要である。その力を身に付けるには、日常生活においても状況も判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する必要がある。

○ 津波災害では、迅速な避難が必要なことから、災害発生時における地域住民も含めた多くの人々の行動促進のため「率先避難者」の役割は重要であり、日常生活において避難行動等の「主体的に行動する態度」を備えることでその役割を果たすことができる。

○ さらに、その「主体的に行動する態度」をもった児童生徒等が成長し、社会の一員となり、地域の一人一人が主体的に避難行動に移る姿勢をもつことが、いわば「文化」として醸成され、世代を超えて継承されることにより、地域に根付いていくこととなる。

○ 人間には自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理的特性（正常化の偏見（バイアス））があると考えられている。こうした心理特性も踏まえ、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法を開発・普及する必要がある。このことは、防災教育に限らず、安全教育全体に関わる課題である。

2) 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導充実

○ 幼稚園教育要領では、災害などの緊急時に適切な行動をとれるようするための訓練などを行うようにすることとされている。特に、地震などを想定した避難訓練は年間を見通した計画の中に位置づけ、災害時には教師の指示に従い、落ち着いた行動をとれるようにすることが重要である。

○ 小・中・高等学校等の学習指導要領では、その総則において学校の教育活動全体を通じて安全教育に取り組むこととされている。特に理科や社会、保健体育等の各教科において地震の原因や、災害発生時の関係機関の役割、応急手当等の指導内容が含まれており、自然災害に関し正しい知識を習得させることが重要である。

○ 防災教育を効果的に推進するためには、児童生徒等の発達段階に応じて危険を回避する能力と結びつけてながら体系化を図り、教科等の内容や特別活動等との横断的・総合的な関連づけを工夫し、各学校で作成する学校安全計画の中に位置づけることが重要である。さらに、普段生活する地域の特性を踏まえた教材等の開発、活用は災害時の対応に役立つ。○ 地震、津波等、災害の種類に応じた「減災」の視点での防災教育や、自然災害を恐れるだけでなく、豊かな自然の恩恵を受けながら生活していく上では、自然が二面性を持っていること等についても併せて指導していくことが重要である。

○ 知識と行動は単純に連動するものではなく、知識を与えられただけでは、自らの行動に結びつきにくい。行動につながるためには、児童生徒等が、知識を主体的に学び、体験的な活動を通して、自ら気づきを得ることが重要である。

○ 世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数20.5%、活火山数7.0%、災害被害額11.9%など、世界の0.25%の国土面積に比して、非常に高くなっている（平成22年版防災白書）。このように、日本は地震国であるとともに、様々な自然

災害も発生する。このため、学校にいる時だけではなく、登下校中や自宅、外出先など、いつでもどこでも災害に遭っても対応できるように指導していくことが必要である。

○ このことは、生涯にわたって安全な生活を送る上で欠かすことのできない重要な指導内容である。防災の教科化など、教育課程における防災教育の位置づけについて、研究開発学校制度などにより各学校における新たな取組を促し、その成果等を踏まえ、検討することが望まれる。各教科にまたがる指導内容の体系的な整理を学校現場に周知していくことなどについては、速やかに考え方を示していくべきである。

○ また、東日本大震災の教訓だけでなく、各地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式等を学ぶことも有用である。

○ これらの取組を推進するにあたっては、防災、消防、気象など専門的な知見を有する関係行政機関や大学、研究機関等と緊密な連携を図ることが有効である。

～支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進～

② 支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進

○ 防災教育で一番重要なことは、自らの命を守ることであるが、その後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。特に、被災地でのボランティア活動は、災害時の支援者としての視点に立つ活動となり、自然災害が多い我が国においては被災者や災害現場に触れることのできる重要な機会としてとらえることができる。

○ ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されている。このことは、学校における安全教育の目標の一つである。進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

○ 被災地でボランティア活動を直接体験できない場合、間接的なボランティア体験においても同様の効果が期待できるが、その際には、児童生徒等が活動の意義等について明確に理解できるような指導上の工夫が求められる。

○ 防災教育において、ハザード、災害対応、社会背景を学ぶことに加え、過去の災害を語り継いでいくことで、命の大切さや助け合いのすばらしさなどを実感として感じられるような教育が重要である。

○ ボランティア活動や語り継ぎなどを通して得られる経験は、自然災害の多い日本で生活する上では、今後必ず生かされる経験であり、支援者となる視点での防災教育の実践は、安全で安心な社会づくりにつながるものである。

○ 以上を踏まえ、防災教育において、支援者となり安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を実現するため、教育手法を開発・普及する実践的な取組を推進する必要がある。また、自然との関わりや災害時の避難の方法を体験的に学ぶ機会を設けることも有効である。

(2) 防災管理・組織活動

～被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底～

① 学校において学校安全の中核となる教職員等への効果的な研修の推進

○ 全ての教職員は、災害発生時の状況を的確に判断し、児童生徒等の安全確保のために適切

での対応が困難な場合、ハード面での対応を含め設置者により検討することが必要である。

- 学校機能の日常化を図る際、学校に避難している地域住民を受け入れる学校以外の公的施設について、学校施設同様の耐震化及び防災機能の強化の検討が必要である。

④ 防災に関する科学技術の活用促進

- 児童生徒等が集団生活を送る学校では、災害発生時の初期対応が重要であり、緊急避難時の混乱等による事故を避けなければならない。阪神・淡路大震災以降、緊急地震速報や各種情報ツールなど、防災に関する科学技術が実用化されてきており、これらの技術を有効に活用することで、災害時の被害を最小限に抑えることができる。
- 緊急地震速報を活用した避難訓練を行っていた小学校では、日常の訓練の成果もあり、児童が落ち着いて避難行動を取ることができたとの例があった。また、緊急地震速報を活用した防災訓練を実施している児童生徒は、学校だけではなく家庭でも冷静かつ迅速に避難行動をとることができた。地震の揺れが起こる前に、避難経路を確保したり、落下物や転倒物などの危険から回避することができ、非常に有効である。
- なお、緊急地震速報は震源に近い地域では速報が強い揺れに間に合わないなど、技術的境界があるが、揺れの後に速報が流れても大きな地震の発生を認識することで不安の解消につながる等、役立つものであり、技術的境界について指導しつつ、活用することが重要である。
- 今後、緊急地震速報等の防災に関する科学技術を活用した避難行動に係る指導方法等の開発・普及を推進していく必要がある。特に、緊急地震速報については、避難効果・教育効果の高さを踏まえ、全国の学校に速やかに整備していく必要がある。

⑤ 地域・家庭と連携した防災訓練等の推進

- 1) 地域・家庭と連携した実効性のある防災訓練等の実施
- 学校における避難訓練は、実施する時間や児童生徒等のいる場所、活動状況等を組み合わせ、様々な条件下での訓練を保護者等との連携を図りながら実施することが重要である。
- 特に障害のある児童生徒等については、障害の種類及び程度に応じて、保護者等との連携を図りながら指導していくことが重要である。
- 児童生徒等は地域住民の一員という側面もある。学校管理下外で災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における避難場所等について理解させるとともに、発達の段階に応じた避難所等における役割等についても指導し、体験的に学ぶ機会を設けることが必要である。
- そのため、学校として地域での防災訓練等に積極的に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施することが重要である。今回の地震・津波の際にも、学校施設は地域住民の避難所として大いに活用されており、例えば、学校の体育館や校庭におけるテントでの宿泊等、非常時の生活を体験する機会を設けることも必要である。
- 学校施設が、地域住民の避難所となる場合、教職員が不在となる時間帯が多いことから、地域住民自身や防災担当部局による開設・運営が図られるよう、備蓄倉庫の鍵の保管場所等の事前の確認等も考えられる。※なお、平成7年に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降に発生した、負傷者50名以上の地震21回のうち、教職員が学校に在る時間帯（学期中の平日の日中）に発生した地震は3回である。このように教職員が不在の時間帯（事例は圧倒的に多い。（気象庁の地震データより）
- これらの地域と連携した活動を行い、体制を作り出し出ていくためには、防災だけでなく、他のイベントと組み合わせるなどの工夫が有効であるが、児童生徒等の発達の段階によつ

な指示や支援をすることが求められる。管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

- 学校において防災教育等を充実させるためには、教職員の資質向上が重要である。特に、指導する内容の経験をもっていることは大変役に立つが、直接被災体験がない場合でも、災害の悲惨さを肌で感じ、被災者に寄り添うなどの支援体験をもつこと、また、体験できない場合でも、体験者から積極的に学ぶことで指導に大きく役立つことができる。
- ほとんどの学校において、校務分掌上、学校安全の中核となる教職員が置かれている。より一層、その専門的知識や資質の向上を図る研修等が充実されることが望まれる。今後、防災教育等を充実させていくためには、安全担当教職員に必要な知識や資質についての整理するとともに、国の責任において、標準的な内容による全国的な研修等を行い、全ての学校の学校安全の中核となる教職員等に一定水準の知識や資質を備えることが必要である。
- さらに、防災教育等を含む安全教育等の養成段階で学校安全を学修する機会が図わりながら実践されることから、各種類の教員の養成段階で学校安全を学修する機会を設ける等のほか、経験年数に応じた教員研修、教員免許更新講習等において講習等を充実させ、全ての教職員が安全教育、安全管理、組織活動についての基礎を学べる体制を整備していくこと等について、今後の検討が望まれる。
- ② 各学校における地震・津波に係る対応マニュアルの整備・充実
- 避難マニュアルに沿って実施した訓練で、避難に要する時間を把握していたことから、距離の離れた避難場所ではなく、屋上への避難を選択して被害を免れた学校の例があった。作成したマニュアルを実際に訓練等で運用し、その結果を踏まえ、改善していくことが大切である。また、そこで得たデータは、災害発生時の避難行動の重要な判断材料となる。
- ③ 自治体の防災担当部局等との学校防災についての連携体制の構築
- 学校において作成した避難マニュアルに示されていた避難場所が津波の被害を受けた例があったことから、安全な避難場所、避難経路等の設定について、全ての学校において地域防災の担当者、大学や研究機関の研究員等の指導・助言を受けるなどとして、再確認、再検討することが必要である。
- また、避難訓練や学校の施設・設備の安全点検等の実践的な活動についても同様に指導・助言を受けながら改善を図ることや、地域等と連携した体制の整備についても徹底していくことが必要である。その際、天井や壁などの非構造部材については、これに起因する負傷があったことを踏まえ、十分な安全点検を行うことが必要である。
- 学校と地域の防災担当部局、自主防災組織等の連携を強化するため、定期的に会議を開催するなどして、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について具体的に協議しておくことが重要である。また、その際、教育委員会等の行政レベルでの連携も考えられる。
- 学校が避難所となる場合の運営方針については、被害が広範囲かつ長期にわたる場合も想定して、学校と教育委員会や災害対策担当部局との連絡体制や、災害対策担当部局から十分な支援が受けられなかった場合の対応等についての検討が望まれる。その際には、学校支援地域本部の設置など、日頃からの学校と地域の関係づくりに留意することが必要である。
- 津波災害が想定される地域に、やむを得ず学校施設が立地している所もある。児童生徒等が避難場所へ避難する時間や避難場所の状況等を専門家の助言により確認し、避難行動だけ

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」
最終報告

平成24年7月
東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

はじめに

本会議は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、東北地方を中心として多数の学校、児童生徒等に甚大な被害が生じたことから、東日本大震災における学校等の経験を把握・分析し、その教訓を次代を担う子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための防災教育・防災管理等を見直すため、平成23年7月に設置され、同年9月には中間とりまとめを公表した。

その後、平成24年4月27日には、学校における安全に関する取組を総合的かつ効果的に推進するための「学校安全の推進に関する計画」が閣議決定された。この「学校安全の推進に関する計画」では、本会議の中間とりまとめで示した今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性を含めた、今後5年間の防災教育・防災管理等の考え方が示されている。

また、同年5月には「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」の結果が公表され、本会議中間とりまとめで課題として示した東日本大震災が発生した際の被災地の学校の対応や避難所としての役割・機能等について、岩手県・宮城県・福島県の学校等の状況が明らかになったところである。

国においては、中間とりまとめを踏まえ、「学校安全の推進に関する計画」が策定されたところであり、本会議としては、中間取りまとめ以降の状況や、「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」の結果を分析し、最終的な防災教育等の基本的な考え方を取りまとめたので公表する。

本報告を受け、今後国及び各学校やその設置者において、適切な対応がなされていくことを期待する。

目次

1. 学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）
2. 「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」を踏まえた課題
3. 東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育・防災管理等の展開

(1) 防災教育

- ①防災教育の指導時間の確保と系統的・体系的な整理
- ②地震災害への留意点
- ③津波災害への留意点
- ④地震・津波災害以外の自然災害への留意点

(2) 防災管理・組織活動

- ①組織的な教職員研修・体づくり等
- ②保護者、地域との連携
- ③防災マニュアルの作成

ては、本来の趣旨が理解されない場合があることにも注意が必要である。

2) 児童生徒等の引渡し

○ 地震災害発生後、安全が確認され、保護者等の迎えにより引渡す際には、情報伝達ができないことや保護者等の迎えが不可能な事態を想定し、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておいたり、家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要である。なお、登下校時間での対応も検討する必要がある。

○ 地震等の後、津波など、限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対して災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も考える必要がある。

○ 児童生徒等を学校に留めることにも留意し、食料品や毛布等、災害時に必要な物品を備えておくことも検討することが重要である。

3) 学校外活動中の被災対応

○ 学校行事等による校外での活動時の被災対応については、事前踏査により避難場所等について確認するとともに、避難マニュアル、シミュレーションが必要である。また、関係機関との連絡方法等についても停電等を想定した確認が必要である。

○ 中学校、高等学校等における部活動等において、活動場所が学校施設以外となることもあり、その際の被災を想定した対応が必要である。避難場所、安否確認方法等について、事前に指導するとともに、施設管理者等との連携も必要である。

(3) 今後の課題

○ 防災教育で養われた知識や態度が、安全教育の他の領域、生活安全や交通安全に有機的に結びつけられることが望ましい。それぞれの領域での学習が相互に効果的に応用されることで児童生徒等の危険予測・回避能力の獲得につながることも、学習時間の効率的な運用を図ることができる。

○ 東日本大震災が発生した際に被災地の学校がどのような対応を行ったのか、避難所としてどのような役割・機能を果たしたのかなどについては、現在、文部科学省において、記録として蓄積するための調査研究が実施されており、そこから得られる教訓等を今後の対応にさらに生かしていくことが必要である。

○ 今回の津波は、東北地方の沿岸部を中心に大きな被害をもたらした。大都市圏で同様の津波が発生した場合、さらに大規模な被害を生じる可能性があり、今回の震災から学ぶことの上に、大都市特有の諸条件を踏まえた対応が必要である。

徒等の津波からの避難について危機管理マニュアルに規定していた学校は約5割に留まっており、さらには、津波による浸水が予想されていた学校でさえも、津波避難マニュアルの策定や津波訓練を実施していた学校等の数は約6割に留まっていた。津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行うことが必要である。また、校外に避難場所を設定している場合には避難経路や避難場所の設定や点検を、教職員だけで行うのではなく、都道府県や市町村の防災担当部局や研究者などの専門家の意見を参考にして行うことも重要である。

③安否確認及び引渡しについて

児童生徒等が帰宅困難な状況が26%の学校等で発生し、保護者が被災して連絡が取れなかった例もあった。安否確認を行う際には、保護者との一対一の情報連絡だけでなく、知人や地域の団体等を通じて情報交換も考慮する必要がある。引渡しや待機の判断、保護者と連絡が取れない場合の対応などについて、学校等と保護者との間で事前にルールを決めておくことが必要である。

④体制整備について

通常の通信手段が停電や回線の混雑により使えなくなり、情報の入手が困難になったことが、校内体制の混乱につながっている例もあった。情報収集方法や関係機関との連絡方法について複線化を図り、円滑な連絡体制を構築することが求められる。また、危機管理マニュアルは6%の学校等で未策定であり、早急なマニュアル策定が必要である。一方、94%の学校等では策定されていたが、児童生徒等の安否確認の方法の規定がないなどの調査研究の結果もあり、東日本大震災の教訓も踏まえ、見直しや改善等が必要である。さらに、日常的に防災について検討・協議する機会が持たれていない学校が約40%もあり、防災に関する積極的な取組が求められるとともに、教職員の常日頃からの防災意識の向上が必要である。

⑤避難所運営について

関係機関との連携について、定期的な連絡調整が約6割、避難所開設等の訓練については約5割の学校等が必要と答えている。また、地域住民などと日常的に連携がとれていた学校等は、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという報告もあり、事前に市町村防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、地域住民などが主体的に開設・運営できる仕組みづくりが重要と考えられる。

○ 本会議としては、これらの調査結果を踏まえ、防災教育・防災管理等に関する提言を行う。文部科学省、学校等及びその設置者においては、本提言を受けて、東日本大震災の教訓を踏まえ、更なる取組を進めることが求められる。

3. 東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育・防災管理等の展開

(1) 防災教育

①防災教育の指導時間の確保と系統的・体系的な整理

○ 平成23年9月、本会議は中間とりまとめを公表し、災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する「共助・公助」の精神を育成する防災教育の重要性を示した。このことは、「学校安全推進計画」においても盛り込まれている。

○ しかし、現在の学校教育においては、防災を含めた安全教育の時間は限られており、主体的に行動する態度の育成には不十分であり、各学校において、関連する教科等での指導の時間が確保できるよう検討する必要がある。

1. 学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）

○ 学校保健安全法第3条第2項の規定に基づき、平成24年4月27日に「学校安全の推進に関する計画」（以下「学校安全推進計画」という）が閣議決定された。

○ 「学校安全推進計画」においては、学校における安全教育について、知識とともにそれに基ついた適切な判断と行動する力が必要であり、そのための指導時間を確保することや教育手法、指導体系の整理が必要であるとされている。

○ また、学校における安全管理等について、東日本大震災の教訓を踏まえた自然災害による被害軽減の取組を進める必要があることなどから、地域や家庭と連携した安全体制の確立など、学校の安全体制の整備が必要である。

○ さらに、より実証的な学校安全実施の推進として、事件・事故災害に関する情報収集・分析体制の整備・充実などにより、実証的で科学的な学校安全の取組を推進することが重要とされている。

○ これらを踏まえ、学校安全を推進するための方策として、安全に関する教育の充実方策、学校の施設及び設備の整備充実、学校における安全に関する組織的取組の推進、地域社会・家庭との連携を図った学校安全の推進などが挙げられている。

2. 「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」を踏まえた課題

○ 東日本大震災発生時の岩手県、宮城県、福島県の学校等における被害状況と発災時、発災後の対応状況、学校等での防災体制や防災教育の実施状況及び被災状況への影響等の検証を行った「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）が、平成24年5月に公表され、当時の学校等の対応等に関する状況が明らかになった。

○ 調査研究のまとめとして、以下の点が挙げられている。

①避難行動について

一次避難行動として約74%で机の下に潜る等の行動をとる、約50%が場所や状況に応じた行動をとるなど、東日本大震災が発生するまでに行われていた一次避難行動に対する避難訓練の成果は現れており、改めて避難訓練の重要性が明らかになった。さらに、管理外での被災も含め、保護者・地域等の協力も得ながら、どのような場所においても一次避難を円滑にできるような指導が必要である。二次避難行動については、地割れ、液状化などの例があることから家庭への避難については状況に応じた判断が必要である。また、二次避難行動をとらなかつた理由として、約1割の学校で避難経路が危険であったという報告もあった。被災の状況により避難経路の安全が確保できない場合もあり、平時における避難経路の安全点検と避難場所への複数の経路の確保、被災時における複数の手段による素早い情報収集状況に応じた的確な判断が求められる。

※本調査では、揺れが続いている間の避難行動を一次避難行動とし、揺れが収まったあとの安否確認等のため集合させるなどの避難行動を二次避難行動としている。

②津波による被害状況と対応について

地震の揺れによる校舎等の倒壊等を原因とした児童生徒等の死亡・行方不明は生じなかつたものの、ハザードマップで津波による浸水が予想されていた学校等及び予想されていなかったが津波が到達した学校等のうち、津波により死亡・行方不明となった児童生徒等がいる学校等は約2割となるなど、人的被害の大部分は津波によるものであった。また、児童生

主性を踏まえつつ、必要な内容を整理し、関連する講義の開設や教育実習での取組などが考えられる。

○ 調査研究によると、防災教育の内容として、地域で過去に発生した災害や地域で起こるとされている災害について指導してきた学校等は3割に満たなかった。地域の災害教訓から具体的な対策が見いだされたいくこともあるため、地域の災害をよく知る住民や防災関係者との協力を得ながら、指導していくことも必要である。

○ 好奇心を喚起する教材や指導法を取り入れたり、校外における体験活動を実施したり、防災関係機関の防災講座を利用するなど、児童生徒等の興味・関心を高める工夫も重要である。

○ 防災教育を受けた児童生徒等が大人になって社会の中心を担い、地域の防災力を高めることで、いわば「防災文化」を形成することにつながる。そのような長期的な視点も重要である。

②地震災害への留意点

○ 地震はあらゆる状況において発生しうることから、各学校においては、今後も更に様々な場所において対応できるよう工夫を凝らした訓練を実施していく必要がある。

○ 東日本大震災では、耐震化されていない学校施設において構造体に大きな被害が発生したことから、学校施設の耐震化の一層の加速が必要である。また、今回の震災では多くの学校施設で天井や照明器具等の落下など非構造部材の被害が発生したことを受け、現在、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井等落下防止対策を中心として、学校における非構造部材の耐震点検・対策の推進方策について別途検討がなされているところである。こうした検討も踏まえつつ、今後は、特に、非構造部材（天井・照明器具・ロッカー等）の落下・転倒・移動等による児童生徒等の被害を防ぐことが課題であり、日常の施設・設備の安全点検の中に、非構造部材の点検を位置づけ実施するとともに、点検結果を踏まえた落下・転倒・移動防止対策をとる必要がある。

○ さらに、緊急地震速報を活用した避難訓練などにより、落下・転倒・移動等の可能性のある設備・備品から素早く離れるなどの児童生徒等が「主体的に行動する態度」を育成する防災教育・防災訓練の充実を図ることが必要である。

③津波災害への留意点

○ 現在、各自自治体においては、ハザードマップの見直しが進んでいるが、津波の浸水が予測されている学校はもとより、それ以外の学校においても、東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、地域の特性に応じて、都道府県や市町村の防災担当部局と連携するなどして、早急に津波避難マニュアルの規定や、様々な場面と状況を想定した訓練の実施が求められる。

○ また、東日本大震災においては想定以上の津波が来たことにより、所定の避難場所よりさらに高い場所へ避難した事例もあった。学校においては、都道府県や市町村の防災担当部局や地域住民、保護者と連携し、状況に応じた複数の避難経路や避難場所を想定したマニュアル等を作成するとともに、訓練しておくことが必要である。

④地震・津波災害以外の自然災害への留意点

○ 自らに迫る危機に対して、状況を基に判断し、主体的に行動する態度を身につけることは災害の種類に関係なく、全ての児童生徒等にとって必要である。

○ 日本においては、気象災害や火山災害についても無視できない。台風や集中豪雨、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）、豪雪、落雷により児童生徒等が被害を受けたり、最近で

○ また、指導時間を確保し、指導を充実するため、国は、防災教育の系統的・体系的な指導内容を整理し、学校現場に対して分かりやすく示すなどの取組を推進していく必要がある。併せて、国及び学校の設置者において、学校現場における防災教育の実施状況を把握し、指導時間の確保に対する具体的な事例や課題等を踏まえて必要な方策を検討することが求められる。

○ さらに、防災を含めた安全教育について、教科等として位置付けるなど系統的に指導できる時間を確保すること、総合的な学習の時間の学習活動の例示として位置付けること、体育・保健体育において充てて時間を充実させることなどの方策について、その必要性や内容の検討等を行う必要がある。

○ 平成24年度においては、文部科学省が作成予定の教職員用参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（仮）」において、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育の具体的な系統的・体系的な指導内容の例について示すこととしている。本参考資料を基に、各学校においては、以下の点に留意し、児童生徒等の発達段階や学校の立地状況等に応じた具体的な指導計画の作成と実施が求められる。また、作成された本参考資料の各学校における活用状況を調査し、課題等を把握していくことも求められる。

○ 発達の段階ごとに、必要な知識を身につけ、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成するため、具体的な指導内容に関して、次の方向性が考えられる。

・幼稚園段階では、危険な場所や事象などがわかり、災害などの緊急時に、教職員や保護者の指示を受けて、落ち着いて素早く行動できるようにする。

・小学校段階では、低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようになる。中学年では、災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようになる。高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようになる。とともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようにする。

・中学校段階では、地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにする。

・高等学校段階では、自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度等を身につける。また、社会における自らの役割を自覚し、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。

○ 特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

○ 大学においては、各大学の自主性を踏まえつつ、これまでの教育段階で習得した防災に対する知識・理解と技能を深めるための教育を行うことが望まれる。また、これら学習成果等を活用し、地域の防災活動や災害時のボランティア活動へ参加し、さらには企画等ができるよう、各大学等において修学上の配慮や安全確保等に努めることが望ましい。また、教員養成段階にある学生への防災を含めた学校安全に関する教育については、各大学の自

でなく、避難訓練などの事前の危機管理、対策本部の設置や避難所協力などの事後の危機管理もあらかじめ保護者や関係部局と調整し、決めておく必要がある。

- さらに、防災マニュアル等作成時には外部人材によるチェックを受けたり、マニュアルに沿った訓練を行うことで評価からマニュアルの改善を図ったりするなど、マニュアルの実効性を積極的に高めることも重要である。
- 学校等においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」等を活用して、十分な内容かどうか見直すことが必要である。なお、大学等の高等教育機関は、児童生徒等より判断力の高い学生が学ぶ一方、施設規模が大きく、高度な研究施設を有するなど、学校施設の管理等について初等中等教育段階とは大きく異なっており、高等教育機関における取組は各機関がその実態に応じて対策を講じる必要がある。
- 防災マニュアルの改善には、都道府県や市区町村単位で、予測される自然災害が似通った学校等が集まり、マニュアルの検証を行うなどの研修を実施することも効果的と考えられる。同じ課題を有する学校同士がマニュアルの見直しを行うことから気づきがある。

は突風や竜巻により被害を受けた例もある。

- 一般的な教材としては、文部科学省が作成・配布している防災教育教材や、気象庁等が作成している台風や集中豪雨、局地的大雨、豪雪、落雷、突風や竜巻、火山等に関するリーフレット等を使って防災教育を実施することが効果的である。
- 各地域により災害の特徴は異なる。各地域ごとでも、自然災害や地域の気象特性を熟知した都道府県や市町村の防災担当部局や気象台、消防機関等と連携し、地域の実情に応じた教材を開発することなどの対応が必要である。

(2) 防災管理・組織活動

- ①組織的な教職員研修・体制づくり等
 - 調査研究によると、校内で教職員への防災に関わる研修を実施していなかった学校等が約3割という結果であった。災害発生時には教職員一人ひとりが十分な知識を持って、連携しながら対応することが必要であることから、学校等においては教職員に対する防災に係る研修が積極的に行われることが求められる。
 - また、約4割の学校等で災害時に災害対策の校内組織が有効に機能しなかったとの調査研究の結果があり、その具体的理由には、教職員自身が被災者であり行動がとれなかった、教職員間の意志の疎通がうまくいかなかったなどが挙げられている。学校等では想定以上の災害が発生し、事前に決めていた校内組織体制とおりに対応できないこともあることから、臨機応変に対応できる組織のあり方が求められる。
 - さらに、東日本大震災後、全ての学校等に防災主任をおくなどの対応をとっている自治体もあり、教育委員会等による共通した体制づくりも有効である。-10-
 - 国において各地域で指導的な役割を担う教員等を対象とした研修を実施し、それらの教員等が地方公共団体等において講師として各学校の防災担当者に対する研修を行うことなども、教職員が防災に関する一定水準の知識や資質を得るうえで効果的である。なお、研修の実施にあたっては、防災関係機関や有識者の意見などを取り入れることも有効である。

②保護者、地域との連携

- 調査研究によると、避難所の開設や運営に関して、日頃から関係機関と連携していた学校は約1割にとどまった。日頃から関係機関と連携していたことにより、迅速に対応できている例があったことから、事前に市町村防災担当部局や地域住民関係者・団体と体制整備を図り、地域住民などが主体的に開設・運営できる仕組みをつくり、訓練を行うことなどが重要である。
- また、児童生徒等の引渡しと待機については、災害発生時に通信網や交通網の遮断等により混乱の生じる可能性があるため、あらかじめ引渡し時の判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておく必要がある。本年3月には、文部科学省から「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」が各学校に配布されており、その中にも引渡しと待機の際の留意点、ルールづくりが記載されている。当該手引きを活用し、引渡しと待機についての方法を、あらかじめ保護者へ周知することが必要である。
- 災害はいつ発生するかわからないため、学校に教職員が不在の場合にも地域住民によって円滑に避難所が開設・運営できるよう、地域住民の避難所に関する理解が必要である。学校と地域住民がコミュニティ・スクールや学校支援地域本部を活用するなど日頃から連携し、防災対策を共有し、体制整備を進めておくことが必要である。
- ③防災マニュアルの作成
 - 防災マニュアルの作成に当たっては、地震、津波、突風、気象災害等の発生時の対処方法だけ

⑦参考情報

【学校安全全体に関するもの】



『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月 文部科学省）



「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月 文部科学省）
小学校教職員用研修資料（映像、DVD）



「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月 文部科学省）
中学校・高等学校教職員用研修資料（映像、DVD）



「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」（平成25年3月 文部科学省）
児童の安全な通学のための教育教材（DVD）



「安全に通学しよう～加害者にもならない～」（平成24年3月 文部科学省）
生徒の安全な通学のための教育教材（DVD）

学校安全参考情報（文部科学省）

通学路を含めた学校における子どもの安全確保に関する「通知、刊行物、調査等」の情報を提供しているサイトです。。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

【災害安全に関するもの】



「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月 文部科学省）



「災害から命を守るために」（平成20年3月 文部科学省）

小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）



「災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用）～」(平成21年3月 文部科学省)

中学生用防災教育教材（DVD）



「災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用）～」(平成22年3月 文部科学省)

高校生用防災教育教材（DVD）



「学校施設における非構造部材の耐震対策事例集」（平成24年3月 文部科学省）

平成22年度に実施した「学校施設の非構造部材の耐震対策等に関する委託事業」等において収集した各種の事例を掲載した事例集です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm



「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(平成22年3月 文部科学省)

学校施設の非構造部材の耐震化の重要性とともに、その点検及び対策の進め方や実施体制、点検内容等についてわかりやすく解説しています。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm



「台風・集中豪雨に対する学校施設の安全のために」(平成17年3月 文部科学省)

台風や集中豪雨に対して学校施設の安全を確保するための、点検、措置のポイントをまとめたパンフレットです。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05030701.htm



「未来をひらく夢への挑戦『地震災害を究明せよ』」(平成18年3月 文部科学省)

子どもたちに科学技術に対する興味・関心を高めていくため、写真やデータも用いながら、マンガでわかりやすく解説した「子ども科学技術白書」です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kodomo/index.htm



「自分の命は自分で守るー津波災害への備えー」(平成25年2月 内閣府)

津波という現象をより理解していただき、今後の津波による被害軽減につながることを目的に、将来への記録として東日本大震災における津波映像等が収められています。(DVD) 全国の小学校、都道府県・市区町村の教育委員会・防災担当部局等に配布されています。



「津波から逃げる」気象庁津波防災啓発ビデオ(平成24年4月 気象庁)

津波から命を守るために、①迅速かつ自主的に避難するという意識の向上、②避難のために必要な津波の正しい知識の獲得、③日頃から津波に備えることの大切さを知るため、特に小学校の授業等での活用を期待し作成されています。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html



「津波に備える」気象庁津波防災啓発ビデオ(平成25年2月 気象庁)

津波避難に必要な(有効)な知識を、①「津波の正しい知識(津波の現象や特徴)を得る」、②「避難のしかたを知る」というテーマに分け、東日本大震災における津波の映像やCG、津波を経験した方のインタビューなどを用いて、『津波から避難する時に知っておいてほしいこと』を伝えるものとして作成されています。

また、地震や津波に関する避難訓練等の支援として、「緊急地震速報を使った地震・津波訓練」という映像も収録しています。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html



「緊急地震速報～まわりの人にも声をかけながらあわてず、まず身の安全を!!～」(平成21年11月 気象庁)

緊急地震速報を聞いた時の対処法を、様々な場面ごとに解説したリーフレットです。気象庁のホームページからダウンロードできます。

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/portal/shiryo/eew_shiryo.html

防災教育支援ポータル(文部科学省)

全国の防災教育の事例及び防災教育関連情報等を紹介しています。

<http://www.jishin.go.jp/main/bosai/kyoiku-shien/bosai.html>

気象庁ホームページ

毎日の気象情報、台風や地震、火山などの詳細な情報を提供しています。気象災害に関する各種パンフレット等をダウンロードできます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>

緊急地震速報について(気象庁)

緊急地震速報に関する様々な情報を紹介している気象庁のホームページです。<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/>

防災情報のページ(内閣府)

災害情報等を掲載した内閣府のホームページです。<http://www.bousai.go.jp/>

防災教育支援ページ(国土交通省)

各地方整備局等において地域の防災に関する情報とともに職員がもつ知見を交えて説明・紹介する多種多様な出前講座開設、防災に関する各種ビデオ、パンフレットの紹介をしています。

<http://www.mlit.go.jp/bosai/education/index.htm>

総務省消防庁ホームページ

「生活密着情報」のページに、防災全般についての情報や家具の転倒防止等の防災対策が詳しく解説されています。

<http://www.fdma.go.jp/>

防災・危機管理e-カレッジ(総務省消防庁)

総務省消防庁が開設するホームページです。災害に関する基礎知識や備えなどを学習することができます。

<http://open.fdma.go.jp/e-college/>

独立行政法人防災科学技術研究所ホームページ

地震、火山、気象、土砂及び雪氷災害等の情報や、被害の軽減に関する様々な研究開発の結果が公表されています。

<http://www.bosai.go.jp/index.html>

防災教育コレクション（独立行政法人防災科学技術研究所 自然災害情報室）

500点以上の防災や災害に関する絵本、児童書、紙芝居、カルタなどが閲覧できます。学校・地域などへの団体貸出を行っています。

<http://www.bosai.go.jp/library/kodomo/index.htm>

ポリスチャンネル ビデオライブラリー（NPO法人ポリスチャンネル）

良好な治安の確保に寄与することを目的として、市民の防犯意識や規範意識の高揚に資する映像コンテンツ等を提供しています。

<http://www.police-ch.jp/video/>

災害用伝言サービス（総務省）

通信各社が提供している「災害用伝言サービス」を紹介しています。

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html

【応急手当に関するもの】

生活密着情報（総務省消防庁）

「生活密着情報」のページに、応急手当の基礎知識や心肺蘇生法の手順などが詳しく解説されています。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/>

日本赤十字社ホームページ

救急法等の講習に関する情報や、各種の応急手当についての情報が紹介されています。

<http://www.jrc.or.jp/study/index.html>

※ここに記したURL及び入手方法等は平成25年3月現在のものです。

最新の情報については、各行政機関・団体等に問い合わせてください。

[参考文献]

文部科学省

- 幼稚園教育要領 平成20年 3月

- 小学校学習指導要領 平成20年 3月
 - 同 解説「社会編」 平成20年 8月
 - 同 解説「理科編」 平成20年 8月
 - 同 解説「生活編」 平成20年 8月
 - 同 解説「体育編」 平成20年 6月
 - 同 解説「道徳編」 平成20年 8月
 - 同 解説「総合的な学習の時間編」 平成20年 8月
 - 同 解説「特別活動編」 平成20年 8月

- 中学校学習指導要領平成20年 3月 平成20年 9月
 - 同 解説「社会編」 平成20年 9月
 - 同 解説「理科編」 平成20年 9月
 - 同 解説「保健体育編」 平成20年 7月
 - 同 解説「技術・家庭編」 平成20年 9月
 - 同 解説「道徳編」 平成20年 9月
 - 同 解説「総合的な学習の時間編」 平成20年 9月
 - 同 解説「特別活動編」 平成20年 9月

- 高等学校学習指導要領平成21年 3月 平成22年 6月
 - 同 解説「地理歴史編」 平成21年12月
 - 同 解説「理科編理数編」 平成21年12月
 - 同 解説「保健体育編 体育編」 平成22年 1月
 - 同 解説「家庭編」 平成22年 5月
 - 同 解説「工業編」 平成21年12月
 - 同 解説「総合的な学習の時間編」 平成21年 7月
 - 同 解説「特別活動編」

- 特別支援学校幼稚部教育要領、
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、
特別支援学校高等部学習指導要領 平成21年 3月
特別支援学校学習指導要領解説 平成21年 6月

- 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応 平成21年 3月
- 子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に一 平成22年 7月
- 学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 平成22年 3月
- 「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために
～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」

座長あとがき

我が国では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災はもとより、全国各地で毎年のように自然災害が発生し、時には多くの人命が失われています。また地域によっては、現在も地震災害等の発生確率が高まっているところもあり、学校防災に関わる課題の早急な解決が望まれています。特に、児童生徒等に対する防災教育を充実させることは、学校現場における最優先課題の一つと言えるでしょう。このような背景を踏まえて、本書では学校における防災教育の充実のため、近年の自然災害から得た知見を活かしつつ、防災教育のとらえ方や具体的な指導内容を提示しています。また必要な防災管理の情報についても記載しています。

ところで本書は、学習指導要領の改訂や学校保健安全法の施行を受けて、下記の作成協力者の皆さまのご協力の下、平成22年度内の発刊をめざして改訂作業を行ってまいりました。しかし、東日本大震災の発生を受けて、一旦発刊が延期となり、その後「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」での審議や、「学校安全の推進に関する計画」をもとに再度改訂を行い、今回ようやく発刊の運びとなりました。この場をお借りして、22年度の協力者の皆様にも御礼申し上げます。

防災教育は、児童生徒等の命を守ることはもちろん、将来彼らが社会の安全を担う存在となるために不可欠な教育活動です。自然災害の発生は待つてはくれません。明日からの防災教育のために、ぜひ本書を有効に活用されることを願っています。

平成25年3月 座長 渡邊 正樹

平成22年度「『生きる力』を育む防災教育の展開」作成協力者（平成23年3月現在）

阿由葉 綾子	東京都立葛飾盲学校主幹教諭	千葉 晃	千葉県立東金特別支援学校校長
荒川 早月	東京都立大塚ろう学校副校長	中村 和穂	江戸川区立鹿本幼稚園長
貝瀬 佳章	静岡県教育委員会主査	原本 憲子	聖徳大学大学院准教授
佐久間 京子	横浜市立上山小学校副校長	藤岡 達也	上越教育大学大学院教授
佐藤 浩樹	登米市立米山中学校教頭	松井 謙太	見附市立見附小学校教頭
杉本 眞智子	川崎市立王禅寺中央小学校教頭	安武 正太郎	東京都立青鳥特別支援学校副校長
関口 宏二	防災科学技術研究所企画部広報普及課長	矢崎 良明	板橋区立高島第一小学校長
高塚 秀和	掛川市立桜が丘中学校教諭	山本 美苗	埼玉県立大井高等学校教頭
谷地利和	和歌山県立田辺工業高等学校教諭	渡邊 正樹	東京学芸大学教授

学校防災のための参考資料

「生きる力」を育む防災教育の展開

MEXT1-1301

平成10年3月初版発行

平成25年3月改訂版発行

著作権所有 文部科学省

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111



文部科学省